

平成30年第2回

置戸町議会定例会会議録

平成30年3月 7日開会

平成30年3月14日閉会

置戸町議会

平成30年第2回置戸町議会定例会（第1号）

平成30年3月7日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 平成30年度町政執行方針
- 日程第 4 平成30年度教育行政方針
- 日程第 5 議案第 2号 〔総務常任委員会報告〕
置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
（総務常任委員会・平成30年第1回臨時会付託）
- 日程第 6 議案第 3号 〔総務常任委員会報告〕
置戸町下水道条例の一部を改正する条例
（総務常任委員会・平成30年第1回臨時会付託）
- 日程第 7 議案第 4号 〔総務常任委員会報告〕
置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
（総務常任委員会・平成30年第1回臨時会付託）
- 日程第 8 議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について
- 日程第 9 議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定
める条例の制定について
- 日程第10 議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

- 基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第24 議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定について
- 日程第25 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算
- 日程第26 議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第30 議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第31 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第32 議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第33 議案第8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第40 報告第1号 平成28年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
- 日程第41 報告第2号 定期監査の結果報告について
- 日程第42 報告第3号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成30年度町政執行方針
- 日程第4 平成30年度教育行政方針
- 日程第5 議案第2号 〔総務常任委員会報告〕
置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

- (総務常任委員会・平成30年第1回臨時会付託)
- 日程第 6 議案第 3号 [総務常任委員会報告]
置戸町下水道条例の一部を改正する条例
(総務常任委員会・平成30年第1回臨時会付託)
- 日程第 7 議案第 4号 [総務常任委員会報告]
置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
(総務常任委員会・平成30年第1回臨時会付託)
- 日程第 8 議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について
- 日程第 9 議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定
める条例の制定について
- 日程第10 議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第24 議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定について
- 日程第25 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算

○出席議員(10名)

1番 前田 篤 議員 2番 澁谷 恒 壹 議員

3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇治	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	渡辺	登美子	町づくり企画課長	坂森	誠二
総務課長	深川	正美	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	栗生	貞幸
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
総務係長	芳賀	真由美	町づくり企画課財政係長	小島	敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	石森	実昭
社会教育課長	養島	賢治	森林工芸館長	五十嵐	勝
図書館長	今西	輝代教			

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗生 貞幸

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正美（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	高橋	一史	議事係表	祐太郎
臨時事務職員	中田	美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成30年第2回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 高谷勲議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・ 議案第7号から議案第37号。

・ 同意第1号。

今期定例会に総務常任委員会委員長から提出された事件は、次のとおりです。

・ 総務常任委員会審査報告書。

今期定例会までに受理した教育委員会教育長からの報告は、次のとおりです。

・ 報告第1号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

・ 報告第2号から報告第3号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔登壇〕 去る、平成29年12月26日招集の第2回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を12月26日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、2件であります。

議案第1号 平成29年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ

1,054万2,000円を追加し、32億1,214万4,000円といたすもので、人事院勧告等に基づく給料表の改定及び勤勉手当支給率並びに扶養額手当の支給額の改定に伴う職員給与費等の所要額を置戸町関係分と合わせ補正計上するものです。

次に、報告第1号 専決処分について（損害賠償の額を定める和解すること）は、北見市で発生した警戒出動の活動中に誤って相手方車両のフロントガラス等を損傷させた賠償につきまして和解が成立し、規定による報告であります。

以上、議案第1号及び報告第1号が、辻管理者より提案理由の説明がなされた後、議案に対する質疑・討論を行い、原案のとおり可決・承認されました。

続きまして、去る平成30年2月13日招集の第1回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を2月13日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、6件であります。

初めに、辻管理者から、平成30年度執行方針及び提案説明がなされた後、議案第1号 平成30年度北見地区消防組合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ27億4,500万円となり、これを前年度当初予算と比較しますと、4億3,350万円、約14%の減となったところであります。大幅な減額となった理由は、旧消防本部・消防署庁舎の解体工事及び北見消防団統合詰所別棟改修工事、並びに留辺蘂支署の外構工事の完了によるものが主な要因であります。

置戸町関係分では、消防団員の雨衣83万2,000円と置戸支署事務室床張替工事で260万円を計上いたしました。

議案第2号 平成29年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、予算総額32億2,268万6,000円から、歳入歳出それぞれ1億4,484万9,000円を減額し、30億7,773万7,000円といたすものです。置戸町関係分は、歳入歳出それぞれ154万4,000円を減額し、1億7,577万2,000円といたしました。

議案第3号 北見地区消防組合の休日に関する条例等の一部を改正する条例については、当消防組合は年末年始の休日を12月31日から翌年の1月5日までと定めておりましたが、道内の主要都市との関係機関の連携を図るため、12月29日から翌年の1月3日までに改正するものです。

議案第4号 北見地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、当消防組合は消防手数料条例に定める同額に改めるものです。

議案第5号 北見地区消防組合情報公開条例の制定につきましては、地域住民の知る権利を最大限に尊重し、より開かれた消防行政の運営を行うためには、情報公開に関する必要な事項を明確にする必要があることから、本条例の制定をするものです。

議案第6号 北見地区消防組合個人情報の保護に関する条例の制定につきましては、当消防組合における個人情報の取扱いに関する基本的事項を明確にすることにより、個人の権利・利益を保護することを目的として本条例の制定をするものです。

以上、議案第1号から議案第6号まで、辻管理者から提案理由の説明がなされました。

その後、議案に対し質疑・討論を行い原案のとおり可決・承認されました。

また、北見市議は、任期満了に伴い小川議長よりお礼の挨拶がなされました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告を終わります。

平成30年3月7日、報告者、嘉藤均。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月16日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの10日間に決定しました。

◎日程第 3 平成30年度町政執行方針

◎日程第 4 平成30年度教育行政方針

○佐藤議長 日程第3及び日程第4 町長から平成30年度町政執行方針、教育委員会から平成30年度教育行政方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許します。

〈日程第3 平成30年度町政執行方針〉

○佐藤議長 まず、平成30年度町政執行方針。

町長。

(以下記載省略。平成30年度町政執行方針別添のとおり)

〈日程第4 平成30年度教育行政方針〉

○佐藤議長 次に、平成30年度教育行政方針。

教育長。

(以下記載省略。平成30年度教育行政方針別添のとおり)

○佐藤議長 これで、町長からの平成30年度町政執行方針及び教育委員会からの平成30年度教育行政方針の説明を終わります。

◎日程第 5 議案第 2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例から

◎日程第 7 報告第 4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例まで ————— 3件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第5 議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例から、日程第7 議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの3

件を議題とします。

本案は、平成30年第1回臨時会に提案されたもので、置戸町議会会議規則第38条第1項により、総務常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査のものであります。

委員長の報告を求めます。

7番 小林満総務常任委員会委員長。

○7番 小林総務常任委員会委員長〔登壇〕 総務常任委員会付託案件の報告をいたします。

平成30年1月29日、第1回置戸町臨時会において付託を受けました「議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例から議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの3件について」の審査結果について報告いたします。

本付託事件は、本会議において提案理由の説明後、質疑が行われたのち、本会議終了後、第1回総務常任委員会を開催し日程調整を行い、2月1日開催の第2回総務常任委員会において審査を行いました。

審査にあたっては、施設整備課長及び担当係長から再度補足説明を受け、その後、質疑及び意見の交換を行いました。

2月23日開催の第3回総務常任委員会において、各委員の意見を求め、審査にあたっては、値上げの時期、料金の値上げ幅等について審査し、会計の原則から独立採算制と受益者負担の原則があり、後世に先送りをしないことを求め、町税や地方交付税の減少が避けられないなか、一般会計からの繰入にも限度があるなど影響が大きく、慎重に審査いたしました。

その後意見が出尽くしたことから、総務常任委員会において、「議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例から議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの3件について」原案に対し採決をした結果、原案のとおり可決すべきものと決定したものであります。

なお、今回の大幅な値上げに対して、会計の原則からすれば、受益者負担の原則は認めますが、簡易水道、下水道、集落排水は、それぞれ町民の生活に対する影響は大きいので、このような長期にわたる事業で、なお且つ受益者に負担を求める条例改正については、段階的に料金を上げる等の措置を計るべきとの意見もありました。今後、町の広報やホームページなどにおいて事業の進捗状況を含め、料金改定時期まで丁寧な説明を行うことを求めます。

以上、審査結果の報告といたします。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○佐藤議長 質疑は会議規則により委員長報告に対して質疑は省略いたします。

これから、議案第2号から議案第4号まで3件について討論を行います。

討論はありませんか。

4番。

○4番 佐藤委員〔登壇〕 本年、1月29日第1回置戸町臨時町議会に提案され、総務常任委員会に付託されました、議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第3号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例並びに議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場から討論をいたします。

昨年、11月24日に議員協議会で、町長から上記の上水道、下水道の値上げ案として議会に説明がありました。

また、その後、町内4地区においても、地域懇談会の席上、町民に対し資料をもって議員と同じ内容で説明がありました。議会内でも独自の勉強会や担当者に出席を求め、全員協議会を開催するなどし、上下水道事業の現状と改修に要した費用、今後、想定される起債の負担額など、今後の課題と町側が求める料金改定案について議論を重ねてきたところであります。

しかし、残念ながら町民に対する急激な負担増を避けるための軽減措置として、複数年に渡る段階的な料金値上げ措置は取り入れられることなく、1月29日の臨時町議会で我々に示された当初の案を修正されることなく、原案のとおり条例案の提案がなされました。

総務常任委員会で付託案件として審議を重ねてきましたが、新たな水道料金改定案は逦増料金制の導入により、11立方から20立方までは210円とし、45円、27.2%の引き上げ。21立方からは、230円とし、65円、39.3%の料金引き上げとなります。一方、下水道料金においては、基本料1,650円から2,060円、410円、24.8%の引き上げ。超過料金単価は、165円から222円、57円、34.5%の引き上げとなり、大きな値上げ幅となっております。上水道、下水道の同時値上げで、一般利用者の90%までが20立方以下と言われておりますが、ちなみに20立方の利用者で、現行6,600円から8,280円、1680円、25.5%の引き上げとなります。

料金回収率の引き上げと将来の起債償還額の負債軽減を図るための措置としての料金を引き上げる大きな理由であります。水道料も下水道料も日々の住民生活に直接関わりのある公共料金であります。現状では、受益者の負担増は避けられないと理解するところでありますが、急激な値上げは住民生活に大きな影響をもたらします。住民の負担感に配慮するならば、段階的な値上げ措置も選択肢の一つではないかと考えます。高齢化率が43%を超え、高齢者の収入のほとんどが年金を収入源としております。様々な公的な負担が増え、受け取る年金が目減りする現状に、将来に不安を抱く住民は少なくありません。これら町民に対する影響を十分に配慮し、料金を改定すべきものと考え、この改正条例案に反対の討論といたします。

○佐藤議長 ほかに討論はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員〔登壇〕 賛成の討論を申し上げます。提案されました議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第3号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例、議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例のいずれも原案どおり可決すべきものと考えます。

委員長報告にもありましたが、独立採算制と受益者負担の会計の原則と一般会計からの繰入が倍増することにより、予定されていた事業が変更になるなど、事業に及ぼす影響を考えた時、また先般開催されました、置戸町による懇談会での水道事業の説明あるいは議会懇談会においても具体的な反対の意見はないこと。30億円を超える事業について、受益者としての一定の負担が必要なことについては、町民もある程度理解が得られていることを考え、今回の議案については、原案どおり可決すべきものと考えます。

なお、今後においては、様々な機会を通じて町民に対する丁寧な広報活動を行うことを求めて、私の賛成討論といたします。

○佐藤議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 これで討論を終わります。

これから、議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例から議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの3件について採決します。議案第2号から議案第4号までの3件に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例から議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの3件は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩 10時43分

再開 11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 8 議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定
についてから

◎日程第31 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 24件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第8 議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定についてから、日程第31 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算までの24件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第14号は、置戸町地域巡回バス運行条例の制定についてであります。条例の内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。以下、議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算、これまでの24件につきましては、それぞれ所管の課長より議案の内容についてご説明を申し上げます。

〈議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について。

町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 それでは、議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定についてを説明いたします。

置戸町地域巡回バス運行条例を次のように制定する。

置戸町地域巡回バス運行条例。

(目的)

第1条 この条例は、置戸町地域巡回バス（以下「バス」という。）を運行することにより、置戸町内の生活交通手段を確保し、もって町民の福祉の向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(運行管理)

第2条 バスの運行管理は町長が行う。ただし、バスの運行及び管理に関する業務を町長が適当と認める事業者等に委託することができる。

(運賃)

第3条 バスを利用する者（以下「利用者」という。）の運賃は、無料とする。

(運行内容)

第4条 バスの名称、運行区間、運行日、運行回数、利用者の範囲等については、町長が別に定める。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、バス乗務員が安全確保のために行う職務上の指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第6条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由によりバス及びその附帯設備を損傷し、又は汚損したときは、それにより生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、バスの運行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

この今回の条例の制定内容について説明を申し上げますが、本条例は昭和45年から最寄りの医療機関までの患者を輸送する目的で、置戸町へき地患者輸送車を運行してきておりましたが、平成27年度から利用目的を一般利用にまで拡大し、昨年8月から専用のワゴン車2台による運行と、新たに拓殖、若松住民センターを起点とした、市街線も運行を開始いたしました。この間、利用状況を踏まえ検討した結果、多様なニーズに対応した生活交通手段の確保が必要であると判断をし、へき地患者輸送車ではなく、利便性の向上と今後の利用拡大に向けて、地域巡回バスとして新たに運行するよう提案するものです。

それでは、各条文に基づきましてご説明をさせていただきます。

第1条では、目的といたしまして、生活交通手段の確保、そして福祉の向上と地域活性化を図ることを目的といたしました。

第2条につきましては、バスの運行管理につきまして、事業者等に委託することができるようにする規定でございます。

第3条につきましては、バス運賃を無料とする設定をしております。

第4条は、バスの運行内容についてでございますが、その内容について説明をいたしますので、議案説明資料集、黄色表紙の5ページをお開き願います。名称につきましては、これまでへき地患者輸

送車で使用をしてきた名称を引き続き使用することとし、にこにこ号、ほのぼの号とします。運行日につきましては、土曜日と日曜日、祝祭日、12月29日から翌年の1月4日までの日を除いて運行いたします。ですが、天災、その他やむを得ない事由によっては運行上支障があるときは、運行できません。運行区間につきましては、各地区方面は、従来のへき地患者輸送者の運行区間や回数を引き継ぎますが、市街方面につきましては、中里地区、若松地区まで区間を拡大をし、パークゴルフ場や中央公民館等の公共施設前を含めます、17カ所で乗降できるようにいたします。次のページをお開きください。利用者の範囲につきましては、町内に居住する自らの交通手段を持たない18歳以上の方、高校生は除きます、といたします。なお、中学生以下の方につきましては、保護者同伴であれば乗車可といたします。

本議案にお戻り願います。

第5条は、利用者は乗務員の指示に従うよう規定するものです。これは保安上の理由による規定でございます。

第6条につきましては、利用者が故意によるバスの汚損や破損につきましては、損害賠償していただきますとする規定でございます。

第7条のバス運行に関する必要事項についてですが、先程と同じく、議案説明資料の6ページをお開きください。

まず、1点目は、天災その他やむを得ない事由がある場合、運行区間の制限や一部運行時間の変更や中止ができるように。そして、2点目でございますけども、利用者が多く乗車定員を超えた場合や第5条で規定いたしました、常務員の指示に従っていただけない場合など、乗務員の判断で乗車拒否や下車させることができるよう定めるものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

〈議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について〉

○佐藤議長 次に、議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第15号について説明いたします。

置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について説明いたします。

置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のとおり制定する。

置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

資料により説明いたしますので、別冊の黄色い議案説明資料、7ページ、議案第15号説明資料、置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてをご覧ください。

ください。

1、条例制定の理由ですが、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進する目的として、介護保険法の一部改正があり、現在、都道府県に指定権限のある居宅介護事業所において、市町村の保険者としての機能を強化するため、市町村に指定権限が委譲されることとなり、現在の道条例に今回改正された国の基準条例を反映した上で、本町の条例で定めるものです。

条例へ委任される現行の基準と考え方ですが、条例制定の基準でございますが、町が条例で基準を定める際には、国の基準に従い定めるものを、従うべき基準。国の基準を標準として定めるものを、標準。国の基準を参酌して定めるものを、参酌すべき基準。の3つの類型に分類され、これらを踏まえて町の実情に応じた内容を定めることとなります。今回は、従うべき基準及び参酌すべき基準が法令により示されております。

8ページをご覧ください。本町が条例で定める内容について、左が国基準と基準区分。右が置戸町基準条例案と基準区分により判断した理由を記載してございます。条例制定の考え方ですが、国が定める全国一律の基準に従うように求めている項目については、国の基準と同じ内容を条例で定めます。ただし、事故報告に関してのみ、同条例を参考とし、重大事故に係る市町村への報告を追加しております。また、町の実情に応じて、独自の基準を定めることができる、参酌すべき基準に該当する項目については、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないと判断したことから、国の基準と同じ内容を条例で定めることとしております。

第1章については、趣旨及び定義を定めております。第2章については、申請者の要件を法人としております。第3章では、基本方針として、公正さと関係機関との連携を定めております。第4章では、人員基準、管理者の資格要件を定めております。今回の法改正により、管理者の資格要件が、介護支援専門員から主任介護専門員に改正され反映したものです。第5章では、運営に関する基準を規定しており、第7条では内容の説明や重要事項を記載した文書の交付と同意。次のページになりますが、第15条では、医療サービスとの連携や事業所の評価を規定しております。第16条では、具体的な取扱方針を国基準の枝番号を整理し、第1号から第30号まで介護支援専門員の行うべきアセスメント業務。計画作成から会議の開催、連絡調整、経過記録、評価等について規定しております。16条中第20号については、今回の制度改正により義務付けとなったサービス計画に、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けする場合、計画に必要な理由を記載し、市町村に計画を届け出なければならないという新たな規程を規程しております。第17条では、法定代理受領サービスに係る毎月の国保連合会への報告義務。第21条では、運営規程を定める義務。第26条では、守秘義務及び情報提供に係る同意をとる義務。第28条では、特定のサービス事業所への偏った位置付けの禁止を規程しております。次のページになりますが、第30条では、事故発生時の対応を規程しておりますが、この条項のみ現行の同基準を参考に、国基準プラス重大な事故が発生した場合の市町村への報告義務を規程しております。第6章につきましては、基準該当居宅介護支援に関する準用規定となります。

条例の施行期日は、平成30年4月1日となります。ただし、先程ご説明いたしました第16条中第20号の規定回数以上の訪問介護を位置付けした場合の市町村への報告義務については、平成30年10月1日からの施行となります。また、管理者に係る経過措置として、平成33年3月31日ま

での間は、主任介護支援専門員以外の介護支援専門員を管理者とすることができることとしております。

本議案にお戻りください。

7枚めくってください。左のページになります。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条中第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

次のページになります。

(管理者に係る経過措置)

第2条 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

〈議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町事務分掌条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

今回の改正の経過及び内容についてご説明いたします。

これまでの行政機構改革につきましては、平成14年、21世紀まちづくり推進室の設置や「農務課と林務商工課」、「建設課と施設課」を統合し「農林商工課」「建設課」としました。平成17年10月には、町村合併の取り組み終了と共に、21世紀まちづくり推進室を廃止し、行政改革推進を柱に単独運営計画を策定し、行政運営を行ってまいりました。平成19年7月には、少子高齢化対応や産業振興、地域振興、さらには産業創設、銀河線跡地処理などを企画課に集約し、現在の町づくり企画課、さらには業務の見直しなどから、町民生活課、産業振興課、施設整備課と課名変更を行っております。また、この時、事務所の配置換えで3階の産業振興課、農業委員会を2階に移し、学校統合等に対応するため、教育委員会、教育長及び学校教育課を中央公民館から庁舎3階に移動しております。この機構改革から10年を経過し、人口減少、高齢化社会が一層進行する中で、町が抱える諸課題に対応するため、昨年4月より役場内に副町長を委員長とした、行政機構改革検討委員会を設置して検討してまいりました。検討におきましては、行政のスリム化、効率化、スピード感のある施策展開、相談業務や子育て支援、さらには防災対策の充実などを中心に検討すると共に、平成32年度開始の、第6次総合計画の策定作業への対応や職員の年齢構成、人事構成も考慮し改正案を今回提案するものでございます。

具体的な変更を説明いたしますので、黄色の議案説明書、17ページ、行政機構改革案の組織図をお開きください。

それでは、右側の方からご説明してまいります。第6次総合計画策定や政策課題の取り組み等を担

当する地域振興係と、従来の町民生活課広報広聴係と総務課情報管理係を統合して、更なるIT化や地域情報を発信、充実の為に地域情報係の2係構成のまちづくり推進室を新設いたします。町づくり企画課は、総務課との統合を図り、現在の企画係の業務の一部は地域振興係に引き継ぎ、総務課は職員係を統合した総務係、まちづくり企画課から移動した財政係、企画係からの防災業務と町民生活課住民生活係からの交通安全防犯業務をそれぞれ切り離し防災係を新設し、また管財係には、施設整備課管理係から公営住宅の業務を移行し業務の効率化を図ってまいります。なお、情報管理係は、まちづくり推進室、地域情報係に統合したことにより廃止となります。

町民生活課は、先程ご説明のとおり、住民生活係の一部業務移行と広報広聴係の移行による廃止となっております。

地域福祉センターは、効率的、効果的な業務執行や子育てを含む相談業務の充実を図るため、各係の業務見直しを行い、現状の4係体制から、社会福祉係、健康推進係、介護保険係、高齢者福祉係、包括支援係の5係制とし、子育てから高齢者までの相談業務の充実、福祉センター係間の調整機能を持たせた包括支援係を新設いたします。

施設整備課は先程説明のとおり、管理係の業務見直しとなっております。

教育委員会につきましては、学校教育課の学校教育係に学校給食係を統合いたします。なお、地域福祉センターと学校教育課は、本条例改正ではなく、置戸町福祉センター設置条例施行規則、同庶務規程、教育委員会事務局組織規則改正により、4月1日施行により対応することといたします。本条例改正に伴う庶務規程等、関連諸規程、規則、要綱の改正を本議案可決後速やかに行い、4月1日の施行をするものでございます。

また、今回の機構改革に合わせて、事務事業の見直しを図り、各課の業務内容の変更も合わせて実施してございます。

議案第16号、本議案にお戻りください。

第1条中「町づくり企画課」を「まちづくり推進室」に改める。

第2条町づくり企画課の項を次のように改める。

まちづくり推進室。

1号、町行政の総合計画に関すること。以下、7号、コンピュータ利用業務に関することまでを改正いたします。

第2条総務課の項中第8号を削り、第9号を第12号とし、第7号の次に次の4号を加える。

8号、公営住宅の管理、維持補修に関すること。以下、11号、防災及び交通安全に関することまでを加えるものでございます。

第2条町民生活課の項第3号中「老人保健」を「後期高齢者医療」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、同条施設整備課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号中「車両運行計画及び管理」を「車両の整備」に改め、同号を第5号とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

なお、議案説明資料14ページ、本条例改正新旧対照表は後程ご覧ください。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

〈議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正の理由、内容について説明いたしますので、議案説明資料18ページ、黄色の資料です。をお開きください。

この表にありますとおり、本町の一般職員の給与は、級別職務分類表により職務発令により1級から6級までの給与体系となっており、学歴、勤続年数、その職の在級年数等により号俸を決定し、給料表により支給しております。別表2のとおり、職務分類表は大別すると、職務級1から2級は、主事、主事補の係員で、3から4級は、主任、係長及び主査。5級は、課長補佐職。6級は、課長職となっており、給与表は1から6級の上位になるほど、その責務に応じて月例給が高くなっております。

本条例の分類表では、主任と係長職が同級となっており、係長発令を受けなくても4級まで到達する給与体系となっていることから、総務省より、地方公務員の人事評価導入に合わせて職務職階級制度の徹底の指導を受けており、その改善のために今回改正案のとおり、4級の2項、主任の職務で、特に高度の知識、または経験を必要とする業務を行う職務を廃止し、主任は3級のみとするため、平成27年度より組合と交渉を進めてきたところでございます。なお、現在の発令実態では、係長職は在級年数を勘案し、4級に格付けされてございます。本年2月22日、組合との4級主任廃止の合意妥結によって、今回、本給与条例の改正を提案するものでございます。なお、今回の改正により、現在3名の4級主任につきましては、現給を補償して3級に改めて格付けし、係長発令がなければそのまま3級に留まることといたします。

本議案にお戻りください。

別表24の項中「2 主任の職務で、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

〈議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように制定する。

改正理由、内容について説明いたします。

総務省が毎年実施しております、地方公務員の給与実態調査において、国家公務員給与を100と

した指数公表により、本町の給与がそれを超えた数値となったことから、平成28年度より3級から6級までの職員の給与月額を3%減額する内容で条例制定、さらには期限延長を改正して2年間減額措置の継続をまいりました。それにより指数は、27年4月調査では103.6でありましたが、28年度は99.6。本年12月公表の29年度分は98.7と一定の成果を上げております。本減額措置につきましては、職員組合からも早期の廃止を要求されておりますが、これを廃止した場合、29年度給与の本町の独自試算では、101.5と再び100を大きく超えることから、平成30年度においても特例措置の継続で交渉してまいりましたが、過去2年間の先程申し上げました、指数の提言実績、さらには減額対象となっている若年子育て世代、20代から30代の3級在職者の賃金抑制の解除、さらには17号議案でも説明のとおり、4級主任廃止による賃金抑制等を総合的に判断して、30年度においても3%の減額は継続するものの、減額対象から3級在職者を除き、減額対象は現状で係長以上の職務の者といたしました。なお、本件につきましても、本年2月、組合との合意妥結に至っており、労使双方、本減額措置の早期解消に向けて31年度以降の給与の諸課題の解決に向けて継続協議を進めることとしております。

本議案にお戻りください。

第1条中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第2条第1項中「3級」を「4級」に改める。これは先程ご説明のとおり、期限の延長と対象者の縮小でございます。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

なお、議案説明資料19ページ、本条例改正新旧対照表は後程ご覧ください。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

〈議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第19号について説明いたします。

置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例。

置戸町児童遊園地条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、やまびこ遊園地、置戸町字拓殖16番地の2。よいこ遊園地、置戸町字置戸68番地の3を削る。

児童遊園地再編に向け、近年児童の利用がほぼなく、新規の遊具設置や更新を行ってこなかった、やまびこ遊園地及びよいこ遊園地につきましては、遊具の老朽化が著しく、今年度において遊具の撤去を行いました。今後は町の緑地として管理をすることから、両遊園地を廃止するものでございます。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

なお、別紙議案説明資料20ページ、議案第19号説明資料として新旧対照表を添付しておりますので後程ご覧ください。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

〈議案第20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第20号について説明いたします。

置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律。いわゆる第7次地方分権一括法により、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律。いわゆる認定こども園法の一部改正があり、同法の条項にずれが生じたため、本条例の引用規定箇所を改正するものです。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

なお、別紙議案説明資料21ページ、議案第20号説明資料として新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照願います。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

〈議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第21号につきましてご説明いたします。

議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の趣旨につきましては、平成30年4月1日施行に係る高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊黄色い表紙の資料となりますが、別冊議案第21号説明資料、置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、22ページをご覧ください。

左が項目、右が改正概要となっております。

改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

住所地特例という制度がございますが、国保・後期医療の適用は加入者の住所地で行うことが原則となっておりますが、施設等に入所し、住所が移った者について、施設所在地で保険の適用を受けることとした場合、施設所在地の自治体が保険者となり、その財政負担が課題となることから、これを防ぐため、一定の施設等への入所により他市町村、広域連合から転入した者については、前住所地の

市町村や広域連合が引き続き保険者となる制度ですが、以前から問題点があり、同一制度内の保険者間異動、例えば、国保から国保、後期医療から後期医療の異動はこの制度が適用となりますが、図の現行をご覧ください。現在、A県A町の国保加入者がB県B町にある老人ホームに入所した場合は、住所地特例により、A県A町の国保が適用となりますが、その方が75歳到達により、後期高齢者医療制度に加入となった場合、A県の広域連合ではなく、B県の広域連合に加入することになります。B県の財政負担が増えることとなり、このことが問題となっておりました。今回の法改正により、住所地特例を受けていた方が広域医療に加入した場合は、前住地の都道府県の広域連合に加入する制度に改正されました。このことを受け、条例第3条第2号の改正と第3号の追加を行うものでございます。条例第3条は、保険料を徴収すべき被保険者を規定しておりますが、法第55条の2で上記図のような改正後の取扱いを追加規定しましたので、置戸町が行う保険料徴収についても同様の取り扱いとするよう改正を行うものです。次のページをお開きください。附則第2条の削除ですが、後期高齢者医療制度発足時に、社会保険等の被扶養者であった者が、後期医療に移行することにより、新たに保険料負担が生じることから、負担の緩和を図るため、「平成20年4月～9月の半年間は保険料の徴収を凍結」する措置がございました。半年間凍結があったため、該当する方の保険料の納期を特例で定めておりましたが、国からの通知により削除をするものでございます。次に、附則第2条を削りましたので、附則第3条を附則第2条に繰り上げいたします。以上が改正内容となります。

議案第21号説明資料、置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

〈議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例。

町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 それでは、議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町森と住まいの支援条例（平成21年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の内容につきましては、平成27年4月1日から平成29年度末をもってこの条例が効力を失うことから、引き続き本町の森林資源を大切にしながら住宅建設を支援することのほか、今回新たに中古住宅の取得についても支援することを含めた主な3点について条文を改正し、引き続き3年の期間延長をお願いをするものです。

改正する主な3点の内容でございますが、1つ目として、対象となる住宅に置戸町空き家等情報登録制度に登録された中古住宅を含めることといたしまして、取得に対する補助内容を基本額を取得費用の20%以内の額で50万円を限度とし、18歳未満の子供1人につきまして10万円を。町外からの転入者には20万円をそれぞれ加算するもの。2つ目として、森林認証に対する支援条件について、森林資源循環活用型住宅となる要件として、認証材の使用容積割合が50%以上の住宅とした条

件を使用容積割合が30%以上に緩和するもの。3つ目として、町外からの転入を促すため、町外在住者加算要件を町外在住者から町外在住者、又は町外から転入して3年以内の者に条件緩和をするものとしております。なお、新たに中古住宅の取得に関する規定を盛り込んだため、今回の改正に合わせて条文や文言表記についても改正をいたしました。

別冊の黄色い表紙、説明資料の26ページをお開きください。こちらの新旧対照表でご説明いたします。

第1条の目的におきましては、町内に存する良質な中古住宅の取得という項目を加えました。それで、第2条ですが、第2条につきましては、中古住宅という新しい概念が入りましたので、その用語の定義をしたところ、その他の関係する条文、条項を整理をさせていただきました。次のページをお開きください。第3条につきましては、これは補助金の支給要件を定めたものですが、先程申し上げましたとおり、中古住宅に対して該当させるという中身を追加したものでございます。それに伴います文言整理をいたしました。中でも、補助金の額に上限を定めておりますので、また条件緩和の部分もございまして、中古住宅もいろんな価格のものもございまして、補助金の総額が万一その取得費用を超えた場合の時の規定を追加しております。

それから、適用除外といたしましては、新たに取得する住宅、これは中古住宅ですけども、登記がされていない未登記物件につきましては、対象といたしませんという条項を入れております。

第5条につきましては、字句の訂正でございます。

本議案にお戻り願います。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条及び第4条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

〈議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第23号について説明いたします。

置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

置戸町介護保険条例（平成12年3月16日条例第6号）の一部を次のように改正する。

65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、介護保険法に基づき市町村介護保険事業計画に定める、介護給付等対象サービスの見込料などに基づき、3年ごとに見直すこととなっております。平成30年度から平成32年度までの計画期間における標準給付費見込額及び地域支援事業見込額の23%が第1号被保険者の負担となりますが、介護給付費準備基金を取り崩すなど、第1号被保険者介護保険料上昇の抑制を図っております。

まず、次期計画になります、第7期計画期間における保険料についてご説明いたしますので、別紙の議案説明資料、黄色い表紙になります、議案第23号説明資料、31ページ、所得段階別第1号被保険者の介護保険料についてをご覧ください。

第7期計画では、介護給付標準給付費を平成30年度から平成32年度までの合計で、10億1,

609万8,000円。地域支援事業費では、介護予防日常生活総合支援事業及び包括的支援事業、任意事業合わせて5,205万9,000円を見込み、その23%について第1段階から第9段階までの9段階の区分とし、所得の低い階層の負担を軽減すると共に、介護給付費準備基金2,300万円を取り崩すなど、第1号被保険者の介護保険料上昇の抑制を図り、基準額を前期計画時と同じく、4,200円、年額5万400円とするものです。なお、各段階ごとの基準額に対する割合及び保険料は、次ページに記載のとおりです。

なお、別紙の議案説明資料、29ページ、議案第23号説明資料、新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照ください。

本議案にお戻りください。

今回の改正は、次期3年間の保険料率を定めるにあたり、対象年度について、平成30年度から平成32年度に改めるものです。また、罰則に係る規定中、市町村の質問調査権について、第2号被保険者の配偶者あるいは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者または過去にこれらであったものについて、その対象となるよう範囲が拡大されたことに伴い、第1号被保険者に加え、第2号被保険者を合わせて被保険者と統合し文言を改めるものです。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の置戸町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

〈議案第24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第24号について説明いたします。

置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

一部改正の趣旨及び改正内容について説明いたしますので、別紙の議案説明資料、黄色い表紙になります、33ページ、議案第24号、第25号及び第26号説明資料、置戸町指定介護予防支援等の事業に関する基準条例及び置戸町指定地域密着型サービスに関する基準条例等の改正についてをご覧

ください。

議案第25号及び第26号にも関連がありますので、合わせて説明いたします。

今回の改正の趣旨ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、基本的には3年に一度の改正が行われており、平成30年度においても、関連する省令について所要の改正が行われます。指定介護予防支援事業所及び地域密着型サービスに係る基準は、省令による基準を参考とし、町が条例で定めていることから、関係省令の改正により本町の関係条例の改正を行うものです。今回の改正対象となるサービス種別といたしましては、3番、対象サービスの表にありますとおり、介護予防支援事業所及び介護予防を含む地域密着型サービスとなりますが、町内においては、介護予防支援事業所及び認知症共同生活介護、地域密着型通所介護が該当する事業所となります。また、今後につきましては、議案第15号で説明いたしました、居宅介護支援事業所につきましても同じ扱いとなります。

34ページをご覧ください。

基準の類型は、国の基準に従い定める、従うべき基準と国の基準を標準として定める標準、参酌すべき基準の3つの類型に分類されます。今回の基準省令の規定をもとに、利用者の処遇の控除、適正な事業の運営、確保の観点から、本町の実情を踏まえ検討した結果、特段の支障がないと判断したことから、関係条例は国の基準省令通り改正となります。介護予防支援事業所基準の改正箇所については、まず1点目として、医療と介護の連携の強化として、居宅介護予防支援事業所と利用者が契約を行いサービスを開始する際に、利用者が病気になり入院することがあった場合、医療機関に対して担当のケアマネジャーの氏名を医療機関に伝えることを依頼することを事業者側に義務付けするものです。また、利用者が医療系サービスを希望している場合には、その主治医に対してのケアプランの交付、さらには訪問介護事業所等から伝達された情報、ケアマネ自身が把握した利用者の状況等について、主治医等に対し必要な情報伝達を行うことを義務付けするものです。2点目は、公平中立なケアマネジメントの確保に向け、利用者が複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能であることを説明することを義務付け。3点目は、障害者福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合、介護予防支援事業者と、それまで利用してきた障害者制度のケアマネ的位置付けである、特定相談支援事業者と連携することについて明確化するものです。

なお、別紙の議案説明資料、38ページ、議案第24号説明資料、新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照ください。

それでは、本議案にお戻りください。

1枚めくってください。左のページになります。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 12時00分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第25号について説明いたします。

置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

先程の別紙議案説明資料、33ページ、議案第24号、25号及び第26号説明資料を再度ご覧ください。

条例の一部改正の趣旨などにつきましては、先程、議案第24号で説明いたしましたので省略いたします。

34ページをお開きください。

下段の、地域密着型サービスの（1）、地域密着型、認知症対応型共同生活介護については、身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に検討委員会を3月に1回開催し、職員に周知徹底を図ること。また、指針を整備すると共に、研修を定期的実施することを定めることが必要とされました。

35ページになります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、1点目として、オペレーターに係る基準の見直しとなりますが、ここでいうオペレーターとは、24時間体制での利用者からの連絡による電話等での対応、または随時対応を行う介護職員や看護職員等を言い、今回、日中における兼務規定の緩和、事業所間での連携による集約化、また訪問介護の職員をオペレーターにあてる際のサービス提供責任者の経験年数を3年から1年に緩和するものです。2点目は、連携推進会議の開催を年4回から年2回に緩和するものです。3点目は、サービス提供の偏りを防止するため、同一敷地内にある建物以外の地域の利用者に対してもサービスの提供を行わなければならないことを明確化いたしました。次の、夜間対応型訪問介護につきましては、先程の定期巡回・随時対応訪問介護看護のオペレーターに係る基準の緩和と同じく、オペレーターの職に就く訪問介護職員の資格要件の緩和です。次の、地域密着型通所介護では、町内における通所介護事業所での指定の予定はございませんが、①共生型地域密着型通所介護につきましては、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後児童デイサービスの指定を受けている事業所であれば、指定を受けられるものとして基準を定めるものです。現在までは同一事業所内で、障害福祉制度のサービスと介護保険制度のサービ

スを提供する、いわゆる富山型を行うには、障害者福祉制度と介護保険制度の両制度においてそれぞれ指定の申請を行うことが必要でしたが、今回の制度改正において新設されるものです。

次のページをお開きください。

療養通所介護関連では、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、利用定員を9人から18人に拡大する改正となります。なお、地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割りや、支えて、受けてという関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が我がこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとで繋がることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会として厚生労働省において今回改革を進めているものです。

次の、認知症対応型通所介護においては、ユニット型の介護老人福祉施設において、共用型として指定を受けている事業所の定員について、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に見直されました。次の、看護小規模多機能型居宅介護では、診療所からの参入、促進に向けた病床利用の緩和及びサテライト型の基準の創設となります。次の、特定施設入居者生活介護では、グループホームと同じく、身体拘束の適正化に向けた改正及び療養病床等からの転換の際の兼任及び兼用の緩和についてです。

37ページにお移りください。

介護老人福祉施設入所者生活介護では、入所者の病状急変に備えた、対応方針の設定の義務付け及び身体拘束の適正化に向けた改正になります。その他、介護医療院創設により、介護老人保健施設と並び医療系のサービスとして関連条項に追加しております。

なお、別紙の議案説明資料、41ページ、議案第25号説明資料、新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照ください。

本議案にお戻りください。

5枚めくってください。左のページになります。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

経過措置につきましては、介護療養病床等を平成36年3月31日までに転換を行う場合についての、食堂、廊下、機能訓練室等の基準緩和措置や機能訓練指導員及び生活相談員等の緩和措置及び併設施設の場合の供用による利用等について規定するものです。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

〈議案第26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第26号について説明いたします。

置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（昭和24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

再度、別紙議案説明資料、33ページ、議案第24号、第25号及び26号説明資料をご覧ください。

条例改正の趣旨などにつきましては、説明を行っておりますので省略いたします。

34ページをお開きください。

下段になります。地域密着型サービス、(1)地域密着型、介護予防認知症対応型共同生活介護については、議案第25号により先程説明いたしましたとおりです。

36ページをお開きください。

(5)介護予防認知症対応型通所介護につきましても、地域密着型と同様です。

次のページをお開きください。

その他、介護医療院創設により、介護老人保健施設と並び医療系のサービスとして同じく関連条項に追加しております。

なお、別紙議案説明資料の68ページ、議案第26号説明資料、新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照ください。

本議案にお戻りください。

1枚めくってください。左のページになります。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

〈議案第27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第27号について説明いたします。

置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、法改正による引用規定の改正及び主任介護専門員の定義について、失礼いたしました。主任介護支援専門員の定義について経過措置等含めて、引用できるように改めるものです。

第1条中「第4項」を「第5項」に改める。

第3条第1項第3号中「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)」を「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

なお、別紙議案説明資料、73ページ、議案第27号説明資料として新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照ください。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

〈議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第28号につきましてご説明いたします。

議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正の趣旨につきましては、平成30年4月1日施行に係る国民健康保険法の一部改正に伴い、条例規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊議案第28号説明資料、置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例、74ページをご覧ください。黄色い表紙の資料となります。

左が項目、右が改正概要となっております。

改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

改正の内容ですが、初めに、目次と第1章及び第1章第1条の改正でございますが、改正概要の国民健康保険法の改正、第5条・第6条関係の表をご覧ください。

表の右側、旧第5条では、規定中、当該市町村が行なう国民健康保険と規定されておりましたが、左側、改正後は、5条では、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行なう国民健康保険と定義され、第6条では、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行なう国民健康保険(以下「都道府県等が行なう国民健康保険」と規定されました。運営主体が共同経営となり、条例中、「この町が行なう国民健康保険」という表現が出来なくなったことから、「この町が行なう国民健康保険の事務」という表現に改めるものです。

次に、目次と第2章及び第2章第2条の改正ですが、法改正により、「市町村に国民健康保険運営協議会を置く」から「市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く」に改正されましたので、条例においても名称を、「置戸町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

最後に文言の整備ですが、第1条中記載のと通りの整備を行います。

以上が改正内容となります。

議案第28号説明資料、置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表は後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○佐藤議長 議案第27号の説明について訂正がありますので発言を許可します。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 先程、議案第27号で附則の公布日につきまして言い間違いをいたしましたので訂正をいたします。

附 則

この条例は、公布の日から施行するに訂正をいたします。申し訳ありません。

〈議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第29号について説明いたします。

置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例。

置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例（昭和45年1月12日条例第1号）は廃止する。

へき地患者輸送車につきましては、原則的に医療機関への受診者に限定し運行されておりましたが、地域の要望及びニーズ等により、買い物や地域の集まり等、多岐に渡る乗車を目的とした新たな運行形態により実施することに向け、置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止するものです。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

〈議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定について〉

○佐藤議長 次に、議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定について。

産業振興課長。

○栗生産業振興課長 議案第30号の説明をいたします。

置戸町有林森林経営計画の設定について。

置戸町有林野条例（昭和31年条例第15号）第3条第2項の規定により、置戸町有林森林経営計画を別紙のとおり設定するものとする。

計画期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の計画となります。

計画書の内容についてご説明いたしますので、別紙水色の冊子になりますが、第14次置戸町有林森林経営計画書をご用意ください。

初めに、計画書の1ページをご覧ください。

前期第13次計画のまとめになりますが、平成26年4月から30年3月までの4か年を計画期間として実施してまいりました。詳細は後程説明いたしますが、この間、伐採事業は、計画を上回る面積で進めましたが、材積量は計画を大きく下回る結果となりました。平成25年に実施した、標準値

調査以降、平成25年、秋の大雪や平成28年の台風の影響による倒木等の被害により、計画との大きなかえりが生じたものと推測をされます。また、第13次計画では、高齢級林が多くなってきていることから、事業量を増やし進めてまいりましたが、伐採跡地の植林は依然として大きく遅れております。これらの状況から、第14次計画においても、年間100から120ヘクタールの伐採事業を継続しながら、遅れている未立木地の解消に向け、皆伐後の再造林を計画的に進めることといたしました。

2ページをお開きください。

2. 町有林の概要では、面積及び蓄積について記載しております。(2)の団地別面積蓄積一覧の本計画の面積、蓄積の合計欄をご覧ください。第14次計画における、町有林の全面積は2,014.96ヘクタール。全蓄積は72万4,311立法メートルとなっております。(3)の管理形態別面積蓄積一覧の面積では、直営林が1,960.66ヘクタールで97.3%。分収林が54.30ヘクタールで2.7%。また、蓄積では、直営林が70万2,633平方メートルで97%。分収林が2万1,678立法メートルで3%となっております。(4)林相別現況表で、①直営林、これは除地を除いておりますけども、面積では、人工林が1,397.07ヘクタールで71.9%になります。天然林が496.43ヘクタールで25.6%。無立木地が48.44ヘクタールで2.5%となっております。また、人工林のうち、カラマツが776.90ヘクタール。トドマツが415.16ヘクタールで、合わせまして人工林全面積の85.3%を占めております。蓄積では、人工林が48万4,227立法メートルで68.9%。天然林が21万8,406立法メートルで31.1%。また、人工林の内、カラマツが24万8,860立法メートルで、トドマツが16万8,291立法メートルで、合わせまして人工林全蓄積の86.1%を占めております。

4ページをお開きください。

分収林につきましても同様に、人工林、天然林別の面積、蓄積を掲載しております。次の(5)地域林況の概要につきましては、8ページまでになりますが、団地毎の面積、蓄積等を記載しております。

9ページをお開きください。9ページから13ページまでは、町有林所有の沿革で団地毎の所有地番や面積、これまでの沿革を記載しております。

14ページをお開きください。14ページから17ページまでは、森林資源構成表で、森林区分毎の樹種別、齢級別の面積と蓄積を掲載しております。17ページは、それらを合計した表となっております。上段にあります、カラマツ、トドマツともに10齢級から12齢級に集中をしております。

18ページをお開きください。18ページから22ページまでは、面積や蓄積をグラフで表したものととなっております。

23ページをご覧ください。23ページから25ページまでは、町有林経営計画の基本的事項として、森林整備計画に基づく適正伐期や保育の基準などについて記載をしております。

26ページをお開きください。26ページからは、町有林森林経営の計画事項として、以降5年間の施業計画を記載しております。(1)伐採・造林・保育・野そ駆除計画として、別紙1となっております。

内訳につきましては、35ページから57ページまでが別紙1となっております、小班ごとに、

伐採計画、造林計画、保育計画など計画を一覧表にしております。この別紙1を積み上げたものが5年間の計画となっております。後程ご参照いただきたいと思います。

26ページ、27ページにお戻りください。

26ページ、27ページは、計画の概要を掲載しております。

28ページをご覧ください。

森林の目標として、直営林に係る適正伐期齢を迎えた時の材積を目標材積として計算をしたものでございます。

次の29ページをご覧ください。

年次別森林経営計画一覧になります。普通林の伐採計画では、皆伐が5年間で93.37ヘクタール。間伐が578.53ヘクタール。造林計画では、再造林が44.34ヘクタール。保育計画では、下刈が317.63ヘクタール。除伐が37.89ヘクタール。野そ駆除が4,137.20ヘクタールとしております。

30ページをお開きください。30ページからは、町有林経営計画の概算として、収入額と支出額に分けて金額の内訳を記載しております。収入額は30ページになりますが、立木処分や素材売払、補助金見込額について記載しており、売払や補助金の概算収入を記載しております。立木処分収入は6,816万円。素材売払収入は2億2,000万円。補助金収入は合計で2億4,279万7,000円を見込んでおります。支出額は31ページからになりますが、施行に係る経費、管理に係る経費の概算支出額を記載しております。造林に係る経費は5,435万6,000円。保育に係る経費として、下刈、除伐、間伐費、立木調査費が合わせて5億7,188万3,000円。

次のページをご覧ください。

管理費その他で、人件費や事務費等を含めまして7,818万5,000円を見込んでおります。これらの収入額、支出額をまとめたものが、下の方、収支対照表として掲載をしております。収入合計では5億3,100万7,000円。支出合計では、7億442万4,000円としております。収支差引で1億7,341万7,000円の収支不足を見込んでおります。収支不足の要因といたしましては、間伐面積は増加をしておりますけれども、質材積は直近の実績から前期よりも減額計上をしております。支出の増加要因としては、間伐事業の増加分と前期計画と比較した場合、事業費単価が大幅に値上がりをしていることから、保育費が大きく膨らんでいること。また、立木調査につきましても、新たに歳出に算入したことが大きな要素となっております。

33ページ、34ページは、全計画第13次計画の計画量と実績、収支見込を掲載しております。33ページの伐採事業につきましては、計画量507.05ヘクタールに対して、実行量583.23ヘクタールで、実行歩合が115.0%。造林事業では、計画量69.14ヘクタールに対して、実行量24.98ヘクタールで、実行歩合36.1%。また、保育事業では、計画量271.90ヘクタールに対して、実行量が167.83ヘクタール。実行歩合が61.7%となっております。34ページをご覧ください。管理保護その他として、野そ駆除、森林災害保険の実績について掲載をしております。最後に、計画量と実績の収支対照表ですが、実績で収入合計が3億7,438万1,000円で、実行率が83.1%。支出額が事業費4億2,747万3,000円で、121.9%。管理費が5,579万5,000円で、実行率が95.1%。支出合計4億8,326万8,000

円で、実行率が118%となり、支出超過額は1億888万7,000円となっております。

35ページから57ページは、先程別紙1ということで説明をいたしました。後程ご参照ください。

58ページをお開きください。58ページは、第14次町有林造林事業計画一覧で、事業種目年次毎の事業量、事業費、補助金を記載しております。

59ページは、町有林経営計画の推移で、区分毎の面積を記載しております。

60ページをお開きください。60ページから69ページになりますが、町有林の林班図を添付しております。

70ページをお開きください。70ページは、森林計画制度の概要。右側の71ページは、置戸町森林整備計画の抜粋で、森林の区分と森林の整備及び保全の基本方針を添付しております。

72ページをお開きください。72ページから、めくっていただきまして74ページまでは、用語の解説を添付しております。

以上の資料につきましては、後程ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

〈議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算。

町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 それでは、議案第31号の説明の前に、資料の確認をお願いいたします。予算説明に使用いたしますのは、サーモン色表紙の、平成30年度置戸町一般会計・特別会計予算書で、説明は主にこの予算書の各会計、事項別明細書により行います。次に、白い表紙の、平成30年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料と黄色の議案説明資料がございます。予算書、説明資料の2種類、本議案の4つを使って説明いたします。

初めに、平成30年度の予算概要について申し上げます。

平成30年度の予算編成でございますが、国の平成30年度予算は、2月28日衆議院を通過し、年度内成立の見通しとなりました。経済財政再生計画の3年目の予算として、経済再生と財政健全化の両立を実現するとしました。経済財政では、人づくり革命、生産性革命として、保育士、介護人材等の処遇改善、給付型奨学金制度の継続や働き方改革を推進するための十分な賃上げ等に取り組む企業への支援などが盛り込まれております。

一方、財政健全化策といたしましては、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、診療報酬や介護報酬の改定、また薬価制度の抜本改革などが行なわれるようです。また、平成30年度は地方財政について歳出特別枠の廃止や地方消費税の生産基準の見直しなどが行なわれるほか、行革をベースとした交付税の算定方式に取り入れられた、新たなトッパー方式が拡大も見込まれております。これを受けまして平成30年度地方財政計画では、一般財源総額で社会保障費の充実分も含め確保はされているのですが、地方交付税が前年比2%の減。一方では、地方税の伸びを1%増と見込んでおります。しかし、景気回復が見込めない小規模自治体にとっては、地方交付税総額の減少傾向や算定方式の見直しによる影響は大きく、今後も厳しい財政運営が予想されます。

本町の平成30年度予算は、一般会計が前年比7%増の46億4,200万円となりました。特別会計は、国民健康保険特別会計ほか6会計で、前年度比7.8%減の14億8,050万円となりま

した。下水道特別会計の減少が主な要因となっております。特別会計を含めた7会計の総額では、前年度比3%増の61億2,250万円となりました。

今回の予算編成では、特に歳出予算において、物件費や特別会計繰出金など依然として増加傾向にありまして、歳出全般における経費の抑制が必要となりました。このことから、本町の厳しい財政状況をしっかりと認識し、第5次総合計画、並びに総合戦略を基本にした持続可能な財政運営を基本とした上で各施策に取り組むための予算計上をいたしました。

それでは、本議案をご覧ください。

議案第31号、平成30年度置戸町一般会計予算。

平成30年度置戸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億4,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算につきましては、後程、置戸町一般会計歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第2表 債務負担行為について説明いたしますので、7ページをお開きください。

第2表 債務負担行為。

事業名は、新規就農支援リース事業。期間は、平成30年度から平成34年まで。限度額は988万3,000円です。これは、置戸町新規就農者支援育成条例に基づく、農場リース円滑化事業に関わる債務負担行為で、平成30年度からの就農予定者に対して、農地、農業用施設賃貸料の3分の1以内を補助するものです。

本議案にお戻りください。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第3表、地方債について説明いたしますので、同じく7ページをお開きください。

第3表 地方債。

過疎地域自立促進特別事業から境野公民館改築工事までの6事業及び臨時財政対策債を加え、総額で5億5,520万円の町債の発行を予定しております。事業ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

この表の一番上の、過疎地域自立促進特別事業について説明いたしますので、別冊、黄色の表紙、平成30年3月置戸町議会定例会議案説明資料の76ページをお開きください。

この表につきましては、過疎対策事業債、ソフト分対象事業一覧で、過疎計画に基づく過疎対策事業債のソフト事業として借入を予定しているものでございます。通学バス定期購入費補助事業から置戸高校支援対策事業までの8事業で、1億860万円の発行を予定しております。

本議案にお戻りください。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第253条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳入歳出予算事項別明細書の説明の前に、別冊の平成30年度一般会計・特別会計予算に関わる説明資料の説明を行いますので、ご用意をお願いいたします。平成30年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料でございますが、1ページ目の、部局別職員数調べ。次の2ページから4ページまでは、各会計別の人件費、対前年度当初予算比較表。5ページは、作業員等賃金一覧で、後程、総務課長が説明いたします。

それでは、6ページ、7ページをお開き願います。

6ページからは、歳入歳出の性質別内訳になります。この表により本年度の予算概要を説明いたします。6ページ、7ページは歳入ですが、6ページは、歳入のうち、経常的収入を。7ページは、臨時的収入をまとめたものです。表の右側に、前年度の数値を掲載しておりますので合わせてご覧ください。6ページ上段の、経常的収入のうち、自主財源は主に町税や使用料、手数料などで4億5,225万4,000円。収入の9.7%になります。このうち、町税は2億8,977万円で、構成比は6.2%となります。下段の依存財源でございますが、普通交付税のほか、地方譲与税や国・道支出金などです。普通交付税は21億円で、45.3%の構成比となります。7ページ、臨時的収入の特別交付税の2億1,000万円を含めると、地方交付税で23億1,000万円となり、全体収入の49.8%になります。依存財源の合計は、24億6,258万7,000円で、構成比は53.1%。計上収入の合計は、29億1,484万1,000円となり、構成比で62.8%となります。7ページ、臨時的収入では、特別交付税のほか、国・道支出金、繰入金、諸収入、町債などです。国庫支出金は、1億5,345万9,000円で、社会資本整備総合交付金、道支出金では、農業及び林業関係補助金が主なものです。繰入金は5億3,817万3,000円ですが、財政調整基金で2億3,000万円。公債費の償還財源として、減債基金を3億円。このほか、夏まつり振興基金、図書資料整備基金の繰入れが主なものです。諸収入では、老人ホームの指定管理委託に係る老人福祉施設運営資金貸付金などの元利収入、1億87万8,000円が主なものです。町債5億5,520万円は、総務債から臨時財政対策債まで記載のとおりでございます。前年度より2,980万円の増となっております。臨時的収入の合計は、17億2,715万9,000円で、収入の37.2%となります。

次に、8ページ、9ページをお開きください。こちらは歳出の説明になります。最初に、8ページ。経常的経費ですが、下段の計の欄、31億4,116万3,000円で、歳出全体の67.7%を占めており、この数値が増加するほど財政の硬直化が進むこととなります。人件費のうち、給与費は5億5,184万8,000円。構成比で11.9%で、前年度比で0.5%の増となっておりますが、主な要因は給与改定による増額です。物件費は、7億3,618万1,000円で、構成比が15.9%。維持補修費が8,927万8,000円で1.9%。扶助費が2億9,897万5,000円で6.4%となりました。補助費等が6億710万8,000円で、構成比13.1%。公債費が5億1,812万9,000円で、構成比11.2%となっております。9ページの臨時的経費でござ

いますが、補助事業や単独事業、貸付金等が臨時的経費となりますが、計の欄、15億83万7,000円で、支出全体の32.3%になります。

以上で、性質別内訳の説明を終わります。

10ページ、11ページをお開きください。こちらは投資的事業の内訳になりますが、予算ごとに、事業名、事業内容、予算額や財源内訳を記載しております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。こちらは扶助費の内訳となりますが、前ページ同様、予算科目ごとに、事業名、事業内容、予算額などを記載しております。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。こちらは各施設の管理経費の内訳になります。各施設の管理経費は、15ページの一番下の表、合計欄で、一般会計・特別会計合わせて、2億9,143万5,000円でございますが、参考欄の増減の内、燃料費の単価の上昇などにより増、電気料の減、清掃管理委託料の減は、主に老人ホームに関連して増減をしております。

次のページをお開きください。

負担金補助及び交付金の内訳でございますが、16ページから31ページまで続きます。合計欄で説明いたしますので、一番最後の31ページをお開き願います。負担金で5億5,749万3,000円。補助金交付金で4億1,770万2,000円。合計197件で9億7,519万5,000円となります。事業に関わる分につきましては、括弧で内訳となっております、合計で2億642万円となります。また、廃止となりました負担金等につきましては、中間サーバー利用負担金以下13件で、1,256万5,000円となっております。なお、新規の負担金等につきましては、件名の最後に括弧書きで新規と記載しておりますが、北海道自治体情報システム協議会負担金ほか8件で、4,748万6,000円となっております。

32ページをお開きください。各基金の運用予定調書になります。初めに、表の上段、積立基金についてでございますが、一般会計財政調整基金から介護給付費準備基金までの8件で、平成29年度末の見込額は33億9,274万9,937円となります。平成29年度の積立ですが、老人ホーム施設整備基金に2,000万円。その他寄附分などを見込み、合計で2,000万2,000円を積み立てる予定です。一方、平成30年度の取り崩しは、一般会計財政調整基金2億3,000万円。減債基金3億円。国保、介保の各特別会計の繰入合計で1,762万5,000円。総額で5億4,762万5,000円となり、平成30年度末の見込額は、28億6,536万5,937円となります。表の下段、運用基金は、社会福祉振興基金から図書資料整備基金までの7件で、運用中の資金を除く平成29年度末の見込額は、3億5,431万6,902円となります。

平成30年度の主な取り崩しは、夏まつり振興基金ほか1件で700万円。寄附金の積み立てや貸付中の基金の増額を調整し、平成30年度末の見込額は運用額を除き、3億4,543万2,568円となります。次に合計欄ですが、平成29年度末の見込額は、37億4,706万6,839円。括弧内の運用分も含めると、記載はしてはおりませんが、39億1,118万9,635円となります。同じく合計欄の平成30年度末の見込額は、32億1,079万8,505円。括弧内の運用分を含め、33億8,031万6,635円となります。欄外に参考として、北海道市町村備考資金組合への積立金について記載をしております。

33ページをご覧ください。33ページの表は、地方消費税交付金、社会保障財源化分が充てられ

る経費の内訳になっております。平成26年4月、消費税が5%から8%に引き上げとなった、消費税分の用途について記載をしております。内容については、後程ご覧ください。

なお、34ページ以降の説明資料につきましては、それぞれの議案説明に合わせて担当課長から説明をいたします。

それでは、予算の内容について説明をいたしますので、平成30年度置戸町一般会計・特別会計予算書の33ページ、34ページをお開き願います。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。14時50分から再開します。

休憩 14時30分

再開 14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、55ページ、56ページ。歳出。2款総務費、1項総務管理費。土地利用規制等対策事業に要する経費から。

町づくり企画課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 14時00分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番

平成30年第2回置戸町議会定例会（第2号）

平成30年3月8日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第 8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第17 報告第 1号 平成28年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告
について
- 日程第18 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第19 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 追加日程第1 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 追加日程第2 議案第39号 工事請負変更契約の締結について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算

○出席議員（10名）

1番 前田 篤 議員 2番 澁谷 恒 壹 議員

3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇治	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	渡辺	登美子	町づくり企画課長	坂森	誠二
総務課長	深川	正美	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	栗生	貞幸
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
総務係長	芳賀	真由美	町づくり企画課財政係長	小島	敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	石森	実昭
社会教育課長	養島	賢治	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	今西	輝代教			

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗生 貞幸

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正美（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	高橋	一史	議事係表	祐太郎
臨時事務職員	中田	美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 阿部光久議員及び6番 岩藤孝一議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日、町長から提出された議案は、次のとおりです。

・追加議案第38号から追加議案第39号。

本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書。3. 歳出の93ページ、94ページ。3款民生費、1項社会福祉費。重度心身障害者医療費助成事業に要する経費。

町民生活課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時40分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、117ページ、118ページ。3.歳出。5款労働費、1項労働諸費。労働対策に要する経費。

産業振興課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 12時00分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、143ページ、144ページ。3.歳出。7款商工費。おけと湖周辺観光施設管理運営に要する経費から。

産業振興課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

休憩 14時28分

再開 14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、193ページ、194ページ。3.歳出。10款教育費、4項社会教育費。まちづくり青年国内研修事業に要する経費から。

社会教育課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会します。

延会 16時10分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番

平成30年第2回置戸町議会定例会（第3号）

平成30年3月9日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第 8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第17 議案第39号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第18 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第19 報告第 1号 平成28年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告
について
- 日程第20 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第21 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算

- 日程第 6 議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
 日程第 7 議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算
 日程第 8 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算
 日程第 9 議案第 7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
 日程第10 議案第 8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第11 議案第 9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第12 議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第13 議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第14 議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
 日程第15 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（10名）

- | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 前田 | 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 | 恒 | 議員 |
| 3番 | 高谷 | 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 | 勇 | 議員 |
| 5番 | 阿部 | 光久 | 議員 | 6番 | 岩藤 | 孝一 | 議員 |
| 7番 | 小林 | 満 | 議員 | 8番 | 石井 | 伸二 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 | 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 | 純一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | |
|--------|-------|-------------|------|
| 町長 | 井上久男 | 副町長 | 和田薫 |
| 会計管理者 | 渡辺登美子 | 町づくり企画課長 | 坂森誠二 |
| 総務課長 | 深川正美 | 総務課参与 | 東誠 |
| 町民生活課長 | 鈴木伸哉 | 産業振興課長 | 栗生貞幸 |
| 施設整備課長 | 大戸基史 | 地域福祉センター所長 | 須貝智晴 |
| 総務係長 | 芳賀真由美 | 町づくり企画課財政係長 | 小島敦志 |

〈教育委員会部局〉

- | | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 教育長 | 平野毅 | 学校教育課長 | 石森実 |
| 社会教育課長 | 蓑島賢治 | 森林工芸館長 | 五十嵐勝昭 |
| 図書館長 | 今西輝代 | | |

〈農業委員会部局〉

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 栗生貞幸 |
|------|------|

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 高 橋 一 史

臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表

祐 太 郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、7番 小林満議員及び8番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算から
特別会計予算から

◎日程第 8 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算から、日程第8 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、3.歳出の235ページ、236ページ。13款給与費。職員児童手当等。

総務課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

^^平成30年度置戸町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,320万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書でご説明しますが、予算を説明する前に予算の概要等について、別冊の予算に関する説明資料でご説明いたしますので、資料の45ページ。平成30年度国民健康保険特別会計予算をお開きください。白い表紙の資料となります。

45ページ、46ページは、平成29年度と30年度の歳入歳出予算の増減表となっております。

次のページ、47ページをお開きください。この表は、3年間の決算状況と平成30年度の予算につきまして、1. 保険税から7. 国民健康保険事業費納付金までの状況につきまして記載した表となっております。後程ご確認をお願いいたします。

本年度から、国保都道府県単位化として、新たに国保運営が始まりますが、予算編成においても考え方が変わります。

資料50ページをご覧ください。A3縦の表となります。表の見方ですが、中央が歳出予算で、左が平成29年度、右が平成30年度となっております。その両側は歳入予算となり、どの歳出にどの財源が充当されているかを色づけしております。ご覧のとおり、平成29年度は、黄色の国費、緑色の道費、ピンク色の社会保険、水色の国保連、そして茶色の町費の財源を用いて、保険運営を行って参りましたが、平成30年度からは、財政運営の主体が北海道となることから、緑色の道費と国保税を中心とした町費での運営となります。

次に、48ページ、国保都道府県単位化取り組み状況をご覧ください。平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、その中で国民健康保険の安定化を図るため、国費3,400億円の投入や平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保の中心的な役割を担い制度を安定化させると規定されました。この間、北海道と市町村が役割分担を定め、平成30年スタートに向け、どのように作業を進めてきたかをご説明いたします。北海道と市町村それぞれの役割と記載のある表をご覧ください。左側の欄、財政運営についてですが、北海道は国保運営に必要な国保、事業費、納付金を市町村から集めますが、新制度ということから国費や、本来北海道が使うべき財源を納付金に充当し、納付金全体を圧縮しております。このことにより市町村は、納付金の一部である保険税の激変緩和を受けることができました。次に、資格管理についてですが、本町においては、平成29年度中に国費の補助により、北海道と連携した

クラウドシステムを導入し、事務の効率化、標準化、広域化の達成を目指しております。

次の保険料決定賦課徴収ですが、今回北海道が試算した、標準保険税率が示され、今後これを参考に賦課徴収をするわけですが、30年度の所得確定状況を見て保険税必要額を確保できる税率設定が必要となってきます。保険給付につきましては、全額北海道が負担することとなりますが、予算上は道からの交付金として収入をし、国保連合会を通じ病院への支払いとなりますが、北海道から直接国保連への支払いも検討されております。保険事業につきましては、引き続き道の助言をいただきながら、市町村がきめ細かい保険運営を行っていくこととなります。

次のページをお開きください。北海道における納付金総額と収納必要額の考え方をご覧ください。表は、北海道における保険給付費等を賄う財源内訳を表しております。保険給付費等総額で、4,904億円が必要ですが、国調整交付金、道調整交付金、定額国庫負担金（療養給付費負担金）ですが、それと高額共同事業と前期高齢者交付金を道が一括して収入し、残りの財源を国保事業費納付金として市町村から集めることとなります。納付金イコール保険税ではなく、納付金から一般会計で補填される国保税の軽減対象額や交付税による運営費補助を市町村個別歳入として差し引き、保険事業など市町村が独自で行う財源を市町村個別歳出として確保し、そこからルールに基づき算出された、国や道からの調整交付金等を差し引いた残りが国保税として必要となる額になります。点線の下、置戸町の納付金算定の内容で具体的に見ますと、本町の所得水準や医療費水準を考慮して算定された、納付金1億4,068万7,000円から、7割軽減や5割軽減といった、保険税軽減分として補填される、保険基盤安定繰入金や交付税措置分など、市町村個別歳入2,963万円を差し引き、保険事業など町が独自で実施する事業費527万8,000円を確保し、その上で調整交付金等市町村に個別に配分される公費を差し引き、残った1億571万5,000円を税負担として加入者に求めることとなります。この1億571万5,000円は、必ず100%収入し、他の財源と合わせて納付金として北海道に払い込む必要がございます。今回の必要額が収入率約98%で算出されていることから、7月賦課決定時には、約2%分を加味し、所得の状況と標準保険税率を参考に賦課事務を進めていくこととなります。

以上が、新しい国保運営の概要ですが、4月からスタートになりますが、システム等の不具合も予想されます。加入者には、ご不便をおかけする場面もあろうかと思いますが、北海道と十分連携を取りながらスムーズに事務が進むよう対応して参りたいと思います。

以上で、資料の説明を終わります。

事項別明細書の260ページ、261ページをお開きください。歳出から説明いたします。

（以下町民生活課長説明、記載省略。平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、別添のとおり）

〈議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

平成30年度置戸町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算につきましては、別冊事項別明細書でご説明いたしますが、予算を説明する前に予算の概要等について、別冊の予算に関する説明資料でご説明いたしますので、資料の51ページ、20、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算資料をご覧ください。白い表紙の資料となります。

後期高齢者医療制度に係る事業主体は、北海道後期高齢者医療広域連合で、町の業務としては、一般窓口業務のほか、保険料の賦課事務を除く徴収事務を行っております。なお、保険料率は2年ごとに改定されますが、本年度はその改訂年度にあたり、保険料率の改定が行われます。

改正内容につきましては、2の保険料率をご覧ください。平成30年度から平成31年度における北海道の保険料率算定の考え方ですが、制度加入者の増や保険給付の増加により、歳出ベースでは増加になっておりますが、国庫負担金や市町村負担金のほか、保険料増加抑制対策として、余剰金等を活用し歳入を確保し、保険料、収納必要額を圧縮しております。しかしながら、平成30年度、31年度の療養給付費推計額が前回より上回っていること。また、加入者も北海道全体で伸びていることから、一人当たりの保険料は上昇する結果となりました。2. 保険料率区分の欄、均等割額をご覧ください。現行4万9,809円に対し、平成30年度、31年度は、5万205円。差し引き396円の増。率にして、プラス0.80%となっております。その下の所得割率ですが、現行10.51%に対し、10.59%。差し引きで0.08ポイント増となっております。賦課限度額については、57万円から62万円に5万円引き上がっております。一人当たりの保険料、軽減後の平均ですが、現行の6万4,241円に対し6万5,655円で、1,414円の増。率にして、2.20%増となっております。その下の表、年間保険料額の例ですが、年金収入80万円の方では、年額100円増の5,000円。中程、年金収入、195万円の方では、9,300円増の6万9,500円。一番下の年金収入、218万円の方では、年額9,200円減の10万8,900円となります。

なお、平成30年度につきましては、均等割5割軽減と均等割2割軽減の軽減判定所得の拡充が予定されていることと、低所得者に対する所得割の軽減対策を段階的に配する方針から、平成29年度に所得割5割軽減から2割軽減に引き下げたものを平成30年度は廃止し、所得割に対する軽減制度はなくなることとなります。このことから、所得割2割軽減該当者は、保険料が上昇する一方、均等割の軽減判定の拡充により、所得によっては引き下がる結果となっております。上段、1. 保険料。括弧現年分の表をご覧ください。平成30年度の被保険者数は、760人を見込んでおります。保険料の調定額は、3,188万4,000円。一人当たりの調定額を、4万1,953円と推計し、収入率は100%の予算措置となります。

次のページをお開きください。5. 平成30年度後期高齢者医療特別会計概要。右の欄、点線枠内の後期高齢者医療特別会計をご覧ください。本会計は、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口業務に係る経費を計上しております。左の欄、歳入ですが、一般会計より繰入は、①低所得者の保険料軽減分を補填する保険基盤安定繰入金、1,988万9,000円。②広域連合事務費として、313万円。③市町村の事務費として、88万7,000円。計2,390万6,000円となります。⑥保険料は、3,188万4,000円。③国庫補助金として、システム改修分、20万6,0

00円。これは、社会保険等の扶養になっている方が後期医療に加入した場合、保険料の軽減が受けられますが、軽減特例の見直しがされましたので、対応する市町村システムの改修が必要なことから、国から補助されるものです。⑦諸収入、4,000円で、歳入の合計は、5,600万円となります。このうち、①保険基盤安定繰入金、②広域連合事務費、⑥保険料の3つにつきましては、全額右の欄、歳出の広域連合納付金として支出となり、市町村事務費諸収入等については、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口業務に要する事務的経費に充てられます。次に、歳出ですが、高域連合納付金として、5,490万3,000円。総務管理費、75万9,000円。徴収費は、保険料の徴収に伴う事務的経費として、23万7,000円。予備費等で、10万1,000円。歳出合計は、歳入と同額の5,600万円となります。

以上で、資料の説明を終わります。

事項別明細書の286ページ、287ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩	10時40分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第34号について説明いたします。

平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

平成30年度置戸町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,880万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足分を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1条 歳入歳出予算につきましては、平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、301ページ、302ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算項別明細書、別添のとおり)

〈議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第35号について説明いたします。

平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

平成30年度置戸町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,070万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

第1条 歳入歳出予算につきましては、平成30年度介護サービス事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、329ページ、330ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算項別明細書、別添のとおり)

〈議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算についてご説明いたします。

平成30年度置戸町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億60万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、事項別明細書によりご説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

3ページをお開きください。簡易水道再編推進事業に対する起債です。限度額は、1億8,040万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

本議案にお戻りください。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、3億円と定める。

続きまして、第1条 歳入歳出予算についてご説明いたします。別冊の事項別明細書、345ページ、346ページをお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時57分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算についてご説明いたします。

平成30年度置戸町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,120万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、3,000万円と定める。

続きまして、第1条 歳入歳出予算についてご説明いたします。事項別明細書、369ページ、370ページをお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成30年度置戸町下水道特別会計予算項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 これで、議案第31号から議案第37号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第 9 議案第 7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から

◎日程第15 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)まで

————— 6件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第9 議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から、日程第15 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第7号は、平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)であります。議案の内容につきましては、企画課長ほか担当課長より議案の説明を申し上げます。また、議案第13号は、平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)であります。議案の説明は、施設整備課長よりご説明を申し上げます。なお、この間の5つの議案につきましては、それぞれ担当課長より議案の説明を申し上げます。

〈議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)〉

○佐藤議長 まず、議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。

町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。

平成29年度置戸町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,177万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,483万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算については、後程、別冊の平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第9号)で説明いたします。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第2表の繰越明許費補正及び第3表の地方債補正について説明をいたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

初めに、5ページ第2表 繰越明許費補正追加分の説明をいたします。8款土木費、4項住宅費で、町営住宅外壁等改修工事ですが、川向団地の屋根と壁の修繕工事、3,190万円を翌年度に繰越すものです。詳細につきましては、後程、歳出でご説明いたします。

次に、第3表 地方債補正について説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

第3表 地方債補正。表に記載の、過疎地域自立促進特別事業から、圧雪車購入事業までの10件及び臨時財政対策債につきましては、いずれも事業費の確定や起債限度額の確定により変更を行うものです。補正後の額につきましては、表の右側、補正後の限度額に記載のとおりです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

引き続き、平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第9号)により説明いたしますので、事項別明細書の50ページをご覧ください。

繰越明許費に関する調書でございますが、先程、本議案で説明させていただきました、町営住宅外壁等改修工事について、科目のほか、事業名、金額、財源内訳を明記しております。繰越理由は、年度内事業実施が不能のためとしております。

次に、51ページをご覧ください。地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、当該年度中増減見込みの起債見込額欄をご覧ください。2、災害復旧債、(1)補助災害復旧の欄は、表の欄外、米印になりますが、昨年度から繰り越された400万円です。3、その他、(2)過疎対策事業債の欄は、今回の補正に係る変更で、2億5,250万円に。同じく、(4)特別債の欄は、1,561万5,000円を減額し、1億438万5,000円に。(7)緊急防災・減災事業費の欄は、当初、過疎対策事業債としての借入を予定しておりました、防災行政無線整備事業と消防ポンプ車購入事業分の、1億5,130万円です。下段の合計欄では、4,071万5,000円減額し、本本年度の起債見込額は、繰越された400万円を含め、5億1,218万5,000円となります。

次に、元金償還見込額欄をご覧ください。既に、借入を行っております起債で、一部利率の見直しにより、償還額のうち、元金分の増額により変更しております。合計欄ですが、86万3,000円増額し、本年度の元金償還見込額は、4億7,135万6,000円となります。一番右側の列の合計欄ですが、平成29年度末の現在高見込は、53億7,030万4,000円となります。

以上で、第2表 繰越明許費補正及び第3表 地方債補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正についてご説明いたしますので、事項別明細書の14ページ、15ページをお開きください。

(以下町づくり企画課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第9号)、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

休憩	14時28分
再開	14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)〉

○佐藤議長 議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)事項別明細書、40ページ、

41 ページ。3. 歳出。10 款教育費、1 項教育総務費。人材育成基金積立金。

学校教育課長。

(以下学校教育課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第9号)、別添のとおり)

〈議案第8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 次に、議案第8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

平成29年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ511万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,527万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第3号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

〈議案第9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に、議案第9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成29年度置戸町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,206万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町後期高齢者特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書4ページ、5ページをお開きください。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 次に、議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。
地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第10号について説明いたします。

平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,744万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,677万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第3号）により説明いたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。歳出から説明いたします。

（以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

〈議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に、議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。
地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第11号について説明いたします。

平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,892万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。下段の歳出から説明いたします。

（以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）〉

○佐藤議長 次に、議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）。
施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成29年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,937万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,434万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、事項別明細書によりご説明いたします。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページ目をお開きください。

第2表 地方債補正。

簡易水道事業に係る起債の変更でございます。当初限度額は、2億3,530万円としておりましたが、事業執行により事業費の減額に伴い、2億1,420万円に変更するものです。なお、記載の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正につきましてご説明申し上げます。別冊の事項別明細書、6ページ、7ページ目をお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第4号)、別添のとおり)

〈議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に、議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

平成29年度置戸町の下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ846万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億390万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、事項別明細書によりご説明いたします。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページ目をお開きください。

第2表 地方債補正。

農業集落排水事業に係る起債の変更でございます。当初限度額は、630万円としておりました。事業執行による事業費の減額に伴い、470万円に変更いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして説明いたします。別冊の事項別明細書、6

ページ、7ページ目をお開き願います。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これで、議案第7号から議案第13号までの提案理由の説明を終わります。

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。なお、明日、3月10日は町の休日のため置戸町議会会議規則第9条第1項の規定によって議会は休みとなります。次の議会は、3月11日サンデー議会を行うこととし、定刻に開会します。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 14時00分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番

平成30年第2回置戸町議会定例会（第4号）

平成30年3月11日（日曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 一般質問

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 前田 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 恒壹 | 議員 |
| 3番 | 高谷 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 勇治 | 議員 |
| 5番 | 阿部 光久 | 議員 | 6番 | 岩藤 孝一 | 議員 |
| 7番 | 小林 満 | 議員 | 8番 | 石井 伸二 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 純一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上 久男	副町長	和田 薫
会計管理者	渡辺 登美子	町づくり企画課長	坂森 誠二
総務課長	深川 正美	総務課参与	東 誠
町民生活課長	鈴木 伸哉	産業振興課長	栗生 貞幸
施設整備課長	大戸 基史	地域福祉センター所長	須貝 智晴
総務係長	芳賀 真由美	町づくり企画課財政係長	小島 敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野 毅	学校教育課長	石森 実
社会教育課長	蓑島 賢治	森林工芸館長	五十嵐 勝昭
図書館長	今西 輝代		

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗 生 貞 幸

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 高 橋 一 史

臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、9番 嘉藤均議員及び1番 前田篤議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日の説明員は先日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番、小林満議員。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして町長に質問したいというふうに思います。森林環境税、仮称と新たな森林管理システムについて伺いたいと思います。

地球温暖化防止のための森林吸収財源に関する財源確保については、これまで長期にわたり政府与党の検討や関係者による働きかけが続けられてきました。森林を守るための財源確保については、国の動きに先じて主要団体から声が上げられ、特に平成18年度以降は森林が所在する市町村を中心に結成された全国森林環境税創設促進連盟及び促進議員連盟により森林環境税の創設に向けた運動が展開されてきました。この間連盟の役員として井上町長には大変ご苦労されたというふうに思います。心から感謝を申し上げたいと思います。

こうした中で平成27年の地球温暖化防止に向けた新たな国際枠組みであるパリ協定の採択や昨今の山地災害の激甚等により国民の森林への期待の高まり等も受け、平成29年度税制改正大綱において税の創設について平成30年度税制改正において結論を得るとされたことを踏まえて、今年度林野庁において市町村が主体となった新たな森林整備の枠組みの検討を進め、具体的な制度設計の検討が進められてきました。これらと平行して税制調査会における結論が行われた結果、12月の税制大綱で平成31年度からの税の創設というふうな結論に至りました。

平成31年度から始まる森林環境税仮称と森林環境譲与税仮称を創生するをいたしておりますが、

税の贈与と新たな森林管理システムの導入が並行して行われると聞いておりますが、市町村が取り組む具体的な内容について次の4点について町長に伺います。

1点目は森林環境税仮称と森林環境税仮称の対応について伺います。2つ目は道町村のその配分とその用途についてです。3つ目は新たな森林管理システムはどのような内容なのか。4. 森林計画は作成されていない森林所有者に対し、今後どのように進めていくのか。また、森林所有者が不明な場合にはどう処理していくのかを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 森林環境税、それから贈与税もまだ仮称っていう、この仮称がまだ抜けておりませんけれども、省略して答弁させていただきたいと思えます。

そこで、この森林環境税と新たな森林管理システムについてということではありますが、議員の方からもいろいろお話がありましたように、この森林の持つ地球温暖化あるいは災害の防止、そして国土の保全、水源涵養等の様々な公益的機能は国民に広く恩恵を与えているわけであります。適切な森林の整備を進めることは国土を守るということと同時に、国民の命を守るということにもつながっているわけであります。

しかし、森林整備を進める上で、この森林所有者の経営意欲の低下、それから所有者不明の森林が増えていること、また境界が定かでない森林の存在、さらにはこの担い手不足などが大きな課題になっているということでもあります。このため、国民の一人一人が等しく負担をして、またその負担を分かち合いながら森林を支える仕組みとして森林環境税の制度が創設されたわけであります。

水源税というふうには30年ほど前にいろいろ言われました。それからおそらく30年を超えるぐらいの時間が過ぎたんだろうというふうに思うわけではありますが、この間やっというふうに言っていると思うんですが、森林環境税が創設をされるということになりました。全国組織も立ち上げられまして、私もその半分ぐらい、15年ぐらい関わってきましたけれども、何とか目処が立ったということについては大変嬉しく思います。

そこでご質問の制度の概要について申し上げたいと思えます。国民からいただくこの森林環境税とこれを財源として創設される森林環境譲与税の二本立てということになるわけであります。森林環境税の税額については年額1,000円といたしまして、平成36年から課税をされるということになります。対象は個人住民税の均等割の納税者で市町村が徴収をするということになります。納税者は全国で約6,000万人が想定されておりますので、税額では約600億円くらいになるだろうというふうに試算されているところであります。また、配分と用途、使い道でありますけれども、新たな森林管理計画の施行と併せまして、森林環境譲与税が先行して平成31年度から環境譲与税の予定であります。平成31年度から都道府県あるいは市町村に交付されることとなります。この譲与の割合でありますけれども、都道府県が2割、市町村が8割で、段階的に都道府県が1割、市町村が9割というふうに移行していくことになるだろうと思えます。私有林人工林面積、それから林業就業者数、それから人口割合により配分されるということになります。また、使い道でありますけれども、干ばつや路網などの森林整備に加えまして、森林整備を促進するための人材の育成、担い手の確保、また木材利用の促進や普及などに当てることとされております。

森林整備は総じて、この人目につきにくい奥地の方で行われることに加えまして、森林環境税の納

税者の多くは森林の整備のところから離れているところで生活している人達が多いということがありますので、やはり納税者の方々にはこの使い道あるいはどんなことに使われているのかということをきちっと説明していく責任があるだろうというふうに思うわけでありまして。そんなことを念頭に置きながらこの環境税あるいは贈与税について、きちっとした使い方をしていかなければならないだろうというふうに思います。

次に平成31年度から施行予定の使い道でありますけれども、間伐あるいは路網などの森林整備に加えて、森林整備を促進するための諸問題についてやっていかなければならないということになっております。

次に平成31年度から施行予定の新たな森林管理システムについてでありますけれども、主に4点ほど留意する必要があります。1つは森林所有者に対して適切な森林管理を促すため、適期に伐採あるいは造林・保育を実施するという責務を明確にしていく必要があるということでありまして。2つ目は所有者自らが管理できない場合は、その森林を市町村に委ねることとしております。3つ目は意欲と能力のある林業経営者には森林の経営を再委託することができるということになっております。4つ目は森林管理を行うことが困難な場合は、市町村が公的に管理を行うということになっております。

こうした4点を今申し上げましたけれども、この林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させていくんだと。そのための仕組みがこの新たな森林管理システムということになっているわけでありまして。従来の森林整備ということだけで、この財源を使っていくということにはならないということを、くどいようですけれども申し上げておきたいというふうに思います。

最後に森林所有者が不明な場合の取り扱いについてでありますけれども、市町村が所有者等を探して見つけなければ市町村として公告をして都道府県知事との裁定を経て、初めて市町村による管理が可能になってくるということでありまして。

なお、森林経営計画は森林の所有者が作成することになりますが、その取扱いについてはまだ示されておりませんので、今の情報で行きますと、この年度末にはガイドラインが作成されて連絡があるというふうに言われておりますので、それを受けて検討してまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、今申し上げましたように、多くの国民が住んでいる所というのは森林から遠く離れたところに住んでおりますから、この財源を森林整備のためにももちろん使うわけでありまして、この使っている財源が都市住民って言うていいかも知れませんが、そうした方々にきちっと目に映るように、情報としても、また説明もしていかなければならないというようなことになっておりますので、そういう意味では、この森林の多いところで生活をしている私共については、そのことを十分認識しながら使っていく必要があるだろうと、そのように思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。そこでですね、町長にまた伺うんですが、これほど大きな林業が改善されるというのは非常に珍しいなっていう感じをしますが、そこで市町村の課題としてなるのは、今の組織で本当にいいのかっていうのがあります。

あの、昔の話をするとなつて笑われますけれども、やはりあの町民の財産とか、あるいは資源を守るというのは、やはりあの単純にはいかないと。そこでやはり専門的な、あるいは技術的な長期にわたる、やっぱりそういうその目標を持った人ですね。ある程度配置して行かないと町民の資源がなくなるん

じゃないかと。せつかくの2,000町歩ある町民の資源をですね、これ以上やはり少なくするんじゃないかと、やっぱりもっと町の財政に寄与するぐらいの働きをしないとですね、駄目でないかと。

そこで今言ったように、今の組織で十分なのかと。あるいは人的にどうなのかというのは非常に私から見ると危惧するところでございます。

去年もこういう質問をしたことあるんですが、ある程度簡易なものは外部委託して、そして町がやるのは本当の計画だとか、あるいは資源を守るための、そういう人員を配置するとか、そういうものだけにして一般の外部の森林の管理だとか、そういうものについては、やっぱりあのどっかに委託する。そういう方法を考えないと、何でもかんでも町がすべてをやるってということになりますと、今の人員では本当に足らぬではないかと。そういうことも踏まえて、やはり外部からのアドバイザーを雇用するなど、もっと念頭に置いた再構築をしたいということで、町長の再度のご意見を伺いたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 お考えと言いましうか、ご意見としてはよく理解しますし、そのとおりだと思います。ただ、小さな役場の中で町職員の専門性ということが問われるわけでありまして、現実の問題としてはなかなか事務の関係の専門職を長い間抱えるってことはなかなか難しいところがあります。しかし、この林業が成長産業としてこれからやって行くんだということが、まあ総理大臣の言葉としてもありますから、本気でこの森林整備をやって行くんだなというふうに、私なりに理解しているところであります。

そうして考えますと、今議員からおっしゃられたように、町の力だけでこの町有林を中心にして、民有林含めてであります。守っていくっていうのはなかなか難しいんじゃないかというようなご意見がありました。

そこで、外部委託も含めて考えたらいんじゃないかというようなお話だったと思います。議員は森林組合の組合長さんでもありますから、その辺のことは十分意識しながらのお話かも知れませんが、これから町有林の管理も含めてでありますけれども、森林組合等を中心にして、外部の力を借りていかなければならないだろうというふうに思っています。

それと人的なことでは申し上げるならば、この森林環境税の創設も睨みながらということもあるんですが、新年度、今年の4月から林野庁の方から職員を1人、2年間ありますけれども貸していただくことになりました。本当は人事交流ということで、町の方からも1人送り込んで、フィフティ・フィフティの関係をつくっていかうという考えだったんですが、こちらの方から送り込むことがちょっと難しくなりましたので、林野庁の方から一方的に2年間お貸ししていただくようにいたしました。これは間違いなく森林環境税の問題も念頭に置きながら計画を作らなければなりませんから、そんなことも含めて人的な支援と言いましうか、力も借りようというようなことで今進めているところがありますし、まあ林野庁の方から来る職員も33歳の男性であります。結婚されておりまして、奥さんと子供さんが1人いらっしゃるという方でもありますけれども、来ていただくことになっています。どれだけの戦力になるかどうか分かりませんが、しかし、専門の方でありますし、中央の情報、特にこの森林環境税の問題等についてのことには詳しいというふうに思っていますので、町としては期待してありますけれども、それに応えるだけの2年間であってほしいなというふうに思います。その中

で一緒に仕事してもらおう町の職員もいますので、できるだけ、その後の戦力としても期待できるような形を作っていきたいと、このように思っております。

いずれにいたしましても、町にとって民有林を含めてでありますけれども大きな財産であり、また町の経済にも少なからず関係する森林でありますから、大事に成長させていきたいと、そのように思っております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 新たな希望を持てるような、そういうものにしていただきたいと思っております。私の質問、これで終わりますけれども、将来的にですね、やはり町の非常に大切な資源ですので、これを有効にやっぱり活用すると同時に、やっぱり最終的にはやっぱり町民の財産ですから、それを守るようなひとつ展開をしていただきたいなというふうに思います。これで終わります。

○佐藤議長 9番、嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告にしたがい、地域おこし協力隊の今後についてということで町長にお伺いしたいと思います。

昨年置戸町では初めて地域おこし協力隊隊員として2名の採用を行いました。総務省の事業で平成21年度から実施し9年目になります。採用は住民票を移動させ1年以上で延長更新もあり、最大3年までとなっていますし、国からの財源手当もある制度であります。

置戸町にはもともと田舎暮らしということで地遊人の制度がありました。20年以上の歴史や実績がありましたが、また各地区の受入協力もあり、町には多大なる貢献をした制度でありました。時代の流れと言いますか、募集者の減少もあり惜しまれて終了いたしました。

地域おこし協力隊も平成28年度では全国で4,000人に迫るような実績を残しています。地域や町の活性化、人口減少の抑制、定住化対策に大きく寄与する制度と思います。本町においても昨年採用の2人の方の2年目の更新、さらには新たな隊員の採用と期待をするところですが、今後の採用計画や展開をお聞きします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 地域おこし協力隊の今後についてであります。今議員からもご紹介があったように、この制度は人口減少あるいは高齢化が進む地方において、都市部の若者を中心に人材を誘致しまして、定住やあるいは定着を促すことで地域活性化を図ることを主な目的としてスタートしているわけであります。

平成28年度総務省の発表でありますがこの活動実績では全国863自治体で4,158名、道内では125自治体で511名が活躍していると聞いています。本町においても平成29年、昨年度からあります。昨年の4月から2名の協力隊員を採用いたしまして、大規模改修を終えオープンいたしました勝山温泉ゆうゆを活動拠点としながら観光振興に努めていただいたところあります。また、2名とも勝山地区に居住しながら地域行事にも積極的に参加をしていただきまして、地域とも良好な関係を築いていただいたように思います。

そこで2年目の任務であります。勝山温泉ゆうゆは1年が経過する中、運営的に一定の軌道に乗ってきたことから、ゆうゆから離れたところでの任務を考えております。具体的には観光振興を軸といたしまして、町のPRも含めた広範囲にわたる活動を想定しております。しかし、現在の2名がそ

の任に当たるにあたるのは町としても負担が大きいこともありますから、1名の方を継続採用し、もう1名の方は残念ながら今年度をもって契約満了となる見込みであります。

今後の展開であります。観光分野のほか、例えばありますが、教育の分野、とりわけ学芸員だとか、体育のトレーニング指導者といった有資格者、あるいは農業や商工業活性化の人材、あるいは地域支援員など、多岐にわたる人材が想定されるわけです。また、協力隊の導入や育成コーディネート業務を委託している北海道観光まちづくりセンターと協議しながら、これからのことについて相談をしていきたいというふうに思っております。同時に地域が隊員に何を求めるのか、何を期待するのかという、この辺のビジョンというものを明確にしなければならないというふうに思っています。同時に関係団体との協議、あるいは行政内部の部局間の調整も行いながら、受け入れ態勢あるいは任期満了後の定住支援策、これらについても検討を重ねてまいりたいと、そんなふうに思っております。

1年間でありましたけれども、2人には本当によくやってくれたというふうに思います。しかし残念ながら1名の方は残っていただきますけれども、この後の本人の思いというか、1年経験した中での思いというものもあるでしょうから、その辺のことも十分行政として聞かなければならないというふうに思っていますし、できるだけ隊員の意向と言いましょか、やりがいということも含めて検討したいと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 ただいま採用や今後の展開ということでお話を伺いました。残念ながら昨年採用の2人のうち1人については2年目の更新をしないというお話でありましたし、また新年度に向けて今予算提案されておりますけれども、予算書の中には地域おこし協力隊に要する経費の中にも、先程町長の方から説明もありましたけれども、また160万円程度の予算を付けようとして、委託料として募集業務等の委託料として計上されているところですので、また30年度においては新たな採用はあるのかどうかということも含めてもう一度聞きたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 30年度は隊員としては1名ということであります。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 すいません、新たに2年目以降としてというか、新たな、新しい採用ということでの思いでお聞きいたしました。できれば予算付けもされている関係もありますから、もっともっと多くの隊員の方に置戸町に来ていただいて、いろんな町のニーズに応えていただきたいというふうに考えておりました。残念ながら1名ということでもありますけれども、昔置戸町に地遊人制度があった時には毎年のように2名あるいは3名という形での採用がありました。そういう人たちが横のつながりを持ちながら置戸町でどう暮らしていくのかということ、いろいろ話し合いをしながら、連携を取りながら、この町へ住んでいただいた経過もありましたので、できれば受け入れ側としてもですね、その人たちが2年、3年。最大3年ですから、3年後を終える時に、この置戸でどのような形で定住をしていただけるのかということ、はじめから目標を持ってやっていただければいいのかなというふうに考えておりますし、そうするべきではないかというふうに思っております。

先程町長の方からもありましたけれども、いろんな場面が考えられると思います。学芸員はもちろ

ん、新規就農ですとか林業従事者ですとか、いろんなタイプの考えがまだまだあると思いますので、今年1名の継続ということでもありますけども、もっともっと多くの隊員を町に受け入れて、活性化あるいは定住対策につなげていただきたいと思いますので、町長の思いをもう一度伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 まあ田舎暮らし、議員の方からも話がありましたけれども、田舎暮らし地遊人制度っていうのは大きな成果を残したと思います。形も本当に来てくれる人の意向というものも十分受け入れる中でスタートしてきたと思います。しかし、この地域おこし協力隊の隊員というのは、私共が今までやってきた地遊人制度とは少し違うと思います。この地域おこし協力隊の隊員の人達はもちろん、そういう隊員としての使命を持ちながら来てると思います。しかし、その使命と同時に、あるいは隊員としての気持ちと言いましょか、心構えと言いましょか、そういうことと地域ときちっと合致すればいいんでしょうけれども、人であるから、なかなかその辺の難しさはあるんだと思います。しかし、俗に言う水に合うということも、やっぱり隊員の中にもあると思います。そんなことを含めて、地域もまた町も隊員をどう受け入れていくのか、また隊員の人たちもその町にあるいは地域にどんな溶け込み方をするのかということも十分重要的な要素として出てくるんだろうと思います。

そんなことを含めて、これからの隊員に対する地域としての、また町としての側面からの応援と言いましょか、していかなければならないだろうというふうに思いますし、また、隊員の人達もそうした声に、そうした期待に沿っていただくような活躍を期待しておりますし、過大な期待もしてはいけないのかも知れませんが、しかし、期待する側としてはそういう思いであるということでもあります。まあ、1年、2年でその成果を、あるいは結果を出すっていうのは非常に難しいと思います。難しいと思いますけれども、しかし、そういうような意識で隊員の人たちが来てるんだというふうに思いますので、お互い助け合いながら言いましょか、支援しながらやっていく必要があるだろうと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 お互いということで、町はもちろんですけども、来ていただいた方にもゆくゆくは置戸町民として定住していただくという形で、これからも積極的に導入していただければと思います。以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 3番、高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして一般質問をしたいと思います。新たな農業法人設立の支援対策と人材確保対策について町長に伺います。

まず、置戸町の29年産の農業生産額は53億9,000万円、23年産の56億1,000万円に継ぐ数字となりましたが、内容については決して良いという内容ではないというような状況になっております。単年度収支ではおよそ9,100万円程度の組合の要生産額がありまして、21戸の農家がマイナスとなっております。28年産の水害のビート等の腐敗による生産が29年にされたことから、28年の12月末の生産額で所得税が計算をされたことによりまして、29年産は実はマイナスからスタートした生産者が多く、53億円の生産の割にはあまり良い状況ではないという結果になりました。置戸町の農家戸数は100戸を切りました。現在86戸となっております。その中には勝

山グリーンファームも含まれておりますから、実質の農家戸数は96戸となりますが、さらにここ数年のうちには離農を予告している農家がおられる状況の中で、農地の流動化は地域にとっては限界を超えている状況にあります。

農協は生産法人勝山グリーンファーム以降の法人設立に向けた検討を始めております。置戸町としてはどのような支援対策を考えておられるのかお聞きいたします。具体的には拓実地区が考えられておりますが、現在の5戸の酪農家が営んでおられますが、そのうちの2戸が近いうちに離農を考えられております。325ヘクタールの草地在りありますが、残された3戸の酪農家でこれらの草地を持って酪農を営むには限界があると考えられます。

そこで考えられるのは農地を集約し、効率的に活用するため、農地中間管理機構の地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者協力金を活用して農地の集約、合わせて持ちきれない草地については現在検討されております国の制度で、受益者負担のない基盤整備を活用した畑作の法人を立ち上げることを検討しております。

町としてはどのような支援が考えられるか、町長の考えをお聞きいたします。28年に立ち上げられました勝山グリーンファームは構成メンバーの草地を集約して、社員として従事する体系を取っております。構成しなければ離農を検討している組合員もいたことから、延命対策として、また国の制度を活用した、まさに究極の対策でありました。しかし、今回の考えられている法人については、自らの営農を営みながら法人の経営にも参加することで、安定的な収入を確保することができます。作業の主体となるところは従業員を雇用してあたりますが、地域の酪農家のコントラ作業にも従事していただくということでもあります。

町長は執行方針の中で国内だけでなく国際競争力が求められる中で本町農業が将来にわたり安定して継続できるよう新規担い手の育成と確保、農地の生産力並びに収益力の向上を目指す取り組みを進めるとおっしゃられております。具体的にはどのような対策を考えられておられるのかを聞きいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 新たな農業法人設立の支援対策と人材確保についてということのご質問であります。ご承知のとおり拓実地区では大正8年北海道拓殖実習所の開校から酪農業を中心にしまして100年の歴史を歩んでこられた地域であります。しかし、現状、今議員の方からもご紹介ありましたけれども、後継者不足から離農が進んでおります。現在では酪農の新規就農者が1戸、乳用牛の育成が1戸を含む6戸が経営を続けているわけであります。また、昨年暮れに40代の経営者が離農する事態を受けて、JAきたみらいの呼びかけによって地域内での懇談会が行われてきたということでもあります。

そこでこの懇談会の中でのいろんなご意見があったようですが、1つは新規就農者の受け入れを行う。2つ目は地域の再編も含めた大型法人によるメガ農場を設立する、あるいは基盤整備を含めて法人による畑作農業への転換を図ると。さらに4つ目としては研修農場を設立するというような熱心な議論が交わされたようであります。営農を継続する酪農家への気遣いと言いましょか、それから地域内の農地を守り、農業経営を継続してほしいという願い、そういう思いは地域の皆さんの中には強くあったらうというふうに思いますし、私自身も同じように思っております。しかし、今後

5年以内に3戸が離農を予定しているということを聞いておりますし、地域内での解決は大変難しい状況にあるというふうに感じております。

J Aきたみらいからはこの協議結果を踏まえて、酪農と畑作とでそれぞれ農地の集積を行った上で、1戸ないし2戸の酪農の新規就農者を募ってはどうかと。また、同時に残りの農地を畑作に転換するために基盤整備、畑に転換するわけではありますから、除礫が非常に必要な地域だと思えます。それから当然ながら暗渠整備だとか均平だとか、区画整理だとか、そうした基盤整備を中心にして補助を、そういう意味では大きく変えなきゃならないというような状況もあると思うんですが、この基盤整備を行って出資型の法人を設立して経営をすると、このような計画案が提案されているようであります。地域からの合意もそうしたことで得たことから、早急に関係機関との協議を進めたいというお話がございました。

また、事業の実施にあたっては、平成30年度の国の新規事業で受益者負担を全額国が支援する、ちょっと長いですが、農地中間管理機構の関連農地整備事業の活用を検討して自治体負担、町の負担も伴ってくるわけですから、財政面での支援についても、正式ではありませんけれども要請されたところであります。この事業は都道府県が事業主体になるということもありますし、過日町と J Aきたみらいの担当で北海道やあるいは中間管理機構などの関係機関との協議を始めたところであります。まあ、現段階では事業概要を示して補助事業に合致するかどうかの判断あるいは補助制度の詳細などそうした情報提供を受けながら事業内容の検討を進めているところであります。

ご質問の町としての支援策ということですが、具体的な事業内容あるいは法人設立にあたっての目標とするところ、目指すもの、そして労働力の確保をどう考えているのか、こうしたこともまだ明らかでないことが多々ありますので、支援策についてまだお答えできる状況にはありません。かなりハードルは高いというふうには私は考えているところであります。感じてるって言った方がいいんでしょうか、そういうふうに思います。しかし、議員もご承知のように、つい最近っていうことになりました、日本やオーストラリアなど TPPの参加する11カ国、これがまあチリの首都でありますサンティアゴ、8日の午後に離脱したアメリカを除いて新協定のTPPに署名をいたしました。日本はこの後この協定の承認案と関連する方法について、どうでしょうか、今いろいろと国会も揉めておりますから正確なところはわかりませんが、順調にいけば今国会でその法案を提出する予定になっているわけでありまして。まあ、アメリカが抜けての11カ国ということになっておりますが、ご承知のようにアメリカが参加しない中でのこのTPPが本当にどうなのかということがあろうかと思えます。

まあ、国内総生産の12カ国では世界の4割ぐらいになるんでしょうか。それがアメリカが抜けることによって10数%ぐらいにしかならないというようなこともありますから、今後そのアメリカが波乱要因になるということは、この11カ国は等しく感じているだろうというふうに思います。日本の市場開放に応じた国内農業の強化ということが急がれるだろうというふうに思います。

何れにいたしましても、国内だけでどうするというわけにはいかないこのTPPの新協定の内容だろうというふうに思いますので、そうしたことも十分承知していかなければならないだろうというふうに思います。

国内農業のそうした意味では、国内農業の先行きということが非常に懸念される中での新たな時代

の中で、この農業のあり方が今問われているというふうに言えるんだらうというふうに思います。これからも置戸の農地を守って持続可能な農業するためにも、この拓実における動きが成功事例の一つになってほしいというふうに期待しているところでもあります。置戸町も厳しい財政状況にありますけれども、引き続きできるだけ支援はしてまいりたいというふうに思います。

農業経営にはいろんなご意見あるだらうというふうに思います。国の政策そのものがこういうような集団化って言いましょうか、大規模化を図って経営していくというふうに移っていますけれども、それだけで本当にいいのかというのがこの農業にはあるというふうに思います。そうした意味では十分な目標を立てていく必要があるだらうと思います。

先程申し上げましたけれども、いろいろ検討している内容に間違いはありませんけれども、しかし、実際に組み立ててスタートさせるという意味ではハードルが非常に高いというふうに認識しておく必要があるだらうというふうに思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 今、その組み立てられてというか、計画をされている法人については非常にあのハードルが高くて意味はよくわかります。自分もそういうふうに思っているんですが、できるかどうかではなくて、もうすでにこれはやらなくてはならないという、そういうところで農協としても重い腰じゃないんですが、今上げたなというような思いがあります。

今回の2月の農協の懇談会の中でもこういう話をさせていただいて、今後益々農家が減っていく中で、これをやらなければ存続はあり得ないと、そういうところまで来てますので、これはどうしてもやらなきゃならないというふうに思います。もう少し中身については検討して、今具体的な目指す方向であるとか、そういうところははっきりしてくれば、また支援策も出てくるんだらうなというふうに思います。

今、この拓実の地域についてはですね、非常に高地でありますし、畑作に転換しても、ある程度作る作物については限られてくると。すでにあの北糖あたりが依頼をしてビートも何10町か作られますけど、非常にあの成績が良い地域でもありますので、ぜひ次のその法人の中で畑作を中心にした、そういう法人を立ち上げて頑張っていただきたいなというふうに思いますし、支援をしていきたいなというふうに思います。それをしないとね、まあ農地の流動化っていうのはもう解決しないなと。すでにあの地域の中にあっても、あの奥の方にあるパイロットなんかはすでにあの元の山に戻すというか、山林に戻すような方向でなければ、あの全体をきちっと賄っていけないんじゃないかなというところまで来ているというふうに思います。あそこまで通って来ている人たちも、また周辺にそういう農地が出て来るんで、結局あそこを手放して近いところに農地を求めるといような状況になってきますから、拓実は拓実の中で解決しなきゃならないって、そういうふうになるんだらうなというふうに思っております。

そこで今町長もご承知の話だったということで、道が主体となってやるその基盤整備事業関係については、概ねだいたい国としても形ができてきて、農協とも、担当者とも、ある程度その中身については検討されてきてる状況になってきてるんだなというふうに担当者から聞いてます。実際に国がこの受益者負担のない基盤整備については国が65%、それから道が25%、それから地方自治体が10%の負担割合で、この事業については基盤整備を行っていくような、そういう形を作りたいという

ような方向で、今話し合いがされているようですが、その町の負担の割合については、これは5%程度に引き下げて何とかできないかなってというようなことで、少し中身については詰めている状況だっているように思いますけども、新年度になればこの辺についても具体的な策が出てくるというふうに思います。

今、残されたこの3軒の拓実地域の酪農家も、ある程度農地を集約した中で、今の中間管理機構のいわゆる集積協力金であるとか転換協力金、それから耕作者協力金のそうした資金を得て、少し経営を安定させていくような方向で、全てがきちっと成り立っていくような方向になるんじゃないかなというふうに期待をしたいなっているように思いますので、その辺少し様子を見たいなというふうに思います。

それで、そういうものがきちっと出て来ないと、町としての支援策についての具体的なものが出てこないってことはよく分かっておりますけれども、その時点でまたいろいろ協議をさせていただいて、支援策についても、今のその負担割合の5%なのか、10%はもちろんなんですけども、新たな支援策についても検討いただきたいなということでもあります。

それからの人材の確保についてということで、これは新たな法人については、今いるその既存の農家の人たちがいわゆる出資を募ってそこに法人を立ち上げるということで、その人達だけではいわゆるその法人を運営していくことは非常に難しいということで、人材の確保が必要になってくるなというふうに思っていますので、その辺の対策についても町長の考えがあればお聞きしたいなというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 地域を何とかしなければならないということは、これは行政の立場としても当然ありますし、また地域の人たちの思いというものもそうしたものだろうというふうに思います。ただ、どうしてもやらなければならないからやるんだという前に、どういう見通しを立ててやっていくのかってということが明確でなければならないというふうに思います。地域として、また個々が負担がないからってというようなことで、国のいう形で進んで本当にいいのかっていうふうに私は懸念します。どういう形であろうが、やはり形はきちっとしなければならないというふうに思いますし、誰がその責任を取る立場にあるのかってということも明確にしていく必要があるというふうに思います。

まあ、負担の問題もさることながら、そうしたことが構成するメンバーの人たちがきちっと認識をしてスタートしていく必要があるだろうと思います。大きな投資になると思います。大きな投資になるが故に最初の設立時の何んて言いましょうか、お互いの構成の合意形成と言いましょうか。そういうことが極めて重要になっていくだろうというふうに思います。

ここ数年はいろいろ浮き沈みは、あるいは個々において違いはありますけれども、農業全体が良い状況、とりわけ酪農に関しては良い状況が続いておりますけれども、しかし先程申し上げたように、国内だけの問題じゃない状況がどんどんどんどん国際情勢の中で押し寄せてきておりますから、そんなことを含めて将来のこの地域における農業をどう考えていくのかってということも併せて検討していく必要があるだろうというふうに思います。

今、冒頭に申し上げましたけれども、形は作ったとしても、実際にやっていくのは自分たちなんだと。そういう意識がなければならぬと、当然ながらそういう思いで取り組んでいってほしいなというふうに思います。

うというふうに思いますけれども、そのことが極めて重要になってくると思います。同時に人材の確保の問題のお話がありましたけれども、これも極めて重要だと思います。

私は勝山のグリーンファームの時にも申し上げてんですが、今度は会社組織になるんだから必ずしも農業経営者なんということに期待をする必要はないと。むしろサラリーマンの人たちを会社の社員にして農業の技術も含めて習得をして一人前の農業者として作り上げていく方が、むしろ私は望ましいというふうに考えるということをお願いしておりますけれども、それはある種拓実地域においても私は基本的には、私はそのように思っております。全てそれでいいというふうには思いませんけれども、新しい発想の中で地域の農業再生というものを考えていく必要があるだろうと、そのように思っています。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 町長が言われていることは、大きな風呂敷を広げて非常にハードルが高いだけに本当にできるかっていうことだと思うんです。それはもう重々よくわかってるんですが、どうしてもこれは今の現状を踏まえていくとやらなきゃならない問題だというふうに思いますので、その辺についてはしっかり汲み取ってやっていただきたいなというふうに思います。

それと人材の確保についてということで、法人の体型からいって非常にアクセス性のあるものから、年間を通してしっかりと人を確保するというのは非常に難しい話なんですけど、昨日のですね、農業新聞の中に、外国人雇用っていう問題で、いわゆる国家戦略特区でしたでしょうか。規制を緩和してですね、外国人を受け入れるようなそういう体制づくりということで、新潟市と愛知県と京都府が外国人労働者農業のですね、外国人労働者を受け入れることを決めたというふうに載っております。これはいずれ国として全国展開を広げていくというようなことで議論を急ぐというような記事が載ってまして、これも単に農業だけじゃなくて、いろんな分野でその人の確保が必要な状況にあるので、その辺は相互に乗り入れながら、人の確保も含めて検討してはどうかなと、まあそういうふうに思いますので、ひとつ申し上げます。

それともう一点はですね、流動化の問題で、さっきの拓実地域だけじゃなくて、これはちょっと情報提供としてお話しさせていただきたいなというふうに思いますが、これから先5年間において、置戸町の中で離農の通告されている方、現在13戸であります。畑作が6戸、酪農が7戸ということで、その総面積はですね、これはあくまでも営農計画書なんかで言うところの実質の面積ですから、地積の境界から境界という、もっと面積が増えるんですけども、トータルで畑作で113.62ヘクタール、それから酪農で270.14ヘクタール、これだけの農地がこの5年間に動くということになります。それは拓実も含まれてますから、一部拓実のこの中の3戸に含まれてるんですが、それだけの今の農業は高齢化してきて、優良な農家であっても、これから離農がそれだけ進んでいくと。さらには29年には予測しない農家が2戸ほど離農を決めたということで、農業委員会あたりでも土地の流動化に非常に苦慮してきて、いよいよ動かなくなってくるなという思いがあります。

そういう意味でも、まず今回この法人を立ち上げて、しっかりとその土地を有効に活用できる体制を作り、それをさらに第2、第3のそういうところでなんとか立ち上げて作り上げていくような方向を目指したいと、そういうふうに農協なり農業者もみんな思ってるじゃないかなというふうに思いますので、一言情報を加えたいというふうに思います。

本当にできるかどうかというところが雑談あたりで出てくるんだと思います。そんな大きな風呂敷広げても本当にできるのかと、大丈夫なのかと。ただ、やっぱり今の現状を考えると、これはどうしてもやらなければならないという事態になってるっていうことは申し上げておきたいというふうに思いますので、最後に何か町長の方からあればお話いただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 外国人労働者の話もありましたけれども、法人であろうが、どんな形で農業を営んでいくのか、形はともかくとして、いずれにしても人材というか、人の問題は最も重要なことだというふうに思います。この辺は単に労働力を確保したからそれでいいんだっていうわけには私はいかないというふうに思います。その辺は特に慎重にと言いましょか、考えていただきたい要素だなというふうに思います。

それから、これからという部分での離農される方、あるいはそれに伴ってのこの農地の荒廃化っていうか、そういうことも心配でのお話がありました。農地をきちんと守るといのはいろんな意味で重要なことではあります。だけど、まあだけどっていう言い方はちょっと変ですけども、その農地を守るがゆえに自分たちの生活と言いましょか、そういうことを見誤ってはいけないというふうに思います。

そういう意味では農地の集約化なんていうものも、私は積極的に考えていく必要があるんだろうというふうに思いますが、4, 800ヘクタールの農地を今まで守ってきたわけではありますが、結果としては守れない農地もあったというふうに思います。農業委員さんにも十分にご苦労をかけたというふうにも思います。しかし、今申し上げたように、農地を守るというそれだけでそのどうなのかと、もちろん立場的にそういうような役割を担っていただかなければならないということは十分承知の上で言ってるんですが、やはり一番の問題は長年農業をやって来られた人の生活を、その後どう考えていくのか。もちろん個人の問題だっていうふうに言ってしまうとそれまでのことでありますけれども、しかし、そのことをやはり最大の問題として考えていくのが行政としての役割でもあるんだろうなというふうに思います。

しかし、大事な100年、200年とかけて作ってきた農地でありますから、それを荒廃化させるには忍びないというのが率直な気持ちでありますけれども、先程来申し上げているように、その国際化の中での日本農業だ、置戸の農業だということでもありますから、その辺のことを誤ることのないような形をこれからもしていかなければならないというふうに思ってますし、そうした地域に対する農業形態も応援していかなければならないというふうに思っています。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 流動化の問題は避けて通れなくて、これを100%活用することが果たしてどうかというところもよくわかると思います。僕も日頃から言ってるんですけども、この13戸の農家の方は比較的安定された経営をされてる方で、いわゆる年齢が来て卒業する、あるいは後継者がいないから卒業するっていうような方達ですから、ある程度基盤も生産力もできて、そういう土地が残ってるんだろうというふうに思うんですが、かつての経営が立ち行かなくなって、断念して離農というような土地には、やはり生産力のない土地が含まれていて、それを受けた農家が結局その二の舞を踏むことにならないようにという意味では、100%全部土地を活用できるかどうか

と言う部分については、ある程度この先考えて、検討していかなければならない問題だなというふうに思いますし、そこは林業ともここはタイアップしていかなきゃならないだろうというふうに思うんです。

かつての農地、柳が生えた雑木の山になっては困ると、その辺はいろんな関係の機関とも検討しながら進めていってほしいなというふうに思います。以上申し上げまして私の質問を終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時45分
再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○2番 澁谷恒壹議員。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは私の方から通告にしがいて町長へ質問をしたいと思えます。ぶどう園の今後の取り組みについてということですが、ぶどう園のことにつきましては、私が2年前に一般質問しておりますが、この時は専門的な職員の配置ということも一緒にお聞きしました。この時の答弁の中では、当時の答弁としては先進ぶどう園の視察など、研修の機会が少なかったことなどと言っておりましたが、現状はどのようになっているのか。

また、昨年総務常任委員会所管事務調査で産業振興課より説明を受けた時に、果実酒等の製法品質標準表示基準が平成29年11月1日以降の製品化されるワインより産地表示が大幅に変わったことの説明を受け、2年前とはワインの製造、生産地表示等がPRにつながっていかないような気がしてなりません。その中で変更点が地名を表示できる場合の要件が大幅に規制され、置戸の地名は使用できなくなること。ワインの産地名は地名が示す範囲内にブドウの収穫地（85%以上）と醸造者がある場合しか表示できなくなり、表示収穫地名も地名が示す範囲内にブドウの収穫値85%以上を使用しなければ表示できないことなど、現実には厳しいことになったと聞いております。

また、一昨年より栽培技術指導を北海道ワインの方により指導を受け始めたと聞いておりますが、このまま北海道ワインの栽培技術指導を当分の間続けていくのか、あるいはおおよその期限をつけ進めていくのか、私も機会があり、その方のお話を聞いており、基本である土地が傾斜地であるため、一番大事な表土が大雨のたびに流亡し、土作りが思うようにいかないのと、粘土質土壌により非常に水はけが悪い。また、土が固いため、根の張りも悪く、思うように生育できてないと、非常に厳しい状況と言っておられました。また、近年は鹿などの野生動物による被害も出てきていると聞いております。

そのような中で、条件の整った圃場に苗木を移動しているということですが、これを機会に新たな考えとして、その苗木をゆうゆ前のふれあい農園のところと景観作物を作っている畑に移植し、栽培してはどうか。どちらに移植しても3年後、5年後には確実に収穫が始まると思えます。ここ数年緑肥としてすき込んでいるため、畑の地力もついているものと思えます。また、数年後にはぶどう狩りのできるぶどう園にし、ゆうゆとの相乗効果が期待でき、検討に値するものと思えますが、今後の取

り組み方を町長に伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ぶどう園の今後の取り組みについてということですが、2年前にも議員の質問を受けております。まずぶどう園の現状でありますけれども、職員体制はご承知のように常用職員1名と作業員1名のほか、平成29年度から北海道ワインの古川氏に依頼をいたしまして、植栽あるいは開花、収穫、剪定の作業に合わせて圃場での技術指導もいただいているところであります。指導の際には担当職員も直接現場で技術指導を受け、植え替えあるいは防除などの作業を行っているところであります。

ご質問の先進事例など視察研修の機会でありますけれども、まあ指導委託先であります北海道ワインの担当者と北見市にあるぶどう園、この2カ所での視察研修あるいはブドウ搬入時には情報交換等も行っているところであります。

次に、そのワインの製造生産地表示方法の変更であります。平成27年10月に法律酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、この規定に基づいて果実酒等の製法品質基準、ワインのラベル表示のルールでありますけれども、これが定められて、平成30年10月30日から表示方法が変更となります。表示の基準制定の目的でありますけれども、ラベルを見て購入する消費者の立場から、表示内容が販売元なのか、また原料の産地なのか、また製造地なのかが分かりにくいという理由から、適切な商品選択が行われるように定められたということでもあります。

置戸を例にとりますと、これまで山ぶどうワインを「炎の里おけと」と表示して販売しているわけですが、炎の里自体は問題ないのでありますけれども、置戸を使用する場合は地名が示す範囲内に、このぶどうの収穫地があり、その原料を85%以上使用し、なおかつ醸造所がある場合に限って地名の使用が可能ということに変更になるということでもあります。現状では他の産地のぶどうと一部混合しておりますので、ラベルに置戸と表示できないだろうというふうに思います。そういう意味では置戸の地名を表示して使っていく、PRをしていくということではできなくなります。しかし、専門家に指導を仰ぎながら、生産量の増強、あるいはぶどうの安定的確保に道筋がつけば、地元での醸造も行ってみたいなという、そういう思いはないわけではありません。北海道ワインの古川顧問には5年後を目途にぶどう園の方向性を見極めたいということをお伝えしているところであります。

そうした意味ではもうしばらくの間、議員さんのご支援とご理解をいただきたいと思っております。議員の方からも話がありましたけれども、消費者にとってこのワインの原料あるいは醸造がどこでなされているのか、その辺のことが今までは明確でなかったというふうに思います。国税庁の2016年度の調査でありますけれども、国内製造ワインのうちの輸入原料の使用割合、いわゆる原料を輸入してきて作ったワインが72%を占めたこと。それでも国産という扱いで販売されてきたこと。これはいかなものかということがありまして、先程申し上げているように、今基準がいろいろ変わってきたこと。消費者にとって分かりやすい基準にしようということに変わってきたことでもあります。

なかなか現実はそのような意味では「炎の里おけと」という部分も、また「おけとワイン」という言い方も現状では困難だというようなことになっております。したがって、これからその置戸という部分をどういう表示をしていくのかということになろうかと思っております。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、現状ということでのお話の方が多かったかなと思っておりますし、今後のぶどう園に対する捉え方と言いますか、考え方、そういったことをもうちょっとお聞きしたいわけですが、あの場所で当分の5年間という時間を費やしていくのか。その辺がどうもあの議会としても町民としても、あの場所自体のやはり土地条件と言いますか、そういったものが非常にかなり前から懸念されてきてる場所ですが、その辺を考えた時に、リニューアルしたゆうゆの前のあの平らな、昔から畑であった土地だったと思います。ああいったところへ移動して、徐々に移動していくという方法で考えていく方法ってということはないかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 やはり場所の問題で言えば、やはり気象条件が一番問われる問題だと思います。気象条件と言っても霜の問題だと思います。そう言う意味では、現在地にぶどう園を設けた時にはいろんな気象条件って言いましょうか、そういうことを精査いたしまして、今の場所がいいだろうということで、あそこに設置したわけであります。

しかし、一方では議員からお話がありましたけれども、この圃場の状況というか、こういう問題があそこにはあったということであります。そこで議員の方からお話がありましたけれども、ゆうゆのところかどうかというようなお話がありましたけれども、おそらく霜の問題では難しいと思っております。ただ、早霜も遅霜もありますし、霜の状況っていうのはその年々によって違いますから、まあ適地だと言っても、次の年はそうならなかったというのが霜の問題ではあろうというふうに思います。今の現段階においては現在地においてやっていくことがよろしいだろうというふうに判断をしているところであります。ただ、圃場の問題については相当年数も経ちましたし、圃場の状況も当初から見るとだいぶ変わってきたというふうに思いますし、一部は隣接するところに移設をしてというようなことも含めてやっているところであります。

まあ、そういう意味ではもう少し時間をいただきたいということを先程申し上げましたけれども、まあ、鹿対策のことも含めてそうでありますけれども、十分な人員配置になっていないということも現状としてはあるんだろうなというふうに思っていますが、できるだけうちの担当職員も現場の方に足を運べるような、そうした状況って言いましょうか、態勢を作りたいというふうに思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 今後に向けての話でいきますと、答えをいつももらっていませんが、何かしら、私自身は考えるに、やはり明確な話が聞きたいんじゃないのかなと。私自身もそうですけれども、例えばこれから5年、10年、やはりお金はかかってきますし、それなりに生きた金の使い方と言いますか、そういう形になっていかなければぶどう園自体を継続するっていうのは非常に難しいのではないのかなと。そういった意味では、やはり今すぐそういったことも含めて北海道ワインの古川さんのお世話になってやるということですが、やはりそういった立地条件にしてみれば、技術者があってもなかなか思うようにいかない。そして自然相手のことですし、むしろ私自身は個人的にはゆうゆの方にぶどう狩り程度のできる規模の、そして防霜ファン、いわゆる霜除けファンぐらいを用意して、いわゆる、ゆうゆとの相乗効果を狙っていった方がいいのかなと、そんな感じをいたしました。

新年度予算を見ましても、諸々考えますと、計算してきますと約500万円掛かっています。労賃からいろいろ入れますと、資材費程度はそれほどではないにしても、そのぐらい毎年かかるわけですから、今まで30年間やってきたわけです。そういった中でも未だに日の目を見ないと言いますか、今後先に続けていかれるような、そんなような状況にはないと、そういうことを常に感じておりましたので、そんなことを申し伝えておきたいなと思いまして行いました。

そういうことで、私自身も私なりに考えておりましたのが、今言われたような産地表示のクリアが本当にできるかどうか。これが一番懸念されるところで、本当に置戸のぶどうがそのような形で継続していけるのかっていうのは非常に不安でならないわけです。

それと北海道ワインの方の指導を受けるということですが、それが無駄にならないような、そんな方向を考えて行った方がいいのかなと、常に考えております。そんなことで、それについても、もう少し具体的にお話あればお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ほぼ30年の歴史があるんでしょうか。この歴史の中ではいい時もあったし悪い時もあったというふうに思ってます。その間では当初でありますけれども、28種類に及ぶ品種を植えまして、そして何種類かに絞ろうじゃないかというようなことをやってきました。アムレンシスを中心としたワインを作りました。その時は一定程度の量も原料としても採れましたし、ワインとしての本数も確保できたというふうに思います。しかし、それとても天候に大きく左右をされたということで、また苗木そのものも老朽化してきているというなかで更新をしなければならない、そうした経緯にもあったわけでありまして。目標値としては何とか1,000本ぐらい作ってみたいものだなというふうに思った時期もありました。

また、そういう経過の中ではジーガレーベという新しい品種、これは非常にその気候との関係が難しいわけでありましてけれども、北海道の中でもなかなか作れないと言いましょか、苗木も育たないというような状況もあって、殆どの所では作ってないと思います。しかし、それをあえてチャレンジしたということもあります。

一時はこのジーガレーベも原料としても採れた時期がありました。採れた時期があったっていうのは、苗木の問題ももちろん良い状況だったというふうに言えるんだと思いますが、もう一つは、やっぱり気象の問題だったと思います。その時に、アムレンシスだとか他の4種類、5種類からジーガレーベに特化しようじゃないかっていうふうに考えた時もありました。事実そういう形で行った時もありました。しかし、現実にはなかなか難しいということで、特化すること自体が難しいというふうに判断しました。と同時に、この苗木については委託をして作ってもらってきた経緯があります。全くジーガレーベについて諦めたわけじゃありませんけれども、やはり並行してアムレンシス等の品種もまあ継続して、何とか置戸のワインとして継続して、そして新しい展望も含めてでありますけれども、考えて行ったらいいんじゃないかという判断をしてきたところであります。

議員の方からゆうゆとの相乗効果ということでのお話がありましたけれども、先程申し上げましたように、あそこの地域においてのぶどう栽培については気象条件、霜の問題ばかりじゃありませんけれども、なかなか難しいんじゃないかなっていうふうに判断をしているところであります。

表示の問題については昨年あたりの新聞から今年にかけて、いろいろ新聞紙上等でも紹介がありま

すけれども、まあ、北見なんかは北実の輝きっていうか、北見自体が北に実するという字を使って、北実の輝きというような名称に変更するようであります。置戸もどういような名称にするかっていうのはまだ決めておりませんが、置戸をなんかイメージできるような名称にしなければならないのかなというふうに思っていますが、そんな形で考えざるを得ないというのが今のこの表示方法に抵触しない形での名称変更になるだろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、今までやってきたこの歴史、ワインを作ってきた歴史ももちろんでありますけれども、置戸としての非常に小さなものでありますけれども、観光資源のひとつの要素として、また町を紹介するひとつとして、ワインも決して無関係なものではなかったというふうに思っていますし、そのことをもう少し大事にして続けたいというような思いであります。議員の皆さんからはいろんなご指摘もあるということは承知しておりますけれども、今申し上げたようなことで、もう少し、もう少しと言っても5年ぐらいの間で判断せざるを得ないだろうなというふうに思っています。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 5年を期待もし、一応目途としてやるというふうに受け止めてよろしいんですね、これは。町長、いいんですか、いいんですね。

これ以上話をしても何か先へ進んでいかないような気もしますし、また、なんとか古川さんの指導のもと、立派なぶどう園に戻ってくれるよう期待もします。

そんな中で最後になります、私の思いを若干聞いていただきたいと思っております。産地表示基準をクリアできたとしても先が見えてこないような気もします。町民感情として、果たしてどのくらい理解していただけるかわかりませんが、場合によっては先程町長申しました、30数年経っているわけですから、役割は終わったということにできないのかなと、個人的にはそう思っております。これを機会にブドウにこだわらず、町の他のものに力を注いではどうでしょうか。

置戸にはいいものはないかも知れませんが、都会にはない、置戸には素晴らしい自然がいっぱいあります。鹿の子の風穴、ナキウサギ、鹿の子沢、虹の滝、そして鹿ノ子ダム、ゆうゆでは風呂上がりにコテージなどの周辺で、芝生の上で夜空の星の観察会といったことなど、当たり前のことを再認識し、振り返り、検討する必要があると思っております。自然がいっぱいあるわけですので、この自然をいろいろな手法を使い、PRし、時間をかけながら地道に進めることが必要な気がします。そして将来のある若い人たちの協力も得ながら進めていくことが大事なことと思っております。

以上これからの町の活性化に向けたなかで検討していただくことを願い、私の一般質問を終わります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 町の活力って言いましょうか、活性化っていう部分ではいろんなことが考えられると思っております。議員がおっしゃられたことも一つだと思っております。町の資源を少しでも活用して、それが大きなものに成長させていくということが、私どもの務めだというふうに思っています。

30年という歴史がどうなのかっていうのはあると思っております。しかし、今は非常にその停滞しているワイン作りでありますけれども、この30年の歴史の中では自慢した時もあったじゃないかというような思いが私はないわけではございません。多分、この停滞状態って言いましょうか、非常に胸を張って言えるような状況ではないのは十分承知しておりますけれども、しかし、それであったとしてもワイ

ンを作ってるというのは皆さんも言うじゃないかというような思いがないわけではありません。それがこの小さな町の中でのひとつの町民としての思いというのはいろいろあるかも知れませんが、やはりその要素として、要素としてのワイン作りがあるというふうに思っていたらなというふうに思います。

まあ、先程もちよっと触れましたけれども、なんとか1,000本ぐらいワインを作って国際コンクールにも出したいというふうに申し上げた時期もあったと思います。それは決して夢みたいな話ではなくて、思いとしてはそうだと。願いというか、そういう思いも含めて申し上げたように記憶しております。

今は非常に厳しい状況、いろんな表示の問題も含めて厳しい状況下にあるワインづくりだというふうに思っていますが、議員おっしゃられたことも十分踏まえながら考えていきたいというふうに思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 思いは十分受け止めておきたいと思います。ただ、私の思いも十分を受け止めていただきたいなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上で終わります。

○佐藤議長 5番、阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、2点について町長に質問をいたします。

最初に、合同納骨堂、合葬墓の建設について質問をいたします。ライフスタイルの変化によって大家族の中で生まれ育ち、生まれた地域で一生を終えるのが普通という形から、現在では、稀有な形になってまいりました。先祖代々の墓を守るのは、住んでいる私たちの使命でありましたが、昨今では、少子化や核家族化になり、お墓を継ぐ人がいない、残された親族に負担をかけたくない、親族が遠隔地に出た供養が困難である等々の理由で墓じまいをする人が増えてきています。墓じまいとは、墓をなくすことでありますけれども、大事なのは墓じまいの後の遺骨の行き先であります。一番多いのが、公営墓地への改葬合祀、次が菩提寺での永代供養で、半数以上の人が遺骨の移転先に永代供養を選んでいるようでございます。生前の宗旨、宗教、宗派を問わず、誰もが故郷を安住の地として眠る事のできる合同納骨堂あるいは合葬墓設置の要望が多く聞かれるところでございます。近隣市町でも設置が進んでいるようであります。町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 合同納骨堂及び合葬墓の建設についてということですが、議員からお話がありましたように、ライフスタイルの変化あるいは遠隔地への転出によって供養やお墓の管理が困難になってきている状況は、理解ができます。現在町内には9カ所の墓地があるわけですが、使用許可件数は約1,500件で、それぞれの地域で大切に管理されております。そこで、墓地の返還件数であります。平成29年度は、置戸墓地で9件。境野墓地で2件。安住墓地で1件の合計12件でありまして、近年は平均して10件ほどの返還があるようであります。そのほとんどが返還申請者の居住先に埋葬あるいは改葬している状況になっております。返還届出の際に、合葬墓の問い合わせも数件あるように聞いておりますが、それなりの人数があることは認識しておりますし、慣れ親しんだ土地に眠らせてあげたいというお気持ちも理解できます。しかし、実際にどれだけの利用件数

があるのか、埋葬方式にしても骨壺での埋葬かあるいは直接埋葬するのか、建設費用やあるいは規模などもいろいろ課題があるというふうに思います。お彼岸やあるいはお盆になると、ご家族連れで墓参りをする姿をよく見かけます。このことは日本の文化として私はとても大切なことでありますし、これからも続けていかなければならない事だというふうに思っております。墓地を返還され、お住いの近くに改葬される方がほとんどである状況を見ますと、やはり遺骨を近くに置いてきちんとお参りをしたい、そういうお気持ちがあるからだというふうに思います。しかし、そうは言いましても現実的に、近くに置けない事情の方や核家族化が進む中で、将来的に不安を持つ方もいらっしゃるだろうというふうに思いますし、またそれが現実だというふうに思います。小さい町にとって需要のバランス、あるいはお寺さん、神社等への影響というものを見極めていく必要があるだろうというふうに思います。今すぐに建立する考え方はありませんけれども、時間をかけて皆で検討をしていくこともよろしいかなというふうに思っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 町長からこのことについて考えようという前向きなお答えをいただきました。近年の社会情勢は、従来のお墓のあり方に対し大きな変化を求めています。先程申し上げましたように、核家族化、少子化、高齢化社会を迎え、また生活スタイルが非定住化している昨今、代々受け継がれることを前提とした従来のお墓では、現在の様々なニーズに十分に対応できなくなっている、このことも事実であります。特に、結婚をしない、子供がいない、子供がいても女性だけである、身寄りがいない、子供に負担をかけたくないといった方にとって、自分のお墓、自分達のお墓をどうするのか、この悩みは切実だと、このように思っております。こうした状況は、都市部に限られているわけではありません。地方においても深刻さは同様であります。過疎化という状況の違いこそあれ、守り手のいないお墓をどうするかという同じ問題に直面しているんだと思います。死は誰でも必然的に迎えるものであり、その死を託す墓をどうするかは大きな問題であります。自分自身のことであれば、ある種気楽さもありますけれども、代々承継をしてきた墓が自分の代で承継できない場合などが深刻な悩みとなる、このように思っております。こうした時代背景の中、承継問題をはじめとする様々なお墓の悩みを抱えている方々にとって、永代供養が一つの解決策として多くの支持を得ているのも事実であります。永代供養とは、後継の有無に関係なく、生前に申し出ることができますし、永代に渡る供養と管理が約束されているお墓であります。こういった点で従来とは異なる新しい墓の形態として社会的にも注目されているところであります。今日明日どうするかということではないにしても、このことについて協議を始める時期に来ているのではないかと、このように考えます。もしもさらに前向きなお考えがあればお聞かせをいただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 阿部議員にとって私の答弁が前向きか後ろ向きかというのは、ちょっとあるかもしれませぬ。私、町長に就任した時に、一番最初に言っているのは、これからの時代は高齢化社会の中であって、どう町をつくっていくのか、どう町民の人達をリードしていくのかということをおし上げました。農業の問題も含めてそうでありますけれども、全部行き着くところは、やはり今高齢化社会を迎えていて、そういう社会の中でどうやっていくのかだと思っております。今、議員の方からも言われた、この納骨堂の問題だとか合葬墓の問題もそうだと思います。私は最近、特に懸念するんですけれども、

人の心というものを少しないがしろにしすぎているんじゃないのかと。確かに自分達の生活の拠点が、この置戸から離れている状況の中で物事を考えた時に、もう少し合理性を持った考え方に立てないのかというのは、あると思います。あると思いますけれども、もう一つ翻って考えるならば、先祖代々って言いましょうか、自分の親のことも含めて、お爺ちゃん、お婆ちゃんのことも含めて、もう少し何かその経済的な問題ももちろん無関係ではありませんけれども、もう少し心というものを今一度振り返る必要があるんでないかっていうふうに思うのが私の率直なところです。しかし現実には、先程来申し上げたようなこともありますから心ばかり言うわけにはいきませんが、心を大事にして、尚且つ次の段階を踏もうじゃないかっていうんだったら、そうかっていう思いは出てくるんだと思いますけれども、私は最も大事にしていかなければならないことを横の方に置いて議論していくということにはならないんじゃないのかというふうに思います。しかし、結論的に申し上げるならば、皆で、本当に皆で、特に合葬墓なんかというものはそうですけれども、議論をしてより良い形に考える必要があるだろうというふうに思います。特に合葬墓ということになりますと、それとても作る方法としては、いろんな方法があると思います。必ずしも町の財政を使って、お金を使って作らなくても、皆で出し合おうじゃないかっていうのも作り方の方法としてあるだろうと思います。そんなことも含めてでありますけれども、皆で相談をすると言いましょか、そういうことがあってもいいのかなというふうに思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 相談をするといっても誰かが口火を切って呼びかけない事には、次に進んでいけないだろうと、このように思いますから、今、町長の方から答えが出されたように、どこかでそんな話のきっかけが作られることがいいだろうと思いますし、先程申し上げましたように、近隣町村、北見管内で言いますと、かなりの町で公営の合葬墓というものが建設をされ、既に活用をされているというふうに思っていますので、そのことも含めて是非お考えをいただきたいというふうに思います。

次に、もう一問質問をさせていただきますが、公共施設における階段・スロープ等の手摺の設置について質問をしたいと思います。

普段何気なく使っている公共施設の階段やスロープも障がいを持つ方にとりまして、非常に悩ましいものがあります。また、各公民館、住民センターも、この程の地域巡回バスの運行条例制定と共に運行ルートに組み込まれ、乗降場となりますことから、高齢者の利用増加が予想をされるところでございます。各公共施設に手摺を設置することでより安全に利用していただけたらと考えますが、このことについて町長にお伺いをしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 公共施設における階段・スロープ等の手摺の設置についてであります。生活様式の変化あるいは高齢化社会の到来、そして障がいを持っていながらも不自由なく社会生活やあるいは社会参画ができる社会、いわゆるノーマライゼーションは、社会あるいは福祉環境の整備、そして実現の観点からも重要であるというふうに認識をしているところであります。そのような意識の高まりと時代の変化に対応して各公共施設の新築や改築に合わせて、スロープや手摺の設置など、バリアフリーに配慮した設計を初め、多目的トイレの整備などを進めてきたところであります。本年度は、スポーツセ

ンターの外構工事の中で、グラウンドの出入口にスロープと手摺を設置いたしました。また、若者交流センターの玄関にスロープを設置いたしました。新年度では、コミュニティホールぼっぼ内の歯科診療所の玄関内部に手摺の設置を。また、役場横の老人憩いの家ではありますが、この憩いの家の玄関にゴムマットの敷設、そして手摺の設置を予算計上しているところでもあります。

さてご質問の、中央公民館の玄関周りではありますが、ご承知のように玄関前ピロティはタイル張りの階段で、外回りにスロープが設置されております。雨天あるいは降雪時には、屋根からの雨だれや凍結でタイルが非常に滑りやすくなっておりまして、焼き砂の散布やあるいはカーペットを敷くなど対応しておりますが、杖歩行の高齢者や車椅子での利用者の方にとっては、少し不便をかけているなというふうに感じているところでもあります。中央公民館は、新年度において地域巡回バスの運行ルートとなることから、利用者の待合所としての利用増加も予想されることから、施設改修の予算の中でピロティ中央の階段部分への手摺の設置を行いたいというふうに思っております。ただ、中央公民館の現状のスロープについてであります、左右にコンクリート壁が設置されておりまして、幅が狭いこともあって内側への手摺設置は、逆に車椅子利用者には不便になるということから見合わせております。玄関の滑り防止対策を含めて建物、建物って言うても屋根ということになりますけれども、これらとの関連性の問題もありますので、効果的な改修を検討したいというふうに思います。

いずれにいたしましても、当初はああいう形であまり問題もなかったんだらうというふうに思いますけれども、先程来申し上げているように、皆が高齢社会になってきて足元非常に注意しなければならぬというような、そうした要因も含めてでありますけれども、それと合わせて施設の改修というか、そういうことも考えていかなければならない、そういう時期にも差し掛かってきているのかなというふうに思います。そういう意味では、スロープの問題もできるだけお金が少なくすむような効率的なスロープを検討したいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 ただいま町長から説明がありました、この手摺についてでありますけれども、非常に多くの場所で手摺の設置がされるということでございますから、私としては住民から求められるものに応えとして話すことができるのかなと思っております。このことって意外と誰も分らないんでないかというふうに思うんです。ですから、予算の内容についてそれぞれ報道等されるわけですが、そういう部分にもこういったことが書かれて、住民の皆さんがそれを見ていただくことによって、こういった質問も出てこないのかなと、このように思いますけれども、いずれにしましても、町長先程申されましたように、非常に人口が減少する中ですね、高齢化率も42.5%で、2.4人に一人は高齢者ということでございます。各公民館を含む公共施設では、年間を通じて様々な催しがされているというふうに思いますけれども、その利用対象は、高齢者を含む全町民だと思います。もちろん健常者ばかりでもございませぬ。それぞれの施設が建設される時に若く元気な人ばかりが集まって協議をした結果だというふうに思いますし、事業者である町もそういったことにあまり趣を置かなかつたのかと、このように思います。誰もが30年、50年先を考えることなかつた、こういうことがなかつたのかなと思っております。今言われたように、これは十分に後からでも間に合う部分でありますし、誰もが公共施設を利用することで安全に安心して暮らす一様になれば、先程言われたように、ノーマライゼーションとかそんなように私も感じているところでござ

います。いずれにしましても、総合計画にありますように、人に優しいまちづくり、このことに十分心していただきまして、できることは直ぐに実行して、できる限り速やかに解消をしていただきたいなど、このように思っています。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ノーマライゼーションという言葉が一時よく使われた時があったと思います。それから、随分あまり言わなくなったなという感じが率直に言っています。しかし、先程も申し上げましたけれども、社会福祉環境の整備、あるいはそれを実現するという事は、時間もかかりますしお金もかかると思っています。今、議員から一つの提案として手摺の問題だとか階段の問題だとかっていうご指摘がありましたけれども、本当にノーマライゼーションと言われる時代というものを振り返って考えますと、やらなければならない事っていうのは、たくさんあると思います。たくさんありますけれども、やれるところから時間もかかるし、そういう人達からすると、もっとスピードアップしてやればいいじゃないかと。人に優しいまちだとか言っているんだっとなおさらそうじゃないのかというようなご指摘もあろうかというふうに思いますけれども、なかなか先立つものというものもありますので難しい面も率直に言っています。ありますけれども、そうした時代ということ私共としては忘れることなく着実にと言いましょうか、やっていくことがまさにノーマライゼーションにおけるまちづくりだというふうに思いますので、そういう意味での努力はこれからもしていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 ここで皆様に申し上げます。まもなく休憩時間になりますが、休憩時間に入ると同時に、この場所におきまして置戸中学校リコーダー部、部員の演奏会を予定しております。皆さんご承知のように、置戸中学校リコーダー部は、過日行われました、全道リコーダーコンテスト合奏の部で金賞を受賞し、今月25日の東京江戸川区総合文化センターで開催される全国大会出場に向け、今は部員一丸となって練習に励んでおります。時間は10分程度の予定ですが、皆様素晴らしい演奏をお聞きください。

それでは休憩といたします。議会は、午後1時10分から再開します。

休憩	12時10分
再開	13時10分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして、教育長に一般質問を行いたいと思いません。

置戸高校の今後に向けてということで質問をいたしますが、まず今年度の高校入試出願状況、新聞等で見まして置戸高校の希望者が10人ということ、その人数を確認した時に大変驚きまして、確か

に福祉科ということで20名を切っても普通科とは別に2年続けてどうの閉科になるだとか、学校自体が廃止になるだとか、廃校になるだとかっていうことは、ないっていうふうに聞いてますので、ある意味では安堵はしているんですが、この10名という人数を聞いた時に、早々悠長にもしてられないなというような気がその時にしました。置戸高校対策協議会を中心に置戸高校に何とか生徒を増やそうということで、今まで年間1,600万円なり、29年度は1,700万円ですか、そういうような金額を付けて学生のため、あるいは学校のために色々な対策を講じてきましたけれども、それ自体が本当に功を奏しているのかと、効き目があるのかなというようなことを、今回10名ということで、ちょっと疑問符と言いますか、本当に大丈夫なのかなというふうに思いました。そんなことを踏まえてですね、置戸町の教育委員会のトップ、教育長として今後どのように、それに対応していくのか、そのあたり教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 置戸高校に対する町としての支援策について答えさせていただきます。

現在、社会の高齢化が急速に進んで介護福祉業務を担う人材を育成する置戸高校福祉科の果たす役割は、ますます大きくなっていくというふうに考えていた時に、今年度、議員がおっしゃられている通り、志願者10名ということで、町長も私も大変驚いていると同時に大きな危惧を感じているところです。

置戸高校ですが、授業参観をして生徒全員が本当に張りつめた緊張感の中で授業に集中している姿、それから卒業式往々に出席させていただくと、卒業生全員が涙をこらえきれずに先生方への感謝の気持ちを込めて、この学校で学ぶことができたということを心から伝える姿を見て本当に良い学校だなというふうに思っています。また、介護福祉国家試験の結果については、ご存じのとおり12年連続95%以上という全国的に見ても突出した数字を出していますし、昨年3月は全員合格ということで、本当に生徒は頑張ってるなということを感じると同時に、やはり生徒を支える先生方が校長先生を中心となって一丸となって学校経営に当たっているなということに深く敬意を表し、心から感謝しているところです。

それで置戸高校に対する支援について、大きく3点に分けて答えさせていただきます。

最初に、経済的負担軽減の支援についてですが、実習着の助成、進路指導対策支援、道外先進福祉系学校視察研修助成、通学バス運賃助成、寮費助成など行っています。これらの支援については、志願者を増やすという視点もありますが、それ以上に全国的に問題になってますが、経済的な理由での中途退学者が増えているという状況があります。置戸高校に入ってくる入学してくる生徒も、経済的には厳しい生徒が少なくないというふうに聞いてます。学び続けること、学びたいというふうに願っている生徒、経済的な理由で高校を中退させてはならないというふうに私は強く思っています。ですので、この支援については、これからもしっかりと継続していく必要があるなというふうに考えています。また、町内での介護福祉確保に繋げるための、福祉の夢サポート奨学金制度ですが、今後、さらに本町でのニーズは高まっていくというふうに考えています。ですので継続していきたいというふうに考えています。

次に、要請活動ですが置戸高校福祉科の順次性に関し、国、道への要請活動を実施しています。要請の指示についてですが、1点目は、教育課程が非常に難しさを増して、それに対応した生徒個々

へのきめ細かな指導ができるようにするためには、30人以内、20人前後が最も適当だというふうに校長先生から聞いております。そんなこともあって、30人学級実現についての要請をしています。

2点目は、福祉科教育の充実を図るためには、何よりも先生方がきちっと配置される、さらに配置が充実していかなければならないというふうに考えてますので、教職員研修の改善と充実についての要請をしています。

3点目は、教育環境整備の対応です。2年前、もっと具体的な要請活動をしていこうと、中々要請活動が形になって表れないということで、28年度から整備について具体的に上げてます。28年度は、玄関のタイルがはがれたり、コンクリートが崩れたりしているので、玄関の改修をお願いしたいということで要請しました。その結果、28年度玄関の改修がされました。今年度は、車椅子とベッドが開設当時以来古いもので、今それぞれの施設には配置されていないような状況ですので、ぜひとも、今あの施設で使われている車椅子及び電動ベッドを整備してほしいということで要請しました。これについても今年度、まだ確定はしてませんが、車椅子については5、6台、それから電動ベッドについては2、3台程度整備されるということになっています。

なお、学校の経営につきましては、道立校でありますので、北海道の責任のもとで円滑な運営がなされることを期待しています。今後も置戸高校と連携を密にした要請活動をしていく必要があるなどというふうに考えています。また、介護ニーズがますます高まる中、置戸高校における福祉教育の役割や人材養成の必要性を訴え、国あるいは北海道において、福祉業務のイメージアップに繋がる施策の実行においても要請してきているところです。

最後に一番大きな課題の入学志願者を増やすための取り組みですが、現在、副町長を隊長とした役場課長職による置戸高校福祉科をもっと有名にし隊を編成し、毎年7月、8月にかけて道内80校程の中学校を訪問してPR活動しております。また、道新全道版などへの広告についても掲載を行っています。これについては議員の皆さんにも加わっていただいて、議員研修の際に足を運んでいただいてPRしていただけてますことを心から感謝申し上げます。また、北見と札幌での学校説明会において、置戸町の支援対策について丁寧に説明させていただいております。置戸高校の生徒は福祉専門職を目指して全道から入学しています。平成29年度の入学者の内、約7割を超える生徒が管外出身者となっており、これらの活動が一定の成果を出しているというふうに判断しています。ただ年々管内からの入学者、取り分け北見市内から通う生徒が激減している状況となっていることを大きな課題として受け止めており、地元や北見市内からの生徒を増やすための具体的な支援方策についてや、今後、支援対策協議会において、今行っている置戸高校福祉科もっと有名にし隊の取り組みなどについて協議していただき、より効果的な方策を考えていかなければならないと考えているところです。高齢化社会を支える介護福祉士を輩出する置戸高校の社会的使命は、極めて大きく無くしてはならない学校、守り育てていかなければならない学校というふうに考えております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 教育長から今答弁いただきました。有名にし隊の話ですとか支援の中身、いろいろ具体的なことをお話いただきましたけれども、ここ数年来、我々もそうですが、札幌で見た時に各中学校を回って、校長先生なり担当の先生方とお話をしてぜひとも置戸高校へというようなことでお願い、PR、回っております。何年になるんでしょうか、かなりの回数、札幌市内回っ

ております。そういうこと、いろいろなことが支援対策協議会を通して有名にしたいということで、やってるんだと思うんですが、ここ近年、その我々がやっている努力といいますか、有名にし隊自体の活動が本当に効果があるのかなと。もし効果があるなら年度によって浮き沈みって言いますか、子供達、生徒の数ってのは上下があるんでしょうけれども、このまま同じようなことを支援という形で生徒に対しての経済的な支援ですとか、金額的なことだとか、例えば今、教育長言われましたけれども、玄関前の改修ですとか、ベッドを増やしたとかそういうような支援の方法も確かにそれは必要なことなんでしょうけれども、もっと抜本的な支援の方法を、置戸高校のPRというものを抜本的に見直す時期がもうそろそろ来ているんじゃないかなと。札幌の中学校に我々出向くんですが、出向いた時には、もう既に他の高校のポスターが何枚も貼ってあります。もう我々が行くのは、7月ですとかそれぐらいの時期なんですけど、その時には既に他が来てるんですね。この少子化の時代の中で、言葉は悪いかもしれませんが、生徒の取り合いをやっているというような状況だと思うんですよ。教育長言われますように、福祉の世界、介護福祉士の社会的な必要性、重要性っていうものは、とても分かりますが、それだけを訴えて置戸高校についていうその方法、手法は変える時が来ているんじゃないかな、そんなふうと思うんですが、教育長そのあたりいかがですかね。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 志願者減の理由ですが、支援対策の方策の問題以外に、僕は根本的な課題があるなというふうに思っています。例えば、日本介護福祉士養成施設協会の調査ですが、介護福祉士の養成校、専門学校、大学、高校の専攻科、高校の専攻科は置戸高校なんですけど、定員が1万5,891人。その養成校に入学しているのは7,258人。定員の45.7%しか埋まっていません。さらに、介護福祉士の国家試験の申込者数ですが、2016年には16万919人いましたが、2017年、7万9,113人。さらに2018年には9万6,247人と激減しています。私は、この激減要因と置戸高校の志願者の減は、リンクしているというふうに強く感じています。あと国家試験合格率100%、置戸高校謳ってますが、各学校へ行って校長先生のお話を聞いたり、進路担当の先生に話を伺うと、定員は切っていますがかなりの学力がないとついていけないというふうなイメージになってきています。それで、定員を切っている状況ですが、生徒が志望しない状況に繋がっていると。そこら辺が志願者減に繋がっているんだらうなというふうに今のところ私は判断しています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、全国の学校の定員とそれに入った入学した子供の数が4割程度ですか、というようなお話がありました。介護福祉士自体の魅力っていうのも薄れていることがあってというようなお話もありました。その話を聞くとですね、先程、教育長言われてますように、高齢化が進む社会の中で置戸高校の果たす役割は大きいんだということ言われますけれども、見方を変えらるとですね、もう福祉科は、置戸高校福祉科っていうものがですね、それ自体がもしかすると社会の中で求められてないんじゃないかなと。必要とされていないっていうようなね、そういうような気さえてくるんですよ。10人っていうような数、現実見ちゃうと。例えば100%、あるいは96.何%とかっていう合格率言いますけれども、例えば留寿都高校も福祉課程、福祉科ではないんですが、農業福祉科っていう呼び方かな、年間8人程度の福祉科を卒業して、そして介護福祉士を受験しているそうです。そこも100%と謳っているんです。ですから100%ということがどうのっていうより

も、先程も言いましたように、本当の意味で福祉科自体がですね、高校あるいは専門学校、大学問わず、今の日本の子供達あるいは若い人達の中で職業として魅力がないものというように見られているのであれば、この福祉科にしがみついているってことが本当に良い事なのかなってさえ思ってしまうんですが、そのあたりいかがですかね。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 私は、志願者が少なくなってきているから置戸高校が必要ないというふうな観点には決して立ってはいけないというふうに思っています。まずは、志願者がどうして激減しているのかという観点を考えたら、若者にとって本当に憧れの職業になっているのかということが一番強く感じます。今、インターネットの時代なので、ツイッター、若者ツイッター、あるいは介護福祉士がどんなつぶやきをしているのかということで、ちょっと見てみると、確かにやりがいですとか喜びのコメントもあるんですが、一例をお話しますと、国家試験クリアして資格取得しなければならないのだから看護師に準じた待遇にしてもらわなければおかしい。認知が進んでいる人の対応、介護者からの暴言・暴力、そしてセクハラに耐えられない。頑張ってる介護にあたってのに家族に理解されない。介護福祉士が常に定数減で休暇を思うように取得することができない、というふうに心身ともに疲弊していく過酷な労働状況が浮き彫りになって、やりがいたとか喜びだとかがそれによって消えている状況です。

置戸高校の卒業生は、離職しない、離れない、平均でいうと3年ぐらいでその職場を辞めている人が70%、7割ぐらいいる中で、置戸高校の卒業生は辞めないということを高く評価されています。そんなことを考えれば、ここらへんのところがしっかりと、覚悟って言うんですか、それが置戸高校の3年間の教育の中でしっかりと醸成されているということを強く感じます。ですので、町としての支援策についてはある程度やれることはやってきているんじゃないかなと。ちょっと限界を、支援策については新たなことをちょっと本当に考えていかないと、これをすれば10人、20人増えるってことはちょっと難しいかなというふうに思います。ですので、やはり今後、介護福祉士は国としてとても必要になる職業だということを強く言われているので、まずここらへんのイメージアップを図って、国として道として、この職業なら私やりたい、やってみたいというそんな職業の感を持てるようなところに持っていかないと、なかなか増えないんじゃないかなというふうに感じてます。定員が今本当に10人しかいないから必要ないというスタンスに立ってはいけないというふうに感じてます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 これから社会の中で福祉に関わる職業、介護福祉士さん、今ヘルパーって言わないんでしょうけれども、ヘルパーに準ずる人達ですとか必要なのは確かに分かります。教育長が言われたように、やはり子供達がそこにあまり魅力を感じていないんじゃないかという気持ちも分かります。そういった中で、置戸高校存続のために本当に何をしなくちゃいけないのかと。先程1,700万円とか1,600万円とか年間のって言いましたけれども、例えば今回補正で300万円、補正して300万円残りましたねってことだったんですが、対策協議会の予算書をちょっと借りて見てるんですが、項目毎にいろいろ分けてあるので、他の科目にその予算を振り分けるということが難しいのかもしれないかもしれませんが、ある一定の時期で300万円余るってことは、多分今年度の分

でいくと分かったんだと思うんです。だとすれば、もっともっとやる方法ってPRの方法っていうのは、他のことも考えられたんじゃないかなというふうに思うんですよ。余ったから悪いとか使い切らなかったから悪いとかっていうことじゃなくて、本気で取り組むんであれば他のこと、その300万円で何かできたんじゃないかなと。例えば北見管内、北見市内、あるいはこの近隣でどうも最近少ないぞと、入学者が。だとすれば、北見の中学校でね当然教育長回ってると思いますが、北見バスの中に一時、札幌の地下鉄に中刷り広告したみたいに、例えば北見バスの中に、中刷り広告下げるですとか、もっともっと新聞に広告出すとか、別にその300万円余す必要はなかったんじゃないかなというふうにさえ思います。ですから、本当に社会的にですね、今の子供達が直で職業に就くっていうのは難しい状況なのかもしれませんが、存続ということでこちら側で頑張ろうっていうふうに真剣に思うんだったら、300万円補正するっていうのはちょっと驚きなんですよ。そのあたり、協議会、対策協議会の中でそういう話し合いがなされたのか、あるいは副町長隊長とする応援し隊、その中でどういふ話が行われているのか、そのあたりもしあればお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 置戸高校の志願者を増やすということ、今の支援策の中で、まず増やすことを考える時に、一つは考えられるのはPRの方法ですが、もっと的を絞ってPRしていくことも必要かなというふうに思ってます。一つは、町から支援によって経済的負担が軽減されるということもあるんですが、一番の置戸高校の魅力は、介護福祉士の国家試験が取得できる最短ルート3年、3年で取得できると。普通高校を卒業して専門学校行くと5、6年。それから、普通科を出て大学行くと7年。介護福祉士の資格が取れるまでかかるけれど置戸高校は3年しかかからない。しかもそこらへんに掛かる費用なんですけれど、置戸高校は大体111万円。私立専門学校ですと400万円から550万円。大学ですと800万円から1,000万円ということで、掛かる経済的負担も少ないということがPRポイントの大きなポイントになるのかなというふうにありますし、あと、置戸高校を卒業したら介護福祉士の道しかないというふうに考えられがちなんですが、決してそうではなくて、他の道もあるということが大きくこれからPRしていかなければならないことかなというふうに思っています。

また、学校訪問についてなんですが、本当に良い学校、最高の学校だというふうに思っている、先生方は、この学校良いからここへ行けというふうには決して言うことはできません。それは受け止め方で、この学校へ行けと押し付けられた、あるいはこの学校に行けないからこの学校へ行けというふうに言われたというふうに、受け止め方によって判断されると。決して、そうあってはならないというふうに学校現場では思っています。学校現場の情報提供っていうのは、生徒から介護福祉士になりたい、あるいは置戸高校ってどんな学校っていった時に、初めて介護福祉士なら置戸高校があるよ、置戸高校っていったらこういう学校だよってことで教師の方で進路指導、説明をします。その時に、置戸町で学校訪問でPRしているか、していないかっていうのが大きな部分を占めます。行っていると、そういえば来てたな、こんな資料持って来てたなということで、その生徒に説明がされるというふうに思いますが、行っていないと場合によっては置戸高校があるよってことも、名前が上がらないことも出てくるのかなというように思います。それはごく僅かだと思います。点と点を結び付けるような、ごく僅かだと思いますが、こういう志願者が減っている状況の中で、その点と点を繋ぐ役割っていうのは、これから増々大きくなっていくのかなというふうに思います。本当に地道な活動なんで

すが、それはやっぱり目に見えて10人、20人と増えてませんが、そんな役割を占めているなど私の方では判断しています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 点と点を結ぶというお話がありました。去年ですね、議会で黒松内町に視察に行きました。メインは北限のブナということでブナ林とかそういうの見たんですが、もう一つは、福祉の町ということでとても有名だということで黒松内町へ伺ったんですが、人口は置戸より少し多いくらい、3,000人ちょっとくらいの町です。そこには、勤医協の病院ですとか、施設、福祉施設がたくさんあって、約1,000人位、町民のうちの1,000人くらいが病院ですとか福祉施設ですとか、そういうところの家族だということでした。黒松内町では、地元のそういった福祉施設、あるいは病院に就職してくれるのであれば、どこの学校へ行こうか、お医者さんになろうか、介護福祉士さんであろうか奨学金を出すと。我が町に帰って来て就職してくれたら、それはもういらぬよと。無償ですよ、返還の必要ありませんということやってるんですというような説明を受けました。そうなんですかと。実は私達の高校には、置戸高校という福祉科があって、3年間で介護福祉士100%合格しますんで、ぜひ置戸によこしてくださいと。費用は黒松内町さん持ちでっていう、そんなお話をしました。そしたら担当の方は、置戸高校のことを知りませんでした。同じ北海道の中で福祉の町と言われている黒松内町で。その知らなかったっていうことを聞いた時に、そこでもう愕然としたんです。一体何をPRしているんだろうと。有名にし隊は有名にしたい役割があるんだと思うんです。もう一つ、行政は行政としての有名にし隊の役割があるんだと思うんです。まず、道内ですね、知らない町があったっていうのは、本当に情けなくてしょうがなかったっていうふうに今思っています。ぜひとも、今年は間に合いませんけれども、新年度には黒松内町にぜひ行っていただきたいなど、そのように思います。

また、先日道新に出ていましたが、陸別町でも介護職に奨学金を出すようにすると。そんな報道が出ていました。今までは看護師さんとか保健師さんには出したけども、今度は介護職にも出すと。そんな情報が今いろんなところであると思いますので、PRということだけで言えば、まだまだやり方があるのかなというふうに思います。そのあたりはぜひともやっていただきたいなど。あと、ちょっと違った視点からなんですけど、町長が前に議員協議会の中でしたかね、子供さんが置戸高校の福祉科に行きたいとか、ちょっと興味を示した時に、それにストップをかけるのはやっぱり親じゃないかと。高校3年卒業して19歳になる年に、いきなり介護施設に入って、言えば3Kじゃないですけども本当に大変な仕事だと思います。そこに行くのを、やっぱり親は止めるんだと思うんですよ。できればその上の学校へ、もしできれば大学、4年制大学、それからでも間に合うんじゃないかと。そういうようなことで置戸高校に行くことはちょっと待ちなさいと、普通科でも1回行って進路ゆくり考えた方がいいんじゃないかというようなことがあるんだと思うんですよ。それでもやはり置戸高校に来てほしいと。それは矛盾することなんだけれども、やっぱり置戸としては、置戸町としてはなくしたくないので、ぜひとも存続させたいと、置戸高校に生徒寄せたいと、そういうふうに考えたらですね、前にもよく言ったんですが、例えば看護科を併設するですとか、他の科をですね、ハイブリッド校と言うそうですが、他の科をこれから併設して、例えば普通科もあるけども介護士を目指す子供ができれば介護士に2年次から行くだとか、若しくは例えば音威子府高校じゃないですけども、

オケクラフトの町なんだから美術工芸科を設けて途中から、私介護士はちょっと無理だけど工芸の方に進むわだとか、そういうことだってもしかしたらあるかもしれないです。置戸高校普通科2間口の時に、どうして福祉科になったのかと、1間口が。それは単純に北海道教育委員会の方で道内でパイロット指定校として、どこか福祉科を持つ高校がないかなっていうようなことで置戸高校が手を上げたという経緯だと聞いております。そういう意味で言うと、もっとなんか、その道教委なりに働きかけて違う科の併設ですとか、違う方向での存続というものも考えられないのかなと、模索する必要はあるんじゃないかなと思いますが、教育長、例えば道教委あたりに行って、教育長さんになるのか局長さんになるのか分からないんですが、そういう人達とお話した中で、そういう新しい道っていいですか、そういうものっていうのは、可能性として全くないんでしょうかね。例えば、美唄市の美唄精華ですか、あそこ5年制でやってますよね。5年間の内で看護師になれると。3年普通科もあって、あと2年間で看護師になるための勉強っていうことになっているのかちょっと分からないですが、詳しくは。ただ、あそこも道立でやっていると思います。そういう違った方向というものが道教委として持っていないのか、そのあたりもし知り得る範囲で良いですから、もしあればお聞かせください。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 まず、それぞれの町で介護福祉士として戻ってきたら事業料とか無償と。これある意味で置戸高校の存続についてはチャンスなので活かしていきたいなという考えはあります。また、やはり置戸高校本当に良い学校なので全道に知っていただきたいという思いはありますので、そこらへんの広報活動については、協議会等の中で最善策を探していきたいというふうに思っています。最後の、科の併設、今後の科をどうするかについていうことについては、ちょっと支援策とは違うスタンスですし、その答えには慎重を要する部分が多々あると思いますので、この場所での答弁は控えさせていただきますというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 軽々には言えないということ、それも理解できます。ただ、ちょっとこれも驚く話なんです、北見藤女子高校が来年度から男子生徒を受け入れると。これまたすごい度胸があるったら変な言い方なんです、大学まで女子大でやっているような藤女子が高校で男子生徒を受け入れると。それも間違いなく生徒確保のためだと思います。それには費用も当然かかってくるんだと思いますが、私立だからできるのかってことなのかも知れませんが、本当に子供、生徒の奪い合い、そんな感じなんだと思うんです。そこまでしないと、やっぱり学校の存続っていうのは、これから難しいんだと思うんです。ですから、校長先生までやられていて教育長として嘱望されて教育長になったわけですから、ぜひとも他の町には負けず、抜け道なのか裏道なのか分かりませんが、置戸高校、福祉科にこだわる必要全くないと思います。当然、福祉科で福祉を習う子供達、優秀だし真面目だしっていうの理解してますが、今の段階で言うと、北海道自体が、北海道教育委員会自体が本当に福祉に力を入れているのかなってクエッションマーク付くようなところもあると思います。大体が福祉科自体の教員の採用試験ってありませんから、ですから道教委の方でそれ程福祉科に力入れていないんだって、福祉の方についていうふうに思ってしまうわけですが、教育長の力って言いますか、ネットワークで何とか置戸高校を残すためにやっていただきたいというふうに思います、教育長いかがですか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 最初の答弁の中で言いましたとおり、置戸高校っていうのは、本当にこれからますます介護福祉士を育てる、輩出するためにとって大切な学校だというふうに考えています。現在のところ優秀な介護福祉士を出す置戸高校をととても必要というふうに考えていますし、絶対なくしてはならないというふうに考えてますので、その観点でいろいろな方策を考えていきたいというふうに考えています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 教育長ばかりの責任でもないでしょうし、社会的な背景があつてということで、これはどんどん変わっていくべきなんだと思うんですよね。子供達のニーズって言いますか、環境も変わっていくし、周りの環境って言いますか、専門学校出てそのまま卒業すれば介護福祉士がもらえるっていうことも、まだあるのかな。平成34年ですか、なくなるのは。大卒でも国家試験受けなきゃいけなくなるという、そういうふうに変わっていくっていうのは、置戸高校にとっては追い風なんでしょうけれども、いずれにしてもそういう環境になったとしても、本当に置戸高校が以前のように40人定員、溢れて入学できない子供が出るなんていう時もあったと記憶しています。そんな状況にもう一度戻ることができるのか。もしくは、先程提案したような他の科も併設なんっていうことも、もしかしたらあるのかもしれないけれども、どちらにしても存続に向けては大変なことだと思います。でも諦めるわけにはいかないの、ぜひとも教育長、教育委員会のトップですから思いっきり力を発揮してやっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、先日、ある方に元教育長だった小林武雄氏の追悼集という本を読んでみるというふうに貸していただきました。中を読ませていただきましたが、置戸の社会教育含めて創成期に本当に尽力された教育長さんというようなことで、いろんな方々が文章を投稿、寄稿されていました。そういった中で、さっきも言いましたけれども、裏道なのか裏玄関なのか分からないですが、いろんなことを使いながらでも置戸高校、あるいは置戸の学校教育、社会教育というものを推進してきたという方だというふうに思います。その方の座右の銘が、その本の表題になってました。任重くして道遠し、それが座右の銘だということで表題になってました。国語教えられた教育長ですからすぐ分かると思いますが、意味は。そんな思いを込めて、ぜひとも置戸高校存続に向けて一生懸命やっていただきたいと。それには予算がどうの、お金がどうのっていうことじゃ、確かにお金も予算も必要ですが、やっぱり熱意なんだと思います。何とか頑張ってください、我々も多分、有名にし隊で札幌市内で回ることになるんだと思いますが、ちょっと虚しいんですね、回ってもね。効果があったのかどうなのか、そのやり方もいろいろ他に工夫の方法があるんだと思います。できれば対策協議会の委員さん、大変失礼ですけども、充て職でこの人が入っていても多分会議で何も言わないんだらうなとかっていうふうな、本当に失礼な言い方です。そんな人達が入っていたりもします。実効性のある置戸高校対策支援協議会を立ち上げていただいて一生懸命やっていただきたいと思います。いかがですか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 教員生活長だったんですが、教育は本当に目に見えない部分がいっぱいあって、その目に見えないところで喜びだったり何だか感じながら後で気が付いたりします。ですので、今の

置戸高校を支援する形が本当に目に見えない部分はたくさんあるんですが、実行ある分はたくさんあるんだということを信じて、さらに目には見えなくても1人の生徒が来てくれた、2人の生徒が来てくれたという形が表れてくれればというふうに思ってますが、とにかく置戸高校を存続させるために教育委員会挙げて、そして町挙げて、議員さんたちの力借りて、町民の皆さんの力借りてやっていきたいというふうに思ってますので、よろしくをお願いします。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 なんか町長も言いたいのかなってというような気もしますけれども、通告した相手は教育長ですので、教育長の答弁いただいて、これで僕の一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後2時15分から再開します。

休憩 13時55分
再開 14時15分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、前田篤議員。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 通告に従いまして質問をしたいと思います。まもなくリニューアルオープン1年を迎えるゆうゆについてであります。さらに入浴客が増えるよう提言をさせていただきたいと思います。

1つ目には、置戸南ヶ丘スキー場の1日券の提示で、入浴料を値引く集客案はどうでしょうかということであります。それによりスキー場への来場も考えられ、共存、共営にはならないでしょうか。券売所にはもちろん、勝山温泉ゆうゆにもポスターを貼り出し、1日券にもその1日券を提示すれば、勝山温泉ゆうゆが値引きされるという印刷をしたらよいと思います。

2つ目につきましては、勝山温泉ゆうゆの駐車場についてであります。時折、日中ゆうゆの駐車場に大型トラックが駐車しているのを見かけることがあります。しかし、そもそもゆうゆの駐車場は大型自動車の駐車を想定しておりません。想像ではありますが、その車はゆうゆの出口の方からフクロウモニュメントの手前を回り込んで駐車場内に入り、駐車場で方向転換をして停めているのではないかと想像をいたします。そこで、日の出橋のたもと付近とゆうゆ駐車場は隣接しております。そこに新たな取り付け道路をつけて、そちら側から大型の車の入れるような整備をするというような考えはいかがでしょうか。もしくは、それでもゆうゆの駐車場の大きさには限りがありますので、斜め向かいにある、今日2回目の話が出てきますが、勝山ふれあい農園また出てくるわけですが、あそこの一部を駐車場として整備はできないのだろうかということも考えてみました。苦小牧方面から来るドライバーについては、たまに話を聞くとところによりますと、やはり日勝峠を通り、芽登線を通り、置戸を歩いていくという車は結構あると聞いております。そんな中で、その路線上に温泉に入れるような施設があるところは、ありそうでなかなかないものでありますので、ドライバーが利用できる温泉があれば喜ばれるのではないかとというふうに考えます。町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 答弁をする前に、ただいま東日本大震災の被災地、また被災者の方々に、議員の皆さんと一緒に黙祷を捧げさせていただきました。7年前になるわけでありませけれども、ちょうど3月11日は金曜日でありました。今、改めて当時のことを振り返るわけでありませけれども、今はただひたすら被災地の方々、そして被災地の抱えている問題について1日も早く解消されていくということを願ってやまないところであります。

さて、ご質問の「勝山温泉ゆうゆ」の集客対策についてであります。早いものでリニューアルオープンしてから間もなく1周年を迎えようとしているわけでありませ。この間、町内外から多くの皆さん方に足を運んでいただきまして、1月8日には、1年目の入浴客の目標であります、6万人を達成いたしました。ご利用いただきました方々に心より感謝を申し上げます。また、経営にあたっていただいております、一般社団法人の役員の方、また関係者を初め、ゆうゆの職員のご努力にも改めて敬意を表したいと、そのように思っているところであります。

そこで、ご質問の集客対策ということですが、ゆうゆではいろんなことをやっているわけでありませ。入浴や、あるいはレストラン利用でのスタンプサービス、JAF会員、あるいはSDカードの所有者、消防団応援の店等の特典を初めとして、多くの工夫を凝らしながら集客対策をしているところであります。また、この他にもオケクラフトの商品展示を行いながら、双方の売り上げ効果を期待したりしているわけでありませ。また、町内でのイベント参加者の人達に入浴のサービス券を配布するなど効果を上げているようでありませ。そこで議員から、有料公共施設というふうに言っているのかも知れませませ、スキー場との連携により集客増を図ってはどうかというようなご提案かと思ひませ。社会教育課あるいは福祉施設などの公共施設ばかりじゃなく、商工会などを通して商店との連携など町全体として集客増を考えることが大切ではないかというふうに思ひませ。ゆうゆ経営者にもそうした点を念頭に置きながら、提案のあった内容について検討をいただくようにお伝えしたいというふうに思ひませ。

次に、大型車向けの駐車場の整備であります。議員からも具体的なお話がござひませ。日の出橋側から見ますと、入り口を設けるには道路の幅員が狭いこと、また道路と駐車場との高低差の問題があります。さらに、十分な駐車スペースが確保できないんじゃないかというふうに思ひませ。そうした意味では、物理的に難しいというふうに判断しているところであります。また、勝山ふれあい農園側についてお話がござひませ。ここは、特定農地貸付に関する農地法に縛られております。しかし、この農地法の中での特例法を活かしまして置戸町が家庭菜園としての貸付を条件に許可を得ているということでありませ、ここを他の目的に利用することが今の段階ではちょっと難しいかなというふうに思ひませ。しかし、手続きの問題でありますから不可能なことではないと思ひませ、現実というか現状で申し上げるならば、少し難しいんじゃないかというふうに思ひませ。

いずれにしてもこれらのことから、現状ではゆうゆ周辺での大型車の駐車場の確保するということは、費用対効果はあまり申し上げるつもりはありませけれども、事業費等も含めてですけれども、大変難しいというふうに思ひませ。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 まず、駐車場のことでありますけれども、なかなか難しい問題がある

うかなというふうに考えます。ただ、町境を足寄側に考えますと、北電美里別水力発電所の取水口付近に、足寄側に向かいまして左側にまず駐車帯がございます。それから、芽登の町近くになりましてトイレを併設して右側にパーキングがございます。そのように、道道間、国道241号線になりますかね、足寄町は。そこまでの間に左右にそれぞれパーキング帯がございます。振り返ってみますと、町境の山頂付近に少しのパーキング帯がありますけれども、置戸町側に戻って来てみますと、芽登線の下り坂を下りきったところに厚和との道道の交差点付近に一つ。北見に向かいまして右側になりましょうか、パーキング帯があるだけで、後はパーキング帯は、実は拓殖橋までないのかなというふうに思います。そういう点でいきますと、距離的に言っても反対側、北見に向かいまして左側の位置にも駐車帯があっても良いのではないかなという考えもあろうかと思えます。これは、道に設置していただくという考え方もあろうかなと思えますので、農地での種々の問題もあろうかなと思えますけれども、そこも含めまして考えていただく余地はあるのではないかなと思っております。

それから、近年コンビニエンスストアがかなり建ちましてドライブインが随分なくなったような気がいたします。ずっと考えてみますと、やはり車を停めて食事のできるところっていうのもなかなか大型車だと難しいのかなと。そう考えた時に、入浴だけではなくて、ゆうゆのレストランを利用するっていうことを考えてのことも一つ考えられるところではないのかなというふうに考えております。

それから、次にですね、ゆうゆの方のスタンプでのサービスの話も町長の方から出ておりましたけれども、もう一つ私の方から提案でありまして、スタンプ満杯に押されると、入浴一回がサービスになるということを今やっていただいております。あのスタンプカードの裏面には、名前、住所、その他を書く欄があるんですけども、実際は利用されておられません。原資をどこに求めるかは別の問題でございますけれども、そこに住所、名前を記載いただいて、例えば、1ヵ月に1回、例えば、2ヵ月に1回、抽選会を開いて、それでまた何かコテージの無料の招待があるとか、食事券が付いているとか、入浴券が当たったとか、またそこで使っていただいたお客様にもう一度喜んでいただいて、また来ていただくという、そういうサービスもできるのかなというふうなことも考えたりしております。利用客としてももちろん使っていきたい気持ちでいっぱいでございますし、何か応援できることがないかなというような町民として考えるところでございます。そんなことで合わせての提案ということで町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げたわけですが、今年1年6万人ぐらいたらうと。それが2ヵ月ほど早く達成できたと。このこと自体は喜ばしい事だというふうに思っています。しかし、このゆうゆの経営にあたって一般社団法人を立ち上げた背景というのは、やはり現実を直視してそういう判断をしたわけでありまして。とは言っても、できるだけと言うか赤字は小さいほどいいし、少して良いから黒字だなんていう言葉を聞いてみたいなという気持ちがないわけではありません。その辺の兼ね合いということが非常に難しいというふうに思います。今リニューアルして非常に良い状況だというふうに思います。良い状況の中でいろんなことを展開するという必要性もあるんだというふうに思います。そういうことで言えば、全体的にサービスのあり方、特に利用者に対して、ゆうゆとしてのある種サービス行為も含めてでありますけれども、利用者の方々にメッセージを贈るという意味では、議員がおっしゃられた提案についても十分検討していただくようにゆうゆの方には申し上げていきたいと、

このように思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 先程も申し上げましたけれども、私も利用者としてできる限り使わせていただきたいと考えております。ゆうゆうがさらに皆さんに利用できるようなことを一緒に考えてアイデアを出して盛り上げていきたいというふうに思っております。以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 8番 石井伸二議員。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして、置戸地区における自主防災組織作りについて町長にお尋ねをいたします。

この自主防災組織につきましては、平成30年度町政執行方針にも述べられているところでもあります。今回、町内各自治会、それから公共施設等への防災行政無線戸別受信機が設置されました。今週には試験が始まるようであります。この受信機の設置の第一の目的は、何と言っても災害の際に、いかに速やかに情報を発信し避難行動を行うことができるかどうかというふうに思います。また、その避難行動をするための体制作りができるかにあると思います。しかしながら、単位自治会における会員の誰が避難の際、支援を必要としているのか。町で配付の防災ガイドマップによりますと、要配慮者、その中に避難の際、支援が必要な方々のことを避難行動要支援者というふうに言っておりますが、そういった方々の単位自治会における、何て言いますか、情報収集と共に個人情報、プライバシーをどう守るかということが課題となって、なかなか重い腰を上げることができないのではないかとこのように思います。そこで、高齢者保健福祉計画の答申、また町政執行方針にもあります、安心カード事業でそこに記されている情報を本人、または親族の同意を得ながら、各自治会等においても把握をし、要援護者の把握、助け合い等のネットワーク構築へ繋げていくのが近道だというふうに思います。

また、今強く望まれております、自主防災組織であります。既に勝山、秋田、境野地区にはできているというふうに聞いておりますが、各単位自治会における高齢化に伴う支援者となる人材が少ないのではないかとこのように思います。たとえ若手と言われる方々がいたとしても、その方が消防団員であったり、また町職員であったりと、あまり肝心な時にあてにできないのかなというふうにも思います。ある程度広範囲での組織作りをし、行政との連携は不可欠であります。今後、置戸地区における自主防災作りをどのようにお考えか。また、そういったサポート、支援をする人材をどう確保されるのか町長の考えを伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸地区における自主防災組織作りについてというご質問であります。あまり答弁することがないかなという感じがいたします。それぐらい石井議員、町内の自治会長も長く務めておりますので、こういう場合には会長としてどういう行動をしなければならないのかというのは、十分ご承知の上でのご質問かというふうに思います。それだけに課題になっている問題も非常に難しいというか、そういう要素が含まれているんだらうなというふうに思います。議員とちょっと重複することがあるかと思いますが申し上げたいと思います。

全国で頻発している記録的な大雨、あるいは大雪、これらの自然災害のみならず、昨年8月には北朝鮮の方から発射されたミサイルが北海道上陸を通過する事態も発生するなど、万が一の事態に備え

た防災対策が極めて重要であろうというふうに思っております。災害の発生時には、いかに速やかに避難行動を行うかが極めて重要であることから、本年度、防災無線のデジタル化と各公共施設や自治会に戸別受信機を設置することによっての人命にかかる災害等が予想される場合に発令される避難準備、避難勧告、避難指示やJアラートについていち早く確実に周知できるよう準備を進めているところであります。整備を進めているところであります。

ご質問の自主防災組織についてであります。議員の方からもお話がありましたように、現在、勝山、秋田、境野地区で設立されておまして、置戸地区では設立の呼び掛けをしておりますが、進まない状況にあるのはご案内のとおりであります。災害発生の状況によっては、役場や消防などが早期に適切な対策を取ることが難しい場合も考えられますので、日頃から自分たちの地域は、住民自らで守るという、一般的に言われる自助、共助の意識というものが重要でありますし、体制作りが重要であるというふうに考えるわけであります。自治会や地域単位での自主防災組織が何よりも重要でありますし、かつ有効な役割を担うであろうというふうに考えているところであります。

そこで、置戸地区においては一つの自治会で組織をするのか、あるいは複数の自治会で広範囲の組織にするのかなど課題も多くあろうかというふうに思います。本年4月には、役場組織機構の見直しを行いまして、総務課に防災係を配置する予定であります。自治会などから要請があれば防災担当者が赴きまして、自主防災組織の設立に向けての連携、あるいは協力、助言をしてみたいというふうに考えております。しかし、まずは自治会内で自治会として組織を作ることの共通の意識というものを高めてほしいと期待しているところであります。また、要支援者情報の共有でありますけれども、一人暮らし高齢者に対する安心カードの設置事業、平成29年度では110人が登録しているように聞いておりますが、この安心カードの事業の活用について担当の福祉部門や、あるいは民生委員さんと防災担当が連携して、ご本人の意向に反しない範囲での共有に努めて参りたいというふうに考えております。しかしそうは言っても、現実の問題としては、本人の意向に反しない範囲でということが地域では大きな課題になってくるのだらうというふうに思います。境野地区では、自主防災組織が各自治会を通して要支援者個別計画書の提出を促しているというふうに聞いております。今後も自主防災組織の育成や、あるいは設置について、防災訓練や防災講和の実施による啓発、あるいは自治連とも協議を進めながら、少しでも早く置戸町全域にこの自主防災組織が設置されるように努めて参りたいというふうに思います。自治会長さんの考え方、思いもいろいろあろうかというふうに思いますけれども、防災係を係としてきちっと位置付けするという行政側の姿勢と言いましょか意向というものを組んでいただきまして、町内の中で十分この問題についての意識もそうですけれども議論をしていただければなというふうに思います。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 防災組織を作る際、情報をもとに組織立てをするか、先に組織立てをして、その後に要支援者等の情報がつくのかというようなお話になろうかというふうに思いますけれども、置戸町で行われております、緊急通報システム設置の際、近所の方に見守りと協力を求めるために、ある程度一定の情報が提供されます。以前、緊急通報ではありませんが、ちょっと心配される行動があって親族に連絡をし、すぐに施設に入所されたという事案がありました。もちろん情報提供には、本人、親族の同意があり、親族からも何かあったら連絡をしてほしいと言われていたこともあ

ったのですが、この情報共有あつてのことでもあります。自主防災組織にとつてもそういった情報というのは、重要なポイントになろうかというふうに思います。新年度、役場内での先程お話にもありましたとおり、担当も代わります。ぜひとも福祉部門とも連携を取つて、防災のみならず福祉的な見守り、または防犯にも役立つような組織であつてほしいなというふうにも思います。もう一度、情報提供等について考えがあれば答弁をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ご承知のように人口も3,000人になりました。しかし、その3,000人の中でお互いのこういう状況っていうか自然災害が発生した時の対応として、やはり一人一人がどういふような条件下にあるのかっていうことが正しい情報として皆で共有できるような形をつくっていくのが、この一番の根っこになってくる部分だろうというふうに思います。しかしそうは言つても、やはり人に知られたくないという情報もありますので、この辺が非常に難しいことだろうと思います。しかし、それが故にっていうふうに言つていいかも知れませんが、やはり基本的には自然災害が発生した時に、自然災害ばかりじゃありませんけれども、災害が発生した時に、自分の身は自分で守るといふのが基本だということに据えないとですね、なかなか難しいと思います。しかし、自分の状況がこういう状況なんだということを町内会長さんはじめ、町内の方々に知ってもらつてることによつて迅速な対応策が講じられるんだということに繋がっていくんだらうと思います。一番の根本はそこにあるんだと思います。そうした中での支援と言ひましようか、行政側の支援とか、あるいは消防の方々の応援だとか、いろんな事が具体的な形で整理されていくんだらうと思います。今は、そういうような事態が発生した時に、町の職員もちろんでありますけれども、消防団の人達が一緒になつて地域を被災から救おうというような行動になつていくわけではありますが、これが全町的な状況になつてきた時に、どこまで応援しきれのかという問題があると思います。そういうことを考えますと、やはり正しい情報が皆でどこまで共有することができるのかと、そこに行きつくんだらうなというふうに思います。なかなか難しいプライバシーの問題がありますから、なかなか難しいとは思ひますけれども、それを共有できるような社会と言ひましようか、そんなふうになつていけばなというふうに思つてますが、それにはやはり福祉の関係する人達だとか、民生委員の人達だとか、そういう人達のカも借りながら、そういう社会をつくつていければいいのになというふうに思ひます。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 非常にプライバシー保護といった観点で難しい部分があるのかなと。自治連の方では各自治会等で、何て言ひますか、いわゆる支援が必要だというような要望を調べるための調査票の雛形みたいなのを提供されています。ただ、その雛形に沿つて、仮に町内の中で情報収集をしたと。どれくらい時間がかかるかは分かりませんが、その集めた調査票の中で、更に町内の中で情報を共有するためにどこまで話を広げていくかと言ひますか、情報を広げていくかというような観点で、必ずしも役員さんがずっと長年継続してやつていくということにはならない部分もあつて、いつの間にかプライバシーと言ひますか、情報の漏洩的な部分も発生する懸念があると。そういうようなこともあつて、なかなかそういう部分に足を踏み入れることができないのかなというふうに思つてはおりますが、できる限り隣近所とコミュニケーションを取りながら、どんな時に手助けできるのかというようなことを考えながら自治会の運営に進んでいきたいというふうに思つておしま

す。今後、どういふうに組織が作られるかという部分でも、できる限り協力はしたいというふうに思っておりますが、Jアラートの更新、それから、先日、防災スピーカーでしたか、何か試験で何か言っていたと。非常に何を言っているか分からないような防災スピーカーだったのかなというふうに思いますので、各自治会等との要望の集約をしながら、できるだけ早く組織作りをしてほしいとお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げましたけれども、本人の意向に反しない範囲でということをお願いしました。個人情報という部分では、こういう表現がいいかどうか分かりませんが、役場には知られてもいいけれども、町内の人まで知られたくないということもあるだろうと思います。それがまさに個人のプライバシーの最大の課題と言うか、そういう問題だというふうなことは、私も十分承知しています。先程も申し上げましたけれども、やはり自分がそういう状況に置かれた時に、誰かの手を借りないと自分は避難できないんだというような意識に立てば、また少し踏み込んだ歩み寄り方も違って来るだろうなというふうに思います。それにはやはり町内の中で、あるいは町全体が助ける側と助けられる側と、やはり信頼関係というのが構築されないと、この問題なかなかクリアするには難しいとは思いますが、しかし、一步一步そういうものに前進をしていくということが重要なことだろうというふうに思います。ある種それがまちづくりの基本なんだろうというふうに思います。それぞれの立場での違いはあるかも知れませんが、町内会長さんは町内会長さんとしての自治会の中での今申し上げたようなことについて、少しでも理解していただくようなお力添えをいただければなど、そんなふうな思うところがあります。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日3月12日は、置戸町議会会議規則第9条第2項の規定により議会を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

明日3月12日は、休会とすることに決定しました。なお、次の議会は、3月13日に議会を行うこととし、定刻に開会します。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 14時56分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番

平成30年第2回置戸町議会定例会（第5号）

平成30年3月13日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第 7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 3 議案第 8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第 9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第39号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第12 報告第 1号 平成28年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告
について
- 日程第13 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第14 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第15 議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定
める条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例

- 日程第26 議案第25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第31 議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定について
- 日程第32 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第38 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 3 議案第 8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第 9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第39号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第12 報告第 1号 平成28年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
- 日程第13 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第14 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第15 議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定

める条例の制定について

- 日程第17 議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第20 議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例
日程第21 議案第20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第22 議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第23 議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
日程第24 議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第25 議案第24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
日程第26 議案第25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第27 議案第26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第28 議案第27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第29 議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第30 議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例
日程第31 議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定について
日程第32 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算

○出席議員（10名）

- | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-----|----|---|---|----|
| 1番 | 前田 | 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 | 恒 | 壹 | 議員 |
| 3番 | 高谷 | 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 | 勇 | 治 | 議員 |
| 5番 | 阿部 | 光久 | 議員 | 6番 | 岩藤 | 孝 | 一 | 議員 |
| 7番 | 小林 | 満 | 議員 | 8番 | 石井 | 伸 | 二 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 | 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 | 純 | 一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長 井上久男 副町長 和田 薫

会計管理者 渡 辺 登 美 子
 総務課長 深 川 正 美
 町民生活課長 鈴 木 伸 哉
 施設整備課長 大 戸 基 史
 総務係長 芳 賀 真 由 美

町づくり企画課長 坂 森 誠 二
 総務課参与 東 誠
 産業振興課長 栗 生 貞 幸
 地域福祉センター所長 須 貝 智 晴
 町づくり企画課財政係長 小 島 敦 志

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
 社会教育課長 養 島 賢 治
 図 書 館 長 今 西 輝 代 教

学校教育課長 石 森 実
 森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗 生 貞 幸

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 高 橋 一 史
 臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、2番 澁谷恒壹議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から

◎日程第 8 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から、日程第8 議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件を一括議題とします。

9日に引き続き議案の審議を行います。

これから質疑を行います。

〈議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)〉

○佐藤議長 まず、議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第9号)、14ページ、15ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

16ページ、17ページ。

4項選挙費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 元気なまちづくり活動支援補助金についてお伺いしたいんですけども、1件だけということで、2件ここで減額になっておりますけども、1件の内容と、他にはなかったのかお伺いいたします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 本件、1件の利用につきましては、町内の林業を営んでいる方の、林業グループですね、グループの方がいろいろ講習会ですとか、そういったものに活用したいということで申し出がありまして、現在事務を進めているところでございます。あと、2件減額をしましたが、声はそれぞれ聞くんですが、なかなか活用まで至っていないということで、6月の広報にも具体的にこういうことに使いますということで周知はしていたんですけど、林業グループの1件だけということになってしまいました。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 3件予算組んでいますので、できるだけ有効に使っていただけるような周知と言いますか、町民にもいろいろ周知していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金ということで、これは境野の宅地分譲の分の土地代というふうに考えてよろしいのかなというふうに思うんですが、あと残りについては何区画残っているのか、教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 議員ご質問のとおり、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金につきましては、境野の分譲住宅の販売代金の補正でございます。境野の宅地分譲につきましては、当初8戸分譲しておりまして、今年、補正予算でも1件販売実績がありますということで、残りは3戸ということになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

18ページ、19ページ。

5項統計調査費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 へき地患者輸送車運行に要する経費のところで、車両購入で78万5,000円ということになってますが、新年度に向けてステップを付けるというような話を聞いておりました。この金額、補正の中で補正するのであればこの中で取り付けた方がいいのかなとも思いますが、その

ステップを付ける費用、これまた補正して次6月議会なりで出てくるということによろしいですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 はい、ただいまご質問のございました件でございますけれども、昨年8月に購入いたしましたワゴン車でございますが、想定より車高が高く段差がありますことから、利用者の乗降時の安全性と利便性の向上を図るためなのですが、すぐ対応するよう3月中にステップを設置するよう取り進めておりますので。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 新たに補正組んで予算付けするということですね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 説明方で申し訳ございません。現年の車両購入に関する経費の部分で設置したいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 2台分のステップを付けて、この78万5,000円を補正したということではないですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 説明方で申し訳ございません。ご質問のとおり、そのとおりでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

20ページ、21ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 真ん中への、介護予防の関係で、ショートステイの委託料が100万円というふうに減額されていますけれども、説明では利用者の減だというふうに聞いたんですが、本当は違うのではないのでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 ただいまのご質問の件でございます。3年ほど前には職員の体制の関係で、正式入所及びショートステイについて入所の人数について協議しながら進めていた時期もございます。しかしながら、今年度におきましては、基準以上の職員体制はきちんと組めておりますので、その関係での入所制限等はございません。今回、100万円落としておりますのは、正式入所者ですとか養護老人ホームの入所者が、ある程度スムーズに希望してから、半年ないし1年以内に入らているということで、いわゆる施設の待機のためのミドル的な利用が近年少ないです。今日現在で3名ほどがミドル的な利用で利用されておりますが、町の事業のショートステイ事業につきましては、介護保険の制度の日数を超えてさらに使いたい場合、もしくは、自立者が使いたい場合出てくる委託料ですので、介護保険の介護度1以上の方が利用すると、30日介護保険で利用できますので、この町の

事業で使うのは月1日ということで、介護保険で重度の方が使うと、ショートステイの利用も減るといこともございます。さらに、ショートステイの利用もミドルの他の人、家族の療養ですとか旅行ですとか、そういった本当のショートステイの利用が今年度半分ぐらい、3名から4名の方ですね、短期間に利用されているということで、実績として利用者の減という形ではございますけども、利用したい方はきちんと利用が出来ている状態でございます。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 当初の計画では、月10人ぐらいの予定だというふうに聞いていたんですが、実際の利用はどのぐらいあったんですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 今月で言いますと、今日現在で7名ほどが利用しております、人数的には7名から8名が年間通して利用されております。時期的なものもございますので、これから農繁期ですね、種を蒔いたりする時期ですとか秋の収穫期、そこになりますと10人が結構満度に使われる時期もございますけども、あと年間通して7～8名で、先程言いましたとおり、ミドル的な要素の方が3名ほどございますけども、その他、入所されて退所されてと、1週間、2週間で動きがあるというようなことで、今年の実績として100万円落とすという形でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

22ページ、23ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

24ページ、25ページ。

2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

26ページ、27ページ。

2項清掃費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 予防費の健診等に要する経費で、脳ドックで去年も議論あったんですけど、対象者が40歳から65歳ということで、この要件で毎年やっているんですけど、予算を組んでも若干、今回も30万円の減額ということで、30人分だと思うんですけど、対象者の範囲を広げることを検討すると。上の方の65歳をもっと、70とかそっちの方に検討してはという話だったんですが、今回も50万円のうち、30万円減額だから20万円の執行ですか、20人分ということなんですけど、これの対象者の検討というのは、どのように考えておりますか。新年度で40万円だったかな、むし

ろ脳ドックというのは大切な検査だとするならば、もう少し何て言うのか、それを受ける人が少ないのであれば、その範囲を拡大して、さらに町民の健康のための検査を拡充、年齢を拡充すべきだと思うんですが、その辺の考え方をお聞かせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 脳ドックの検診でございますけども、40歳から65歳という範囲の中で、働き盛りの世代の中で、身体的に衰え始める年代の特定健診の動機付け支援策として、脳ドックの結果と共に指導を行うことを目的としてスタートしてきた経過があります。

ただ、置戸町につきましては、74歳ぐらいまでは現役で働いていただきたいという思いもありますので、今年度につきましても、そういった年齢をどのようにするかということについて論点を絞って協議もしてまいりました。

受診の人数で見ますと、平成24年度では43名ほどの受診がございまして、26年度以降20人というふうに減少して、28年度については、15人。29年度、17人というような見込みで、これはどういう原因かということで分析をしたり、対象の年齢についてどう考えるかというところで常時協議をしてまいりました。今年度につきましては、まずは、周知ですとか申し込みの仕方ですね、その部分について少し、5月に1回取りまとめていた状況があったんですけども、それを他の町民健診と一緒に時期に申し込みを取りまとめたり、また他の時期に状況を見ながらまた取りまとめを行ったり、広報紙の周知についても徹底をしていくというようなことで、新年度につきましては、あくまでも脳ドックだけ推奨しても効果が発揮できないということで、特定健診と結び付けて効果がある、結局、脳の血管を健康に保つという部分で、トータル的に指導していきたいということで、新年度につきましても、この年齢については同じく設定をしていたところです。ただ今回、早めに町民健診を取りまとめをした結果、既に28人の申し込みをいただいております、既に去年の倍近くの申し込みを受けている状況です。さらに、4月の広報、その後の状況を見ながら随時周知等、後は問題なのが、申請をしてから予約をするのに、3ヵ月から半月ぐらい混んでいるものですから、間が開くケースが多いものですから、そのまま申し込みはしたけども行かずに終わってしまうという方も多くはない状況でありますので、申し込みをされた方には、随時予約の状況ですとか受診の状況を確認して受診率の向上に努めていきたいと、そのように現状考えております。ただし、年齢の件につきましては、継続的に協議を進めていきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 畜犬対策等に要する経費ということで、これについては200件という予算の中で、実績で69件ということだというふうに聞いてますけども、実際に犬と、それから蜂の駆除というのは、割合としてどのぐらいだったのか教えていただきたいんですけど。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 1月末現在の実績の数字でございますが、平成29年度、蜂の駆除につきましては、69件ということで確定となっております。野犬の掃討出動数が21回。それと、野犬の捕獲が8回。それと、捕獲繫留ですね、捕まえた犬を一時保管するんですが、それは30日程度になっております。どの割合でと言うと、ちょっと割返しできないですけども、ウエイトとしては、蜂の方が7

割ぐらいになるのかなというふうに思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 犬の関係は8回ということで、21回の出勤で、これ8頭というふうに捉えていいのちょっと分かりませんが、近隣でも野犬が非常に出没をして、何て言うんでしょうか、群れになって、いわゆる飼われている犬が襲われて殺されたとかって事例もあるものですから、できるだけ野犬対策に少し力を入れてやってもらいたいなというふうに思うんですが、なかなか難しいとは思いますが、ぜひその辺はやってもらいたいなというふうに思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 基本的に、檻による罠ということで、なかなか犬も賢いと言いますか、そういうことでなかなか捕獲が出来ない状況もあります。当然、同じ時期に違った場所でそういう野犬が発生しているということで、檻も数限りあるんですが、隣町から借りてきて設置をしたりですとか、あらゆる努力はしているんですが、なかなか捕まらないと。逆に、置戸の方に犬を捨てに来る方もたくさんいらっしゃる。そういった最後まできちっと飼うという、死ぬまできちっと責任持って飼うっていう意識の向上も合わせて、いろんな機会にホームページ等でお知らせはしているんですけども、なかなかそういうことが減らないものですから、こういう現状になってますけども、檻ですとか、そういうのも今後数を増やしたりですとか、そういうことも検討していきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

28ページ、29ページ。

5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 農林水産業費の農業費の中で、交流促進センター管理に要する経費の38万円、委託料を増額するわけですが、もう一度38万円の根拠って言いますが、増額の根拠を説明をお願いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 交流促進センターの管理委託料の補正につきましては、施設管理分が400万円。それから、入湯税相当額として当初544万円を計上しておりました。これは、大よそ6万人程度を目途に積算をした数字でございますけれども、現実的に利用者が予定よりも多くなったということで、ここに計算をしております。入湯税相当額というのは、4月から3月までに実際にご利用いただいた方に相当する入湯税額を委託料で支払いをするということになってまして、その分の差分として7万少しくらい程度のお客様を見込みまして今回38万円を補正計上したものでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 入湯税のこれからの見込み分含めて、増額分38万円をそのまま委託料に組み込んだという、そういう認識でいいかと思えます。それで1点、歳入で入湯税38万円の歳入を見込んでないわけですが、歳出の項で委託料に追加しているわけですが、入湯税そのものは目的税か

ら財源特定されて、それに充当するという事は分かるんですけど、歳入それで受けるのであれば、受けるっていうか見込みだからあくまで予算ですから、それで38万円を見込むのであれば、歳入も当然、入湯税で見込むべきではなかったと思うんですが、その辺の整合性っていうのかな、その辺のこの考えもお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 税の方の関連になりますけれども、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。平成29年度の当初予算計上の際に、一応入湯税というか、入浴のお客様に対する入湯税相当額というのは、12ヵ月分の544万円という積算をいたしました。歳出の方でいう、ここで支払いをする委託料については、そのままの計算が、一応予算化をされたんですけども、税の方との調整が悪くて、税の方の仕組みで言いますと入湯税、実は、例えば3月に利用されたお客様の入湯税、翌月4月になった場合ですね、実は年度が新しい年度の方の歳入区分になりますして、実質は私共の方の見ています歳出は12ヵ月分ということになるんですが、収入の方は、本来でありますと11ヵ月分の収入、ですから収入の方が若干低く見るというのが正しい見方であったんですけども、両方とも544万円という計上の仕方をしてしまいましたものですから、利用客が増えた場合には私共の方は、それに見合う分の歳出予算が必要だということと、もう一つは、正しく11ヵ月分として積算した場合、大よそ当初予算の544万円程度が入湯税の収入見込みになるかなと、こんなふうになっておりまして、歳入の方の補正はしなかったということでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そうすると、全体で982万円がこのゆうゆに対する委託料ということになると思うんですが、そうすると、その財源的にはですね、それを充当する財源っていうのは、入湯税で当初の11ヵ月分、544万円とあと残り、その残高分については一般財源ということなんで、それは400万円から若干超えるということになりますけど、そういう考え方でよろしいですね。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 29年度の予算上はですね、私共の方では12ヵ月分は支出するんですけども、歳入の方は11ヵ月分、30年度に対象となったもう1ヵ月分が収入しらされると、そんなような格好になります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで、ちょっと視点を変えて今の話は主題ではないんですけど、平成29年2月15日にですね、議員協議会を開催していただいて、勝山温泉ゆうゆの設立と運営についてということで、詳細について協議会でお話がありました。この中で、基本的には委託料をいくらで設定するかということが一つの議題っていうか、いくらに設定するかっていう試算がですね、そこで示されたわけです。要するに委託料の設定に当たっては、当初3割程度の増加を見込んでも実質収支としては不足するだろうと。それで、大よそ不足する分については、行政側っていうか町がですね、従来通り、2年前のいなだ屋さんと同じ考え方で町で補填しましょうということで、そういう中でですね、その算定の根拠がですね、赤字が大よそ944万になると。その内訳も100%今言われた入湯税を充当して残りの400万円については、一般財源でこれを当てて944万円、ゆうゆに委託料を払えば、大よそゆうゆの経営は収支ちょんちょんになるよと、そういう説明できたわけですが、それはそれと

して理解はしたんですが、ただ入湯税がですね、29年度は11ヵ月ですか、来年30年度には12ヵ月分になると思うんですね。この入湯税の推移がどういうふうになっていくかっていうのがちょっと計りかねるとこなんですが、ただですね、一定程度お客さんが増えれば入湯税がたくさんいただくと。それは経営が安定するし収入があるからいいんですけど、その分はゆーゆーに充当するということはいいんですが、400万円の固定する、それを不足する分については、入湯税が多くなればなるだけね、収支不足については入湯税で充当して、残り分については、一般財源だからその分については補填するということは分かるんですけど、一定程度経営をにらんだ時に、黒字になった時は入湯税は100%ゆーゆーに充当したとしても、逆に黒字になってる分については、400万円の分についてはですね、そこで調整されるという考えで僕はきてるんですけど、その考え方についてどうでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 この委託料の支払いにつきましては、双方の協定に基づいて支払いをすることとしております。その中で、一つは、管理経費の中の部分で一定額400万円を委託料という形で払うと。それからもう一つが、入湯税相当額をそのままお返しをするという形での予算の計上の仕方があります。今ご質問の内容っていうのは、経営がどんどんどんどん良くなった場合に、この400万円分も入湯税でカバーできるくらいになったとすれば、恐らく極端な話をしますと、管理経費の400万円は削ってもいいんじゃないかと、そんなようなお話だと思います。ただ、基本的にこの400万円の考え方なんですけれども、これは、これまでも民間の事業者等が指定管理制度に基づきまして管理をしていただいていたわけなんですけれども、その際もお話申し上げたと思うんですけども、建物の構造上ですね、一般的な面積に比べて管理経費が少し多くかかり過ぎているということがございました。

今回の改修にあたりまして、その辺、節減できるような電化製品等も使って電気料を抑えようという考え方での改修ではありましたが、それにしても固定の部分で、やはりどうしても管理経費が高くなるというようなことがございまして、経営する上でやはり負担が大きいという考え方の基に、1年間を通して400万円と、4回に分けてお支払いをすると、こんなような考え方でございまして、経営が良くなればこの経費を少なくするっていうような、そういうお話をしたの契約になってございません。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 私が心配するのは、10年間の債務負担行為で1億円を補償してますよね。10年間で、毎年の方は、その数字は明確にはしてませんが、10年間の1億円の債務負担については保証しますよということで、経営をお願いしているわけなんです、ここでの言わんとしているところは、今現在は収入が起きて、それで比較的安定してこの委託料というのをね、ある程度圧縮出来るなら、ある程度は圧縮して最終的には5年、6年、7年といくと、相当経営が厳しくなるんじゃないかと。そういった時に、その1億円をですね、先食いしていくとなくなっていくんだから、それはできるだけ留保してって、今年度に今までの分についての1億円の中でのですね、それを充当していくと。債務負担をそこで支出していくとそういう考えでいかないと、経営がいい時にも、どんどんどんどん委託料をつぎ込んでいくと、後で困ってこないかなっていうか、1億円の債務負担をです

ね、後段で今度追加になんないかというそういう心配があるんですね。だから、今色々リニューアルオープンしているんな面でお客さんが来てて、比較的収益安定しているんだと思うんですけど、そういった時にですね、出来るだけ債務負担分の1億円についてはですね、圧縮して行って後段に持っていくような、1億円を10年で均等割れば1,000万円になるんですけど、出来るだけそれを今言ったように少なくして、後段にですね、万が一経営が厳しくなった時には、まだ1億円がいくら残っているか分かんないけど、それを使っていけば1,000万円を超えてもですね、その債務負担行為については約束してるお金だから、条件によっては分かりませんが、1億円の債務負担を追加するってということにはならないような、そういう今からの戦略が必要ではないかという、そういう思いで実は質問したんですけど、その辺のことを何か展開がありましたらお聞かせください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 オープンして1年目を迎えましたけれども、おかげさまで当初の目標よりも入込み客、それから売り上げもですね、大変順調にきているのかなと、そんなふうに思っています。ただ、当初からの収支計画の中では、この協定に盛り込まれました町からの委託料については、それを収入として見た場合における収支見込みというのは、黒字になればなるほどいいでありますけれども、収支差引ゼロというような形の収支見込みになってございます。努力次第では、黒字になっていくということはあるかもしれませんが、今回は7万人を超えるという予想になっておりますけれども、これからは、なかなか初年度と同じような状況の入込み客を期待するっていうのは相当な努力がないと続けていけないんじゃないかという、まずそういうような考えをしております。

その中で指定管理に対する協定書の中で盛り込まれました、400万円プラス入湯税の概算経費として、約1年につき1,000円程度、それを10年分として1億円を債務負担行為を設定をさせていただいたところであります。お客様がどんどん増えますと、当然、入湯税相当分の額が増えますと、単年度当たり1,000万円を超すと。そういうことになれば、この債務負担行為の限度額、当然でありますけれども不足をすることになります。ただこれは、町の負担を増やすという考え方ではなくて、職員の方をはじめ、関係者の皆さんの努力によってですね、たくさんのお客様が入ってきたんだという考え方をしていきますと、入ったものを同額を委託料としてお返しをするんでありますけれども、町の負担は決してそれによって圧迫されるとか、持ち出しが増えるという考え方はしておりませんので、これは、まず一つ不足がするとすれば、この400万円を増やすんでなければですね、ありがたいことかなという考え方もしています。それはお客様が増えるということでの考え方です。また、収支が黒字が続いていければ、それは大変ありがたいことではありますが、いろんな経済情勢も含めまして、いろんなことがあるだろうというふうに思っております。

当初の考え方では、400万円と544万円スタートしたこの内容もですね、協定書の中身でありまして、協定書その他全体を含めまして、1年目と4年目と7年目と10年目ということで、きちっと内容の見直しが必要であれば、それを行っていくということも謳われておりますので、これは、これからの経営状況にもよりますけれども、しっかりゆうゆうの方とも連携を取りながら、その辺の経営状況についても私共の方もしっかりと押さえた中で対応を考えてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 最後ですけども、確認ですけど、一応10年間の債務負担行為の1億円というのは、将来的に見込んだ時にですね、それを追加するということは今の段階では考えてはいないということでもよろしいでしょうか。もしくは、儲かってれば会社ですから株主には配当はできないんですけど、一般社団はね。ただ内部留保はできると思うんですね。会社儲かったら黒字分がね。そういったことで、ある程度貯えを持って将来的な赤字にそれを備えるということも、会社、法人だからそれも大事なことだと思うんですけど、そういったことも将来的に、その債務負担が万が一10年を切って9年とか8年目に、そういった1億円の財源がなくなった時にどうかっていうその辺の考えっていうか、その辺の見解っていうか、そういうことは将来的なことだからなかなか予測付かないことなんだけど、それについての考えがありましたら説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 先程もちょっとご説明をさせていただきましたけれども、債務負担行為の考え方は、あくまでも固定の400万円と入湯客によって増減しますけれども、相当額を委託料としてお返しをするという考え方であります。極端なことをいいますと、7万人、今年で約1,000万円近い委託料になったとします。これの倍の14万人が来年来たらですね、500万円ぐらい足りないことになります。これはあくまでもルールとしてゆうゆ側が頑張った結果であるというふうに考えますし、そのことによって債務負担が大きくなると、1億円を超していくという状況、それに限って言うと、それは町の新たな持ち出しを発生させるという考えではございません。そうではなくて、むしろ経営が悪くなっていったという時に、この契約を結んでいる内容での委託料も含めた収入が不足をしたという場合は、これはまた新たな考え方に基づく債務負担ということになるんだろうなというふうな気がします。ですから、今のルール上での債務負担の額につきましては、お客様がどんどん増えた場合は必然的に増額をさせていただくと。ただ町の持ち分は増えませんよということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

30ページ、31ページ。

2項林業費

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 有害鳥獣駆除に要する経費のところで、報償費が74万円減額になっておりますけれども、説明では、鹿331頭、熊13頭の駆除という頭数でしたけども、我々農家としても非常に猟友会の方々のおかげで駆除していただいて助かっているところも多々多くあるのですけれども、最近やっぱり高齢化と言いますか、猟友会の方も若い人たちがあんまり入って来ないということで人数の減少とか、高齢化ということで確か報償金、鹿には5,000円と熊に30,000円の助成を町として出しておりますけども、最近のいろんなコストのこと考えたり、高齢化のことを考えると非常にまだ高い数字ではないんだというお話も聞かえますけども、この補助と言いますか、駆除1頭に対する助成を、ここで言っても予算の方がよかったのかもしれませんが、検討しているのかどう

かお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 鹿の方の話でちょっと申し上げますけれども、今お話ございましたとおり、ここで見てる予算については、駆除鹿1頭につき5,000円という経費になってございます。この5,000円だけであれば燃料代も必要ですし、弾代も必要ですし、労賃のことも考えますと、全く足りて金額だというふうには思っておりません。ただ、農務サイドの方の鳥獣被害の方の対応としてですね、現在は補助金をいただきながら通常の駆除1頭につきプラス8,000円という形で、トータルすると1万3,000円になります。これが多いか少ないかということはあるかと思っておりますけれども、そういうことでの対応とさせていただいております。また、特別駆除を行う際につきましては、1頭いくらではなくて、日当であったり車両のガソリン代であったりっていうのも一定程度対象としてこの補助金の方で対応させていただいておりますので、現状の中ではこのままの金額で当面いききたいなと、こんなふうには思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 内容は自分分は分かってはいたんですけども、町の出し分としての金額はどのかなという思いがありましたので、また、先程後段にありましたけれど、やはり高齢化と言いますか、猟友会の方も存続するのが厳しいぞという思いもあるようですので、町の方としてもこれからまた新たな対策と言いますか、そういうのが必要になってくると思っておりますので検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ただいまのご質問ですけれども、猟友会の皆さんと会う機会はよくございまして、やはり今と同じようなお話をされていらっしやいました。

要するに高齢化によってだんだんと鉄砲を持つ方が減っていくよと。そして間もなく相当減っていくよというお話もされてございます。具体的な支援策というのは、ちょっとお話をさせていただきましたけれども、例えば経費の面の一部支援等も検討してはいいんでないかというようなご意見もいただいているところでありまして、その辺の免許の取得をどうしたら増やしていけるかということなどについては、関係者の皆さん、それから農家の皆さんの方もくくり罠の方の免許の取得をされている方も結構いらっしやいます。本当であれば合わせて鉄砲の方の免許も取っていただけると大変ありがたいなと。特に若い方たくさんいらっしやいますので、そういう方々とも含めまして、今後の猟師さん、どういうふうにしたら増えていくのかということについて検討させていただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

32ページ、33ページ。

7款商工費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 真ん中の林業振興費でちょっと伺います。森林整備事業に要する経費の中で、今年度って言いますか、29年度の収支ですね、これの財源については道費って言いますか、国、道の補助金と、それから素材売払い、それを収入にしてこの造林事業を展開しているわけですけど、これを今年度最終的に1,900万円の事業費の減ということなんですけど、これを引いたとして全体の委託料の収支がどの程度になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 すいません。手元に資料、今年度見込み、森林経営計画の中では、申し訳ございません。4年間の収支ということでお話をさせていただきましたけれども、本年度の収支、単純にいきますと、ここで1億3,000万円程度のものを2,000万円ですから、大きく言うと1億1,000万円程度の事業費をかけましたということでありまして、この他に歳入としては、立木の売払い、それから素材の売払いということでございますので、おそらく3,000万円から4,000万円近く、ちょっと足し算正式にはしてませんけれども不足するのかなと。その分だけ見ても不足するのかなと。この他にも、野そ駆除事業なども事業は縮小したとはいえ、町の分の単独分というのも含めまして半分以上が一般財源で対応してございます。それとか事業実施にあたりまして、翌年度実施分の立木調査なども別途ございますので、そういう分入れますと、もう少しちょっと赤字幅が出るのかなと、そんなふうを考えてございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 森林整備に要する経費ですので、財源も特定されてますよね。それで、立木処分については、町有林管理に要する経費の方に充当されると思うので、今なかなか数字が出てこないということですので、後でも結構ですけど、ちょっと私の試算であらあらで計算すると、大体収支がですね、1,200万円程度の赤字になるのかなと、赤字というか持ち出して言うんですか、そうなるのかなっていう気がしまして、その辺のことを含めて、今度14次ですか、13次が終わるんですよね、29年。そうすると、13次も総体的には大きな赤字になったんですけど、なかなか森林整備に要する経営って大変だなという気がします。新年度の予算の時にまた経営計画については議論したいと思いますが、今回の29年度の収支については、後程もし精査できれば教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 後程、人件費などを含めない単純な支出と収入の方の収支で、後程ご説明をさせていただきますと思います。それから、収支については、13次計画の中でお話をさせていただきましたけれども、4年間で約1億円近い赤字ということになってございます。14次計画におきましても5年間で1億7,000万円程度の赤字が見込まれるという状況でございますけれども、要因はいろいろあると思います。計画どおりの間伐をやっても材積が出ないでありますとか、事業費が人件費を含めて、それから山の状況にもよるんですけれども、材積をベースにした委託料の積算となつてございまして、計画した本数を切っても材積が出てこないというのが最近の状況でありまして、そういうことからいきますと、施業単価も全体として高くなると、そういう結果で赤字になっているという状況、これについては直ぐの改善策というのは見当たらない状況でありまして、やはり育てる段階の時から、きちっとした管理をした上で、やはり適期に伐採をしていくということをきちっとやってい

かない限り、伐期を過ぎたものについては、腐れが入ってみたり、先折れをしてみたりと、あまりいい製品になっていかないということが、何となくこの何年間かの林業、町有林の経営を行った上でそういう分析のかなというふうに感じております。できれば補助金なんかも活用しなければなかなか事業展開できないんでありますけれども、その辺含めまして14次の中でしっかりと計画を立てた中で少しでも改善されるような方法で事業を執行してまいりたいと、そのように思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

34ページ、35ページ。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 置戸町未来の起業補助金で1件の利用があったというふう聞いておりますけれども、これについて店舗改修の費用に充てたと聞いておりますけれども、なかなか最初の契約の時に資金が必要で、町の補助金いただくまでの間に資金を用意するのがなかなか苦労したという話が商工会の懇談会の中でもありました。それで、その辺もう少し上手く使えるような方法っていうのを検討される考えっていうのは、いかがでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 未来の起業補助金でありますけれども、現在の制度上って言いますか改修の場合にあたっては、すべてが完了をした場合に、今補助率2分の1というふうになってございますので、2分の1の金額を本人の方に助成をするという仕組みになってございます。この制度の中で考えるとすれば、中間資金あたりが考えられないのかとか、そういう対応ぐらいのかなと思われるんですけども、特にこの店舗改修の場合は、住宅でも大きな改修事業ありますけれども、比較的大規模になってくるのかなということは想定をされます。

今回も改修部分でいきますと、300万円を超えておりまして、実際の事業費でいきますと600万円を超えているということになりますので、改修が終わった時点で、おそらくそんなに間置かないで支払いの心配をしなければならぬと、こんなふうになっていると思われまして。そういう部分では、全体の経営計画、この起業される方の経営計画、収支計算なども関係をしていくというふうには思われます。敷金が大変なんだという声は聞いていないわけではございません。ただ、具体的にこの制度の中で出来ることと言えば、もう少しちょっと検討を加えないと、現在はいずれにしても完成後検査をして、そして助成をするという仕組みになってございますので、その辺少しですぬ勉強させていただきたいと、そのように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 なかなか難しいものがあると思います。初めての起業ということで信用能力という点では、繋ぎの融資であってもなかなか住宅の資金をすぐ貸してもらえるとすることも難しいのかなというふうに思います。やっぱり何かいい方法がないのかなというのは、これから商工会も含めて考えていかなきゃならないとこだと思いますので、その辺また話をしていける機会があればと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 企業にあたりましては、商工会の方が中心となって経営計画なども一緒になって考えているというふうに考えております。今お話あったとおり、やはりどうしても新たな起業をする場合は、信用の問題から取引がなければ、なかなか制度資金が活用できない。また、制度資金が活用できない場合にプロパー資金あるんですけれども、プロパー資金もなかなか貸してもらえない。貸してもらってもやはり利息が相当高いと、これが実態のようございまして、それらに含めましては関係の機関とも一緒になって少し検討させていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

36ページ、37ページ。

8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

38ページ、39ページ。

4項住宅費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 地方道改修事業に要する経費というところで、当初予算より交付税が4割しか交付されなかったということで、そうすると当初予定されていた距離まで実施されなかったということでよろしいでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議員おっしゃるとおりでして、当初予算が1,300万円。事業費としてですね。そのうち、交付金としてそのうちの66.55%になります、865万1,000円。単独費が、町債ですね、434万9,000円ということで当初予算していたところですが、それが実際のところ、その交付金の額がですね、266万1,000円しかこなかったということでありまして、何とかその分町債の方を633万9,000円入れまして、やや1,000万円近い事業費で行っております。延長でいきますと、185メートル行っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

40ページ、41ページ。

9款消防費、10款教育費、1項教育総務費、2項小学校費。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 小学校管理に要する経費のですね、医薬材料費30万円、執行残という形になるの

か分かりませんが、フッ化物洗口の材料だというふうに伺いましたけれども、その実績ですね、ちょっと分かれば教えていただきたいなと。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 フッ化物洗口の希望者と言いますか、全校生徒で小学校117名おるんですが、そのうち希望者が100名ということで85.5%の実施率となっております、この部分で薬剤が過剰になったというところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 ちょっと戻りまして、上段の教育諸費の地域高校支援事業に要する経費の300万円の減額についてなんですけど、これについては置戸高校の支援ということで、一昨日ですか、岩藤議員が教育長に一般質問したところですが、それとかぶる面もあるかもしれませんが、現実には今年度の応募者が、来年4月に入る生徒がですね、まだ合格者の発表はなってないと思うんですが、新聞によると10名ということで、推薦も含めて10名の生徒の希望ということなんですけど、この中でですね、分かる範囲で結構なんですけど、ちょっとまだ公表されてないから分からないかもしれませんが、北見市内の中学校もしくは周辺ですね、その辺のところから応募のある中学生は何人くらいおられるか、分かれば分かる範囲で結構です。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 置戸高校の方から聞いている部分であります。あくまでも正式発表はされていないんですが、管内で1名が置戸高校に希望されて入試を受けたというところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 管内1ということは、管外が9ということですね。それで実はですね、この300万円の減額ということについてちょっと僕も何となく腑に落ちないというか、あれなんですね。当初1,700万円ですよ。1,700万円、正直言って町長の方に予算付けていただいて、それで何とか置戸高校を元気にしようということで立ち上げたんですが、その中で300万円余ったと、減額って言うかそういうことで今回出ているんですけど、その中で管内が1名しか応募がないということではですね、もう少し何て言うのかPRに力点を置くとか、教育長随分一般質問の中では置戸高校の素晴らしさをPRしてたし、こういう立派な学校はつぶせないというご意見もありましたし、福祉っていうのは絶対これからも大事だということをかなり力説してましたが、そういったことを含めて、ずっと過去も試験に100%あるいは90数%、そういった素晴らしい成績を残している学校に対してですね、学校のPRをもう少し300万円の中でやり繰りしてPRに使えなかったのかなとか、予算の柔軟な支出と言いますか、そういうことをもう少し考えられなかったのかなとか、後の祭りっていうか終わってしまったからこういうこと言うのあれかもしれませんが、一定程度1,700万円についてはいろんな項目があって、支出の項目があつていろいろあると思うんですが、当初の段階で既に入学者が何人ということで見込みよりかは減っていると思うんですよ。そうすると、このお金っていうのは、おいおい余るということは予測されたはずですから、そうだとするならば、新年度の置戸高校の募集に対するアピールっていうか、そういったことにもう少し配分を重くして使えばよ

かったのではないかとと思いますが、その辺の考え方ありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議員 学校教育課長。

○石森学校教育課長 ご指摘のとおり300万円の減ということで、それをPR活動の方に重点を持ってということでお伺いをしたんですが、実際的に今回途中で進路変更された生徒の方々がおられまして、その部分で10月までに5名の方が退学をされているところでございます。その中で寮費の補助金の部分で結構な金額が余ってしましまして、それも10月退学ということは11月で実績が上がってくるものですから、そこまでなかなか見込みが難しかったというところでございます。管内のPRの方なんですけど、各中学校、教育長と私の方で回らしていただいた中で、学校での置戸高校の紹介をさせていただきますという話をしております。その中で必要であればパンフレット等含めて資料もお送りしますし、私もお伺いしますということでやってはいました。北見市内の学校の方で数校、学校説明会というのをやっていただいたことで、パンフレットを50部それぞれの学校に送ったところでございます。町支援の方の説明は特によろしいということで、置戸高校の担当の先生の方が学校に出向かれてPR活動をしてきたところでございます。実際的に管内的な部分でございますが、もう少しPRの中でどういうふうに学生を集められるかというのを検討しながら進めていきたいと思っております。

○佐藤議員 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 平成30年度の新1年生が全員受かったとして10名ですね。と言うことは、新年度の予算で100万円削って1,600万円でしたか。今からどういう、何て言うんですか、予算の組み立てをやっているのか、交付金の中で分からないんですが、当然、生徒が減ればいろんな支出科目が減ってくるってことはあると思うので、早くから大体夏休み終わりぐらいからどんどん宣伝していかないと、中学生は進路の選択に入ってくると思うので、基本的には本人の意思が進路を決めるということだから、学校の先生も強制的に言えないだろうし、親もここに行きなさいなんて言えないわけで、子供の意思っていうのは一番大事だし、そのためには子供がどこかで置戸高校の素晴らしい何かを見て、例えば、PRしてるパンフレットだとかいろんなものを見て自分の意思で、じゃあ置戸高校になって、そういう意思が大事なことかなと思いますので、ぜひその辺新年度に向かっていろいろ検討していただきたいと思います。来年ですね、今時期に何百万減額になりましたっていう、たくさん生徒さんが集まればいいんですけど、10人で300万円減額しますということになると、ちょっとこちらの方もがっくりするなと、そういう思いしますので、よろしく願います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 今いただきましたお言葉を胸に努力をして参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 今関連なんですけど、5人が退学されたんですか。ちょっと確認お願いいたします。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 5月から1年生だとか、それから8月、9月には2年生が退学をされています。この中で、志望動機、それから志望の趣旨を考えた中で将来性を考え、方向性を変えたというところでございます。それで、10月には3年生1名が同じような形で志望を変えましたので、そこでまた

1人減っているというところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今初めて聞いたのでとても驚いているんですが、1年生の段階で進路変更ということで退学すると。それはある部分では分かることもありますが、今3年生が10月で退学したと。丸々3年間無駄にしたってというような状況ですよ。それ学校側っていうか先生方のサイドではどういふふうに考えているんでしょうね。子供の立場に立つと非常に辛いつて言いますか、ひどい状況なのかなと思うんですが、他に何か特殊な理由があつて退学せざるを得ないとかつていうのであれば分かるんですけども、進路変更つていうことでの退学つていうことなのか、その辺もう一度お願いします。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 置戸高校から聞いている話なんです、あくまでも3年生の途中まで、模試を含めましてぎりぎりまで本人は頑張つてきてたというところでございます。その中で、自分の中でこれ以上のものは難しいんじゃないかという判断をされたというところで、教職員の方もそれぞれ補習等含めまして一生懸命サポートしてきたところなんです、本人の希望もありますので、そこで進路変更というところになったということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 進路変更という、とても言葉が綺麗なんです、実質ついていけなくて3年生のこの段階で退学という判断を本人が下したつていうことなのか。それとも、本当に今まで2年間やってきたけども駄目つていうことだったのか。その当たり担当課長としてね、高校側から聞く限りではつていう説明でしたけれども、もう少し詳しくその当たり突つ込んで把握しておかないと、少ない生徒数なのに何かちょっと無責任のような気がしてとても悲しいんですが、課長どうですか、その当たり。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 あくまでも置戸高校の子供のところ、それぞれの考え方つていうのがございますので、一概に学校教育課長の意見として何とか頑張つてくれつていう話にはなつていかないと思うんですが、ただ、いかにサポートできるかつていう部分では、教育委員会としていろいろと考えていかなきゃならなかつたのかなと思うんですが、生徒本人としても苦肉の決断つていうことで、過去1年から2年まで頑張つてきて、3年の途中で断念をせざるを得ないという本人の判断なものですから、それ以上のことはちょっと私としても突つ込んだの話はできなかつたというところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩	10時45分
再開	11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

最初に、先程の答弁漏れについて産業振興課長から答弁させます。

産業振興課長。

○栗生産業振興課長 先程ご質問いただきました、森林整備事業に要する経費のところでありますけれども、申し訳ございません。私ちょっと森林経営計画上の本年度の収支の見込みと勘違いいたしました。この森林整備事業に要する経費の委託料に係る収支について、ご報告申し上げます。

歳出事業費、委託料につきましては、既に終了しておりますので確定しているんですけども、補助金、それから財産収入につきましては、一部まだ未確定ですので、その辺については10万円単位程度でお話をさせていただきますが、委託料につきましては、補正をしまして実質の支出が1億1,860万円程になってございます。それから、造林事業の補助金として歳入ございますけれども、これが概算で2,460万円、それから絆の森整備事業の補助金が3,410万円程度見込んでおりますので、この他に立木の売払い収入ということで、約540万円程度見込みまして、差し引きますとこの事業に限っては5,450万円程度の赤字という形になってございます。

○佐藤議長 今の答弁に対して質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、事項別明細書、42ページ、43ページ。

10款教育費、3項中学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 1ページ戻っていただきまして、41ページ。防災行政無線整備工事のことについてでありますけれども、境野の場所と言わせてもらいますと、1号線と道道の交差点の付近に立ったのが新しい防災無線なのかなと思います。大きさに前のから見ると一回り小さくなったように見えるわけですが、スピーカー出力としてはどうなのでしょう。変わらないという考えでいいのでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 今現在整備しております、デジタル化工事でございますけれども、アナログからデジタルへということですのですべての入出力を統一して管理するわけですが、全く遜色なく機能するものというふうにしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 古い方の無線、公民館裏手にあるのがそうかなと思いますけども、その撤去というのはいつなされるのか。もしくは、もう少し後になるのかってことはいかがでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 現在使っております、アナログのスピーカー等につきましては、近日中に撤去されるというふう聞いております。

○佐藤議長 42ページ、43ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

44ページ、45ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 上段の方の需用費で、電気料の関係で新電力という言葉が出てきておりましたけども、新たな予算の方でも随分新電力について出てきていますけども、新電力、一時期全部を移行するのはどうかなという話が町でもあったようですけども、随分切り替えたのかなって、その辺の状況をお知らせください。

○佐藤議長 町づくり企画課長

○坂森町づくり企画課長 新電力に関しましては、昨年10月の使用分から新しい新電力の方に移行するということまで進めてきております。新年度の予算でご説明しようと思っておりましたけれども、今概要といたしましてご質問いただきましたので、私の方から一括して今の現状について話をさせていただきます。

それで、新電力につきましては、3社の会社様と契約をしております。1社目は、株式会社アシストワンエナジー。そして、伊藤忠エネクスホームライフ北海道株式会社。3つ目が、北海道ガス株式会社でございます。それぞれ施設の見積もり合わせを行いまして、一番最低の見積もり価格だった会社様と契約をしておりますけれども、その会社様と私共の施設についてご説明申し上げますと、アシストワンエナジー社を利用しておりますのが、森林工芸館、屋外グラウンド、南ヶ丘スキー場、役場庁舎、勝山公民館となっております。伊藤忠エネクスホームライフ北海道株式会社様には、コミュニティホールぽっぽのみでございます。北海道ガス株式会社様には、地域福祉センター、置戸小学校、置戸中学校、中央公民館、図書館、スポーツセンターの計12施設を新電力に移行しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今の件ですけど、メモ取れって言うのもちょっと無理があるので資料でお願いいたします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 後程、資料の方でまとめたものを提示させていただきたいと思っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員 ただいま説明いただきましたが、その他にも公共施設というものがあるかというふうに思いますが、今後どのように考えているのかお伺いします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 新電力に移行してメリットがあるかないかという判断も実はございまして、他の今まだ北電様にお世話になっている施設につきましても検証し、随分メリットがあるという施設については、切り替えを検討してまいりたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

46ページ、47ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

48ページ、49ページ。

12款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税。9款地方交付税。11款分担金及び負担金、1項負担金。12款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

6ページ、7ページ。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金、4項社会資本整備総合交付金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

3項委託金。15款財産収入、2項財産売払収入。16款寄附金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2項基金繰入金。18款繰越金。19款諸収入、2項貸付金元利収入、3項受託事業収入、4項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。

20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻り下さい。

第2条 繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の補正は、議案の5ページ、第2表繰越明許費補正をお開き下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻り下さい。

第3条 地方債の補正。

第3条 地方債の補正は、議案の6ページ、第3表地方債補正をお開き下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

産業振興課長。

○栗生産業振興課長 すいません。先程、答弁漏れということでお答えをさせていただきました、森林整備事業の収支ですけれども、ちょっと私勘違いをした部分がありましたので訂正をさせていただきます。事業費の1億1,860万円はそのままですけれども、補助金5,870万円、これも変わりません。私先程、その次に立木の売払い540万円というふうにご説明したんですけれども、この財源は立木の売払いではなくて、素材の売払いの方がこの事業に充当されてございまして、540万を4,820万円に立木売払いから素材売払いに変更させていただきたいと思っております。その結果、先程5,400万円程度の赤字というお話をいたしました、1,120万円程度のこの事業での赤字に訂正をさせていただきたいと思っております。訂正をさせていただいてお詫びをしたいと思います。すいませんでした。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第8号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。7款共同事業拠出金。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。2款国庫支出金、1項国庫負担金。5款道支出金、1項道負担金。6款共同事業交付金。

7款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。8款繰越金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第9号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。1款後期高齢者医療保険料。3款繰越金。4款諸収入、2項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第10号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、8ページ、9ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費、6項特定入所者介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、2項一般介護予防事業費、3項包括的支援事業・任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3

款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。
続きまして、6ページ、7ページ。

2項基金繰入金。6款諸収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第11号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)〉

○佐藤議長 議案第12号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第4号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

3款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 項手数料。2 款国庫支出金、1 項国庫補助金。
3 款繰入金、1 項他会計繰入金。4 款繰越金。5 款諸収入、1 項雑入。6 款町債。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻り下さい。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ、第2表地方債補正をお開き下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 7ページ中段にあります、鹿ノ子ダム管理費負担金が50万円の減というふうになってますが、何か理由があったんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 平成28年度に、水力発電機の更新をして発電の出力が上がった及び買取の制度改正によって電力量の買取価格がアップしたため、これだけ減額となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第13号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。2 款下水道費、1 項公共下水道事業費、2 項農業集落排水事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

3 款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1 款分担金及び負担金、1 項分担金。2 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 項手数料。

3 款国庫支出金、1 項社会資本整備総合交付金。4 款繰入金、1 項他会計繰入金。5 款繰越金。7 款

町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長、なければ、議案にお戻り下さい。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ、第2表地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ちください。

休憩 11時31分

再開 11時35分

○佐藤議長 休憩前引き続きに会議を開きます。

議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第7号から議案第13号までの7件について討論を終わります。

これから、議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件を一括して採決します。

議案第7号から議案第13号までの7件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第7号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第13号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第38号 工事請負変更契約の締結についてから

◎日程第10 議案第39号 工事請負変更契約の締結についてまで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第9 議案第38号 工事請負変更契約の締結についてから、日程第10 議案第39号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、議案第38号及び議案第39号は、工事請負変更契約の締結についてでございます。議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

〈議案第38号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 まず、議案第38号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第38号 工事請負変更契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年10月27日開会の第10回臨時会に議案第51号により議決いただきました、社会資本整備総合交付金事業橋梁長寿命化修繕工事（その1）について、支障補修工の変更、断面修復工変更等の工事内容の一部変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1. 目的、社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事（その1）。
2. 金額、変更前、7,668万円。変更後、7,796万5,200円。
3. 相手方、常呂郡置戸町字置戸22番地の3、北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。

なお、現在、工事は90%の進捗率となっておりますが、桁の塗装に含まれていました、PCBを運搬する工程が残っております。その処分場は道内になく、最短でも秋田県の処分場で、運搬は特別廃棄物の運搬業者に限られております。これまで、町と運搬業者と協議を重ねてまいりましたが、運送繁忙期でもあり、工期内運搬が困難となりつつあり、工事請負業者とも協議中でございます。工期内完了が困難の場合、工期延長あるいは新年度への事故繰越を図れるよう、国、北海道とも協議を始めております。工期延長の場合、今回の工事費変更により、再度の工事費の追加変更はありません。また、延長に係る通行への影響はありません。今回、変更契約では、変更工期が特定出来ないことから、元契約の工期、3月23日で締結いたしたく提案申し上げます。

以上、議案第38号の説明を終わります。

○佐藤議長 議案第39号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第39号 工事請負変更契約の締結について、提案理由を説明申し上げます。

本件につきましては、平成29年10月27日開会の第10回臨時会に議案第52号により議決いただきました、社会資本整備総合交付金事業橋梁長寿命化修繕工事（その2）について、支障補修工の変更、断面修復工変更等の工事内容の変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記。

1. 目的、社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事（その2）。

2. 金額、変更前、6,318万円。変更後、6,727万3,200円。

3. 相手方、常呂郡置戸町字置戸255番地の22、株式会社遠藤組代表取締役遠藤耐藏。

本工事も、議案第38号と同様の状況でございます。今回の変更契約では、変更工期が特定できないことから、元契約の工期、3月23日で締結いたしたく提案申し上げます。

以上、議案第39号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第38号から議案第39号までの提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〈議案第38号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 まず、議案第38号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 これ2つの工事とも同じ、大体変更の内容については同じ、断面修復変更とか、もう既に3月中旬にきて工期が迫っている状況の中で、こういう補正が出てくるということなんですが、いつの時点でこういう変更の内容が確認されたのか。もう少し早い時点で、仮に変更があるとなれば提案できなかったのか。この2つの工事についても同じ内容ということで、3月23日の工期を目前にして今変更っていうのは、どうもちょっと常にそういうふうに思っているんですけども、これいつの時点でこの内容変更について確認できたのか、お知らせいただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 監督員と現場代理人がそれぞれ施工協議をということで協議を取り交わしているのが、2月26日になります。と言うのも、断面の修復等もございますけれども、これに合わせて廃棄物の量も最後にならないと確定しないというような状況になっておりまして、この廃棄物の量が確定次第これら手続きを行っていくということになりますので、どうしても直前に、直前って言うんでしょうか、竣工間際になってしまうというような形になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 そうすることであればちょっと理解しますけども、いわゆる内容変更ということで、当初から予想されない部分でこの工事の変更があったというふうに理解していいんですよね。例えば、下秋田橋については、率でいくと1.67%、それから4号橋については6.4%ぐらいの中身なん

ですが、当初から含まれた工事の中で、例えば変更があるとすれば、これは入札に折り込むべきで、工事が進捗していく状況の中で変更せざるを得なかった部分というふうに理解してよろしいですね。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 事前に、この工事発注前に調査測量ということで調査費をかけて行っております。ただ、実際のところ細部まで調べてみると、どうしてもコンクリートの劣化が進んでいるため、高額なコンクリートになるんですけども、それを使用していかなければならないというようなことが発生してきております。また、防寒養生費につきましても、当初想定しているものよりは、やはり現場へ行きますと、どうしても養生費がかかってしまうという部分がありまして、その部分についても精査しておりますので、どうしてもこのような形になってきてしまったというか、そういうことでご理解いただければと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第39号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 議案第39号 工事請負変更契約の締結について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第38号 工事請負変更契約の締結についてから議案第39号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第38号から議案第39号までの2件について討論を終わります。

これから、議案第38号 工事請負変更契約の締結について採決します。

議案第38号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第38号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 工事請負変更契約の締結について採決します。

議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について

○佐藤議長 日程第11 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、同意第1号は、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてでございます。オホーツク町村公平委員会委員奥谷公敏氏は、平成30年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方であります、住所は・・・・・・・・・・。氏名は、奥谷公敏氏でございます。奥谷氏の生年月日であります、昭和24年8月8日生まれで、現在68歳でございます。

奥谷氏の経歴等について若干申し上げたいと思います。昭和43年の3月に道立湧別高等学校を卒業され、昭和44年3月に道立の自治講習所を修了された後、湧別町役場に就職をされております。企画財政課長、総務課長、平成10年11月に湧別町の収入役に就任をされております。1期務められた後、平成15年2月に湧別町長に就任をされております。平成21年10月に上湧別町との町村合併がありまして、2期目の中間になろうかと思いますが、湧別町長を退任いたしております。その後、平成22年4月にオホーツク町村公平委員会の委員に就任をされておまして、本年3月をもって2期8年の任期を終えるということになります。したがって、提案の内容について同意をいただくということになりますと、3期目に入るということになります。

同意につきましてよろしくお願いを申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についての採決を行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第12 報告第 1号 平成28年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○佐藤議長 日程第12、報告第1号 平成28年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第1号について申し上げます。教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、お手元に配付のとおり、平成28年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第13 報告第2号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第13 報告第2号 定期監査の結果報告について、事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第2号について申し上げます。監査委員が平成30年2月20日に、平成29年度の物品購入等の契約執行状況ほか、7項目の財務監査と備品管理状況の現地監査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第14 報告第3号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第14 報告第3号 例月出納検査の結果報告について、事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第3号について申し上げます。監査委員が平成29年11月30日、12月31日及び平成30年1月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時55分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定
についてから

◎日程第38 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 24件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第15 議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定についてから日程第38 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算までの24件を一括議題とし、質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 今回、巡回バス運行ということで、この中で利用者について、町内に居住する自らの交通手段を持たない18歳以上、高校生を除く方としますということなんですけど、本来であるならば出来るだけ多くの方に利用してもらって、そのためには出来るだけ利用者についての制限というものがない方がいいのかなというふうに思いますが、利用者の乗降に際してすべてバスの乗務員が判断をするということによろしいのでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 利用者の条件を18歳以上といたしましたのは、バスの乗車定員にも限りがございますので、いわゆる交通弱者と言われる、高齢者の方の利用をまず優先的に考えたことと、小中学生においては、スクールバスを運行していること。また、小中学生のみの利用において、例えばバスに乗り遅れなどで帰れなくなったですとか、万が一のトラブルも心配いたしました。故にそういうトラブルの部分もございまして、保護者と同伴であれば利用できるように考えているところでございます。また、今ご質問にございましたが、この乗車に関しましては、バス乗務員に委ねられることとなります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 地域巡回バスということで、昨年8月より運行しているのを、運行体制の見直しについて言いますか、新しくより利便性を高まるようにということで今回の条例だと思いますが、まず一つ目ですけれども、無料で乗せるということで、基本的には道路運送法の法の網には引っかからないということでの運行体制ということによろしいですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 無料ということでございますので、町が行うサービスという位置付けなので問題はないということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今回、条例として制定されるということになれば、池田町の例なんですけど、昨年29年度の9月で同じように3年が経過したということで、運行体制の見直しをしたというような情報を得ております。置戸においてもある一定期間、3年がいいのか、2年がいいのか分かりませんが、そのあたり利用の状況を踏まえて、中身の変更ですとかそういうことは考えているのか、想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 運行の状況によりましては、先程もお話ありましたけども、特に市街線につきましては昨年の8月からの運行でございまして、まだ8ヵ月しか経っていないという部分もございまして、十分なる検証もできておりませんことから、4月以降の利用状況や要望を踏まえて都度検討させていただきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 あとですね、18歳以上の高校生を除くということで、一般の人って言いますか、誰でも乗れるということになるんだと思いますが、その乗り切れなかった場合ですね、オーバーした場合に、その対処をどうするのかっていうことをちょっとお伺いしたいんですが、例えば1人だけどう考えても乗れないぞと。そこでじゃんけんするのか、例えばみんな譲り合いするのか、そのあたりどのように考えていますか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 そのような状況になっていただくことが担当といたしましては、嬉しい限りでございます。実は、規則の方に設置しようと思っっている条文といたしましては、この間も議会の条例の説明の時にも述べさせていただきましたけれども、乗車定員が超えた場合につきましては、乗務員の判断によりまして、乗車をお断りすると。ないしは、下車させることの規定を定めようと思っております。今、どういう選定でお断りをするかっていう部分までは考えていないんですけれども、先に乗ってらっしゃる方で用務地にまで行かれていないお客様いた場合にあっては、後から乗る方にご遠慮いただくしかないと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 乗れないんだからしょうがないっていう、またもう一度送ってからそこに戻ってっていうことも、それは物理的になかなか難しいっていうこともありますので、運転手さんの判断にっていう、それも理解します。ここにですね、町内に居住するっていう条件が付いているんですが、例えば他所の町から置戸に遊びに来て、観光っていう括りになるのかどうか分かりませんが、町内間バスを利用して、例えばゆうゆに行きたいだとか、それから戻って来て図書館へ寄りたいだとか、帰りは北見バスで北見まで戻るんですなんていうような方がおられた時に、これはやっぱり利用不可能ということになるんですよね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 地域巡回バスの根底といたしましては、置戸町にお住いの町民の皆様の、いわゆる地域公共交通を守りたいということの思いでおります。まずは、先程も18歳未満の方の利用も含めてなんですけれども、こういう乗車箇所も増やしてありますし、また皆様の地区に大きく巡回することとなります。利用の度合いもどの様に推移していくのかっていうのが分かりませんが、そういったニーズですとか、そういったことの状況も十分踏まえさせていただいて、今後の運行に検討させていただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 検討は分かるんですが、基本的にここにきちんと町内に居住するというふうに謳っているんで、そのあたりしっかり区分けしておかないと、運転手さんの方でちょっと混乱する場面もあるのかなってような気もするんです。すべての町民の方を運転手さんが把握できているとは思えないので、もしかすると町外の方が乗っているってということもあるのかなと思うんですが、そのあたり多少目をつぶる場面もあってもいいのかなってような気もしますが、そのあたりどうでしょう。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 町内に居住されるという条件の中です、運行させていただくにあたりましては、委託をお願いする事業者様と乗務員の方ともきちっと連携を取って、そういうご利用にまずはさせていただくということで進めたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 非常にそういった部分の利用、または事故防止等も含めて新年度予算に、いわゆるドライブレコーダーを5台公用車に設置するというお話がありましたけども、この巡回バス2台について行く行くはなり、早急になり、そのドライブレコーダー、出来るならば進行方向側と車内内部も映るようなドライブレコーダーを設置する考えがあるのかどうか、ちょっと中身に外れる質問かもしれませんが、その考えがあるかどうかお聞かせください。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 昨今の交通情勢を考えますと、非常に有意義な有効な装備だと思います。事業者様とも検討させていただいて、導入の有無については、また機会を見てお諮り、もしする機会がございましたらお諮りしたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について〉

○佐藤議長 次に、議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 協議会の時にも確か説明をいただいたふうに思いますけども、いわゆる新しい条例の中で、管理者、常勤の管理者で主任、ケアマネの資格保持者ということが今回の条例改正の中で一番ネックになるのかなというふうに思うわけですが、執行までの経過措置として、33年まで現状のまままで活動できるというふうには思うんですが、3年後しっかりとこの条例に則った人員配置等々の体制が作れるのかどうかお聞かせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 今回の指定居宅介護支援事業所等の基準の条例の制定につきましては、今まで道の指定であった、居宅介護支援事業所が町の指定権限として下りてきたというようなこととなります。こちらについては、もう一つの問題がございまして、今まで現状では私が管理者として、ケアマネを持った管理者ということで行ってまいりました。ただし、この指定権限が下りてきたことによって、指定権者と事業所の管理者が同じになってしまうというような問題点も出てきております。これにつきましても、人員配置等で協議も進めていかなければならない、管理者と指定権者と分けるという考え方をもとに整理もしていかなきゃならないと。こちらの、今度管理者がケアマネ以上の主任介護専門員でないとならないということで、32年度までの経過措置がございまして、基本的には今現状のケアマネジャー取得者の中で、この主任介護専門員の、これは試験等はございません。研修に何十時間か、50時間ぐらいだと思いますけども、研修を受けて終了すれば主任介護専門員と。また、随時更新研修等もございまして。そちらについての研修受講のための予算付けをしながらですね、現状で考えていかざるを得ないと。ただ、何年後になるか分かりませんが、目指すところは社会福祉協議会等の方に外部委託が出来ればなという希望はございまして、何せ受ける側の体制ですとか、あと民間等も、そういったところも視野には入れながら、この居宅介護支援事業所全体については、随時協議を進めながらですね、業務にあたっていきたくて考えておりますが、この主任介護支援専門員につきましては、経過措置中に予算付けをして対応していきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 今回の機構改革って言うか事務分掌の関係では、非常に権力の集中っていうか、総務課に非常に重きを置いたものを感じるんですが、この辺についてはですね、公営住宅の管理から歳入決算、予算の関係もそうですが、1つの課にどうも権力が集中しているというのか、その辺の考え方はどうなんですかね。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 議員ご質問のとおり、今回の大きな機構改革の中に、従来の町づくり企画課と総務課との統合ということがあります。権力っていうお話もあつたんですが、業務の統合を図って効率化を図っていきたいということでございます。

議案の説明の時にも申し上げさせていただきましたが、今回の機構改革につきましては、やはり前提としては行政のスリム化です。その上で今ある課題の対応をしていきたいということでございまして、課の統廃合は従来の機構改革の歴史から見ましてもですね、避けられない状態でございます。それが一つの効率化を目指していく行政の姿だろうというふうに思っております。議員言われましたとおり、ちょっと総務課が業務過大になるのではないだろうかというお話もありましたが、係を細分化いたしまして業務は配分してまいりますので、この提案のとおりよろしくお願ひいたしたいと思いま

す。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 言葉では、業務の効率化とかそういうものを図るっていうのは非常に分かるんですが、今の役場の職員の状況の中で、どうですか。総務課長そのものは職員のメンタルのことをよく言ってますけども、集中することによってどういう職員の配置をしていくのかっていうのは、当然出てきますよね。そうすると、1人の課長に集中するのか。どうしても財政とかそういうものに人事をきちとしていくのかっていう、課長を補佐する人がどうしても必要になってくるのかなと。それでない、ただ1つの課に集中することによって、非常に負担がかかると、その人に。そうすると、前に総務課長が言ってたように、個人の健康の問題が出てきます。今、労働基準法が改正になってきて働き改革を良くしようという政府が言ってますけども、これは逆行するんでないかと、私は。

それともう一つは、産業振興課に集中して今仕事してますよね、農務、林務も。ですから、大体1年経った職員いますけども、山に1年も行ってないんですよ、1回も。それで僕も前に一般質問で言ったんですが、結局どっかに集中されて山に行けない、町民の資源をどうやって守るのかっていう視点が消えているんですよ、はっきり言って。じゃあどうするのよって、じゃあ補佐も付けないでやるのかと。今度、町長が林野庁から来たから、そんな上手くなんていかないですよ、仕事なんて。もうちょっと皆で考えて努力しないと、これ上手くいかないんじゃないですか。その辺どうですか。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 議員から厳しいご指摘をいただきました。まず1点目に、総務課に集中しているというところでは、検討委員会の中でもたびたび議論になり、最終的にはこのような機構でいこうということにしたわけでございますが、やはり先程総務課長が言ったように、スリム化っていうのが当面の課題であります。それは集中するっていうことによつての弊害っていうご心配もいただきましたが、その中では、それらはやっぱりそれぞれ配置の中で整理していくしかないと思いますし、課長1人で大丈夫なのかっていう話もいただきました。それは、それらについては課長の下には、補佐、それから主幹とかそういう制度もございませぬ。その中でやはり配置の中で一部検討しなきゃならないことも当然出てくるであろうというふうに思っております。それは配置上の問題ですので、機構上の問題ではありませんので、この程度しかお話しはできないというふうに思います。

それから、産業振興課のお話をいただきました。業務が輻輳する中で、なかなか現場に行けない、そんなのもあったかもしれません。やはり、それぞれ係1人ではございませぬので、例えば行けない職員がいたにしても他の者が行って補佐をしてる。あるいは、それを逐次報告をしながら業務を遂行する、こういうことが当然できているわけでございますので、そこらへんの中で29年度の中では処理されていたというふうに思っております。ただ、議員おっしゃられるとおり、不足があるのは確かにあったかもしれません。それらについては、やはり係の中、あるいは課の中で整理していく、それしかないというふうに思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 これお願いごとになると思いますけども、仮にこれがベターだと思えば賛成はしま

すけども、やはりさっき言ったように機構改革するのであれば、やっぱり人事もきちっとしてくれと。それでないと、ただ機構いじっただけで、後は人も配置しないよ、駄目ですよって、そういうようなことをしないようにお願いを申し上げてやめたいと思います。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 当然、私達もそのようにしたいということで思っているのは当然であります。ただ、予算にも計上しましたとおりに限られた人数ですので、これだけの課、係、それぞれ課長がい、係長がい、係員がいるという、そういう最低限の人員配置の中でのことですので、本当に少し我慢してもらわなきゃなんないとか、そういうところもひょっとしたら出てくるかもしれません。それは、現状の人員の中でこなしていくしかないというところがございますので、そこら辺もご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 若干小林議員と重なるかもしれませんが、一番心配するのは、総務課長のところに従来の仕事の他にですね、住宅管理だとか、いわゆる交通安全だとか、そういったものを含めて財政を管理するっていうか、予算を管理する仕事を総務課長がさらに業務として行うということについては非常に、業務の中で多忙を極めるというか、そういったことで体力って言うか、体のことを考えると、大丈夫かなという気がするのと、あとちょうどあれですよ、11月、12月から新年度の予算の方針だとかもろもろの新しい年度に向かって予算編成されるのが始まるわけですよ。それと合わせて従来、総務課長については、新年度議会に向けての準備も始まると思うんですよ。そうすると、予算も議会の対策の仕事も全部重なって1人でそこに集中するっていうことに対して、非常に私は体力的な懸念っていうのかな、仕事の配分としてバランスとしてどうなのかなっていう、そういう懸念っていうか危惧をいたします。

それと、2点目は、今度まちづくり推進室がもろもろの町長の政策課題だった、6次総計が一番の30年から31年にかけて大きな仕事となると思うんですけど、やはりこういったまちづくりの計画だとか実施計画も含めてなんですけど、当然これ予算や財政と表裏一体のものだと僕は思うわけですね。そうすると、こういう政策だとか計画だとかそういったものと予算とすり合わせながら進めていくのが、いってきているのが今の企画課の姿だと思うんですよ。そうすると僕は、予算とまちづくりと引き離すっていうのはいかがなものかって言うか、予算の方の情報って言うか、そういう管理をしなくて実施計画とかもろもろの総合計画を含めて進めるって言うのが、どうも整合性が合わないっていうのか、どうなのかなって言う気がいたします。まず、この総務課長のところの仕事と、それから財政と企画の関係ですね、まちづくり推進室ですね、その関係について2点について考えがありましたらお願いします。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 まず1点目の、総務課の問題でございますが、担当課長のどなたにどうなるか分かりませんが、体調等身体面も心配だというご心配をおかけいただきますことを感謝申し上げたいというふうに思います。集中することによって、確かにそういう身体面ですとか精神面ですとか、そういう負担は今以上に、今の総務課より業務が増えるわけですから、それが当然出てくるかもしれませんが、やはりそこら辺はそれぞれ係には係長がおり係員がいるという、そういう中での連携した形をとって

いくわけでございますので、その中で対応せざるを得ないというふうなことで、ここに総務課長と一点集中みたいな感じになってしまいましたけども、やはりそれぞれが関係する業務でもあるということで、総務課に統合させていただいたということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、まちづくり推進室のいわゆる政策と予算面というところの部分でございます。確かに、議員言われるようなことも懸念される場所もございます。当然政策課題は予算なり何なり、あるいは総計にしてもわかりだというふうに思っています。当然のことでございます。ですが、課が分かれているから不都合が言うことではなくて、やはりそこら辺は、課あるいは係同士の連携、それでさせてもらうしかない。あくまでもまちづくり推進室については、1点目は、政策的なところをですね、総計の問題やら当面ありますが、その他横断的なところも含めた政策課題を少しそこで見極めていただき、それぞれ担当課に振っていただいたり、担当課と協議をしながらどのように進めていくかを検討していく、その中心軸にあたっていくというふうな、そんな役割どころというふうに判断をし、このように提案をしているところでございますので、2点目のまちづくり推進室の関係については、そのようなことをご理解いただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 これは4月にこの機構って言いますか、事務分掌改正されてそれぞれが担当を持つということで始まってみなければちょっと1年経過してみなければ分からないことだと思いますが、誰がどんなとこに講習に行くかはまた4月の人事だと思いますが、とにかくいろんな面で体力面、精神面ですね、そういったもの含めて効率化、スピーディー化っていうことを謳ってますので、進めておいてもらいたいと思います。

この話はここで終わりたいと思いますが、一番条例改正のですね、施設整備課の旧条例では、資料の16ページなんですけど、黄色い資料ですね、その16ページの新旧対照表がありまして、現行と改正案と比較してる資料ですね。現行で右下で、施設整備課の仕事の中で、(6)車両運行計画及び管理に関することっていうことは、今度はずすね、車両運行計画っていうのはもう既にないので、この部分は削除するということで、今度左の新しい条例案の中で改正案の中で、車両の整備に関することということのを第5号で謳っているわけですね。従来は管理ということの要望が車両の整備っていうことに関することっていうことの表現なんですけど、この車両の整備に関するっていう、そのことの整備っていう言葉がですね、用語がどうなのかなっていうか、正直言って重機を除いて、一般的なライトバンだとか乗用車を総括的に管理する仕事のことを今度、車両の整備っていう一つの狭い用語っていうのか特定された用語に表現されるっていうことで、ちょっと僕は何かこれには違和感を感じるんですが、原課の方でいろいろ考えて、この用語を考えたと思うんですが、車両の管理に関するっていうことでいいんでないかと、私の判断ではそう思うんですが、整備に関することっていうことの意味合いっていうか特別あれば、ちょっと説明していただきたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 議員のご質問の内容と答えがあれかもしれませんが、ちょっと整備っていう言葉のことについての質問なんですけど、従来、計画及び管理ということで具体的な業務内容が書いたのに整備っていうのは、また狭くなったんじゃないかというご質問だったんですが、こちらの方の原案提案の方といたしましては、整備は公用車等の増車、廃車、それから一部業者に委託している管理も含めま

してですね、総体で整備という言葉でまとめさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 であるならばね、むしろ管理っていう言葉でひとまとめにしてですね、全体の公用車を管理するっていう表現の方がよろしいのではないというか、整備っていうと、どうも特定されるっていうことで質問しました。ただ、もうこれ条例案できて、あとは可決するというか、実施段階になってきてますんで、これをどうのこうのっていうのは今さら元に戻ることもないんだろうと思いますが、自分の意見としてはですね、これはちょっと違和感があるなっていう、管理から整備っていうことでね。その事だけは申し上げておきたいと思います。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 ちょっと、今度なくなるやまびこ遊園地、それからよいこ遊園地なんですけど、結局は更地にして空き地というような管理になるのかどうか分からないんですけども、やまびこ遊園地、それからよいこ遊園地の面積が分かれば教えていただきたいなど。

○佐藤議長 地域福祉センター所長

○須貝地域福祉センター所長 すいません。後程ご解答させていただきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

8番

○8番 石井議員 先程の15号とも似通った質問になるかと思えますけども、24号、25号、26号においてですね、内容が少し緩和されたような条例改正なのかなというふうに思っているんですけども、この条例改正において置戸町としては、何か特段変わった動きと言いますか、変わった体制にしなければならないのかどうか、ちょっと簡単に説明をいただければと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この今回の条例改正の中で関連する部分では、この予防事業所と地域密着型というところでは、福祉センター内で行っております、地域密着型の通常介護事業所、それからグループホームの地域密着型の認知症対応型共同生活介護と。それから、要支援1の方のケアプランを作成する指定介護予防支援事業所という形になりますけども、その中で主立って緩和されたっていうのは、あまりないと認識しております。しいて言えば身体拘束の委員会の関係で3ヵ月に1回、検討委員会をしなきゃならないということで、これは共同生活介護の方なんですけども、ただそれも兼

ねて行うことができるとなっておりますので、影響はないかなと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 ちょっと無知での上からの質問かもしれません。初めて聞く言葉なんです、オペレーターっていう言葉が説明資料の中に出てくるんですが、どういう役割をすることなのか、ちょっとその意味だけお願いいたします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 ちょっと聞き取りづらかったんですが、オペレーターの件でよろしいですか。24時間の対応型ですね、小規模多機能ですとか訪問介護看護等の電話の受付対応ですとか、場合によっては自宅に訪問して対応するという役割を担うのがオペレーターという言い方をしております。資格要件として、それも今回緩和がありましたけども、介護、訪問介護員ですとか、訪問看護職員、そちらの方が対応するということになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

6番

○6番 岩藤議員 今日の道新でしたか、出てたと思いますが、釧路市だったかな、全体で個々の保険料が14%だか下がるとかっていうような新聞記事ありましたけれども、置戸町でいうとどれぐらい下がるのか上がるのか、今のところいいですが検討つきますか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 新年度予算の時にも納付必要額ということでご説明、1億円、ちょっとお待ちください。本年度の国民健康保険予算で1億571万5,000円ですけども、これは必ず100%収入をしてですね、道に払い込まなきゃならない財源になりますので、これは98%の収納率なので、これにあと2%分、加味する形になります。それで、現在の調定額が平成29年度の調定額が1億3,400万円ぐらいだったと思いますので、ほぼほぼ同じぐらいの課税状況になるのかなと思います。ただ、所得の状況によって税率を動かさないといけなので、この1億571万5,000円は、どんなこととしてでも足りなければ基金を使うなり北海道から借り入れを行うなりして整理しなきゃならない金額になりますので、29年度ですとほぼ変わらないでないかという見方をしています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 ちょっとお聞きしたいと思うんですが、道がですね、今度は主体的にやるということですけども、今までの置戸町のやっていることと、何か事務の関係については、何にも変わらないんでないかっていう気がするんですけども、軽くだとか重くなったりかってそういう判断はしてますか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 窓口業務ですとかそういう部分には、一切変わりません。ただ、財政の部分、給付の部分が全道一本化になるものですから、その部分についてはちょっと安心できるのかなと。幸い大きな費用を要する疾病が今まで置戸にはなかったんですが、ある重篤な病気になりますと1人で1億円とかっていう給付も札幌市ではあるようなので、そういうことがもし発生すると、今の国保の財政ではパンクしてしまいますので、そういうことが緩和されたのかなと。それと交付金の申請事務ですとか、細かい数字の積み上げは北海道に都度報告出さんとならないんですけども、直接、道を経由して補助金を申請して補助金をもらうという事務が、それはなくなるので少しはその分では事務は軽減されるのかなと思いますけども、保険証の発行事務ですとか、給付受付事務ですとか、そういうのは一切変わりませんので、通常今までやっていた仕事はそのまま継続されると思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定について〉

○佐藤議長 次に、議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定について。
質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 経営計画で見てですね、5年間の計画は、ほぼ理解したんですが、実際にですね、9齢級以上の林分が75%ぐらいに達しているという状況の中で、まだ間伐をするのかというのは、ちょっと疑問な点がございます。それで、24ページに樹種別の適正伐期齢というのがございます。これに合わせてですね、下の保育基準に従ってそれぞれ山の手入れをされているのかどうか。さっき誰か聞いたと思うんですが、平成29年度の町有林の収支が何千万円か赤字ですよということを考えた場合にですね、本当にこの通り事業が進んでいるのかどうか非常に疑問なんです。これは、何年か担当者が変わったりして私もしょっちゅう山行くんですが、どうも山の手入れが間違っていると言わざるを得ないことがたくさんございます。さっき言ったように、山に行けないような職員の配置をしているのかと、そこが一番疑問なんです。これ何のために基準があつてですね、適正伐期齢があるのかというのが、職員によく認識されていないと。ただ、前に作ったから今もこうだよと言うんでは、何の指針もならないんですよ。最終的にこの適正伐期齢から標準伐期齢、適正伐期齢ありますけども、本当にこのヘクターあたり300立方の丸太が出るのか。じゃあこのためにどういう手入れをしたらいいのかっていうのは、下の保育基準があるんですよ。ただこれは、みんなに見せるものではあるんですが、誰も関心持たないんですよ。そういう置戸の資源作りをやったのは誰なんですか、これ。責任あるんですよ、執行部は。だから、もっとですね資源を大切に、あるいは現場に職員が回れるようなそういう機構改革も含めてですね、僕はもっと再考してほしいんですよ、はっきり言って。これについてどうですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 森林経営計画の中の24ページを基本にした、考え方と実態がどうなんだと、まずそういうご質問だったというふうに思います。正直申し上げまして、全体的に遅れております。伐期をきているものが直ぐ手をかけられない状態になっているという言い方でいいのかなというふうに思いますけれども、それで間伐でしので、正直申し上げまして、皆伐をしていきますと、造林事業っていうか植付けの事業っていうのが出てまいりますし、ご承知のとおり、町の方で切った分だけがすぐ植えられる、また置戸町内の情勢もそうでありますけども、そういう情勢の中で本来切るべき時期を迎えていながら、例えば間伐、間伐も制限ありますので最後まで入れられるという状況ではございませぬけれども、そんなこともあつて、一つそれ正直申し上げまして、ずっと過去の計画からきた中では、実際には事業がそのとおりにできてこなかったというのが一つあるというふうに思います。

それと、収支っていう考え方の中でいきますと、今回お示しをさせていただいた計画も、5年間で1億7,000万円の収支不足を生じるという状況になってございます。今言われたとおり、もし適

性の伐期齢を迎えたものがその時点できちんと皆伐が出来るとすれば、それは収入として跳ね返るといのは当然のことです。収支から考えると、少しでも黒字の方向に向かっていく、改善していくということだろうというふうに思います。ただ、その辺が今度は発注する側といたしまして、やはり切りたい部分を全部事業が出せれるのかどうかということも正直あります。そういうことで、現在町内の受け手の方を想定した場合における間伐などの事業費っていうのも、100町から120町程度、やはりこれが今のところ限度だというふうに正直押さえている数字であります。そんな中で、間伐と皆伐と含めて事業を発注していかなければならないという実態があることは、ご理解いただきたいというふうに思います。ただ、本当に事業がもう少し大きくして、規模を大きくして実施ができるとすれば、収支で言うところの改善はできるかもしれませんが、ただやはり無立木地っていう形で、造林って言いますか、植栽が出来ない山もまた新たな課題として大きくなっていくのかなということも思います。先程からお話ございましたとおり、私も何回しか現場に出れてませんし、正直山のことは、行って木を見たからどうのこうのという講釈が出来るわけではございません。その辺は十分地元の事業者の方にもですね、ご意見をいただきながら今後も含めまして進めさせていただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 収支計画の中で、32ページです、この中で5年間の計画の中で1億7,000万円の赤字三角ということなんですけど、なぜこうなるかっていうことをこの計画書の中で、課長の方から事業の単価が大幅に上がったということも説明ありましたし、中身を見ますと、収入である立木だとか素材売払いの単価が、前期計画13期ですか、同じ単価だということ、事業費は上がったけど収入なるべきものが上がっていない。そして、道の補助金もそれ程大幅な上がる見込みもない。そういう状況の中です、5年間で1億7,000万円、この計画ですからそうなるかどうか分からないですけど、これだけの赤字を抱えながら5年間やらなきゃならないのって、ちょっと僕も疑問に思うわけですね。それで、いろんなことがあるかと思いますが、裸の山はちゃんと植えていかないとならないし、48町歩まだ無立木地としてあるので、それは何て言うんですか、植えていって財産づくりをしていかなきゃならないんですけど、ただこれだけの収支を見た時に、誰でも分かるような収支を、果たして計画どおりにやっていかなきゃならないものかっていうことが疑問に思っています。もしこんなに赤字になるなら少しスピードを緩めて、計画を緩めて、もう少し国の状況だとか、あるいは国産材の単価が上がったり、収支が改善するようなそういう状況の中で、見ながらこの事業を進めていくっていう、そういうことは考えられないのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 先程の質問の中でも少し触れさせていただいたんですけど、やはり管理の状況っていうのが全体的に遅れている、もしくは既にもうその時期がきているという状況が今ございます。これはこの4年間の13次の計画の中で発生した状況ではございませんで、それは当然ながらですが、事業者、受け手側も含めましてですね、予算のこともございます。補助金のこともございます。そういったいろんなことが関係をして、事業として遅れてきているし、適期を迎えた木がなかな

か皆伐できないでいるということだというふうに思います。

ただいま、こんなに赤字をしてまで造林事業を進めていくべきかというご質問なんですけれども、過去からの積み上げで現在こういう状況になっているこういう中でも、やはり森林の持つ機能とかいろんな要素で今ようやく森林環境税も目途がついたという状況の中では、やはりこれ以上遅らすことってというのは、この先に向けてですね、マイナスはあってもプラスはないというふうに思いますし、なかなかこの町が森林作業を直接する、町有林を抱えて作業していくということ自体がどうかということはあるのかもしれませんが、なかなか経営として成り立たない中でも、やはり一定程度の財源を投入してでも、やはりこの町の持つ2,000町歩の山というのは、出来る限り、1年あたりにしますと3,000数百万円の赤字という計算、単純計算でいきますとなるんですけれども、それでこの2,000町歩が管理できていることだとか、これから後に向けて少しでもやはり適正な管理を繋いでいけると、そういうことを念頭に置いて一定程度の負担を負いながらも進めていくべきではないかなというふうに私は考えてございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで31ページですね、保育費の中で立木調査費で5,000万円ということが出てますね。これは5年間の計画だから年間1,000万円ずつということで5,000万円ということなんですけど、これは従来、立木調査ではそんなに職員を賃金で雇って毎年やってたと思うんですが、この1,000万円の根拠っていうかな、どういう算定の中で毎年1,000万円ずつ立木調査をやっている5年間の5,000万円ですから、そういったことですね、設計というのか考え方というのか、ちょっと分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 まず、計画書の中に5年間、立木調査費ということで5,000万円を入れました。これは今までも実際には、作業があったんですけれども、なぜか今までの計画の中には立木調査費が参入をされておりました。それで今回は、当然ながら翌年度の事業の実施のための立木調査でありますので、この経営計画の中に入れるべきだという判断の基に、5,000万円を計上させていただいております。ですから、13次の実績見込みについてもご説明申し上げましたけれども、そういった部分、入ってない部分、足しますともう少し収支不足が大きくなったのかなと、こんなふうにも思います。それから、この1年あたりの1,000万円というのは、5年間として平均としての1,000万円という形でありますけれども、これは、本年度あたりの事業の実績と計画に組み込んだ間伐、それから皆伐の事業量に基づいて積算をした数字となっております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そうすると、平均すると1,000万円、1,000万円ない時もあるかもしれませんが、平均ということなんですけど、万が一、平均1,000万円の経費をかけて調査をすれば、大よその人何人ぐらいとか、期間はおそらく冬はないと思うんですが、夏場にかけて集中的に調査をかけるということだと思うんですが、それなりの人の対応っていうのかな、その辺のことは、例えば年間、常用で2人とか3人とか、そして半年間とか8ヵ月間とかいろいろ算定の根拠があると思うんですが、その考えは、その計算っていうかそれはどんなことになってるんですか、これ1,000万円っていうのは。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 日常的な業務の中で、例えば平成29年度あたりはですね、この計画を作るための標準時調査で、直接、人を雇ってなおかつ、担当の者、それから臨時の職員も含めて調査等を実施をしたりいたします。ただ、近年は、この翌年度に予定されている事業のための立木調査につきましては、委託料として外に発注をしているということになってございますので、金額につきましてもその実績に基づいて積算をしたものでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、先程の答弁漏れについて、地域福祉センター所長から答弁をさせます。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 先程、ご質問にありました、旧やまびこ遊園地、拓殖住民センター裏になります。1,100平方メートル。中央のよいこ遊園地、248平方メートルでございます。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

別冊の予算書を用意願います。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の33ページ、34ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

35ページ、36ページ。

2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

37ページ、38ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

39ページ、40ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

41ページ、42ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

43ページ、44ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

45ページ、46ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

47ページ、48ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

49ページ、50ページ。

質疑はありませんか。

6番

○6番 岩藤議員 工事、川向住民センターの改修工事についてお伺いいたします。土足可にするということで、この金額あがってるわけですが、それに加えてLED照明の改修ってことで、天井もきつときれいにするんだと思います。今回のことにはちょっと入っていないんでしょうけれども、10数年前あそこ一度改築したことがあると思います。少し広めたっていうふうに思って記憶してますが、その時に、普段葬儀で使われる時に、祭壇を今の場所ではなくて、一番東側っていいですか、入って一番奥の方に祭壇を設けて葬儀会場をつくれるような形にすると。そうすれば、今入ってすぐのところ、左側にある倉庫とかそういうものが、椅子の出し入れですとかそういうものに使いやすいからというようなことで改築したというふうに記憶してますが、消防法の関係で天幕ですか、天井にあれをつけなくなって、その関係で祭壇が思うようにできないっていうふうなり、また前のままの形に戻ったっていう経過があったと思います。そのあたり、今でいうと最大で椅子並べて280人前後、置戸の葬儀の規模でいうと、それが最大限ちょうどいいとこなのかなというふうにも思いますけれども、せっかく天井いじる今回のことですので、そのあたり、ちょっと再考というか、もう一度考え直すことができないかということ、ちょっとお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 今回、予算計上させていただいております、川向住民センターの780万円につきましては、先程議員がご説明もありましたとおり、土足可と、それからLED化、それから一部流しと調理室のエアコンを導入というようなことで積算をいただいております、前回、川向住民センターが増築をいたしましてから、もう10年を経過してございます。ちょっと10年前のお話を私はちょ

っと存じ上げてなかったんですけども、今回の780万の中で場所を変えるだとか、消防法による天飾をしないかっていうところまでの検討には至っておりませんでしたので、この場でお答えはできかねますが、増築の際に椅子が相当数増えまして、立ち席、前座布団方式から一席方式に変えたものですから椅子の保管場所が相当面積を要するようになっておりますので、議員言われたとおり、最近の葬式でいけば200脚程度で葬儀は終了をしていますというお話もありますが、そのような関係もありまして、今300席、最大入れれるように設定をして、最大ですけども、いましてそういう時代の趨勢でそうになっておりますけども、今回の改修では費用も増額せずに、そして他の他法、消防法ですとか、その他法に抵触しない方法があるのであれば検討はいたしますが、このままの予算計上でご理解いただきたいと思えます。

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

51ページ、52ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

53ページ、54ページ。

質疑はありませんか。

6番

○6番 岩藤議員 車両備品購入費で、車両、農林ライトバンを新規に購入するということで250万円ですけども、これ農林ライトバンって今使っているカルディナの白いバンのことでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長

○大戸施設整備課長 農林ライトバンは、カルディナではないです。上にスピーカーが載ってるやつです。すいません、古いカルディナですね。そうです。申し訳ございません。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 その、屋根に4方向に向かってスピーカー付いてるんですよ。よく今回の防災無線の関係でね、防災の告知をして歩くのに、なかなか聞こえないと。止まりながらもスピーカーでもっと大きな声で広報した方がいいんじゃないかとかってというようなことを言われてますけれども、今のスピーカーそのまま移設するのか、それともスピーカーもまた新築、新築とは言わないですね。購入するのか、そのあたりもし購入するのであれば本当にもっと大きなもののスピーカーっていうか、そういうのに付け替えるですとか、そういうものも合わせてやった方がいいのかなと思えますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 今ある農林ライトバンの後継車なんですけれども、原課の方では牧場行ったりするものですから、その新しく購入したやつではなく、もうちょっと古い方を農林、原課の方の作業用のライトバンとして利用すると。新しく購入したライトバンにつきましては、スピーカーは特段必要ないかなと思うんですけども、そちらの防災の方とちょっと協議いたしまして、広報活動が必要とあるのであれば、ちょっと検討していきたいとふうには考えております。それでなければ積み替えて対応するとかそのような形で考えています。

○佐藤議長 他に質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 その上ですね一般備品のところで、今回ドライブレコーダーを5台と、15万1,000円の。この5台の対象車というのは、どの車のことと言われるのかちょっとお聞きします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 5台につきましては、総務乗用の1から3、ヴェルファイアとプリウス2台ですね。後は、農林ワゴンエステイマと、後は共済号インプレッサ、以上の5台を考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

55ページ、56ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 総合計画策定に要する経費ということで出ておりますけれども、具体的に今年度、まだ来年度で策定ということですけど、スケジュールと今年はどういう作業をしていくのかということで、分かる範囲で教えていただきたいんですが。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 総合計画策定に関しましては、まずは今年度の作業につきましては、策定委員さんの選定をいたしましてお願いをするということ。そして、その策定委員さんを策定委員会を中心といたしまして、町民の皆さんの今の町の姿、そして将来の望む姿に関するアンケート調査を行わせていただければと考えております。また、アンケートの前後になるか、また何かのタイミングとでということになるか、まだ策定委員会等でお諮りをしていかなくはと思っはいるんですけども、町のことを考えるフォーラムを1回、ないしは2回くらい行なえればと考えております。

いずれにいたしましても、今年につきましては、そういう基礎、皆様の町民の皆様の声、委員さんの声、そういったものをまずは集約をしていくという作業に多くを費やすと思います。また、役場庁舎の中でも管理職を中心とした幹事会、それから係長職を中心とした作業部会等を並行して設置いたしまして、審議に向かっていきたいと考えております。それで来年度につきましては、いよいよ本文、計画の本文作り、そして目指す姿、そういったものの具体案をして作成に向かっていくという流れを考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 その総合計画策定の委員さんの選任については、どのような方法を考えておられるのか、お聞かせ願います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 せっかくの機会でもございますので、公募という形を取れるかどうかということも検討したいと思いますが、いろんな委員さんの公募させていただくんですけども、なかなか応募もないという中で、並行して各地域、それから各会と言いますか、そういった方々から年齢構成等

も含めて委員さんの選定をさせていただければと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

57ページ、58ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 地域おこし協力隊に要する経費についてお伺いしますけれども、嘉藤議員の一般質問の中でもちょっとお答えいただいています。1名については、1年間で一応契約を終了するという事になってます。予算を見るとですね、昨年の予算と全く同じ額が計上されているんですが、新たな募集は今年度はしないと。新年度についてはしないとということであれば、これは後にまた減額するという事なんでしょうか。それとも、これだけの費用がかかるということですか。2名も1名も同じということでもいいんでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 地域おこし協力隊に関する経費でございますが、予算編成時には、今の2名の協力隊員さんとそのまま継続して契約をさせていただくということで考えておりました。その後、両隊員との面接を行った結果、残念ながら1名の協力隊員が契約満了ということになってしまいました。その最終決定が2月末日になってしまいましたことから、当初予算の中では2名分をそのまま計上する形となりました。なお、引き続いてですけども、もちろん1名の協力隊員の募集等も検討してまいりたいと思いますが、もちろんこれは2名分の経費でございますので、1名ですつといくことになりますと、もちろん係る経費については、今後の議会等のところで減額等のご相談をさせていただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

59ページ、60ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 委託料の160万円なんですけど、いろいろ説明はあったんですけども、2人の場合と1人の場合とは大分変わってくるのかなという感じしますけども、その辺はどうなんですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 こちらが2名分の隊員のフォローアップですとか研修ですとか、そういったものを見込んだ経費でございますので、もちろん1名のスタートとなり、1名で実績が進めばその委託料についてもそのような経費になると考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 58ページの2人のうち1人が残って、1人は辞めるっていう話だったんですけど

も、契約する段階で、去年の段階でこういうことが分からなかったのかということ、採用する時に、せっかく3年間の約束事があるっていうふうに思うんですが、せっかく来てもらったのにもったいないなというのもあるし、ようやく顔が知れた頃になくなっちゃうというような、どうもこれ情けないなという感じするんですが、もうちょっと採用時にそういう予行があるなら採用しなかった方が良かったのかって逆に思うんですが、その辺はどうだったんですかね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 もちろん面接時に、置戸町、そして隊員の皆様にお問い合わせのミッションと申しますか、活動と言いますか、それらのことも全部説明をして、お二方に来ていただいたという経過はご承知のとおりかと思えます。実は、この制度でございますけれども原則といたしましては1年契約でございます。最大3年間の契約まで延長ができるということでありまして、ある意味では1年毎の見直しになります。私共のせっかくの縁で来ていただいた隊員でございました。隊員本人とも面談をさせていただきまして、いわゆる隊員本人さんが思い描いていた、いわば望む活動と、私共が次年度以降ご用意できる、そして私たちが望む活動とのマッチングができなかったこと、それが一番の要因かと思えます。実際は、隊員本人さんとも本当に面談を行って意思確認をしました。置戸町への思いですとかいろいろお聞きしました。しかし、委託しております、まちづくりセンターさんともご相談した結果なんですけども、やはり本人との意向も踏まえ、新たな活動を模索した方が隊員さん本人としても良いだろうということで、苦渋の選択をしたところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議員 なければしばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

休憩 14時30分
再開 14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、61ページ、62ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 オホーツクイメージ戦略ということで、オホーツクブランドということで、今3年のうち2年目ということでしたけども、本町ではどのようなことで携わっているのか、お知らせください。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 このオホーツクイメージ戦略推進委員会でございますけれども、置戸町といたしましても、一構成団体、構成町といたしまして、この企画、それからこの事業実施について審議、実行に携わっているところでございます。北見市が事務局を持ってこの事業を運営しているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 その上の女満別空港の関係なんですけども、今千歳空港含めて民営化って叫ばれて、来年度あたりから順次やっていくんでしょうけども、女満別はどの時期に民営化になるんですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 空港の民営化に関するタイムスケジュール等につきまして、詳細にはまだアナウンス、私の方でつかんでいないんですけれども、本町の所有しております株券等につきましては、平成31年度に譲渡する予定でございます。なお、この利用促進協議会自体は民営化等に関わらず、ずっと存続されるということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

63ページ、64ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

65ページ、66ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 どの項目で質問していいのちよっと悩んでいたんですけども、ちょっと勘違いをしてたらごめんなさい。置戸町ふるさと運動推進協議会交付金。この中で確か町民カレンダー等の制作にお金を使ってたかなというような記憶があるんですけども、それとはまた別に、行政情報システム管理に要する経費と、その下の段にあります。来年度、年号が変わるということなんですけども、例えば町民カレンダーについての年号の取り扱い、さらに行政情報システム、そういった部分、または他の町で使われる納付書から関係書類等の年号の扱い等というのをどのように考えているのか、どう対策をしていこうとしているのか、あったらお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 ふるさと運動推進協議会で、ふるさとカレンダー、おけとカレンダー作ってますけれども、協議会を開いていろいろ写真の選定ですとか、方向性決めますので、その部分で決めていきたいと思いますが、今のところ年号の部分については、まだ話し合いはされてませんで、これからだと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

総務課長。

○深川総務課長 今の質問で、年号の改変によるコスト、事務対応っていうことでいきますと、今のところまだ諸般の積算をいたしておりませんが、時間的には、来年年号が発表になって、1年後に実施になるというふうに聞いておりますので、その間に対応を図っていきたいと思います。失礼いたしました。来年31年の連休明けからの改変ということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 そんなに呑気にしててよろしいのですかということで。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 いろいろな年号が改正によりまして、システム上の改正だとか、先程議員言われましたように、帳票類の表記、封筒類だってあるのではないだろうか、それらも1年かけて対応していきたいと思ってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

67ページ、68ページ。

2項町税費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 4,600万円って、ちょっとかなりの額なんですけども、バージョンアップだというふうになるんですか。これどのぐらいアップになって、どのぐらい持つんですかね。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 予算説明でも申し上げましたが、本年度は基幹システムのオフィスっていうアプリケーションをバージョンアップする経費が800万円程含まれておりまして、4,600万円となっております。これは、概ね技術を提供してます、マイクロソフト社の改変に伴うものでございまして、概ね10年程度持つんだらうと思っておりますが、その次にも違うシステムでの改変、Windowsの改変というのもまた予定されているようでございます。予算説明でも申し上げましたが、マイナンバー制度が導入されまして、これに伴いまして情報の強靱化等でこの負担金は、28年では2,500万円程度でしたが、強靱化が始まりますと、マイナンバー制度が導入されました後は3,400万円、29年度。30年度は先程申し上げましたけど、オフィスの改変800万円がありますけども4,600万円と。どんどんどんどん高騰していくことには間違いがありません。これは、マイナンバー制度が利用率を高めていけば高めていくほど、その秘密を守ったり、情報を守ったりするコストっていうのは減ってはいかないという構図になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

69ページ、70ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

71ページ、72ページ。

3項戸籍住民登録。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

73ページ、74ページ。

4項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

75ページ、76ページ。

5項統計調査費、6項監査委員費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

77ページ、78ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

79ページ、80ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 福祉バス運行に要する経費ということで載っているんですが、福祉バスも導入してから20数年というか、かなりの時間を経過しておりまして、中も外もというか、かなり老朽化してきて、今回もシートベルトの修理とかそういう費用が予定されておりますけども、今後に向けて新たな導入計画等について、もし検討されておりましたらお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 福祉バスでございますけども、定員57名、初年度登録、平成4年の2月ということで運行しております。走行距離につきましては、平成29年12月末現在で28万1,000キロということで、やはりエンジンのオーバーホール等の時期を考えても30万円から40万円、そういったところが目途になってくると考えております。年間では、毎年1万キロメートル程の運行状況となっており、総合計画において31年度の更新を計上してございます。過去の乗車傾向について分析を行い、近年の状況から見ましても、年間の運行回数が概ね50回から60回、うち30人以下の利用が35回から40回ということで、ほぼ30人以下の乗車となっております。31人が40人が午後から10回。40人、50人以上となると、主に小地域ネットワークの小旅行あたりに行く時に50人程度の乗車をしていただいておりますが、あと町内の行事の送迎等で、1日の乗車が50人近くなることもありますけども、ほぼ50人程度の乗車があるのは年間に数回と、利用状況としては30人以下の利用状況が多いということで、今度の更新する時には、やはり大型すぎて札幌な

んか行くと、運転手さんも運転しづらくてかなり緊張するようですけども、大型については、年間数回程度でいいのかなと考えております。次更新する時には、中型程度のバスを今のところ想定して検討に入っているところでございます。やはり大型に乗るような人数のご利用もありますので、そういった場合には、委託業者からの再委託等のレンタルの大型バス等で対応が出来るのかなと考えておりますので、その辺については逆に柔軟な対応ができるのかなと考えております。そういった部分を軸にですね、31年度の更新に向けて今協議を進めている状況でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

81ページ、82ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

83ページ、84ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 老人福祉費のところでお伺いしたいと思いますけども、高齢者等入浴助成金の関係で、ゆうゆの方に行って入浴をするという話がありましたけども、今聞いたところでは、何か福祉センターの方での入浴はないのではないかと。これから新たにゆうゆの方での入浴ということによろしいですか。何人ぐらいあを見ているのか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この入浴助成金の関係でですね、今までの経過の説明で私の方から、福祉センター開設当初以来ですね、当初は24時間風呂を謳い文句にずっと循環させていた経緯もあつたんですけども、やはりジオネラ菌の関係で、それはもう残念ながら3年ぐらいで停止をしてございます。

趣旨といたしましては、今はもう公営住宅で外風呂がすっかりなくなってしましまして対象者も減ってはいたんですけども、やはり中には、自宅のお風呂が家屋の老朽化に伴いまして利用できないという方も、今年度まで2名ほどいらっしゃいました。ただ、福祉センターでの利用となると、ちょっと送迎の体制が組めないという問題点もございまして、送迎があれば利用ができたという方もいたんですけども、実際、今日の段階では利用がゼロということで、この半年ぐらいは利用者がゼロという状況です。そこで、今後ゆうゆの活用も含めた事業を何か組めないかと考えた時に、今実際に数名いらっしゃるとはんですけども、ゆうゆからの送迎のワゴン車の送迎を利用してですね、ゆうゆまで入りに行っている方もいらっしゃるというのは確認しております。そこで、あくまでも今回は、一般入浴介護事業の代替え措置として、ゆうゆの活用も含めて5名程度を見込んで予算計上をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

85ページ、86ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

87ページ、88ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

89ページ、90ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

91ページ、92ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 92ページの一番最後ですね、老人福祉施設の管理委託料ってということで、資料にはそれぞれ、養護、特養出てます。それですね、今第二電電ってというか電気料が非常に役場ってというか補助の方で大きく経費節減に寄与してるということなんですけど、ここの施設については、そういったことについての検討ってというか、施設そのものは町のものだから、ただ運営は民間の方に委託しているんですけど、その辺の何て言うのか、電気のそういった切り替えてって言うのか、そういうことはどういうふうに考えてますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 先程まとめて企画課長から、新電力について説明したところなんですけども、そこで役場の直の施設ではないということで報告に入っていなかったんですが、2月から新電力、今年度の2月ですね、切り替えております。経費節減に努めているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 総じてと言いますか、この老人ホームに関わらず、今回の水道料金の改定等に伴って、すべての予算は旧料金で算定しているんだと思うんですが、最終的には新料金での計算になって、最終的に補正っていう形で出てくるのかなと思うんですが、そのあたり直で指定管理に出している、この老人ホームとかっていうことになれば、かなりの金額の増加って言うか、そういうことになっていくのかなって言うふうに説明の中でも、水道料金の説明の中でもされてましたけれども、基本的には最終的にいろんな施設に関わるところで水道料金の補正って言うのは出てくると考えておいてよろしいですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 今回の水道料金の値上げという協議の中で、私も担当する各施設、あと補助を出している施設について、どの程度上がるのかなというところも協議はしておりました。現状

は、今までの説明にありましたとおり、6月に予定通りいくのかなと考えております。その後、各施設の値上げ幅をある程度は試算しておりますが、指定管理ですと指定管理料にほぼ追加という形で入ってくると考えております。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 予算書に関わることなものですから、私の方から総括して今の質問の件についてご説明をさせていただきたいと思っております。水道料金等の改定の条例を今回の議会でお諮りをしていいる最中ではございましたので、これらにつきまして、それからこの水道料金につきましては、旧価格で計上をしております。今後のスケジュールでございますが、影響します水道料金の金額に基づいた再算定を全ての施設行いまして、それに影響します各種繰出しですとか、そういう出入りを整理いたしまして、きたる次の定例議会等でお諮りをさせていただきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 委託料の関係でちょっと聞きたいんですけども、去年より690万円程減ってますよね。去年のやつと予算比べますと、養護の方では190万円程増えて、特養の方が逆に890万円減っているっていうのは何か変な気がするんですけども、中身的にどうなんですかね。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 まず、特別養護老人ホームの制度運営が、介護保険の介護報酬での運営と。養護老人ホームの方は、措置費での運営ということになります。

特別養護老人ホームにつきましては、ショートステイ等の収入ですとか介護報酬での加算での収入、そちらの方での増収策っていうのがいろいろと今行っているところでございます。特養に関しましては、まず入院者を減らすということで、口腔ケア等の関係ですとか誤嚥性肺炎を予防する、そういった取り組み。あと、ショートステイでは、広域の施設なものですから、置戸町の方の利用状況をまずは優先して、その後、最近では訓子府及び北見市の留辺蘂の方にも居宅介護支援事業所等に声掛けをしてですね、こちらで空いている状況があれば、そちらの方の町の方も利用していただいているという状況も増えてきております。さらに、退所後の入所の手続等についてもスピーディーに処理を行っていただくようにしております。そういった関係で介護報酬の増加が見込まれるというところでの増収となっております。

あと、指定管理24年にしてから5年が経ち、その間に事務の総務課長等も入れ替わりもございまして、やはり予算の見込み方、あと人員の配置がどうしても介護保険の制度上の人員配置基準でそのまま置きますと、休暇ですとか夜勤ですとか、そういったところに影響が出てまいりますので、どこまで人員配置を基準よりも多く配置して、多すぎず少なからずと。そのさじ加減で当初の予算計上をする職員の数、それはより適切な数に近づいてきているのかなというところも分析しております。と言うのは、最初は少し要望の人員が多かったかなっていう気はしておりました。そこを協議ですとか、実際の年休の取得状況ですとか勤務体制、その辺も一緒にチェックさせていただきまして、当初の予算計上していた人員より、1人ないし2人減ってはきております。養護老人ホームの方につきましては、定員が割れて12人、昨年度当初、空きがございました。それにつきましては、年間でどんどんどんどん申し込みがありまして、今、1人空きの状況には、先にお亡くなりになられた方がいて空い

ておりますが、ほぼ定員満床と。さらに、近年5～6年ほとんど他市町村から措置の依頼がこなかったんですけども、国からの措置控えをやめなさいというような通知もございまして、先月、それと先々月に美幌町、北見市から久しぶりに措置依頼がきて入所されております。そんなような状況もあって人数については多くなってきているんですけども、養護老人ホームにつきましては、措置費の基準が決まっておりますので、加算ですとか入院しても措置の単価的にはそんなに変わりませんので、あと営業で歩いても個人的な契約をするわけじゃありませんので、そういった部分で主に職員の給与費が絡んでおりますが、特養と養護での違いが生じてきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

93ページ、94ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

95ページ、96ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

97ページ、98ページ。

2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 98ページの、NPO法人の活動支援補助金で、今回、去年から220万円ですか、大幅に交付金が上がったんですけど、内容を聞くと、職員増によるということなんですけど、もう少し具体的にどういう職種の職員をどの程度っていう、具体的な数字があったら示してもらいたと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 このNPO活動法人の補助金につきましては、主に光熱水費等の管理経費と、あと人件費、指導するスタッフの人件費を計上してございます。

通常の運営につきましては、多数のボランティアさんの協力を得て、あとそういう知的障がい者、それから支援を要する方のメンバーさんが一緒になって、キッチン木の実等の運営を中心に行っていたいて町も支援をしております。今回、人件費相当が主な増額理由なんですけども、今やはり多種多様な障がいですとか、そういうのをお持ちの方をまとめて指導しながら、あと事務の経理を行うと。さらには、調理のボランティアさんの指示も行うという、スタッフが今一人で夜も時間を惜しんで行っている部分でございまして。将来的には、このお一人の方、役場の退職者ですけども、年齢もどんどん高くなってきますし、今後に向けてですね、そのお一人の方が体調を崩したと同時に、このNPO法人がつぶれてしまっただけでは困るという危惧をしております。そういったこの指導者の後継者、育成、

それから今一人で行っております事務の負担軽減、そういった部分を補佐していただくように、やはり人員が不足していると。その応酬するにも予算もないのに公募もできないということで、今年度、人件費相当分を上乗せして追加して計上しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

99ページ、100ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

101ページ、102ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

103ページ、104ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 児童遊園地に要する経費、新しい児童遊園地を整備するということですが、金額3,860万円ということになってますが、具体的にどのような形っていうか、姿っていうのはこれからのかなというふうにも思いますけれども、コンビネーション遊具を入れるですとか、公民館の前ってというような話もありますが、どうなのでしょう。この金額をかけてつくるに値するだけ需要があるのかなっていうふうには個人的には思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この児童遊園地の再編につきましては、遡りますと平成17年の子育て次世代育成支援行動計画の段階から、この遊園地の再編について計画に盛り込んで検討してきているところでございます。当初は子供の数ですとかそういった部分で、今子供の出生数の見込みでは、これは良い誤算としてですね、どんぐりの定員から見ても当初の計画数の3倍、4倍の出生数、もともとの計画数値が低かったと言えはそれとおりになんですけれども、実際、お子さんも計画以上に生まれている状況です。その中で、当初は廃止のみをして再編という案で進めていたんですけども、25年度ぐらいから、どんぐり、認定こども園の保護者への説明会ですとか、自治会長、それから役場関係課の協議ですとか、小学校、中学校へのアンケートの調査、そういったものを行ってまいりました。その中で、24年度の行政評価委員会の報告の中で、統廃合のみではなく、秋田小のメモリアル公園、わいわい公園の好事例を参考にしてですね、中心部に児童遊園地を整備したらどうかという、どうかというよりも整備を望むというご意見をいただいたのが、新たに中央に整備するということの協議に入ったきっかけとなっております。その後、平成26年度には、子ども子育て会議等の意見交換ですとか、9月の議会においても公民館の前には図書館、もしくは、ぽっぽ周辺に整備をしたらいかか

というような議員さんからのご意見もいただいたところでございます。また、28年度、議員議会で実施されました懇談会の中でも、子供たちがのびのびと過ごせる遊園地を中心部につくってはどうかというような要望もありまして、さらに3月議会で中央公民館、ご質問をいただいた中で答弁といたしまして中央公民館前に整備をしていきたいというような流れとなっております。29年度につきましては、再度、子ども子育て会議、それから地域子育て拠点事業であります、らっこルームの利用者、これ認定こども園の保育型に児童を入れていない主婦の皆さんの利用している事業でございます。そういった方、それから、こども園の保護者、置青協青年部等の役員さんと意見交換をしながら、そういった新しい公園の必要性についても確認をしてきたところですが、行政といたしましては、ニーズですとか必要性はあると判断をしたということで整備をする計画を立ててですね、予算を計上したところでございます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 児童遊園地ということなんですが、対象児童の年齢、どのあたりを想定しての遊園地ということを考えてますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この中央公民館前に整備をするにあたり、少し大きな規模の公園というご意見が結構あったものですから、それであれば公園ということで、皆さん年齢制限とか、制限なしに利用できればというようなことも協議の中にも入れて検討してまいりました。児童遊園地条例、置戸町の条例の中では、利用できる児童は児童福祉法に基づく年齢要件ということで、18歳未満の定義となっております。今度、中央公民館前に整備をするにあたり検討結果の児童遊園地ということで整備をするということで、最終的に判断をしております。その中で条例の方をですね、18歳未満という定義をもう少し見直した中で、やはり高齢者ですとか、そういった方も児童の見守りをしながら憩いの場として利用していただけるように条例の方をですね、ある程度児童を中心に高齢者及び保護者が見守りをしながら、一緒に集えるようなそういった条例に向けて検討をしていきたいなと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

105ページ、106ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 妊産婦安心出産支援事業助成金ということで、今回52万7,000円が付いていますが、説明の時に交通費23人分というようなお話がありましたけども、その内容をもう少しお知らせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この、妊産婦安心出産支援事業助成金でございますけれども、基本的に道の補助の歳入がありますということで、歳入のご説明もいたしました。この単価の基準ですけども、JRの運賃相当を基準として、道の補助事業として715円を基準の単価として設定をしております。

置戸から北見までご承知のとおりJRはございませんが、バスもしくは自家用車でいった場合にも、やはりガソリンで燃費の悪い車ですとリッター9キロくらいになると思います。自家用車で利用してもですね、この片道715円の単価の基準をもとに、交通費の助成をしてですね、置戸に来た、最近では町外からお嫁さんを連れて来てですね、妊娠、出産される方もいらっしゃると思います。そういった場合に、置戸から北見に通院をしなければならぬという不安が、やはりまずは出てくるということがかなり想定されます。そこに、その不安感について解消できればなというところで道の補助もできましたので、それに沿って実施を考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 対象者に周知と言いますか、有効に使っていただけるようにPRをしていただきたいというふうにお願いします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 妊娠されますと、必ず母子手帳等から携わっていきますので、いろんな特に町外から来た方にもそうなんですけども、こういった子育てに関する制度は、しっかりと周知をしてですね、たくさん利用していただきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

107ページ、108ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

109ページ、110ページ。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 説明していただいております、もう一度、置戸赤十字病院の8、170万円の中身、もう一回教えていただきたいんですが。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 予算の説明の中で、ある程度ですね、大きな部分について説明をしたところです。ちょっと中身について、まず100万円以上の大きなものについて、ご報告いたします。まず、眼底カメラ、それから睡眠評価装置、食器消毒保管庫、カルテ検索システム、レセプト点検ソフト、それと3か年で工事をしております、暖房設備のですね、旧館の方まで広い範囲で配管暖房等がございますので、まず補正で昨年度しました新館の方の天井の配管部から不凍液が落ちてくるところは工事終了しておりますが、旧館の方の設備もかなり古くなってきておりますので、随時3か年計画で実施している経費ということで、3、200万円程まだ継続してございます。

それと、外来診察システムの空調が最近動かないということでございます。それと、院内のカルテ情報等をやりとり、情報共有する院内ネットワークシステム、それとCTの保守ということで5年間計上しております。CT保守契約料と、あとこちらにつきましては、過年度より継続して毎年1,000

万円ということで計上しております、医師の確保分を含んでおります。そういった部分が主な、大きな項目となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

111ページ、112ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

113ページ、114ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

115ページ、116ページ。

2項清掃費。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 北光の公衆トイレの管理に要する経費ということで、今回130万円の工事請負費を出されておりますけれども、この内容もう一度お聞かせ願います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 公衆トイレの改修工事の中身ですが、屋根、それから外壁等の塗装ですね。それと基礎から上がってる水切りっていうんですかね、水切りが傷んでますんで、水切りの取り替え、それと臭気抜きが効いてないようなので、臭気抜きの工事、それと予算が許せばあれですけども、照明のLED化も行いたいなと思ってます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 ただ今説明いただきましたけども、いくらこれ手をかけるのであれば、もう少し近代化というか、少なくとも水洗化をするぐらいの感じでないと、これ今やりますと、また10年も15年も先のことで、また考えるような時期がくるんじゃないかとふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 敷地の拡張につきましては、予算説明でご説明したとおりなかなか難しいということではありますが、現敷地内で水洗化をした場合の費用を試算いたしました。男子トイレと女子トイレ、その間にバリアフリー、車いす対応型のトイレを配置しまして、工事費で2,000万円かかります。それと、午前中1回、それから午後1回の清掃業務365日と、あと水道光熱費消耗品部材等全部入れまして、約1年間で300万円程度の経費がかかるという見込みをいたしました。あそこの施設にですね、これだけの経費がかかることと、365日、24時間開放の施設なものですから、冬

期間、もし間違っただけで戸が開いたり何だりした場合、水道凍結ですとかそういうところで修繕もかかってくるかもしれませんが、朝1回、晩方1回の清掃では、恐らくああいう施設ですから、もっと回数を増やさなきゃならない状況になるとですね、恐らく300万円というコストでは到底追いつかないだろうという判断をいたしました。ただ、平成2年にできてかなり傷んでますので、長く使うということであれば、ここで少し小破修繕しとかなないといけないのかなというふうに思ってますので、今回そういう考え方で予算計上させていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議長 今と関連するんですが、本格的な水洗トイレにするとすると、2,000万円ですとか年間の管理費がかかるとかということですけども、以前、鹿の子沢の下にトイレをつくる時に、汲み取り式じゃなくてバイオトイレ設置したらどうだっていうようなことを提案したことがあります。今の北光パーキングですと電気が通ってますので、バイオトイレでもペダル式でこいで攪拌するっていうようなそういうものじゃなくて、電気で攪拌するっていうようなものが設置できると思います。それほど金額何千万もかかるようなトイレじゃありませんので、自然豊かな置戸町としては一つぐらいバイオトイレ入り口に設置するってのも一つ良い提案なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 今後検討させていただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

117ページ、118ページ。

5款労働費、1項労働諸費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 118ページの一番上の委託料なんですけど、塵芥処理業務委託料ということで、もろもろの負担増が出ておりますが、塵芥処理そのものが人口も減ってきて、そんな中でごみの量そのものがどうなのかなっていう話が一部町の人が言ってました。だんだん減ってきているんだから、ごみの量も減ってはいないのかということと、これは置戸のですね特性ということで、非常に分別が徹底されて、他の町とは比較にならないほど非常に多くの5分別種類があって、その中できちっと町民の皆さんがやっているってということで、それはそれとして評価されると思うんだけど、もう少し高齢化して分別の種類をある程度大雑把に、多少は分類してそういうところもやっているの、その辺の検討もどうなのかなっていうそういう意見がありました。いずれにしろ、こういった委託に対しては、ある程度どっかでまた見直し、検討も必要かなとは思んですけど、その辺のことをですね、どうでしょうか。見直してということでは。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 ごみの分別につきましては、広域処理で1市2町でそれぞれ焼却ごみですとか、

埋めるごみですとか、そういうのを協力しながらやっている中で、ごみの量はリサイクルに回る方が、そういうリサイクルをしようという習慣付けて言うんですかね、そういうのが根付いて資源を有効に活用するというところでリサイクルに回る分も増えてますし、焼却ですとか、埋めるっていう部分についても、年々減っている状況でございます。このことは地球環境を守るということで、我々人間も率先してやっていかなきゃならないことですし、地球温暖化とかそういうところにもいろいろ問題が出てくるので、一つまとめて燃やせばいいとか、まとめて埋めればいい、それはすごく簡単なことですが、本当にそれでいいのかっていうこともありましてですね、置戸町としての町としての姿勢として、そういう自然環境に優しいまちづくりをしていこうということも一つありますので、どうしても問い合わせがあります。どうしても分別できないんですけどっていう、本当に困っているお年寄りに関しては、燃えるごみに入れて出していただいても大丈夫ですよということはお答えする場面は実際ございます。

でも基本的にですね、そういう趣旨で、ごみ分別、ごみ収集してますので、ご協力くださいということは最後に付け加えてお話をしている状況でありますので、今すぐに一色さんに燃えるごみは燃えるごみ、埋めるごみは埋めるごみ、リサイクルには回さないという、そういうことでの取り組みをしようという考え方は今持ってません。塵芥収集の経費の増につきましては、3年ぐらいこの経費が高騰しているいろんな中で、3年間ほど価格を据え置いているという現状がございます。役場全体の賃金ですとか、そういうところも町づくり企画課長と相談をしまして、こういう状況にあるんだけども据え置くべきだろうかという、そういう相談をしましてですね、総体の中で見直しの中で据え置いたということもあるので、1割程度は減るのはやむを得ないだろうということで、いろいろ収集業者さんも、量は減っているとはいえ回数は減ってないものですから、同じ日の同じ時間にステーションに収集に向かうわけですから、かかるものはかかるんだという、きちっと委託側もですね、きちっと認識をしてですね、適正な価格っていうことで今回予算を計上させていただきましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 分かりました。それで、経費増の中に北見市の委託料の増っていうことが説明であったと思うんですけど、ちょっと僕も聞き漏らしたんですけど、具体的に北見市の方に委託するごみっていうのは、どういうものを言っているのか、ちょっと教えてください。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 北見市、旧北見市ですね、北見市大和にあります、焼却場ですね、燃やすごみの部分と、あと廃プラスチックですね、廃プラスチックの処理を北見市の花園、あそこら辺の大和の花園のところに処理場で処理をお願いしております。あと、北見市の留辺薬町にあります、リサイクルセンターに新聞紙ですとか、空き瓶、空き缶、アルミ缶、その辺のものをリサイクルで処理を委託しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番。

○2番 澁谷議員 合併処理浄化槽の整備率ですが、町内でどの程度の設置率になっているのか、大よそでよろしいのですが分かりますか。かなり年数が経っていると思うんですけど。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 すいません。設置率まではちょっと把握しておりません。設置件数は分かります。要は、し尿汲み取りをしているところの件数を把握してないので、設置率というか水洗化をしたのと浄化槽のと、非水洗化の戸数を私の方で把握してませんので、後程資料があればお答えをしたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

119ページ、120ページ。

6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

121ページ、122ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

123ページ、124ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

125ページ、126ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 交流促進センター管理に要する経費の中で、工事請負費、街路灯、街灯ですか、LED化という話がありましたけれども、周辺が暗いということでの明るくするための工事ということではよろしいですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ご質問いただいたとおりでありまして、私共も若干は感じていたところあったんですけども、やはり駐車場、車降りてから全体的にですね、少し玄関周りっていうのが暗いということと、やはり冬期間に入りまして、多少歩道部分と車道部分の段差があったりですね、やはりもう少し明るくした方が基本的にまずは安全対策上の問題として必要であろうという判断と、当然LED化しますと照度が上がりますので、そういうことを期待しての工事費を計上しております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 駐車場はもともと暗いと言いますか、そういうことで防犯面からも非常に心配な部分があるという話も聞いておりますので、明るくするのはもちろんですけども、可能であれば防犯カメラのようなものでもあればまだ状況が良くなるのかなというふうにも考えますので、今後の検討を

お願いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 幸いにして今のところですね、そういったような事故と言いましょか、お聞きしておりませんが、やはり人がいなくなる場所でもありますし、そういうこといが起きないということも保障できない場所であるというふうに思います。ゆうゆ側の方と通常の状態なんかも少しお聞きした上で、必要性もしあるという判断をした時には、また皆さんの方をお願いをしたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 同じく交流センターで、先程から話題になって、電気料、新電電の契約切り替えということを老人ホームもやったということなんですが、これはどうですか。交流促進センターの新電電の切り替えっていうのは、今話題になっているのか、やろうとしているのかどうかちょっと分かりませんが、その辺ありましたらお願いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ご質問の新電力の利用につきましては、既にですね、2月のちょっと日にち覚えてませんが、2月から切り替えをいたしまして、少しでも電気料を抑制しようと思ってやっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 LED化工事ということなんですが、こだわるわけじゃないっていうか、それほど重要なことではないんですが、街路灯含めて順次置戸町内LED化を進めてきてますが、LEDの色がどうしても真っ白なんです。白色。それは街路灯としては、ある意味適切な色なのかもしれませんけれども、こういう交流促進センターですとか、そういう観光施設的な人が集まるような楽しむような施設ですとか、そういうところっていうのは、赤色っていうか赤色灯、裸電球ですね、そういった色のLEDっていうのもあるので、そういったものに変えるというようなこともちょっと一つあるのかなっていうような気がしてます、ずっと。どうしても普通の真っ白のLEDだと、蚊が寄ってこないとかそういう効果はあるのかもしれませんが、どうも冷たく感じてしょうがないんですね。そのあたり検討いただけるのであればちょっと検討していただきたいなと、そういうふうに思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ゆうゆ建物本体のちょうどお風呂のスペース、ガラス張りのところがちょうど見えるような位置が玄関周りっていうふうになっているというふうに思います。それから、ちょうどそこには、今ちょっと怪我をして入院中でありまして、はやぶさのモニュメントが通常であれば立っております。一応、色のバランスについてご意見いただきましたけれども、どの色にしようとか、白い色にしようとかっていうことまでは、ちょっとですね決めておりませんので、ちょっとバランス考えてみて、もし白色でなくて、ちょっと昔の電球色の色みたいなのが今は少し出てきておりますので、そんなこともちょっと検討材料に加えたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時00分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番

平成30年第2回置戸町議会定例会（第6号）

平成30年3月14日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について
- 日程第10 議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第 23 議案第 28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第 25 議案第 30号 置戸町有林森林経営計画の設定について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 31号 平成30年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定について
- 日程第 10 議案第 15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 20号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 24号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 25号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 26号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 27号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例

日程第25 議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定について

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	壹	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	治	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝	一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸	二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純	一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	渡辺	登美子	町づくり企画課長	坂森	誠二
総務課長	深川	正美	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	栗生	貞幸
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
総務係長	芳賀	真由美	町づくり企画課財政係長	小島	敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	石森	実
社会教育課長	養島	賢治	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	今西	輝代教			

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗生 貞幸

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正美(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 高橋 一史 議事係 表 祐太郎

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 佐藤勇治議員及び5番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算から

◎日程第25 議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定についてまで

————— 24件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算から日程第25 議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定についてまでの24件を一括議題とします。

13日に引き続き議案の質疑を続けます。

〈議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算。

最初に、13日の2番 澁谷恒壹議員の質疑について、答弁漏れがありますので発言を許可します。

事項別明細書117ページ、118ページ。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 昨日ご質問のありました、浄化槽整備率についてですが、浄化槽設置対象区域内にお住いの人員割での整備率になりますが、平成29年3月末の数字で、区域内にお住いの人数が771人。内訳は、汲み取り利用の方が370人。浄化槽利用の方が401人となりますが、浄化槽利用の人数が401人ですので、割り返しますと52.01%となります。

○佐藤議長 ただいまの発言に対し質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、事項別明細書127ページ、128ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 例年質問させていただいてますので、29年のぶどうと小果樹の収穫の実績を教えてくださいたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ただいまのご質問ですけれども、量ということでよろしいでしょうか。まず、ぶどうの方ですけれども、白の混合で34キロ。赤の混合で27キロ。山ぶどうで120キロ。合わせまして、ぶどうの方181キロになってございます。それから、果樹の方なんですけれども、木いちごにつきまして8キロ。ハスカップが8キロ。ブルーベリーが19キロ。合わせまして、35キロとなっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 要するに、ジーガとセーベルとアムレンシスで、合わせて61キロ。それから、山ぶどうが120キロということなんですよ。昨年から比較すると、若干は40キロぐらいでしょうか、去年144キロですから、金額にしても20万円前後かなというふうに思うんですが、これでは到底ワインはできないなど。澁谷議員の一般質問の中でも町長お答えされているんですが、これにさらに鹿策の整備やら何やら投資をして、5年間で結果を出すってということなんです、誰から見ても判断を考えると、これはちょっと違う方向もきちっと合わせて検討した方がいいんじゃないかなというふうに思います。これは、きちっと精査してやるべきじゃないかなというふうに思いますので、担当部署において、その辺については、5年と言わず結論はきちんと出した方がいいというふうに思いますので申し上げておきます。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ただいまのご質問ですけれども、30年度予算の中で鹿用の防護ネットのための資材費等、若干予算も見させていただきました。今現在、旧圃場と新圃場合わせて、1,400本ぐらいのぶどうを実は植わってます。このうち、道路下の方の新圃場というところに植えたのが29年度までの6年間、中1年間休んでますけれども、5年分で実は1,700本ぐらい植えたんですけれども、その中で300本ちょっとぐらい枯れているのがあります。残った1,200本ぐらいなんですけれども、この内3年以上過ぎますと、ちょっと移植を再度し直すとか、場所を移すということは、苗としてあまり状況としてよくなるということを想定されまして、29年度中の準備といたしまして、1年生の方をですね、どうしても土質が悪くて今後の成長に期待できないんでないかっていうこともございました。そういうことで既に抜き取りをしまして、仮植えをしております、旧圃場の山ぶどうの現在収穫ができる木の、ちょうど中腹ぐらいのこら辺に植え替えをしたいというふうに思ってます。これに加えて、苗の方も出来る限りというお願いをずっとしてきているんですけれども、苗の方もジーガ入れて、ジーガが200本ちょっとでないかっていうふうに思っているんですが、赤と合わせまして400本程度の苗が既に用意をされているという状況もございます。

そういったことも含めまして、先程移設が出来ない3年以上経っている道路下の方、既にいくらか

実もちょっと付けてきている状況もございますので、新しい苗400本加えましても、1,800本程度ということになるんでありますけれども、これらの苗をしっかりと管理していく中でですね、何とか技術的な面もしっかりいただいた中で、一定程度のぶどうの収穫が期待できるかどうかということについて見極めさせていただきたいなということでもあります。5年程度という一般質問の中でのそういう答弁も町長の方からあったかと思えますけれども、大よそそのぐらいの期間で継続できるか、止めることにした方がいいのかということ判断するには、そのぐらい時間をいただきたいなということで、5年間ぐらいこの先努力してまいりたいなと、こんなふうに思っていますので、ご理解の方をお願いをしていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 ぶどうの関係について少しお話させていただきたいと思えます。過日の一般質問の中でもお答えしてはありますが、30年の歴史の中でいろんな評価があるんだと思えます。しかし、最近つて言いましょうか、ここ10年ぐらいがあまり評価されるような状況になってないということも率直に受け止めざるを得ないと思えます。しかし、議員もご承知のように、非常に天候が、天候の変化つて言いましょうか、そういうことがあるということと、本来、置戸の町としての、あるいは置戸の地域の中で、ぶどう栽培ということが本当に適切なものなのかという、ある種スタート時点で振り返らなきゃいかんというところがあると思えます。それで当面いろんな形でやっていくけれども、5年ぐらの中では結論出したいと、こういうふうに申し上げておりますけれども、やはり気象の状況、それから圃場が、これは今の場所に移した時点からですが、その土の条件、これはもう最大の課題でありました。加えて、苗木の移植も、あるいは委託もしてきましたけれども、その苗木とてもちょうとうまくいってなかったと。ジーガレーベに特化したということ自体も本当にどうだったのかつていうことの反省ももちろんあります。もちろんありますけれども、この30年の中で、置戸のワインが町にとってどうだったのかというような見方それぞれあると思うんですけれども、私は率直に申し上げて、費用対効果つていうだけで、この部分を整理していいのかつていう思いは今でもあります。ですから、この5年間の中で私共として努力、いろんな形で努力したいというふうに思っていますが、人的な対応つていうことも含めてでありますけれども、ぜひ議員さんもいろんな立場の中で、ぜひ後方支援つて言いましょうか、そんなことをよろしくお願いしたいなというふうに思えます。

現場を預かっている人たちも精一杯やってくれているだろうというふうに思えますけれども、なかなか成果が上がらないというのも現実でありますから、もう一つワインと心中するんだぐらいの気持ちで現場を預かる人たちがあるかどうかつていうのは、非常に難しいところでもありますけれども、しかし、この30年近い歴史の中で置戸のワインが町民にとっても、また外に向けても一定程度のものではあったということだけは間違いなくあるだろうというふうに思えます。そうした思いを持ちながら、この5年間私共として努力していきたいと、このように思っていますので、よろしくお願いしたいと思えます。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 思いは分かりました。かつてぶどう園始まった頃には、大型トラックでぶどう、北海道ワインまで持ち込んで担当者も行ってなんていう話を聞いたこともありました。今、100分の1の収穫ですから、その辺もきちっと踏まえて、その100倍採れるつていう期待はかなり薄いんだ

ろうというふうに思います。澁谷議員言ったように、いわゆる85%、原材料の中に置戸のぶどうが85%入ってないと、あるいは現地で醸造しないと置戸の名前使えないっていう部分は、非常に難しいハードルで到底クリアすることができないわけですから、その辺も踏まえて新たな条件が付け加わったということですから、その辺も踏まえて結論を出していただきたいなと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ただいまいただきましたご意見につきましては、十分に管理の方に活かしていきたいなと、こんなふうに考えてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

129ページ、130ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今回の関連にもなるんですけども、この原材料費ということで、苗木34万6,000円って出てますが、これ1本当たりにすると1,000円しないぐらいの金額になるということでしょうかね。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 本数としては、400本を見込んでの予算になってございますので、今おっしゃったとおりの1,000円しないということになると思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 一時、苗木がないんだとかっていうような時期もあったと思うんですが、これ今現状ではふんだんに手に入る状況ということなんでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 苗木の市場なんですけれども、全体的にお話をいただいているのは、今は醸造用のぶどうよりも高値の食用のぶどうが実は人気がございます、苗木の需要も、むしろそちらの方にシフトしていているというような状況ございまして、この醸造用のためのぶどうの苗木なかなか手に入りづらい状況になっているというふうにお話をお聞きしております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 よく言われることなんです、圃場とかそういう大規模にやるよりも、家庭菜園的にぶどう植えた方が実地的にはきちんとぶどうが生るんだよねなんていう話をよく聞くんです。町の中でも、おいしそうなぶどうが秋になったら、ちょこちょこ生っている畑とかを見るんですよ。この置戸のワイン作り出した時に、町民の皆さん総出で山ぶどう採りに行ってとかっていう、そういうこともやったと思うんです。そういう意味からすると、すべてを行政っていうかあの圃場にお任せして、おけとワインワインっていうのも、もちろんそれも大事なことなんでしょうけども、ある意味では、町民巻き込んで皆さんでぶどう植えてもらって、秋の一時それを皆で収穫してまとめてぶどうをワイン用に出荷するっていうようなこともできないのかななんていうふうに思うんですが、課長そのあたり夢物語でしょうかね。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ただいまのご意見ですけれども、おそらく過去にも同様のご意見いただいたというふうに記憶をしております。それぞれ言ってみれば興味のある方の庭先を借りて、委託栽培をしてはどうかというお話だったというふうに思うんですけれども、先程圃場の状況についてお話をさせていただきましたが、現状の中で一定の苗を確保しながら、ちょっと栽培を続けて5年程度を目途に成果について判断をしていきたいという考えでございますので、現状の中で対応させていただきたいなというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 それは全然5年目途にということやっていただいて頑張っていたかと思えますけれども、苗木がもしふんだんと言いますか手に入るのであれば、例えば欲しい方に分けてあげるですとか、販売を斡旋するだとかそういうことも可能なのかなと思うんですが、その辺りは量的に無理なら無理ってということなんでしょうけれども、どうなんですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 置戸でワインをやるスタートの時に、農家の人が多いだろうというふうに想定してましたけれどね、それぞれに小さい面積でいいんだけど、それぞれ作ってもらおうじゃないかと。それを集めてそして北海道ワインの方に送っていいんじゃないかと、それがもう最初のスタート時点の思いでしたね。だけど、なかなか現実の問題としては、ご承知のように、なかなか手間かかるということと、それから山ぶどうが最盛期の時期でもありましたから、一般町民の方々が山に行ってキロいくらで買い上げたという時期もありました。今、ご承知のように、山に行っても山ぶどうはないというような状況で、いろんな条件も重なって変わってきたと思うんですね。今、どうでしょうか、うちでぶどうを作ってみようかっていう人は、そういるとも思えないんですね。むしろ農家の人たちは大体忙しいですから、むしろサラリーマンの人が家の軒先っていうか、その辺でちょっと食用ぶどうでも作ってみようかという思いの人たちはいらっしゃるのかもしれませんが、作ったぶどうをワインにしようというところまでは、どうでしょうかね、あまりいるとも思わないですよ。先程来出てますけれども、止めることは明日でも止めれるんです。ただ、良いも浮き沈みいろいろありましたけれども、30年やってきたんだからもう少し何か成果が見えるものを期待したいというのは、おっしゃるとおりだと思うんですけれども、もう一方では、ワインというか、そんなに町の中で飲んでくれているというふうにもあまり思いませんけどね、そのワインっていう、こんな自然条件が厳しい町であっても、こういうものやっているという、この辺の見方だと思うんですね。けども30年やってきてから、そろそろ結果っていうものを聞きたいなという皆さん方の気持ちはよく承知の上でやってきていますけれども、もう少し時間をお貸しいただければなと、そういうふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

131ページ、132ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

133ページ、134ページ。

2項林業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

135ページ、136ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 13節の委託料のところで、橋の修繕と言いますか、長寿命化の話が出てましたけども、4橋という話だったと思いますけども、そういう橋が他にもたくさんあるのでしょうか、おしらせください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ご質問の林道橋についてでありますけれども、林道について置戸町には11路線、林道っていう形ではございます。それで、橋っていうのは、やはりきちっとした橋のことを言っております。置戸町で言いますと、全部で平成13年以降の橋ということに、鉄筋コンクリートづくりのものを指すんですが、これが全部で4橋ございます。それ以外に、おそらく川があるのに橋がないのかというお話かと思っておりますけれども、コルゲート管ですとかそういったもので作業道なり林道を確保しているという状況にあるというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

137ページ、138ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 13節の委託料の関係で、情報システムの保守管理、上と下とあるんですが、これはどういうことなんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 委託料のうち、上の方の森林所有者情報システム保守委託料は、これは通常使っておりますことに対する保守点検委託料でございます。

それから、下の方が説明でも申し上げましたとおり、林道台帳の作成に関連をいたしまして、その作業の中で必要となる、システム改修委託料ということでございますけれども、これ中身、実はシステムの改修費と、それからシステムのデータの改修費と2つ内容としては分かれてございます。それで、国の方から今後の森林整備にあたりまして、平成31年度までにそれぞれ自治体において林道台帳を整備しなさいということになってございます。現状申し上げますと、今置戸町の方のGISのシステムにつきましては、これ道内でもかなり先行している状況がございまして、航空写真の上です

ね林班図ものつけれますし、土地改ものつけれます。なお且つ土地情報などは、地番、地目なども含めまして表示が可能となっているんですけれども、もう一つ、道の方のクラウドを使いまして、道と自治体を繋いでいるものでありますけれども、まだ林道台帳と言えるデータ内容ではないんですけれども、例えば、林小班番号でありますとか、森林所有者でありますとか、それから樹種ですとか林齢ですとか材積などを、言ってみればデータとして管理しているという、これについては今道の方は、それに例えば図面表示をすとかっていう機能は、実はないでありますけれども、その2つが実は存在しております。今回求められました林道台帳なんですけれども、機能としては置戸町が独自に所有しているシステムであっても十分、例えば帳票の体裁を整えれば林道台帳としては認められる要素あるんでありますけれども、全道的にはこのシステムを持っているところもそんなにないということと、それから先程お話ししましたとおり、これから道と市町村と協力し合いながら森林環境税導入後も含めて修理の対応を行っていくということを前提に考えた時に、現在共通で全自治体と結んでいる道のクラウドの方のシステムを使って正式な林地台帳という形で整備をしようというのが一つ前段に作業を進める前にですね、そういう認識の下で道と協力をし合って整備をしていくということになりました。その際、一つは道の方のクラウドのシステムの中には、先程言いましたけども、林の方の情報はあるんですけれども、実はそれにさらに加える要素として、土地情報、地番情報、それから面積ですとか、地目の情報、所有者はちょっと個人情報の関係ありまして、そこまでは表示つかない利用できないんですけれども、そこを追加することによりまして、おそらくなんでありますけれども、民有林の所有者が分からないって言った場合に、森林所有者が分かっている、その所有者が分からなくて、その場合に底地の方も所有者から森林の所有者も含めた情報を探っていきたいということがあってのことだというふうに思いますけれども、そういったことで道の方のクラウドのシステムを改修するために、うちの方のあるデータで十分でございますので、これを少し加工してそのままデータとして道の方のクラウドに取り込もうとするのが、まず一つこれはデータの改修でございます。

それからもう一つ、システムの改修なんですけれども、これは今現在作業といたしまして、2つのシステムがあるものですから、例えば森林情報を所有者が変わったでありますとかいろいろあるんでありますけれども、そういう情報の移動処理をする時に、それぞれ2つの機械に同じ移動処理を行っております。これ、これからずっと続いていくということになれば大変手間になるということがございまして、道の方のクラウド内で修正した情報を、うちの方のシステムを改修することで、そのままデータとして手作業なしで移動データが移行できるという、そういうシステムの改修をしたいなということで、2つの内容含んでおりますけれども、そんなことで委託料として計上させていただいております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 詳しいことはまだ分かりませんが、林業台帳は今度は地番が基になってくるという話を前に僕はしたというふうに思いますけれども、これ以降、まだまだお金かかるのかなという感じするんですが、その辺はどうなんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 一応、予定では今回の改修で目指す林道台帳の整備に関しては、お話のとおり、

林小班番号の中に所在する土地情報、地番、地番ということが一番分かりやすいと思うんですが、何林班の第何小班には、土地で言うと、字何々の5番地が入ってますよとかってということが可能になるということで、林道台帳の整備は一応完了いたしますので、今回うちの方のシステム改修、それからデータ改修を行うことによりまして、一応システムに掛かる経費については、これ以上かかるというお話はいただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 その下の、もう一つ委託料ということで、木材加工等委託料ということで、オリンピックに向けての材料の加工の委託料だというような説明だったと思います。なかなか公表するのも難しいんだというような担当の話も聞いたこともありますが、現時点で分かる範囲でよろしいんで、この30立米の置戸産の木材、どのような使用のされ方をするのか、もし分かる範囲でよろしいんで教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 説明の中でも若干お話したところでありますけれども、まず使われる場所につきましては、オリンピックの選手村ビレッジというところになります。これは機能としては、選手世界から集まった皆さんが交流をする場あるいは日常生活に必要な商品を守る店があったり、理容室があったりと、生活に困らないようにというような機能が備えられる施設ということになってございますが、ここの建築に対して今回、置戸町は置戸町の認証材を使って欲しいという手挙げをしたところであります。まだ実施設計行われていないのでありますけれども、予定といたしましては、今年度、30年度中にそれが行われることによりまして、どういった部材を提供してほしいんだという、具体的な加工した後の材料として提供するということでの約束になってございますので、例えば、柱なのか、板なのかということ含めましてなんですが、現在のところは角材で105ミリ、120ミリ程度のもので置戸町としては要望されているという状況になってございます。

それから、それにつきましては小口も含めましてきちっと加工してですね、現地では他の町から出た材も含めて一緒に使うのでありますけれども、言ってみれば組み立てたら完成するぐらいまでの指示があって、そこまでの加工が求められておりますので、総体の材積200立米ぐらいの中から製品になるものを、向こうが希望する長さも含めましてですけれども、そういうものを整えて、最終的には30立米程度、輸送がおそらく31年の早々ではないかというような予定をしているものですから、作業につきましては30年で予算化をして、30年度中に送る準備を整えたいということで予算を計上させていただいたところであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 最初って言いますか、このオリンピックで使われるというような話が出た時に、家具ですとか、そういったものに利用されて、オリンピックが終わった後には地元に戻却されて、また利用できるというようなことだったと思うんですが、この建築材の一部にということになると、戻ってくるということはありませんかということよろしいですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 全国からこれに応募した自治体の数っていうのは、64自治体ほどになっており

ますけれども、これで全部が賄えたのではないと思いますけれども、今回のこの木材の提供につきましては、最初から使用した後は解体をして提供をいただいた自治体に戻しますということになってございます。輸送料はこちら持ちなんですけれども、その後にこのオリンピックレガシーと言いましようか、この使われたんだということを将来に残していただきたいということが前提になってございまして、うちの方で提供した材は、形は少しですね、変わってくるかも知れないんですが、一応全部戻ってくるということになってございます。これは、オリンピック、パラリンピックが終了した以降のことになります。

それで、その使い道でありますけれども、今現在のところは、その町々の考え方によりまして、建物の構造材であったり、例えば公園などのベンチであったり、いろんな材の種類によって使える目的っていうのは限られてくると思うんですけれども、それについては戻ってきた後に、どういふふうにして残したらいいのかっていうことは、いろいろ皆さんのご意見いただきながら対応していきたいなど、そんなふうを考えているところであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 戻ってくるということで、とても安心したというか、喜ばしいなというふうに思うんですが、証明っていうかですね、東京オリンピックで使った材ですよっていうことを表示するとかっていうことは、しちゃんらんとというような最初そんな話があったと思うんですが、その辺りはクリアされたんでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 今議員からお話ございましたとおり、現在まではまだ加工した、こちらに戻ってきたものを加工したそのものについて、例えば2020東京オリンピック、パラリンピックに使用されましたとか、何かロゴマークを入れて分かるようにしておくとかっていうことはですね、まだ現在まではご遠慮いただきたいというふうな話しかきておりません。ですから、表示の使用だと思うんですが、どっか違う場所にですね、側にだとか別の表示を設けたりすることは可能かなというふうには思いますけれども、現在はそんな状況になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 下の、森林整備事業に要する経費について伺います。13節の委託料でですね、1億1,800万円の事業費なんですけど、これは歳入と補助金と、それから素材売り払い、それらを差し引きしますと、大よそ3,900万、4,000万円近い一般財源っていうか、マイナスになりますね。29年度については、大よそ1,100万円程度の三角だということで、この間報告いただきました。30年度については、今予算の段階だからあれなんですけど、4,000万円程の赤字っていうか、マイナスだっていうことなんですけど、この何て言うんですか、財源として一般財源という形になるんですけど、この資料の白い表紙の42ページですね、この16番に、平成30年度置戸町森林整備事業計画っていうのが細かく、個所付けだとか事業の内容だとか、それから財源ですね、事業費、細かく出ているんですが、どうしても町費が8,100万円で、特定財源、これは素材売り払いで、その収入を4,200万円入れたとしても、大よそ4000万円程度の赤字っていうか、そういうことになりますけど、これ国費も入ってこういった過疎地っていうか、山間地域のこういった

事業ということで、こういう事業に対して起債の対象ということにはならないのかなという、これは私の突拍子もない発想なんですけど、飛躍した発想かもしれませんが、今後5年間の、14次の計画でも1億7,000万円っていう非常に小さな町としては大きな負担がかかってくるということで、むしろこういった森林を守るため、整備するためいろんな形で過疎地でも頑張っているんですけど、そういったものに対する、今言ったように、起債っていうことにはならないのかなっていう気がしたんですけど、この辺はどうですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ただいまのご質問ですけれども、この森林整備事業の委託事業においてですね、事業費の一般財源分について起債の措置がないのかというお話でありました。実は、本年度は充当しておりませんが、過疎債のソフト事業がございます。これは実は可能でして、過去に何回かこの町有林の事業に充当した年もございました。ただ、これは限度額定められておまして、全体の財政対策の中で、どこにそのソフト事業を利用しようかということありますので、本年度ないですけども、今の起債の制度の中では、ほぼ起債の過疎債のソフト事業が対象にはできるということでありました。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで、30年度のソフト事業が1億860万円ということですね、過疎のソフト事業が。全部ですよ。その中には、一応限度はあると思うんですけど、今の段階では繰り込む予定はないと。対象にはなるけど、30年度については、まだ繰り込む予定はないということでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 そのとおりでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 すいません。ちょっと聞き方が悪かったんですけど、それですね、もし余裕があるんでしたら、過疎債ですから有利な財源ですよ。ぜひこういうのを活用できるのであれば、以前には図書館建てる時に過疎債の拡充ということであいう事業も国に認めてもらったので、この町有林、森林の整備については、もうそれは枠があるっていうかそういうことであれば、ぜひその方検討した方が財源対策としてなるんでないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 限度額というのが定められておりますので、それをどこの事業に充当するかっていうのは、財政サイドの判断になって参ります。いずれにいたしましても、全体の財源対策の中で十分担当課の方とも協議をしながら進めさせていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

139ページ、140ページ。

7款商工費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 置戸町の植樹祭に関連しまして少し伺いたいと思います。先日、議会懇談会がありまして、その中で提案をいただいた話の中で、ずっと植樹祭を続けてきた中で、昔ここの林班を植えたんだというのを見てみたいものだなという話が出てきました。そういうことが企画できないか、やはり植えた人たちには興味がある、どのぐらい大きくなっただろうということもあろうかと思しますので、そういう考えはないか伺います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 植樹祭の関係でありますけれども、去年はちょっと天候の影響もございまして、本当に中止をさせていただきました。今ご意見のありましたのは、せっかく町民の手で植えたこの木を何年か後に成長を見てみたいというお話があったということでございます。植樹祭の実施に合わせて、できれば時間的な配分ちょっとございますけれども、可能かどうか。それから、1カ所、2カ所ではなくて、少しまとめて見たいんだというご要望だとすれば、改めて日程をつくってお声かけをして見学をするということになりますので、その辺少し実施がどうかと、できるとすれば方法は可能かということについては、検討させていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

141ページ、142ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

143ページ、144ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 工事請負費、メモリーハウスの解体工事ですけども、3,400万円の計上ですが、どこまで解体するのか。本体っていうか建物だけなのか。あるいは、その下にある階段まで撤去するのか。あるいは、道路の取り付けの入り口のところにある焼肉ハウス、その辺りまで撤去するのか、どこまでの工事になるのかお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ご質問の鹿ノ子観光センター等解体撤去工事でありますけれども、現時点で予定している工事内容について申し上げます。

まず一つは、建物本体であります。それから、建物の後ろの方にいろいろ設備の小屋ですとかいろいろあるんですけども、車庫でありますとか、そういった上物については、すべて撤去をするということになります。それから、温泉を汲み上げている揚湯ポンプがございまして、保健所の方ともいろいろ相談いたしましたけれども、原則は揚湯管を全部引き抜いて戻しなさいということになりますけれども、事情の方説明いたしましたところ、1,000メートルをちょっと超えるぐらいの揚湯ポン

プ、揚湯管が入っているんでありますけれども、そのような場合にはあまり引き上げるということは、現実的には難しいだろうと思うというお話をいただきまして、その際の処理の方法としては、今現在は揚湯管の一番上、これ地上になりますけれども、その部分、温泉水漏れないようにということでがっちり蓋をした形で鍵をかけて管理しているでありますけれども、そのところについては、ちょっとそのままではよろしくないというご指導いただきまして、最終的にはその部分をコンクリートで固めて、お湯が外に漏れないようなことまできちっとすれば、そういう処理でよろしいですということになってますので、そういうことも予定してございます。

それから、建物撤去後の地面の均平行なんですけれども、入り口から建物まで道路がありまして、それから建物前と段差があるものですから、鉄の柵がございまして。道路部分についてはですね、まだ割としっかりはしているんでありますけれども、建物前の方は、おそらく使っている時からだろうと思えますが、除雪の際などで少しおっつけたりして傷んでいる部分がございまして、建物前の方の柵については撤去したいなと、こんなふうには思っています。

それから、駐車場周りの街灯があるんですけれども、これについてはメモリーハウスの方の施設の電灯となっております、休止当時から現在までもう既に利用してございませぬ。と言うことで、その街灯ですとか、それからご質問のあった、焼肉ハウスって言いましょうか、あれについては今でも、実は料金だとか使用手続きだとかはあまりきちんとしてないんでありますけれども、訪れた方が、どうもあそこで炉を使っておそらく食事をしているんだらうと思えますけれども、その後も1年間のうちで何回かよく見られます。衛生管理については十分注意をしなければならないということございまして、建物につきましても、基礎部分からコンクリート打ちをしてまして、屋根も全く傷んでない状況もございまして、今回の撤去からは外しまして、そのままの形で使える間は使っていたかどうかというふうには思っています。

それから、道路下の方につきましては、現状の中では、トイレですとか、階段があつたり、過去にありました施設は、それ以外は全部撤去してないんでありますけれども、湖畔を利用される方あるいは釣りをされる方といろいろあそこから行き来をする場所にもなっているようでありまして、あそこについては、草刈りの管理を含めてそのままにしておきたいなというふうには思っております。以上であります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

145ページ、146ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

147ページ、148ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

149ページ、150ページ。

8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

151ページ、152ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

153ページ、154ページ。

2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

155ページ、156ページ。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 13節の委託料の中で、詳細設計業務委託料、境野2号線の委託料というふう聞いております。道の方も予算を付けてどのような形でっていうことで、その青写真で言うのか、どういう方向性になるのかってまだ決まっていないところもあるのかもしれませんが、毎年問題になるところですので、何か方向性がありましたら示していただきたいと思っております。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 この80万円ですけれども、2号線に限らず1号線なり、2号線のあとの清水さんの向かいであったりというところを含めまして、境野地区総体で考えております。北海道の方も、委託、調査を付けてまして、その工期が3月20日の工期となっております、それ以降、北海道とどのような成果が出てきたのかって打ち合わせを行いつつ、うちで出来ることはどういうことがあるのかっていうのをこれから探っていこうとしております。

説明の中にもお話ししましたが、その成果をもとに北海道と町と合わせて、開発局、河川事務所の方に打ち合わせをして、どういう方策が本当に取れるのかっていうのを、そこからまた再度協議していくというような形になっていきますので、説明の中でお話ししましたが、地形的に一筋縄ではいかないような地形ですので、どのような方策がいいのか、100%解決すると言ったらかなりハードルが高いと思うんですけれども、最低限、最小限の被害に食い止めるような方策を模索していきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員 私もずっと関心がありまして、その地形をいつも考えているわけではありますが、例えば2号線から北見方向に向かいまして左側、むかで川になりますか、そこに向かうところが随分住宅で土管を埋めて幅広く出入りしているところがあったりして、側溝を流すには、管理だとか中に土

砂堆積だとか、そういうことも十分考えられますし、その後、むかで川の橋、川的能力としてもあまり大きなものではありませんので抜本的な対策が必要なのではないのかなっていうふうに思ったりもしています。まっすぐ2号線から内堤防に向かうような放水路みたいなことも案の中に含めながら、安全を確保する方向性をぜひとも探っていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議員がおっしゃられるとおり、2号線からまっすぐ抜くって、柴田さんの家の横って言うんですかね、あそこをまっすぐ抜くっていう方策も当然考えられる方策の一つです。ただ、行きつく先は、開発の堤外排水になりますので、道の断面のことも考慮していかなきゃならないということで、その部分についてまた国の方との協議となっていくかと思えます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

157ページ、158ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

159ページ、160ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

161ページ、162ページ。

3項河川費、4項住宅費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 一番下の町営住宅の管理に要する経費なんですが、参考までに、最近空き家の状況ってどうか、募集を頻繁に見るんですが、現在の空き家の状況が分かれば教えていただきたいと思えます。手元になれば後で結構なんですが、1点は、空き家が多くなっていて、住宅に入りたい人っていうのはいるんだけど、どうしても公営住宅法に抵触していろんな規制だとか基準があって、なかなか入りづらいっていうのが現状であって、所得の基準とかそういったことでですね、ミスマッチがあるんでないかっていう話がありました。それで、以前に僕が聞いた記憶では、拓殖の方の旧大美の方ですか、あの団地については将来的には町営住宅の網から外してもっと入居しやすい、そういうラフな基準の中で考えていきたいというような話を聞いたことがあるんですが、その辺の考え方っていうのは、もう少し具体的にあれば教えていただきたいと思えます。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 それでは、3月1日付、まちのおしらせで周知しております、空き家状況をお知らせいたします。1LDKにつきましては、1戸。2LDKにつきましては、2戸。3LDKにつきましては、4戸募集をかけております。その中で今議員がおっしゃられたとおり、拓殖の古い公営住

宅なんですけども、そこにつきましては、3月1日から募集はかけておりません。以前、議員協議会でご説明したかと思うんですけども、政策的空き家として、そこを空き家にしておいて、今は1戸しか空いてないんですが、それが1棟2戸が空いた時点で用途廃止を行い、町有住宅というような方向で持っていきたいなど。これにつきましては今回、今年策定いたしました、公営住宅の長寿命化計画の中でも謳ってますけれども、そのような方向で進んでいきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 勝山の住民の人からちょっと耳に挟んだんですけど、勝山、去年の4月からゆうゆがオープンして、あそこに従業員の方が十数名いると。地域的にはですね、雇用の場が広がったのであそこに通う方が何人かいるんでないかということで期待してたらしいんですけど、今の段階では、地域おこし協力隊の方も含めて4人程度しかまだ勝山に居住していないという、そういう話を伺いました。それで、町営住宅の絡みでは、勝山も今2戸ないし3戸空いているということなので、どうもせっかくあそこに町営住宅があって、そういった基準の中で入りづらいついて、入れないのか、そういったことも含めてまだ従業員は他のところから通っているという、そういう実態もあるので、勝山がそれに適用できるかどうか分からないですけど、将来的にですね、勝山の町営住宅、何棟あるのかな。3棟6戸ですかね、ちょっとはつきり分からないですけど、もしそういったものでですね、あその勝山のゆうゆの従業員、永久に営業すれば従業員ずっとあそこで働くことができると思うんですけど、ぜひその辺のことも、勝山方面ももし可能であるかどうかはいろいろあると思うんですが、その辺の検討もしてもらえば、今拓殖の方の1棟2戸っていうことでしたが、そのことも含めて検討してもらえばどうかということでも質問させていただきました。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 勝山につきましては現在、先程の空き家の戸数も説明した中で、勝山につきましては3戸、今現在空き家の状態になっております。これにつきましても、それぞればらばらっていうんでしょうかね、1棟2戸で空き家ではなく、1棟ずつ空き家がそれぞれあるというような状況でして、先程お話しした、長寿命化計画の中でも勝山につきましても、用途廃止というような方向でいきたいというふうに考えているんですけども、町有住宅っていう位置付けをどのように持っていくかっていうのを明確にしておかないと、今現在、民間のアパートですか、が建って補助をして建っていると。その民間に助成して建てているところに、あまり迷惑っていうんでしょうかね、そこを苦しめるようなこともできないだろうというふうに考えてますので、その町有住宅という位置付けっていうのを明確にしていかなきゃならないというふうにも考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 まちなか団地の3LDK、1棟2戸ですか、延期するというようなことになってます。また、それに伴って道路の延長も今年度はしないと。その理由と目途ですね、その辺りをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 一番大きな理由といたしましては、町の財政的なことを配慮いたしました。公営

住宅1棟につきましても、道路につきましても、やはり財源的に厳しいような状況となっております。また、先程の説明と重複しますけれども、今度は特優賃というような、地優賃ですか、地優賃というような状況で、今現在の所得制限よりかなり緩いって言うんですか、高額な所得であっても入居可能なというような住宅を目指しております。ですので、そこに対するニーズというの、もう少し調査していく必要があるのかなというふうにも考えております。そのように総合的に判断いたしまして、今年度については見送りさせていただいております。できれば31年というふうにいきたいと。長寿命化計画の中でもそのような形で計画に載せてはいます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 できればということなんですけれども、もしかするとないかもしれないということもあるということでしょうかね、今の言い方ですと。確認だけ、間違いなく何年か後でも計画どおり進めるということなのかどうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 進めていきたいというふうに考えております。と言うのは、今回これだけ3月の募集の中でも所得オーバーで無理ですってということでお断りした例もございます。そういう方に関しましては、企画の方の空き家の方にご案内しているような状況です。そこで、なかなか合致しなければ、やはりニーズとしてはあると思っておりますので、31年やっていきたいなというふうには考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

163ページ、164ページ。

9款消防費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 別冊の方を確認しますと、消防庁舎1階の床張替工事を今年予定しておりますが、消防庁舎の方の雨漏りのことがあるというふうに聞いております。漏電の心配ということも聞いておりました、その辺の改修工事の予定はどうなってますでしょうか。

○佐藤議長 総務課参与。

○東総務課参与 現在、消防庁舎の屋根の関係でありますけれども、現在、雨漏りをしている状況で、冬期間除雪をしながら維持をしているというところでございます。予算計上はしましたが、財政の面で厳しいということで延ばしている状況です。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 漏電って心配を今私の方からさせていただきましたけれども、漏電による停電になりますと、いろいろなサイレン吹鳴の装置の遠隔操作が作動がしないだとか、いろいろな問題出てくるかなと思います。そういう点でも出来るだけ早く改修されるような方向で検討していただきたい

いというふうに思います。

○佐藤議長 総務課参与。

○東総務課参与 漏電の方は、無線関係の方には影響はございません。常時ですね、毎年計上で要請していきたいと考えております。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 説明資料の62ページ、14節で使用料及び賃借料。Eメール指令装置マピオンということなんですが、マピオンっていう説明をお願いいたします。

○佐藤議長 総務課参与。

○東総務課参与 Eメールの指令装置マピオンの手数料の関係でございます。これについてですね、業者は東京都港区の株式会社マピオンという会社でございます。予算計上したのは、情報メール、災害情報メールは、今まで文字のみの情報提供でございました。住所関係が書いてありますけども、即座に確認がしづらいということから、職員からありまして、この検索機能を追加してはどうかということの意見がありました。昨年从这个会社に試験的にサービスを受けまして、内容的に適用でないかということで本年度より予算計上したところであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 消防団員、このEメール配信が始まって以来、常々要望していたというか、置戸町、特に番地で示されても実際の町内名と違っているの、災害場所がすぐに特定できないというような不便がありました。このマピオンの事務、これを使用することによって地図が表示されて、その辺の不都合がなくなるという、そういうふうに改善されたということによろしいですね。

○佐藤議長 総務課参与。

○東総務課参与 はい、そのとおりです。以前ですね、災害拠点がこのマピオンで災害拠点が誤りがあったということなんですが、今までこの関係で1件のみの誤りがありました。この後ありませんので、これを検索サイトを利用していくという形になります。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 資料の68ページ、需用費、消耗品費になんですけども、参考までに、置戸で所有している除細動器ですね、AEDが何台あるのか。この近隣の市町村、近隣の市でバッテリー切れでいざという時に使えないような状況があって、その分の経費も出せないというような状況もあったようなんですけども、この除細動器のバッテリーっていうのは、一ついくらぐらいするのか参考までにお教えいただきたいと思います。

○佐藤議長 総務課参与。

○東総務課参与 AEDに関しましての個数、置戸町の個数ですが、現在持ち合わせておりませんので、後程説明させていただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 後で教育費の方で、多分リース分の8台っていう部分があるんですけども、置戸の

消防で所有していると言いますか、管理しているAEDっていうのが何台あるかということを知りたいんですが。

○佐藤議長 総務課参与。

○東総務課参与 消防組合で管理していたものは1台ございます。それは、いろんなイベント等の時に貸し出しをする内容となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩 10時47分

再開 11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続きに会議を開きます。

最初に、先程の答弁漏れについて総務課参与から答弁させます。

総務課参与。

○東総務課参与 先程の石井議員からの質問についてでございます。予算の計上の除細動器のバッテリー交換でございますけれども、これについては救急自動車に積載の除細動器のバッテリーの交換でございます。これは2年毎に交換をしているところであります。それから、AEDの置戸町の設置個数でありますけれども、18機ございます。このAEDの耐用年数はどのぐらいなのかということでありまして、概ね4年、バッテリーはですね、約4万円となっているところでございます。これよろしいでしょうか。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 それでは、議案の説明を続けます。

議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、165ページ、166ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 Jアラートの関係ですけれども、今鳴りました。11頃っていうやつ。隣に受信機設置してもらったんですけど、ぴって1回鳴って、あと全然聞こえなかったんですが。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 ただいまのJアラートの試験の結果でございますけれども、戸別受信機、スピーカー共に反応していなかったようでございます。それで今、関係業者含めましてですね、全部でその原因究明に当たっておりますが、大変申し訳ございませんでした。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 受信機は分かりました。連動して情報メール登録されている方にもということだったけど、それも不都合があったということですか。我々もちょっと確認したんですけどきてなかったの

で、情報メールも発信されてなかったということですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 その部分につきましても、うまくいってないようなことございますので、今原因究明をした上ですぐ対策の方取らせていただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

167ページ、168ページ。

10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 教育委員会事務局に要する経費。今回、公民館の70周年ということで、広告料等値段が上がっておりますし、また女性団体の方にも70周年ということで、通年よりお金を出しているんですけども、いつも考えてしまうのが、周年事業それぞれありますけども、一体何年に比重を置くかというような思いで悩みどころなのかなというふうに思います。例えば、開町の部分で言ったら、70周年よりも80周年の方が盛大に行われたのかなというふうに思うんですけども、その辺の周年事業に対するウエイトということで、どの点を考慮してこういう予算付けをしたのか、ちょっとお話をいただきたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 今回ですね、各公民館、それから森林工芸館、図書館と、そして学校教育の方で例年出している広告、それから増える要素のあるものということで聞き取りをいたしました。この中で中央公民館の方から周年事業でぜひとも広告料を出したいということの申出がございまして、その分を計上したというところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

169ページ、170ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

171ページ、172ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

173ページ、174ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

175ページ、176ページ。

2項小学校費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 震災学習ということで、今年2年目になる、小学校の上に交付金ということでありますのでお伺いしますけども、昨年からはじめて新年度で2年目ということと予定されておりますけども、ちょっとお伺いすると、生徒の中に震災学習というのは暗いんじゃないかという話が出たりしている部分もあったり、そういう話を聞くこともあるんですけども、目的は分かっておりますし、そのことが子供たちにうまくもって伝えたらいいんじゃないかという思いでおりますので、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 昨年も中学校の方で震災学習に行かれた子供たちの発表会がございまして、嘉藤議員も一緒に参加されたと思っております。その中で、子供たち自身が震災に触れた中で、やはり自覚を持ったというか、震災はこれだけ怖かったんだという思いを触れまして、自分たちの防災意識の高まりというものがありました。暗いんじゃないかというご意見もございしますが、実際的には、それよりも上回る大きなものを得たというふうな感じをしておりますので、このまま継続をさせていただきたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

177ページ、178ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

179ページ、180ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

181ページ、182ページ。

3項中学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

183ページ、184ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 13節委託料ということで、校章設置委託料というのが54万円と付いていますけれども、内容をお知らせください。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 中学校統合されまして、昭和52年度に統合されました。40年を経過いたしまして、その中で卒業生OB等含めまして、PTAの方からも中学校に校章はないですよというお話をいただいております。それで、小学校の方にもあるし、中学校でないのはちょっと不自然ではないかというお話もありましたので、40年を経過したことを機に、玄関っていうか生徒玄関の上のところの庇に設置を今考えて計上したところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

185ページ、186ページ。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 澁谷議員 確認したいんですが、学習支援員、特別支援教育支援員、そしてまた中学校の方にくると、特別支援教育支援員という何か似たような紛らわしいような名前なんですけど、この内容をちょっと、例えば176ページの学習支援員というのは、どういう方なのか。特別支援教育支援員というのは、どういう人なのかっていうことの中身をお知らせください。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 学習支援員でございますが、今、小学校に1人配置をしております。これにつきましては、担任教諭の補助という形で、チームティーチングという補助の部分でございます。各学年、4年生から6年生の教室を回っていただきまして、主に算数を主体としておりますが、つまずきがありそうな子供に対して重点的に指導をしていただくという形を取っております。特別支援の教育支援員でございますが、今、特別支援を必要としている子供たちが小学校、中学校にそれぞれいらっしゃいます。その子たちの授業態度の部分も含めまして補助をしていただいているというところでございまして、これも担任の補助ということが主としております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 スクールバスの運行が去年よりも700万円ぐらい増になってますけども、何か原因あるんですか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 主な原因としましては、バスの運転手の人件費の増加でございます。その部分がどうしても経費として上回ってきたというところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 もう1回聞きますけども、運転手の増加っていうのはどういう、車が増えたんなら分かるんですけどね、もう1回お願いします。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 すいません。運転手の増加ではなくて、運転手の人件費の増加でございます。賃金単価が昨年度よりもアップをしておりますので、その部分の増加でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

187ページ、188ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

189ページ、190ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

191ページ、192ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 放課後児童クラブに要する経費。まずは、昨年度の実績をおしらせしていただきたいのと、もしかすると質疑漏れかもしれませんけども、100ページの放課後等児童デイサービス利用促進事業とくるみの会が関連しているのかどうか、関連していなければそれでいいんですけども、ちょっとその辺の部分も含めて答弁をいただきたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○地域福祉センター所長 先に私の方から、100ページにありました、放課後等児童デイサービスと放課後児童クラブの違いについてご説明いたします。100ページの障害児給付に要する経費の括りでございますので、こちらにつきましては、障害者給付費のサービスの方で計画に基づき、発達支援等の児童について放課後等児童デイサービスということで、これは事業所が置戸にございませんので、主に北見の事業所の利用となっております。

○佐藤議長 社会教育課長。

○養島社会教育課長 昨年度の放課後児童クラブの実績というご質問かと思えます。まず、児童の実績でございますけども、登録児童といたしましては、74名。利用児童数につきましては、2月末現在、今年度の2月末現在でございますけども、9,148人。1日当たり35人平均という利用の実績になってございます。それに伴いまして支援員の実績でございますけども、くるみの開設が285日。支援員さんの配置が1,250人区ということで、1日当たり4.39人の支援員の配置ということになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 非常に需要があつて、今回、支援員等の増員も予算化されておりますけれども、聞くところによりますと、このくみの会の支援員、さらには、特別支援教育に関わる小学校4名、中学校1名の支援員を募集しているわけですが、なかなか人材が見つからないというようなお話でありますけれども、今後どのように支援員の補充をしていくか考えがあればおしらせください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 支援員の関係でございますけれども、今、3月1日のまちのおしらせで募集記事を載せてございます。締め切りを16日、今週いっぱいにしてございますけれども、今のところ2名の募集に対して1名の応募はきてございます。残り1名不足するわけなんですけれども、これにつきましては、何とか新年度始まるまでに個別にお願いをするなど、皆さん方からいろいろ情報もらいながら探していきたいというふうに、何とか埋めたいというふうに考えていますけれども、埋まらない場合ですね、その時には今いる現員の先生方の、今、月平均12日くらい働いていただいているんですけれども、その先生方の出番がちょっと多くなるかなということで対応してまいりたいというふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

193ページ、194ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 一番下の、食のまちづくり推進事業に要する経費、栄養士の部分ですけれども、昨年度予算で15万円の補正をしたというふうに思っていますが、今年度はまた元どおりってうか、昨年どおりこの金額になってます。年間170日の出勤を予定してということでのこの予算ということなんです、これ時給なのか日給なのか、ちょっとそのあたり詳しくおしらせください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 食のアドバイザーの賃金につきましては、時給で行ってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 だとすれば昨年度の15万円っていうのは、何時間になるんでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 日に直して15日程度の減額になるんでございますけれども、その1日7時間45分ということで、全部で150時間くらいの計算になるかなというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 時給ということをやっているということなんです、これ管理が大変じゃないのかなと思うんですが、タイムカードあるわけでもないでしょうし、これ自己申告ということになるのか、それとも担当している係の係長さんあたりが把握するようにしているのか、その辺どういう手順でやっているんでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 食のアドバイザーにつきましては、公民館の事務室の方で勤務をしていただいております。1日の管理というのは、出勤簿をもとに管理をしてございます。また、月の予定表も別で作ってございますので、途中で帰る場合、そういう場合は、担当と打ち合わせをしながら時間管理をしているという状況です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

195ページ、196ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

197ページ、198ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 NPO法人おけとぼっぼ絵画館の活動支援補助金なんですけど、これは去年も聞いたかと思うんですが、入館者の実績というのは1年間どれくらいおられるのか。把握している人数だけで結構です。それと、去年50万円で今年は30万円、20万円減額になったんですけど、対象事業費が去年、運営費ということと、研修活動だとか事務費ってということなんですけど、その内容っていうか、補助対象の内容っていうのは去年と同じなのか。それと、基本的には補助基準っていうのは、例えば対象経費の2分の1だとか3分の2だとかそういう基準を設けて、このNPOに補助しているのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 まず最初の入館者の実績でございますが、申し訳ありません。うちの方では把握できておりません。特に作っておりません。一応、会場の方には、来館した方については、名前、名簿の記載ということで上げてはいるんですけども、その内容については把握していない状況です。

今年度の補助金の20万円の減額ということでございます。去年から始まった補助金でございますが、昨年度は運営費の補助金ということで、運営事業の中で絵画が増えてきた部分でのイーゼルの購入費ですとか、絵を飾る台の購入費ですとか、そういうものが若干入っていたんですけども、それが大体整ったということで、今年度減額をしているということでございます。また、基準を設けているのかということでございますけども、約運営費の2分の1ということで補助の方をしてきているところでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 できたらあそこに名簿を、今2階にあるんですけど、どういうところの人たちが来ているのか興味があるとかなんですが、それはどこかの段階で資料として取っておいてほしいと思うんですが、あと、これはですね、永続的にずっと続くものなのかどうかということをお聞きしたいんですね。対象経費の2分の1ってということなんですけど、その辺のことも含めてお聞きしたいと思います。

います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○蓑島社会教育課長 うちの町の押さえといたしまして、芸術文化活動の一つということで押さえております。非営利法人ということで、補助についてはですね、このまま継続をさせていただきたいと。ただし、補助率等につきましては、これから会員数、正会員、賛助会員、もし増えて運営が順調に進むようであれば、その辺で補助率の方は検討していきたいなというふうに考えてます。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員 昨年ですね、この予算のところで、ぽっぽの利用条例どうするのっていう、きちっと書き込むべきじゃないですかという話をさせていただきました。当然、今年までにはそういうことが進むんだろうなと思ってましたけども、まだ一向に条例の改正等されておられませんので、どうされるのかお伺いをしたいなと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 議員ご指摘のとおり、昨年の3月定例議会で議員の方から同様の質問を受けております。ぽっぽ絵画館のコミュニティホールでの利用について、もっと明確に条例化、もしくはそれぞれ諸般の決議を取るべきではないかということで、こちらの方から検討してまいりたいということでございましたが、実情把握してきますと、ぽっぽの中にはまだ他にも無料団体等もございます、利用団体が。その辺の整理も含めましてですね、簡単にはこのNPO法人だけのことで改正を図っていくというのは早計だろうということで、今までお使いになっておられる方々、下の方での特産品を売られている方、それから2階の方で自治連のお仕事をされているような団体の利用も含めて明確に今後していきたいと思いますが、去年もお答えしておりますが、絵画自体は面積を要していないものですから、今の条例の基本構造でいきますと、その部屋を利用する人に対して利用料を設定することになってますので、利用料含めてどのような許可の方がいいか。それから、NPO法人につきましては、当時書面での取り交わしは行ってませんが、紳士協定といたしまして、絵画の管理、それから責任、破損、それから利用者が不便を生じる場合については、NPO法人の方で一時的な排除、もしくは撤去も含めてやるというお話の中で今取り進めさせていただいておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

199ページ、200ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

201ページ、202ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

203ページ、204ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

205ページ、206ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

207ページ、208ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 芸術文化鑑賞事業に要する経費ということで、新年度休止というお話がありましたと思いましたが、その理由と言いますか、お聞きしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 芸術文化鑑賞協会ということでのお話でよろしいでしょうか。芸術文化鑑賞協会につきましては、今まで町民の皆様に身近に芸術文化に触れる機会を提供するという活動してきたところでございますけども、近年ですと交通網の発達などから、各地で芸術文化に触れる機会というのが増えてきていること。また、来年OGFが開催されるということもありまして、30周年を機にですね、今一度自分たちの活動の内容を見直そうということで1年間休止をしてですね、その間事業を行わないで、それ以降の活動について話し合う年にしましょうということで、今年度予算の計上は見送ったということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

209ページ、210ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

211ページ、212ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 境野公民館の改築に要する経費ということで、工事本体について2億4,900万円の予算が計上されているんですが、まず今後のスケジュール、これが予算が通って新年度になってからの事業になるわけですけども、スケジュールとして、どのようなスケジュールを今考えて、いつどの時期に完成をして、さっき198ページの境野公民館完成祝賀会の30万円という予算が計上されてますので、そこに繋がるのか。そのところちょっとお聞きします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 申し訳ありません。境野公民館の改築に要する経費、ちょっと説明雑だったかなというふうに思っております。改めまして、境野公民館の改築工事について説明をさせていただきたいと思えます。

今回、予算をお願いしていました、平成30年度の境野公民館改築に係る工事請負費、2億4,900万円でございますけども、事業内容といたしましては、本体工事、木造平屋建ての497平米の建築工事。また、電気設備工事、機械設備工事の他、東屋の移設、高齢者研修センター、玄関に向かって右側の老人クラブで使用している建物でございますけども、高齢者研修センターの解体工事が平成30年度の事業内容となっております。

今、議員のご質問にありましたように、スケジュールなんですけども、今実施設計の中ですね、工事工期に約8ヵ月かかるということと言われております。それで、新年度になってですね、少し今回予算計上は見送っているんですけども、木質化に係る補助金の申請というのが新年度早々に出てきます。工事の発注につきましては、その決定を受けてからの発注でないと、その補助金の対象にならないということがございますので、発注自体は7月くらい、6月から7月にかけてかなというふうに考えてます。そこから8ヵ月の工期を見た場合に、竣工につきましては、2月の終わりから3月の上旬がぎりぎりの竣工の時期かなというふうに考えてます。そこから備品等搬入した中で、それが終わり次第、境野の落成記念ということになろうかなというふうに考えております。またですね、今説明したように、工事工期に8ヵ月くらいかかるということから、残る既存公民館の部分の解体工事、また外構工事につきましては、改めまして平成31年度に予算計上の方をしてまいりたいというふうに考えてます。よろしく願いをいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 今、改築工事の関係で集成材を使うとかっていう話ちらっと聞いたんですが、どうなんですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 木質化の工事が入っておりますので木質化の部分で材は使うようになるかと思いますが、どのぐらいの量ですとか、その集成材かどうかっていうのは、私の方では把握できておりません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 施設課の課長さん、どうなんですか、その辺。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 詳細、後程ご報告いたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

213ページ、214ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

215ページ、216ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

217ページ、218ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 郷土資料デジタル化に要する経費について伺います。13節の委託料ですが、具体的に委託される業者さんっていうのは、どういう技術っていうか、マイクロフィルムでこれをデジタル化して保存していくっていうことなんですけど、もう少し内容を詳しく示してください。

○佐藤議長 図書館長。

○今西図書館長 郷土資料デジタル化の委託料の内容についてご説明いたします。419万7,000円のうち、委託料の作業自体は、作業っていうか契約自体は4本に分かれております。そのうちの1本が今ご質問にありました、マイクロフィルムのデジタル化ということですが、図書館におきまして、置戸タイムスの新聞紙をマイクロフィルム化従来してございまして、そちらの方が素材の関係でちょっと劣化をしているということで、このデジタル化を進めるということにしております。

具体的な作業は、マイクロフィルムの置戸タイムスの記事をコンピューター上のデータに置き換えるということで、納品につきましては、DVD等でデータを載せて納品をしていただくという作業になっております。他に、写真、スライドのデジタル化、こちらの方もスキャナーによりまして、写真やスライドのデータを読み込んでデータ化をするということになります。それともう一つは、郷土資料館の資料、展示物ですが、こちらの方をデジタルカメラで撮影をしてデータ化をするということになっております。それともう1点が、映像資料のデジタル化ということで、VHSで保存されたテープを、こちらの方も再生の機械が、機器がなくなってくる、あるいはテープ自体が劣化をするということで、コンピューター上のデータにして取り込むというような形で作業を進めたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 4つに分けてそれぞれの委託っていうか、いろんな技術の中で保存していくということなんですけど、この中で、例えば町内のどこかのそういった技術を持っている方だとか、そういった方にですね、4つのうちの何個かは町内の業者さんって言うていいのかわからないけど、そういったことですね、委託するとか、あるいはもっと技術が、ちょっと町内にそういう技術者っていうかそういう方がおられて、その部分については町外に委託するとか、その委託の中身についてちょっと教えていただきたいと思っております。

○佐藤議長 図書館長。

○今西図書館長 委託の委託先の業者でございますけれど、マイクロフィルムについては、特別な機器が必要で、町外業者が作業するという形になろうかと思いますが、いずれにしても町内の業者さんも含めて印刷あるいは見積もり合わせということもしながら進めていきたいと思っております。あと、写真、スライドあるいはデジタルカメラでの撮影等については、町内業者でも十分対応できる業者さんがいらっしゃると思っておりますので、その辺も見積もり合わせ等で進めていきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 すいません。それで、昨年の12月に補正予算ということで29年度からスタートした事業なんですが、資料が持ち合わせてないんですけど、これのですね、複数年でこの事業を完了したいという話だと思うんですが、何年間かちょっと忘れたんで完了年がいつなのかということと、これについては補助というか支援っていうか、それがあつたということ聞いておりますけど、全体の事業費の中でどの補助があつたのか、その辺のことを示してください。

○佐藤議長 図書館長。

○今西図書館長 質問にお答えいたします。まず、事業の計画年度ですが、31年度までの作業を考えております。その後、施設の閲覧公開あるいはインターネットでの公開につきましては、32年度4月以降ということで計画をしております。助成金の関係ですが、公益財団法人図書館振興財団さんの助成採択を受けまして、毎年度申請、決算ということになるんですが、事業費の総額、今の予定では29年度から31年度までの3カ年で、1,790万程の事業費を予定しております。そのうち、助成額につきましては、809万9,000円ということで考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

219ページ、220ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

221ページ、222ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 ファミリースポーツセンター管理運営に要する経費というところでもありますけども、昨年、大規模改修を進めまして、4月1日にオープンということで、いろんな部分での相当な利用が増えたというお話を聞いておりますけども、その部分で分かる範囲で利用実績等おしらせいただきたいと思つたります。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今のご質問でございますけども、ファミリースポーツセンターの利用状況ということでございますけども、改修後、今年度2月末の数字でございますけども、アリーナの利用人員に

つきましては、1万1,368名と。実際に、1年間通しての実績が残っている27年度と比較してですね、これについては約6%、実は減っているという状況でございます。また、2階にある格技場なんですけども、格技場につきましては、実績で1,193名、率でいくと、平成27年度から比較してですね、約40%ほど減っております。これについては、あそこ合気道と柔道の利用者が利用しているところなんですけども、最近、柔道の方の愛好家が段々少なくなっていることと、北見の方に練習に行くということで、利用が少なくなっているという状況でございます。トレーニングルームでございます。トレーニングルーム、今回の目玉だったわけでございますけども、2月末現在、6,572名。平成27年度が1,000人弱でございましたので、約70%、7倍の利用状況ということになってございます。アリーナ以外の全体の利用につきましては、トレーニングルーム効果もありまして、大体今年度11,059人の利用で、27年度と比較しまして大体150%、50%ぐらいの伸びとなっているところでございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 本当に大改修やって良かったなという思いが強くなります。今1年だけの数字でありますから、2年、3年と続けられるような、いろんな対策もやっていただきたいと考えています。

○佐藤議長 社会教育課長。

○養島社会教育課長 トレーニングルームにつきましては、今回の目玉でもありましたし、今回の予算でもお願いしているところでございますけども、トレーナーをきちんと定期的に配置して、利用される方が飽きずに利用されるようにいろいろ工夫しながらこの状況を維持できればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければしばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時57分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、先程の答弁漏れについて施設整備課長から答弁させます。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 境野公民館の工事に伴う木材の使用量ですけれども、まず集成材につきましては、約100立米を予定しております。構造材として集成材を利用する予定です。あと、CLTで7立米程度、こちらにつきましては、集会場の腰壁として、意匠材として利用をする予定でおります。以上です。

○佐藤議長 答弁について質疑はありますか。

7番。

○7番 小林議員 ちょっともう1回言ってくれますか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 集成材を100立米。後7立米は、CLTとして予定しております。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に先程の答弁漏れについて社会教育課長から答弁させます。

社会教育課長。

○葦島社会教育課長 先程、押さえていないという答弁をしたんですけども、ぽっぽ絵画館の利用人数でございます。調べた結果、団体につきましては、平成29年度、8団体130名の利用。また、あそこに名簿置いてですね、そこに記載されている人数が280名ということで、合わせまして410名。その他には自由に入出りできる場所でございますので、名簿に記載しないで出入りしている方がいるということでございます。

○佐藤議長 答弁について質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 それでは、議案の質疑を続けます。

議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算事項別明細書、223ページ、224ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 工事請負費、バスケットボール改修工事なんですけど、510万円ということですけども、どのようなバスケットのゴールを想定しているのか、お伺いいたします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今、入り口から見て、舞台に向かって左側の反面についています、練習用のバスケットゴール一対、舞台側、入り口側、一対になります。それで、今回ですね、メーカーにより点検を依頼して見てもらったところ、支柱の噛み合わせ等が長年の使用により摩耗しているということで、このままバスケットゴールとして使用する場合に、落ちてくる可能性があるという指摘を受けたことから、今回改修に要する予算をお願いするところでございますけども、予算の内訳ですけども、実は本体の方が一対ということで、一つが割れているものですから、その一対の交換になります。本体自体がそんなに利用がないことから、324万円します。そのあと設置費用ということで、壁の補修と撤去費、処分費を含めまして、186万円というような積算の内訳となっております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 僕、バスケットのことあんまり詳しくないんですけども、テレビで見る限りですね、移動式のバスケットゴールを出してきて、よくダンクシュートですとかやってて、選手がゴール下まで走って抜けてくみたいな、そういうテレビ見るんですが、そういうものを考えるってことはあり得なかったんでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 移動式のバスケットゴールにつきましては、今現在1セットございます。ただ、それを利用してバスケットをやる場合、全面使わないと練習ができないと。反面じゃちょっと大きいものですから練習ができないと。それで、今回は練習用のゴールということで、今備え付けてある練習用のゴールを使うことによって、片側、片面だけの練習のスペースで使用ができるということでご

ざいます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

225ページ、226ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

227ページ、228ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

229ページ、230ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

231ページ、232ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

233ページ、234ページ。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

235ページ、236ページ。

12款公債費、13款給与費。

質疑はありませんか。

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

237ページ、238ページ。

14款諸支出金、1項普通財産取得費、15款予備費。

質疑はありませんか。

○佐藤議長 なければ、13ページ、14ページに進みます。戻ります。

2. 歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、5項入湯税。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

15ページ、16ページ。

4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款地方消費税交付金。7款自動車取得税交付金。8款地方特例交付金。9款地方交付税。10款交通安全対策特別交付金。11款分担金及び負担金、1項負担金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

17ページ、18ページ。

2項分担金。12款使用料及び手数料、1項使用料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

19ページ、20ページ。

2項手数料。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 手数料ということで、証明等手数料のところでお伺いをいたします。この間、議会懇談会やった時に、秋田地区のある方から、置戸町の手数料は随分ものによっては高いんでないかという話がありました。その後、ちょっと調査をしますと、ものによってですけども、他の町からすると倍ぐらいのものもあります。この手数料条例と言いますか、この金額等が決まったのはいつで、今後改善の、改修というか、考える余地があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 手数料につきましては、地方自治法の規定によりまして、条例で定めることができるという規定でございまして、町がそれぞれの条例で定めていくことになってございます。手数料につきましては、これまでの間、追加ですとか、変更とか、様々お諮りして決めてきた経過がありますが、平成18年の市町村単独運営計画の時に、かなり大幅に手数料が見直しをされました。当然、補助金ですとか、使用料、今回ご質問の手数料もその時に大幅に見直されまして、手数料につきましては、30%から50%の値上げというか、負担増が平成18年4月1日から行われたという経過がございます。先程もお話しましたが、それぞれの町で決めることなので一律ということにはなりませんけども、私もいろんな方から手数料について、どうなんだっていうこともご指摘も受けまして、近隣、管内いろいろ手数料見ましたら、私のうちの町でも安いものもありますけども、高いのも当然あるということで、同じ市町村で同じ行政サービスをしている中で、著しく高いものについては、今後おそらく消費税10%に引き上げる時点ですすね、全町的に見直しもされると思いますので、その中でどうしていかうかっていうことで相談をしてみたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

21ページ、22ページ。

3項委託費、4項社会資本整備総合交付金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

23ページ、24ページ。

3項委託金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

25ページ、26ページ。

15款財産収入、1項財産運用収入、2項財産売払収入。16款寄附金。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 財産収入の中の、町有土地貸付料に関して伺います。具体的には、郵便局の山手側の土地なんですけど、中西整骨院の隣になります。その土地についてですね、今どういう貸付っているか管理なされているのか、それちょっと聞きたいんですよ。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 中西整骨院横の郵便局の職員が多く駐車しているスペースですか。町有地でございますが、去年も同様の質問あったかと思うんですけども、そのまま何もせずに管理していると言いますか、草刈りもせず、そのまま利用している方がおられるという状況でございます。貸付契約を特段交わしているわけではありません。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで、特段契約も何もなしにただ空き地っていうか、その中で自由にあそこに好きな時に好きな人が停めていい、不特定多数に停めていいよっていう、そういう土地の扱いになっているということですか。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 当時、日赤病院と、それから置戸郵便局から職員の駐車に利用したいんだという申し入れがあった事実がございます。その時は、うちの方も管理はしないので、他の人が借りる場合、邪魔のならない範ちゅうでお使いくださいというお話をしたという経過でございまして、特段管理は行っておりません。今、議員言われるように、他の人がしたら使ってもいいんだなということであれば、それは差し支えないと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 分かりました。次ですね、財産売払収入について伺います。町有林の立木売払収入なんですけど、29年までは13次の計画で、単価がですね、主伐のカラマツで2,000円という

ことで、トドマツが4,000円。それから、次の次の下の素材売払い収入で単価は5,000円ということで、これは計画ですから、そういう状況の中で町有林の立木と、それから素材が売払われているということなんですが、現実的に、今回この歳入を見込んだ時の単価がいくら単価で見込んだのか、ちょっと教えてください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ちょっとすぐ手元の方で積算の内訳書出ませんので、揃いましたら答弁させていただきます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それじゃあ後で結構ですけど、できれば参考までにですね、ちょっと29年度の補正予算で聞き飛ばしちゃったんですが、29年度で実績として、平均としてどれぐらいの単価、カラマツ、トドマツ、それから素材ということで、計画で3つに分けてやってますので、それで数字が出るのであれば29年度の実績も含めて後程知らせてください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 合わせて数字の方、後程ご報告をさせていただきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

27ページ、28ページ。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2項基金繰入金。18款繰越金。19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項貸付金元利収入、3項受託事業収入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

29ページ、30ページ。

4項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

31ページ、32ページ。

20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 債務負担行為。

第2条 債務負担行為は、議案の7ページ。

第2表 債務負担行為をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第3条 地方債。

第3条 地方債は、議案の7ページ。

第3表 地方債をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第4条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 一つ新電力の関係で、こういうのさっきもらったんですけども、一つは、これ何で3つの契約になったのかを知りたい。それと、どのぐらい、去年の10月から3月まで、まだ3月中ですけども、どのぐらい差がっていうか、予算として対比して90万円ぐらい下がったところにはあるようですけども、どのぐらい差があったのか、その辺分かれば教えていただきたいと。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 新電力の関係で私の方でまとめてご説明をさせていただきます。北電以外のこの3社に限ったのは、全国津々浦々で新電力会社がありますけれども、まずは北海道内の自治体に供給実績のある業者を選びました。それから、やはり新電力会社が始まった頃の契約でですね、その会社が倒産をするという事態もあつたりとかしておりましたので、やはり会社の経営状況も勘案して入札の見積もりをお願いをしたところでございます。ゆえに3社に選ばさせていただきました。それから、10月から2月分までの見込みなんですけども、当初予算ベースでいきますと、概算でございますが、大体260万円くらいは差があるというふうに積算をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 58ページ、地域公共交通対策に要する経費の13節の委託料なんですけど、この部分で2台、ほのぼの号とにこにこ号を2台で運営していくっていうか、運行していくということですね。それで、ほのぼの号については、従来スクールバスで運転していた患者輸送車、郊外の部分ですね。秋田、境野、勝山、そういったところの郊外路線を引き継いでやるということ。にこにこ号は、町内の拓殖地区と若松地区って言いますか、二手に分かれてやるということなんですけど、通告してませんから分からないかもしれないけど、分かれば後で知らせてほしいんですが、それぞれの路線の経費を分かれば知らせてください。参考までにちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 申し訳ございません。手元に資料がございません。ですので、お調べをして報告したいと思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで、それぞれの委託料の中には、当然2つの車両の運転手さんの人件費っていうか経費と、それから車両は町有車だから、その車両に関わる維持管理費、燃料費ですよね、それが含まれてくると思うんですけど、そういうことも含めて、それはそれとして全体でいいんですけど、それぞれの2つの、ほのぼの号とにこにこ号の積算の総額をそれぞれ教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 合わせましてご報告をさせていただきたいと思いますが、ただ積算といたしましては、いわゆる全体で経費を見ている部分もございますので、若干実績とは差異があるかもしれませんけれども、お調べをさせていただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

産業振興課長。

先程の答弁漏れについて。

○栗生産業振興課長 先程の佐藤議員からのご質問の、立木の売払いと素材の売払いの方で、すいません。お手元に割り算をした資料がなかったので、今計算いたしました。それで、まず平成29年度の実績見込みという形での数字まずご報告申し上げますが、立木につきましては、1立米あたりの金額で申し上げます。1,869円になってございます。それから、素材の方につきましては、4,559円。これまでの総売り上げに対する材積で割った数字でございます。それから、平成30年度の方に予算を見た時の単価になりますけれども、同じように立木で1,857円の平均単価を見込んでおります。それから、素材につきましては、3,599円で見込んでおります。以上でございます。

○佐藤議長 答弁に対して質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 異議って言うことではないんですけど、多少は国産の材がですね、今どういう状況になっているかということ知りたくて実は聞いたところなんです。正直言って、この13次の計画と比較すれば、そんなに低いのかなっていう気がして、随分安いなっていうことで、そういう今の国産材の単価が、市況っていうのか、それが今そういう状況なのかなっていうことで理解はしますけど、それにしても木材が安い、そして事業費は150%から160%っていうことで、この間、課長がね説明したとおりなんですね。そうすると、本当に森林整備事業がこれからどういうふうに経営していけばいいのかなっていうのが、非常に頭の痛いところだと思うんですけど、これは入札で決めていくので相手あることということなんですけど、いずれにしろ今後とも収入確保に努めていくってことしかないと思うので、その辺、将来っていうか、今後オリンピックの工事がどうのこうのっていろいろ言われて、国産材の需要がどうのこうのって言われているんですけど、見込みとして上がっていく見込みがないのか。それとも、横ばいで推移していくのか、あるいは下がるのか、そういった見込について分かる範囲で結構なんですけど、その辺情報があれば知らせてください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 市況ということでのお話になろうかと思いますが、今現在、工場を営んでいる方からのお話でありますと、製品の方の原材料は不足しているというお話は聞いております。値段については、先程議員もおっしゃられましたけれども、その時その時の入札でありますけれども、市

況につきましては、少しずつ高くなってきているという状況があると思います。それから、オリンピックに向けては、やはり需要ということになりますと、国の方も木材産業の活性化ということで、いろいろ公共建築物等に木材を使用すれば補助金を出すとかいろんなことで利用促進を図っていくという方向でありますので、そういうことからいきますと、まだまだ原料としての木材は不足していくと、いる状況でもあるし、不足している状況が少し続いていくんでないかっていうような感じはしてございます。それから、収支の改善という意味合いも含めまして、先日、小林議員からいろいろとお話もございましたけれども、どうしても切った後は次の処理がございまして、本当であれば立木の形でどんどん事業が出せればいいんでありますけれども、そういうことにもなかなかありませんので、その辺は切る分と植える分と町内の情勢なんかも見極めながら、なるべく収支不足を小さくするようにということで、努力してまいりたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第32号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の260ページ、261ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

262ページ、263ページ。

2項徴収費、3項運営協議会費。2款保険給付費、1項療養諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

264ページ、265ページ。

2項高額療養費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

266ページ、267ページ。

3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

268ページ、269ページ。

2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分。4款共同事業拠出金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

270ページ、271ページ。

5款財政安定化基金拠出金。6款保険事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

272ページ、273ページ。

2項特定健康診査等事業費。7款基金積立金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

274ページ、275ページ。

8款公債費、2項財政安定化基金償還金。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

276ページ、277ページ。

2項繰出金。10款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、254ページ、255ページ。

2.歳入。1款国民健康保険税。2款国庫支出金、1項国庫補助金。3款道支出金、1項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

256ページ、257ページ。

2項財政安定化基金交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金、2項基金繰入金。5款繰越金。6款諸収入、1項延滞金加算及び過料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

258ページ、259ページ。

2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

2番。

○2番 澁谷議員 271ページの、被保険者ががん検診による経費の中で、内訳分かれば、受診率とか分かれば教えていただきたいんですが。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 まず最初に、被保険者のがん検診に要する経費、国保加入者分でございますが、30年度予定してますのが、胃がん検診で225人、肺がん検診で300人、痰の検査で10人、子宮がん検診で70人、乳がん検診で75人を予定してます。

それで、29年度の実施状況なんですけど、率は今割返して出てないんですけど、胃がんで2月末で国保加入者164名受診をされています。肺がんが220名、それと痰の検査が4名、それから大腸がんが221名、子宮がんのデータにつきましては、今手持ちがないので後程お知らせしたいと思えます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 ちょっと仕組みがよく分からないので聞くんですけども、町が賦課して取りますよね。町が賦課して取るんでしょ、国保税を。道に一旦収めるんですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 道から交付される交付金と税金を合わせて、国保事業費納付金という形で道の方に収める形になります。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 それじゃあ、道に収めるお金ってどこにあるんですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 白い資料の一般会計・特別会計予算に関する説明資料の49ページをお開きください。上段に、北海道における納付金総額と収納必要額の考え方ということで、点線の下が置戸町の納付金の算定の内容というふうになってます。北海道から示された置戸町の所得水準ですとか、医療費水準ですとか、そういうものを基にですね、算定された北海道に全体として納めなきゃならない納

付金が緑色で書いてます。1億4,068万7,000円、これを北海道に納める形になります。この納める財源として、どういうふうを集めるかと言いますと、その右側、ちょっと薄いピンク色ですけども、市町村個別歳入として保険基盤安定繰入金から一般会計繰入金、これは財政補填ということで2,963万円、これが歳入として入ってきます。それで、そこから保険事業や何かは独自で行わなきゃならないので、527万8,000円、これはよっこしとかなきゃなんないので差し引きます。よっこしときます。それからですね、市町村に別に交付されます、道調整交付金2号から特定健診と負担金、これらが別途交付されますので、納付金から先程言った個別歳入を引っ張って、市町村個別歳出保険事業等で使うものをよっこして、なお且つ、市町村に道、国等から交付される特別調整交付金等を差し引いて、残った金額が税金という形になりますので、逆算しますと、税金を取って、そこから保険事業で使う分をよっこしといて、市町村に個別に交付される公費を足して、なお且つ、ピンク色の財政を補填してくれるピンク色の歳入を足し込んで納付金、1億4,000万円を払うという形になります。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 それで、今の続きになるんですけど、資料の47ページで、この表が29年度見込みと30年度の予算の比較表ですね、上段、保険税というところでですね。基本的には、29と30比較した場合、調定額、それから世帯当たりの調定額、1人当たりの調定額というのがそれぞれ何万円かずつ、29と比較すれば30は減額になるということで、これは基本的にはですね、今、広域連合、北海道が1本にしたことによって、それによる従来の29年度と比較すればそういう、広域連合によるメリットが出たという、そういう考え方でよろしいでしょうかね。大きく見てですよ。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 予算でもご説明しましたが、平成30年度の予算はですね、あくまでも収納率98%ということで積算をしています。ですから、実際に課税をするのは、プラス2%多く課税をしないと、98%分を払い込めないということになりますので、予想調定額で、予算で1億500万になりますけども、この中の2%増しを課税しなきゃいけないので、ほぼほぼ、昨日もお話しましたが、ほぼほぼ29年度の賦課総額にちゃんと合うのではないかというふうに見てます。

それで、全体、北海道を対がんにしたメリットなんですけど、実は、48ページの表を見ていただければ分かる通り、国費で3,400億円投入ってということで、これがなければ当初、新聞であったように3割も4割も保険料が上がるということになります。この国費を投入することによって、先程ご説明しました、納付金というものを全体的に圧縮する、圧縮する作業をしています。当然、北海道が本来使うべき、49ページの上の表になるんですけど、左側に納付金の緑色の上に、激変緩和9億円ですとか特償子供分5億円、保険者努力支援分、道分23億円って書いてあるんですけど、本来、新聞ですごく上がるんで対策取らないのかって問題になった部分が激変緩和の9億円、これを投入してですね、なお且つ、特償子供分というのは、本来、子供の医療費に対する施策は、本来であれば北海道が主体となって行わなきゃならない予算なんですけど、今回、制度発足時ということで納付金を圧縮するというそういう目的で、5億円公費投入されてます。北海道としての努力者支援分ということで、この努力者支援分というのは、この下の表にもあるんですけど、例えば、特定健診率を上げるですとか、

いろんな糖尿病予防の施策をやってるだとか、そういうことをたくさんやることによってですね、交付金どんどん出しますよと。交付金がたくさんくるとことは結局、納付金総額が圧縮されますので、保険料少なくてすむと。そういう考え方なんです、その考え方は、特にうちの町の置戸町単独でも医療費が総体でかからなければ、税金それだけ集めなくていい話になりますので、考え方は、北海道単位化になっても変わらないんですが、そういういろんな公費を投入して納付金をぎゅっと圧縮したという、そこで結果、ほんとは上がる要素がある。当然、全体でプールで医療費を賄うわけですから、医療費の高い町もありますし低い町もありますし、高い町の方、負担しなきゃならないですし、保険料も上がるはずだったんですが、こういう公費をぎゅっと入れることによって納付金を圧縮して、結果ですね、そんなに置戸町は昨年と保険料の賦課総額が変わらないでいけるだろうという判断をしております。

ただ、この公費も激変緩和の9億円が年次で段々段階的になくなっていきますので、恐らく保険料は上がっていく傾向になるかと思えます。ですから、たくさん保険事業をきちっとやってですね、かかる医療費を圧縮していくと、必然的に国保税も下がっていくという形になりますので、引き続きこの部分はしっかりやらないと駄目なのかなと思ってますけども、そういった理由で広域化のメリットって言うんですか、本来上がる保険料がかなり圧縮されていると、今年はそういう、30年度はそういう状況でスタートという形になります。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありますか。

4番。

○4番 佐藤議員 それで大きな要素としてはですね、48ページの国費の3,400億円が全体的に、国全体の話だと思うんだけど、これは圧縮される大きな要素ということなんだけど、これはずっと将来的にもですね、約束された国費の支援なのか、それとも一定程度、5年とか6年とかある程度、年限限った国費の投入なのか、その辺の情報っていうのは何かありますか。あれば。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 国費の3,400億円の投入につきましては、ずっと一応制度が発足して、都道府県単位化っていうふうになる時に、国もそういうふうにならずずっと投入していくよっていう約束のもと制度が始まった経過があります。ただ、国の財政とかありますので、これが例えば20年、30年間違わなく続くかとなると、その中にはいろいろ議論が出てきて、増やす方向に進むのか、減らす方向に進むのか分かりませんが、当面はこのことが約束されるということで都道府県の単位化が始まったということで、私は理解してます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありますか。

6番。

○6番 岩藤議員 関連っていうか、同じことを聞くことになるかもしれませんが、説明資料の49ページの一番下の黄色い部分のですね、市町村別に交付される公費ということで、出ているこの合計が置戸町にくるといふふう判断してよろしいですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 49ページの下、置戸町納付金算定の内容の下の市町村に個別に交付される公費ということで、歳入としてこの額を計上しております。入るといふことです。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 それで、歳入の款項目見ると、これは何処に当てはめたらいいのかなって、ちょっと分からないんですが。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 歳入のページ、254ページ、255ページをお開きください。ちょっと資料を作った時に予算書が届いてなかったんで順番が前後しますが、3款の道支出金、1項道補助金。それで、255ページ一番下のですね、保険者努力支援分、黄色い枠の下から2番目ですね、そこに95万2,000円。次のページをお開きください。257ページの一番上、特別調整交付金分（市町村向け）というのが、11万3,000円が黄色い部分の下から3つ目、ちょっと表現違いますけど、11万3,000円。これが特別調整交付金、市町村向けということで、国の特別調整交付金の中身は、国の特別調整交付金なんですけど、1回道費に入るものですから、このような特別調整交付分（市町村向け）という表現になっております。それで、下の道繰入金（2号分）というのが、一番上の道調整交付金2号ということで、979万2,000円のうちですね、国保連合会に支払う負担金の部分の補填もありますので、979万2,000円のうち、市町村個別に交付される公費として828万9,000円、この分が道繰入2号分に該当します。最後の特定健康診査等負担金、この分が126万6,000円という内訳になります。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 先程、答弁が漏れておりました、国保加入者のがん検診の受診者数ですが、子宮がん検診の実績が27名、乳がんが26名ということになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第33号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の286ページ、287ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費。

質疑はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

288ページ、289ページ。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。4款予備費。

質疑はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、284ページ、285ページへ戻ります。

2. 歳入。1 款後期高齢者医療保険料。2 款国庫支出金、1 項国庫補助金。3 款繰入金、1 項他会計繰入金。4 款繰越金。5 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、2 項償還金及び還付加算金、3 項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第34号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の301ページ、302ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費、2 項徴収費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

303ページ、304ページ。

3 項介護認定審査費。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。

質疑はありませんか。

8 番。

○8 番 石井議員 ちょっと単純な質問なんですけども、介護認定をするという手順ですね。多分、審査会なり何なりが家に訪ねて来ていただいて、判断をするというようなことから始まるのかなというふうに思うんですけど、すいませんけども、まず初歩的な手順を教えてくださいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 まず、置戸町のこういう認定に関する相談、地域福祉センターで認定に関わらず、すべての相談、一本化の窓口として受けております。その中で、まず昨年からは始めております総合事業なのか、非該当なのか介護認定相当なのかというところで、まず相談をしながら確認をしていきます。そこで、介護認定までいかないとなると、チェックリストという調査票がまず簡易的なものがございますので、それだけで済ませれるような制度に27年度の改正からなっております。

置戸町につきましては、29年度からそういった仕組みですね、総合事業の対象者なのか、認定が必要なのかというところで、まずそこで第一段階を振り分けます。認定が必要、総合事業で訪問介護ですね。予防の訪問介護、もしくは予防のデイサービス、それだけの利用であればチェックリストのみで進めますけども、そこに福祉用具のレンタルですとか購入だとか、そういったものが必要になってくると認定の方に進みます。認定の方で決まった段階で、まず主治医の確認をいたしまして、主治医意見書の依頼、それと訪問して認定調査の方を行います。79項目の認定調査を実施したのち、コンピューターの方に判定ソフト、一次判定ソフトがあるものですから、そこに打ち込みまして、ある

程度の介護に要する時間数を求めます。それによりまして、まず一時的な介護、要支援1から介護5までの一次判定をくぐりまして、北見において1市2町で行っております、審査会の方に送ります。その情報をもとに、合議体、12合議体ございますけども、そこで委員さん、医師、それから福祉関係者、大体6～7人からなる合議体、今5人ですね、の合議体で審査をするんですけども、そこで2次判定ということで、その方の認知症の状況ですとか家族がどの程度支援をしているのかという部分も加味しまして、最終的に判定をするということで、今回制度が若干変わりました、介護度が変わらない、1次判定で前回と変わらない状況であれば、審査会も簡略化できるということです。ただ、報告をした上で簡略をして時間の短縮に努めるというような制度改正が今回からございましたけども、一連の流れにつきましては、そのような形になっております。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員 なぜこのような質問をしたかということ、非常に介護認定を受ける際の、何て言いますか、一番最初の始まりってというのは、認知症なのかなと。認知症と判断するかというような部分では、多分、北見のある程度専門医のところに行って認知症判定を受けざるを得ないのかなというふうに思うんですが、残念ながら置戸の町民健診等も含めて、認知症の診断はございません。最近よく言われているのが、やはり車の運転をする際に、認知症の判定っていうのが大きな今問題になっているのかなというふうに思うんですけども、なかなか地元、置戸の中で認知症判定っていうのができにくいのかなと。場合によっては、福祉センターの介護認定の調査の中で認知症判定的なものできれば、もしかしたら非常に助かる部分もあるのかなというふうに思って質問したわけですけども、ちょっとその辺のことで何か示していただけるものがあればお願いします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 後程の地域支援事業の中でも出てきますけども、この認知症施策につきましては、かなり国の方でも力を入れておりまして、29年度から予算付けしております、認知症の初期集中支援チーム、それから新たに配置しました認知症相談員、そういったところでまず認知症のところについては、力を入れていくという状況です。その認知症初期集中支援チームの委託料も後程出てきますけども、北見日赤の認知症疾患センターの方と委託も交わしまして、医師、それから看護師、保健師のチームを組んで、認定までいかないまでも、病院に繋げるまでの支援を行ったりということで、そういった認知症の対応をしております。

認知症の部分では、認定調査の中に認知症のレベルっていうのがございます。主治医意見書の中にも認知症のレベル判定がございます。どちらの調査においても、ある程度の認知症の調査項目がございますので、短期記憶っていう部分がまず中心になって、調査の中では、直前に何をしていましたかというような質問、それがご飯食べてないような状況であれば、3つの物のうち、なくなった物はなんですかというような質問を行います。病院によっては、置戸日赤さんでは、こういうやり方をしますけど、長谷川式スケールを置戸日赤の場合には必ずやっております。そちらの方はちょっと難しく、5つの品の物のうち、どうだっていう質問ですとか、あと野菜を言ってくださいとか、引き算7を引いていってください、そういった項目で認知症の早期発見ですとか、そういった部分で、病院さんで最近多いのは、今、在宅医療と病院の連携という部分もかなり力を入れてやっております。この1市2町の間でも、在宅のケアマネ、それから医療機関、この在宅と医療の連携という部分も、かな

り会議も密に行っている状況で、連絡票の様式を統一したり、そういった部分で、病院で気になった方がいれば地域包括支援センターに連絡が入ったり、あと、今度また制度改正、今回、居宅介護支援事業所の新規条例制定いたしましたけども、その中の一つの新規の部分としては、病院に受診する際に、その受診した高齢者が自分の担当しているケアマネージャーの名前を病院にきちんと報告してくださいというような努力義務が新たに付け加えられております。そこで、病院ですとね、薬が随分余っているですとか、飲みきれてないようだとか、そういう情報があればすぐ居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの方に連絡がくるようになっております。

先程、昨年もこういった質問あったと思います。運転免許証ですね、こちらの方もどんどん高齢者の更新については、認知症に関する項目、チェック項目ですとか増えてきておりますので、それぞれ時計の時間を絵で描いてくださいとか、昔は10時10分だったのが今は10時20分になっているとか、そういうお話もありますけども、そういった認知症のチェック項目が厳しくなって、その項目が通過できなければ免許更新ができないという状況にどんどん、高齢者の事故が多くなってきているということで制度も厳しくなってきております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

305ページ、306ページ。

2項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

307ページ、308ページ。

3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入所者介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

309ページ、310ページ。

3款基金積立金、1項介護給付費準備基金積立金。4款地域支援事業費、1項介護予防日常生活支援総合事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

311ページ、312ページ。

2項一般介護予防事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

313ページ、314ページ。

3項包括的支援事業任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

315ページ、316ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

317ページ、318ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

319ページ、320ページ。

5款公債費。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰入金。7款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

297ページ、298ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

299ページ、300ページ。

2項基金繰入金。6款諸収入、1項延滞金及び加算金、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に議案第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第35号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の329ページ、330ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

331ページ、332ページ。

3款公債費。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。5款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

327ページ、328ページ。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項受託収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第36号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の345ページ、346ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

347ページ、348ページ。

2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

349ページ、350ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

351ページ、352ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

353ページ、354ページ。

3款公債費。4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ移ります。

343ページ、344ページ。

2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。2款国庫支出金、1項国庫補助金。

3款繰入金、1項他会計繰入金。4款繰越金。5款諸収入、1項雑入。6款町債。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 歳入の真ん中へんに、一般会計の繰入金が1億1,000万円ありますけども、これはあれですか、水道の値上げの前提としてはいつ頃から、言っていることは、たくさん減るのかわかっていうことなんですけど、値上げの時期をいつを捉えてこういう計算をしているのか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 繰入金がいつ頃から減っていくのかというご質問でしょうか。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 値上げの時期は6月って決めたんだけど、この計算はいつからの値上げで決めたんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 まだ新料金反映しておりませんので、まだこれは現行料金での繰入額です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 分かりました。それで値上げのことが6月からということで決めましたので、一般会計の繰入は減るといふふうに解釈したらいいんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 当然のことながら7月から収入が増えていきますので、こちらについては減って

いくと予想されます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後2時40分から再開します。

休憩 14時22分

再開 14時40分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、先程の答弁漏れについて町づくり企画課長から答弁させます。

町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 それでは、一般会計の58ページ、地域公共交通対策に要する経費のうち、13委託料。地域巡回バス運行業務委託料についてご質問いただきました件をご説明させていただきます。

この780万円ですけれども、にこにこ号、ほのぼの号、市街線と今までの走っている郊外線でございますが、内訳といたしましては、市街線にこにこ号、市街線は520万円。今までの郊外に走っています線は、260万円という設計をしております。この先につきましては、走行キロで物件費を案分したりしておりますけれども、やはりかかる人件費、市街線は1日2往復、丸々1日拘束ですけれども、在来線につきましては、往復1回1往復のみでございますので、その分の人件費の単価の差を設計いたしました。

○佐藤議長 答弁に対して質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の質疑を続けます。

議案第3号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計予算。

第2条 地方債。

第2条 地方債は、議案の3ページ。

第2表 地方債をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なけれ、議案の最初にお戻りください。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

8番。

○8番 石井議員 まず1点目なんですけど、今回整備されていて、いろいろコンパクト電力が非常にかかってくるのかなと。新電力との関わりをお知らせ願いたいのと、また現在で構わないので、給水

管と言いますか、管が古い部分っていうのが、大体全体の何%ぐらいまだ古い管が通っているのかということが分かれば、お知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 電力量につきましては、基本的にはまだ北電料金で試算しております。と言うのは、実際、ポンプとか機器類の出力量によって料金を算定します。まだ動いてないものですから、実際、動き出してどのぐらいのものがかかるのかっていうのが見えてから、それからさらに民間電力の方を検討していきたいというふうに考えております。既存管と新設管の延長割っていうのは、ちょっと今手元にないので後程回答したいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の369ページ、370ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

371ページ、372ページ。

2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

373ページ、374ページ。

2項農業集落排水事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

375ページ、376ページ。続いて、377ページ、378ページ。

3款公債費。4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ移ります。

365ページ、366ページ。

2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。

3款国庫支出金、1項国庫補助金。4款繰入金、1項他会計繰入金。5款繰越金。

続いて、367ページ、368ページ。
6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑をおわります。

しばらく休憩します。説明員の方はそのまま自席でお待ちください。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 14時47分
再開 15時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、先程の答弁漏れについて施設整備課長から答弁させます。
施設整備課長。

○大戸施設整備課長 今回の統合事業において、新しく埋設した管の総延長なんですけれども、3万9、880メートルです。ただ、既設管の既存の延長がちょっと今つかみ切れてませんので、もしよろしければ総務常任委員会の時にご報告させていただきたいと考えております。

○佐藤議長 答弁について質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 それでは、議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定についてから議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算までの24件を通して質疑漏れはありませんか。
6番。

○6番 岩藤議員 議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてなんですが、聞き漏らしたということなのか僕の認識不足だということなのか、ちょっと分かりません。確認だけということになるかもしれませんが、この後期高齢者医療、今までは基本的に、例えばですね、隣のB町から置戸町に高齢者が来て、置戸町で広域高齢者としての医療を受けたという場合には、置戸町の負担になるっていうことだったのが、今度からはB町の負担になって置戸町の施設に入るという、そういう変更だっというふうに捉えてよろしいですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第21号説明資料の22ページをお開きください。下の真ん中よりちょっと下の時系列の表を見ていただきたいんですが、後期高齢者広域連合の制度は、都道府県が保険者にな

りますので、例えば今回の例で言いますと、訓子府町の後期高齢者の方が置戸町に入って来てですね、運営主体が北海道なので、徴収事務や何か、要は、保険料の徴収事務や何かは置戸町が担当することになりますけども、保険給付や何かは北海道一つでやるので、要は負担増とか負担減ということにはなりません。

今回のケースは、例えば置戸町から青森県の施設に入った場合ですね、に入った場合、国保の場合は住所地特例ということで、その代わり国保の資格を持った者は、青森県の施設に入った場合、その場合は置戸町が、本人は体は青森県の青森町の住所を置くんですけども、置戸町が国保負担すると。ただ、その方が青森県で75歳になった場合、従来は青森県の後期高齢者医療の方に入る形になっていたんですけども、それではそういう施設が多いところは負担が大きくなるので、それは北海道の後期高齢者、広域連合が負担しなさいよということになりますので、保険料は保険給付は北海道の後期高齢者医療が負担すると。同じように、私達保険料を徴収する立場なので、青森県に住んでいる方に、保険料は置戸町に収めてくださいという納付書を出すと、そういう制度になりましたので、徴収する方法も条例で変えますという、今回はそういう形の中身になります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 と言うことは、あくまでもよく報道されているように、東京ですとかそういうところの県をまたいでの一極集中っていうか、そういうものを防ぐというのが目的というふうに考えてよろしいですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 どうしてもそういう施設の多いところにそういう方がたくさん入って来られますので、そうなるとうちでもその町の負担が大きくなっていくので、その負担を是正しようということでの意味でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 160ページ、予算書の160ページなんですが、地方道改修事業に要する経費ということで、実は補正予算の中で4割ほど事業費が国の補助が4割しか交付されなかったということがありまして、予定の距離をおよそ7割程度しか舗装が出来なかったということなんですが、この事業について地域からの要望は、今少しずつ進んでいるんですが、本当にやってほしい場所は、そのもっと先にあるので、また同じことの繰り返しになるのか、いわゆる1,500万円のうちの国が負担するっていうか交付税措置される部分の、それがまた4割程度ということになれば、また距離が短くなるということで、本当に必要なところまでいつになったら辿り着くのかなというような思いがあるんですが、ちょっと自分の住んでいる地域に繋がっているものから、ちょっと心苦しくて聞きづらかったんですが、今後いつになったらどこまでつながるかっていうところがちょっと気になるところで、地域の要望にも応えていただきたいなというふうに思いますので、その辺についてちょっと教えていただきたいんですが。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 できれば延ばしていきたいのはやまやまなんですけれども、やはりなかなか交付

税措置されずですね、29年度では簡易的な補修ということで、わだちぼれのところやポットホール
のところに穴が開いているようなところは、維持っていうか、修繕費の方で、あの路線の先の方をや
らさせていただいたような形になっております。ですので、先行して延ばしていきたいんですけども、
なかなか事業費の方が予算確保できない場合には、そういうちょっとした修繕の方で対応していき
たいと思います。地区の懇談会の時とかでもいろいろ要望聞いてまして、やっていきたい、修繕の方
はこまめにやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 要するに、境野側からの事業は1,000メートル単位ぐらいで、およそ3,000
万ということで、大体今の状況でいくと、あれですよ、100メートル500万ぐらいということ
だから、単価がかなり上がっているので事業費も膨らんで大変かなというふうには思うんです
が、極力何とかその辺頑張ってください、地域の住民の声に応えていただきたいなというふう
に思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 以前、川南側からやったのは、起債事業で実施しておりました。その時には、他
の町債の方が余力はないんでしょうけれども、町債の枠として道路の方に使わせていただいてや
っているものです。こちらについては、交付金を入れてやっていますので、やはり交付金が充
当されれば進捗率が高くなるんですけども、事業の性質上、延長が長いというか何千メー
ター単位で出来るところと、こういうふうな形で何百メートル単位でいかにざるを得ない
というところがありますので、その辺事業の性質上このような形になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 ちょっと確認したいんですけど、さっきの22ページの議案の21号の
関係なんですけども、この問題点の2つ目の方に、75歳到達時等により国保から後期医
療に加入する場合は、適用されないってことなんですけども、これと上段にある、同
一制度の保険者の異動は適用されるけども、こういう場合には適用されないという
ことなんですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 22ページの現行という表というか、図をご覧ください。A県A町、
例えば北海道置戸町の国保を持っていた方が、青森県の青森市の施設に入所された
場合は、国保の資格を持ったそのまま転出、入所された方は、北海道置戸町の国保
に加入することになります。同じように、例えば北海道の広域連合に加入してい
る置戸町の方が青森県の施設に入った場合には、北海道の後期高齢者医療の制
度に加入することになります。ですから、国保から異動した先では、異動前の
国保に加入するということになりますし、後期高齢者に加入していた方が、北
海道の後期高齢者医療に加入されていた方が、青森県の施設に入った場合は、
北海道の保険証を使うということになるんですが、改正後を見ていただくと、
置戸町の国保を持っていた方が青森県の青森市の施設に入った時に、75歳前
ですね、前に入った場合に、置戸の国保を使っているわけですよ。それで、
その方がその施設に入所されて75歳に到達すると、必ずどっかの後期高
齢者医療に加入しなきゃならないことになりま
す。今までは、国保の資格を持った青森県に住んでいる方が75歳になった
時に、青森県の後期高齢

者の医療に入る形になってました。そうすると、青森県にたくさん施設がそういう施設があると、青森県の後期高齢者、広域連合がすごく財政負担が大きくなることになりますよね、それがすごく問題になっていたと。そういう方は、もともと北海道の置戸町にいたんだから、北海道の後期高齢者医療、そのまま北海道の置戸町にいれば75歳になった時に、北海道の後期高齢者医療に加入することになりますから、置戸町の資格を持った国保の人が青森県で75歳になった時には、北海道の負担で保険給付を受けなさいというふうに制度が変わったということです。ご理解いただけただけでしょうか。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 議案第31号の簡易水道の予算について、お伺いしたいと思います。ちょっと科目がどうのっていうことじゃないんですけれども、単純な質問です。4月から供用開始ですよ、簡易水道。それで、新設した管ですとか、あと勝山が先行して新しく始まるんですが、新しい貯水場、配水池、その辺りですね、例えば新規に設置したものについての臭いですとか、そういったものの脱臭だとかっていうのは発生しないのかっていうのがちょっと不安に思っていて、そういうのを抜く期間とか、そういうものっていうのは必要じゃないのかなと思うんですが、その辺りどういうふうに考えてますか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 新しい浄水場で新しいろ過機で現在水はつくっております。つくってまして、それについての水質検査は既に終わっております。全く問題ないという形で結果も得られております。議員のおっしゃるとおり、これから管の洗管、池の洗っていくことになっていくんですけれども、それについて今現在作業を進めているんですけれども、ちょっと予定より遅れ気味になっております。ですので、4月1日という形で、なるべくそれに間に合わせていきたいんですけれども、臭い等そういうことで苦情が出て困りますので、それを完全に終わらせていきたいというふうに考えております。ですので、各家庭に給水する時には、そのようなことがないように心掛けていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定についてから議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算までの24件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第14号から議案第37号までの24件について討論を終わります。

これから、議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定についてから議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算までの24件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定についてを採決します。
議案第14号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第14号 置戸町地域巡回バス運行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

議案第15号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第15号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第16号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第16号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例までの2件を採決します。

議案第17号から議案第18号までの2件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第17号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例までの2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例から議案第20号 置戸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの2件を採決します。

議案第19号から議案第20号までの2件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第19号 置戸町児童遊園地条例の一部を改正する条例から議案第20号 置戸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

までの2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例及び議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例から議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの7件を採決します。

議案第21号及び議案第23号から議案第28号までの7件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第21号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例及び議案第23号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例から議案第28号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第22号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第22号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例を採決します。

議案第29号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第29号 置戸町へき地患者輸送車設置及び管理条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定についてを採決します。

議案第30号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第30号 置戸町有林森林経営計画の設定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算から議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を採決します。

議案第31号から議案第37号までの7件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第31号 平成30年度置戸町一般会計予算から議案第37号 平成30年度置戸町下水道特別会計予算までの7件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成30年第2回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 15時30分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番
